

第七編 教育と文化

母校を巣立って行く中学生



第七編 教育と文化

総説

本年は、日本が明治の黎明を迎えてから、時あたかも百年目にあたる記念すべき年である。この時点において本町における明治以前の教育および学制発布前後の教育、ならびに文化の歴史とその変遷発達のあとをふりかえってみることは、誠に意義あることである。

ここで、われわれは本町の教育と文化を述べるにあたり、学制以前の教育・学制発布以後の家庭教育・学校教育・社会教育・史跡名勝と文化財および文芸と芸術の六つの角度から歴史的に調査研究して、各時代における六部門の様相を記述しようと考えたのである。

それは一面において各時代を通じて流れる。本町町民の教育および文化に対する関心、態度をうかがうことができるとともに、将来への展望の資料ともなり得るであろうと思われるからである。

第一章 本町教育の概況

第一節 概説

本町には、その昔日蓮聖人の身延山入山以来、久遠寺を中心とする名僧の教化があり、また下山に居を構えた穴山氏等のすぐれた文化遺産などがあり、ともに本町々民の誇りとして脈々と伝えられながら、本町教育文化の上に大きな影響を与えてきたのである。

こうした基盤の上に、町当局並びに教育委員会の熱意と適切なる指導等により、各方面における教育が進展充実しつつあることは、まことに力強いことである。

町内における教育機関の主なものを挙げれば、新装なった殿堂に、古い歴史をもつ身延山短期大学および高等学校があり、また峡南地方きつての学園としてその伝統を誇る県立身延高等学校があり、またそれぞれの歴史を有し、地域の教育文化のセンター的役割を果たしてきた町立の五小学校・一分校・四中学校があり、幼児教育機関としては、私立身延幼稚園がある。

社会教育については、身延町中央公民館を中心として、下山・身延・豊岡・大河内の各地区にそれぞれ地区公民館があり、専任社会教育主事または公民館主事を配置してある。なお各地に部落公民館が設置され、社会教育の振興に当たっている。

第二節 身延町教育の基本目標

わが国教育の基本目標と、本町の地域的特殊性に鑑み、本町教育の基本目標を次の如く定め、教育行政のあらゆる施策を講じ、これが達成に遺憾なきを期す。

- 1、大聖日蓮聖人の遺徳とその偉業に倣い、意志鞏固にして、積極果敢、自主性に富み、公正にして実践力ある町民を育成する。
- 2、人間尊重の精神を基調とする。自他敬愛、社会的連帯を啓培し、時所に適應する安全教育の徹底を期す。
- 3、学校、家庭、社会の三位一体観に立つ教育施策を重点として、相互の緊密な連繫による、町教育の調和的進展をはかる。
- 4、学力向上、体位体力の充実、情操の淳化、進道性の啓発に留意し、円満なる人格の育成を期す。
- 5、環境の実態に即し、遠大な理想と公平なる年次計画のもとに、諸条件を整備し、適切な運営と相まって教育の前進をはかる。
- 6、相互の信頼に立ち、和と団結による教育を企図し、その効果を顕し合ふ。

昭和四十四年度努力点

(昭和四十四年四月定例教育委員会決議)

本町教育基本目標と過年度の反省の上に立ち、本年度の努力点を次の如く定め、総力を結集してこれを実践し、本町教育の上に画期的な成果を招来したい。

- 1、地域環境の実態把握につとめ、それに即する人間関係、施設設備の改善と向上をはかる。
- 2、本年度学校教育指導重点を主体的に止揚し、学校並びに地域に即する実践を援助し、教育水準の向上をはかる。
- 3、町長期計画をふまえて、住民の主体性に立つ社会教育の推進をはかる。

4、施設増設計画の推進

5、特殊教育学級開設の推進

6、統合中学校建設構想検討

(昭和四十四年四月定例委員会決議)

第三節 教育委員会

一、教育委員会発足と変遷

戦後新憲法によってうたわれた地方自治の本旨に沿うべく、地方自治制度についての種々の改革が行なわれ、教育の物的管理、人的管理、運営管理を地方公共団体が担当することとなり、各種の法律が制定された。ことに、その原則を明確に打ち出したのが教育委員会法であり、教育委員会の設置によって新体制が実施されることになり、教育行政における地方自治の理念は、昭和二十三年、教育委員会法が制定され、更に、昭和二十七年十一月、全国の市町村に教育委員会が設置されて、はじめて実現されたといふことができる。

本町の前身である、下山村・身延町・豊岡村・大河内村においてもそれぞれ二十七年十月、教育委員の選挙が行なわれ、昭和二十七年十一月一日教育委員会がそれぞれ発足した。

教育委員会の構成は、公選による任期四年の委員四名に、議会議員より一名が加わり、教育長は別に任命された。事務局は各町村とも教育長と書

歴代教育委員一覧表

氏名	年代	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年
		望月 惟臣																
望月 優雄																		
望月 嘉作																		
佐野 為雄																		
望月 正明																		
中里 日応																		
古谷 栄一																		
藤田 高重																		
赤松 善明																		
藤田 喜太郎																		
栗冠 義朝																		
清水 文信																		
松田 寛																		
望月 義雄																		
千頭 和政義																		
佐野 治郎																		
松野 大治																		
久保 光明																		
望月 富斎																		
中村 十郎																		
佐野 長治																		
望月 宗三郎																		
伊藤 亮造																		
林 是幹																		
遠藤 久雄																		
市川 清																		
望月 栄																		
依田 直義																		
鮎川 太郎																		
鴨狩 庸雄																		
鈴木 武重																		
内藤 寿々恵																		
白滝 清治																		
遠藤 誠																		
鈴木 正己																		
鈴木 富治																		

(注) 44年望月栄退任・井上一治就任

記一名によって構成された。昭和三十年二月十一日、町村合併により、新身延町誕生と同時に、旧町村より各一名および議会選出一名の教育委員が、新身延町の教育委員となり、他の委員は退職し、新教育委員会が発足した。

昭和三十一年九月、教育委員会法が改正され、同年十月一日より新しい教育委員会が発足した。新委員会の委員五名は議会の同意をえて町長が任命し、教育長は、委員の中から県教育委員会の承認をえて委員会が任命することとなった。

二、教育委員会の活動

地方公共団体が処理する教育、学術文化に



教育委員 (昭和44年8月現在)

関する事務は極めて広範多岐にわたるものであるが、これら教育関係の事務については、その政治的中立を維持するということが強く要請されるものであり、また事の性質上、行政の安定が必要とされるので、その運営には各委員の調和と連携を保ち、所轄行政庁の助言を得ながら地域性を生かし、民主教育の確立をはかり、教育の中立性を堅持し、学校の管理、教育予算の要求、教員人事、社会教育の施策の指導等教育全般にわたる行政を行なってきた。

特に合併後の教育委員会は、施設、設備の充実に意をつくし、下山中学校舎・身延小中学校・豊岡小中学校・大河内中学校の屋内運動場・下山中学校・大河内中学校・身延小学校・帯金小学校のプール、身延地区公民館豊岡地区公民館・下山地区公民館の建設を行なってきた。また特筆すべきは、学校給食の実施である。昭和三十五年、下山小学校、豊岡小中学校を初めとして三十八年度まで四力年で管下小中学校全校に完全給食を実施し、児童生徒の体位、体力の向上と食生活の改善につとめてきた。

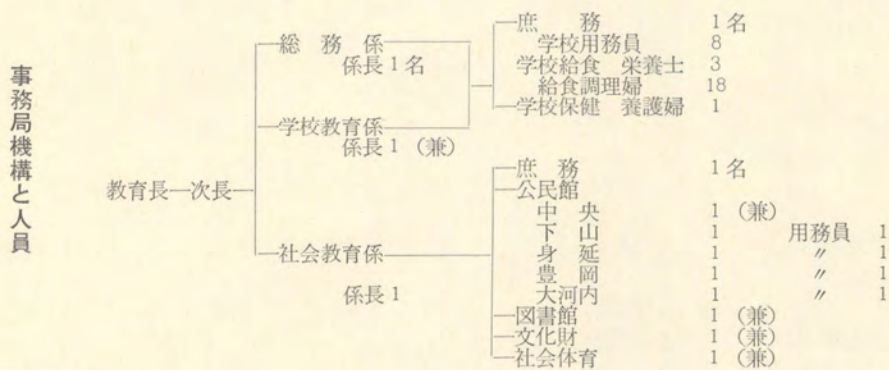
また、昭和三十四年の台風七号には、管下小中学校が大災害をこうむり特に豊岡中学校校庭が流失、復旧途上において、台風十五号で再度流失するという災害をうけたが間もなく復旧した。
更に各種の条例・規則・規程を定め、物的・人的・運営の管理を行ない、近代的教育の振興に尽くしてきた。

三、事務局

教育委員会発足と同時に事務局が設置され、教育長の指揮監督のもとに教育事務に従事して来た。町村合併により事務局も統合され、身延小学校内に事務局をおき、執務して来たが、昭和三十五年、役場内に移転した。

歴代教育長

氏名	年代	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年
網野 正		—																
佐野 国太郎			—															
近藤 藤十郎			—															
佐野 源治				—														
大沢 幸房			—															
古屋 金吉				—														
若林 孝義			—															
鮎川 省三				—														
中里 日応							—											
遠藤 誠															—			



第四節 家庭教育

家庭教育は社会教育の一環をなすもので、これを定義づけると「家庭教育は、家庭を場として、家庭の人々相互の間に行なわれる教育である」ということができる。家庭教育は各自の家庭で、それぞれ行なわれているわけであるが、最近では三歳児教育とか、入学前児教育とか、幼児教育の重要性が叫ばれるようになってきた。家庭教育の振興のため本町では、家庭教育学級や、青少年のための町民会議等で種々計画実施している。

一、家庭教育学級

家庭教育の振興をはかり健全な子どもを育成するためには、近代社会における家庭の意義、家庭の機能とその教育的役割りについて、両親等の自覚を促し家庭教育に対する自信を深め、その実践を充実することが必要である。

このために、家庭教育に関する学習を目的とする「家庭教育学級」を、昭和三十八年文部省が計画し、各府県にモデル学級を設置し普及につとめ、各小学校を単位として学級を開設するよう奨励した。身延町においても、昭和四十一年度から下山・身延・豊岡・大河内の四地区に連年開設している。

なお家庭教育振興にあたっては公民館を中心に、PTA・婦人会・青年団等その他各種社会教育団体等と連携をはかり、地域全体の体制を整え、家庭教育環境の整備充実に努力することが望まれる。

二、青少年のための身延町民会議

田辺知事は、盛りあがる県民の総意を集め、行政と民間との連帯感に立って、青少年のための県民会議を設けた。会議は「明るい家庭十二の実践項目」を定め、「家庭の日」を設け、「家族会議」の開催等の推進につとめている。

本町においても、昭和四十三年七月「青少年のための身延町民会議」が結成された。

「家庭の日」

(趣旨)

家庭は私たちの生活の基盤であり、特に子どもを育てる大切な場である。健康で明るい青少年育成は、まず楽しい家庭づくりからはじめねばならない。

そのため、全県民が青少年のかぎりない成長を願って、家族の団らんにつとめ家族全員の意志の疎通、感情の融和をはかり、相互に話し合いと協力の心を培う契機とするため「家庭の日」を定め、全県下の家庭が積極的に実施するよう、広く県民運動として推進しようとするものである。

(実施日)

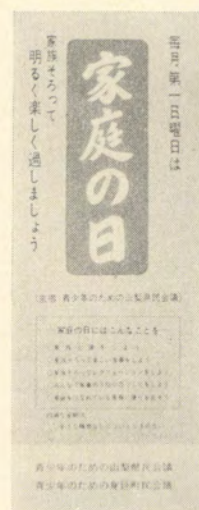
毎月第一日曜日(昭和四十三年四月より実施)

「家庭の日」実践例

1、家庭みんなで話しあう。

○家族みんなで、それぞれの経験や希望など語り合い共に励ましあう。

○きょう一日の出来事や、日頃思っていることを話しあう。



「家庭の日」のポスター

○テレビを見たり本を読んだりして感じたことを話しあう。

○仕事などで遠方にいる人、家庭

編 成 状 況

(昭和44年5月1日現在)

5 年			6 年			計		合 計	学 級 数	教 職 員 数		
男	女	計	男	女	計	男	女			男	女	計
28	23	51	27	32	59	125	140	265	9	6	5	11
51	41	92	50	46	96	295	252	547	15	8	10	18
15	13	28	18	12	30	93	66	159	6	6	2	8
5	3	8	6	5	11	27	14	41	3	1	2	3
20	16	36	24	17	41	120	80	200	9	7	4	11
12	10	22	15	12	27	70	67	137	6	4	4	8
18	12	30	12	13	25	65	69	134	6	5	3	8
129	102	231	128	120	248	675	608	1,283	45	30	26	56
						91	80	171	6	10	2	12
						147	124	271	8	12	2	14
						54	50	104	3	5	2	7
						118	115	233	7	10	2	12
						410	369	779	24	37	8	45
			小 合	中 計		1,085	977	2,062	69	67	34	101

- をはなれている人と便りを出しあう。
- 「母と子」「父と子」の二十分間読書などを行なう。
 - 日課を決めて規則ある生活をする。
 - 旅のエチケット、人をたずねる時のエチケットなどを話しあう。
 - 交通事故防止、健康の増進など身近な問題を話しあう。
 - 2、家族みんなで楽しみあう。
 - みんなで歌い、みんなで遊ぼう。
 - 楽しいふん囲気のなかで、豊かな情操を養う。
 - 家族そろって夕食を楽しむ。
 - 家族そろって自然を楽しむ。
 - アルバムの整理をして、楽しみを分かちあう。
 - 老人にプレゼントをする。
 - 家庭ゲームを楽しむ。
 - 親しい人の合格就職を祝う。
 - 3、家族みんなで力をだしあう。
 - みんなで恵まれないこともや老人とともに、楽しい時間をもつようにする。
 - みんなで家の内外の掃除をする。
 - 力を出し合って部屋の掃除や花づくりなどをする。
 - となり近所の人と協力して、道路や下水などをきれいにする。
 - みんなで家事の分担をする。
 - わが家の防止(火災、盗難等)対策を立てる。
 - 親の仕事、子どもの進学など、みんなで理解しあって協力する。
 - 家族そろって日曜大工をする。
 - みんなで不用品、汚物の処理をする。
- 子どもの意見や発案をとりあげ、同時に親の考えや願いを知らせるなど、相互の理解と精神的結合を深め、また楽しいレクリエーションで喜びをともにし、みんなで力を出し合って家族を中心としたよい環境を作り明るく健康な家庭を築くものとするが、具体的にはつぎの「みんなでつくる明るい家庭十二の実践項目」を実践するよう期待している。
- 1、おたがいに「おはよう」「おやすみ」「ありがとう」を言おう。

小 中 学 校

学年別		学校別		1 年			2 年			3 年			4 年		
		性別		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小 学 校	下	山	14	20	34	19	18	37	22	24	46	15	23	38	
		身延	57	39	96	48	38	86	47	41	88	42	47	89	
	豊岡	本校	10	7	17	18	11	29	16	12	28	16	11	27	
		清子分校	7	0	7	1	3	4	3	1	4	5	2	7	
		計	17	7	24	19	14	33	19	13	32	21	13	34	
	帯金	11	6	17	6	13	19	14	10	24	12	16	28		
	大和	11	13	24	3	11	14	12	5	17	9	15	24		
	計	110	85	195	95	94	189	114	93	207	99	114	213		
中 学 校	下	山	29	30	59	33	22	55	29	28	57				
	身延	51	45	96	45	35	80	51	44	95					
	豊岡	25	14	39	12	16	28	17	20	37					
	大河内	28	38	66	36	39	75	54	38	92					
	計	133	127	260	126	112	238	151	130	281					

第五節 学校教育

- 2、おたがいにその日の予定を知らせあおう。
 - 3、家庭の仕事は家族みんなで分かちあおう。
 - 4、おたがいに約束したことは実行しよう。
 - 5、親は子に、子は親に愛情がすなおにつたわるようにしよう。
 - 6、みんなで花をつくり花をかざろう。
 - 7、でかけるときはおたがいにその行く先を知らせあおう。
 - 8、お客やお友達は、みんなで気もちよく迎えよう。
 - 9、夕食は家族そろって楽しく食べよう。
 - 10、親子いっしょに良い本をよんで話しあおう。
 - 11、家族そろって遊びや合唱などをしよう。
 - 12、きょうのできごとをおたがいに話しあおう。
- (モデル地区の指定)
- 昭和四十三年度は波木井三区をモデル地区に指定して「明るい家庭づくり」のテーマのもとに、育成会を中心に各家庭の協力を得て、一年間研究を続け、昭和四十四年二月研究会を開きその成果を発表した。
- なお昭和四十四年度は相又下区を指定した。

本町にはそれぞれ九十有余年の伝統を有し、国民教育機関として大きな役割を果たし、地域文化の向上に貢献してきた下山・身延・豊岡・帯金・大和の五小学校および豊岡小学校清子分校と、六三制実施に伴い、昭和二十二年四月創設されてより二十年間の間に飛躍的に充実し、前期中等教育に大きな成果を挙げている下山・身延・豊岡・大河内の四中学校とが、町政の一貫した教育重点施策と、地域住民の理解と協力に支えられながら、施設の整備とともに内容の向上がはかられている。

なお現在身延・豊岡・大河内の三中学校を四十五年度に統合することが決定している。

中学校卒業生進路状況 (昭和四十一年度～四十四年度)

年度	卒業者数		高校進学者数		就職者数		家事従事者数	
	男	女	男	女	男	女	男	女
四一	153	144	111	90	41	54	1	0
	%		%		%		%	
	297	201	201	95	95	1	1	1
四二	154	146	102	109	52	35	0	2
	%		%		%		%	
	300	211	211	87	87	2	2	2
四三	134	136	101	98	32	37	1	1
	%		%		%		%	
	270	199	199	69	69	1	1	2

学校教育費 (昭和四十一年度～四十四年度) 予算額

学校名	四十一年度		四十二年		四十三年		四十四年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
豊岡小学校	七九八	六六六	一、一一二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	
豊岡中学校	二、三六一	三、〇七一	二、一四八	二、一四八	二、一四八	二、一四八	二、一四八	
身延小学校	二、六一九	三、五三六	四、一〇七	四、二八一	四、二八一	四、二八一	四、二八一	
下山小学校	二、五八三	三、三三六	三、二〇二	三、一四四	三、一四四	三、一四四	三、一四四	
帯金小学校	一、五九八	一、九七三	二、五三八	二、四六四	二、四六四	二、四六四	二、四六四	
大和小学校	二、一六三	一、八七七	二、四八二	二、三三五	二、三三五	二、三三五	二、三三五	
下山中学校	二、二四二	三、三九九	二、五四六	三、二六七	三、二六七	三、二六七	三、二六七	
身延中学校	四、八一〇	三、〇五七	四、〇二八	四、三七五	四、三七五	四、三七五	四、三七五	
豊岡中学校	一、五七九	一、八四四	一、六一一	二、〇九七	二、〇九七	二、〇九七	二、〇九七	

大河内中学校 二、四七六 四、〇四九 二四、八三一 四、一三一

昭和四十四年度教育費 予算額

教育費総額	予算額	教育費総額に 対する百分比	一学級当り	児童生徒一 人当り
教育費総額	六〇、六二七	一〇〇%		
教育総務費	五、六一六	九		
小学校費	一五、五六〇	二六	三四五、七七七円	一一、一一八円
中学校費	一三、八七一	二三	五七七、九五八	一七、八〇六
社会教育費	一八、〇一九	三〇		一町民一人当り 四七一円
社会体育費	七、五六一	一二		

第六節 社会教育

一、社会教育の概況

明治五年にしかれた学制により、学校教育は日進月歩の勢いで進歩していった。社会教育は学校教育よりやや遅れたが、通俗教育とよばれようやくその緒についた。

大正年代に入り社会教育とよばれるようになり、昭和に入り次第に活発になっていったがやがて第二次世界大戦となり、国の行政機構はすべて決戦体制に切り替えられ、社会教育も実質的にはまったく停止し、やがて敗戦とともにその姿を消してしまつた。

敗戦後社会教育はいち早く再開されたが、昭和二十四年社会教育法制定により、法の裏付けを得て社会教育運営上甚だ強い推進力となつた。当時

の豊岡村では早くも昭和二十五年に公民館を設置した。下山村では昭和二十七年に公民館を設置し、翌二十八年には運営よろしきを認められ、準優良公民館として県教育委員会から表彰された。身延町・大河内村でもこれと前後していずれも公民館を設置してそれぞれ活動を開始している。

昭和三十年には、身延町外三カ村が合併して身延町となった。合併後の社会教育はしばらくは遅々としていたが、その後社会教育に関する条例や規則が制定され、これに従事する人的条件も次第に整備され、また町民の自覚により公民館を中心に活況を呈するに至った。

現在町内には中央公民館一館・地区公民館四館・部落公民館三十六館があり、それぞれ町・地区・部落の文化センターとしての役割りを果たしている。公民館も合併当時は既設建物を利用してしたが、昭和四十年から年次計画により、次第に改築・新築され漸次面目を一新しつつある現状である。なお身延公民館に併設の町立身延図書館がある。

社会体育施設としては各地区に屋内運動場・プール等が設置され、体育指導員の指導により、各地区とも社会体育についても近時著しい進展を見せている。

一方社会教育関係団体として身延町体育協会・身延町文化協会・身延町婦人会・各小中学校PTA等をはじめ、数々の団体がありそれぞれ独自の活動を展開している。

本町は土地から史跡・名勝・天然記念物・美術工芸品が多く、また古来より文人墨客の来訪もあり各種文化財に富んでいる。この方面の調査・研究も文化財審議会を中心に、町誌編纂を機会に幅広く進んでいる。

すでに町章・町の花・町の歌も制定された。今後の問題として県立図書館分館誘致・中央公民館・文化会館・青少年の家の設置、各種社会教育施設の設備の充実、社会教育関係団体の自主的活動等により、最近著しい進歩を示している本町の社会教育を、さらに大きく発展向上させて行きたいものである。

なお昭和四十四年度の社会教育関係予算は次の通りである。

当初町予算額	三六〇、七二七、〇〇〇円
教育費総額	六〇、六二七、〇〇〇円
社会教育費総額	二五、五八〇、〇〇〇円
内 訳	三、三五七、〇〇〇円
保健体育費	七、五六一、〇〇〇円
公民館費	一四、六六一、〇〇〇円
人件費、施設費を除いた人口一人当り予算額	二七〇円

二、社会教育の意義

社会教育は地域社会、職域社会等、社会環境を背景として行なわれる教育であって、学校教育の法制に基づいて、学校で行なわれる教育以外の、主として成人に対して行なわれる、すべての組織的教育活動をいうものとして定義してよいであろう。

ある人はこれを「社会が社会によって、社会を教育する所の教育」であると定義しているが、要するに社会という人の結合・集団・相互関係を背景とする相互教育であり、諸種の施設や機関を、自由に選択利用して行なう国民の自己教育であり、また社会環境の中から、自ら抽出される環境教育であり、また生涯教育でもある。

教育基本法の第二条は、教育の目的が「あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」として、教育が学校教育以外の分野に広く、その内包外延を持つべきことを示唆しているが、実に社会教育は、その内容も、主体対象も、手段方法も複雑多岐にわたり、不特定広汎であり、融通性機動性に富み、学校教育のように組織的形式的でなく、固定的閉鎖的でないことを特徴としている。まずその内容としては、政治・経済・宗教・文化・産業・科学等各般にわたっている。その主体は、いわゆる教育者のみならずむしろ実社会生活に活動する、農工商業者・芸術家・文化人・思想家・宗教家等すべての社会人がこれを担当すべきであり、その対象は、一般成人の中でも婦人層・青年層・労働者層高齢者層等に重

点がそがれ、また学童生徒も校外生活においては、社会教育の対象となり、幼児は、家庭教育の主たる対象とされている。

社会教育の手段方法に至っては、講義によるもの、視聴覚器材を利用する方法、その他あらゆる図書や文化財を活用し、文化機関が側面的に協力するものなどがあげられる。

社会教育施設としては図書館・博物館・公民館の外、学校施設もまた社会教育に利用され、その他あらゆる教育施設は、すべてに同時に社会教育施設としての役割りを果たしつつある。社会教育の具体的形態を大別すると、かつては、学校を媒介とするものを第一としたが、次第に図書館・博物館・公民館を中心とするものになって来た。

特に公民館は戦後あらたな構想のもとに、郷土的色彩と、民主的組織とを総合的な方法で取り入れて運営する文化施設として、重要な社会教育の場である。

また各種の、自主的な民主団体組織の運営を通じて行なわれる教育形態もある。

次に社会教育の方法として、

第一は講義の様式から討論の形式へ、第二は解説の方法から視聴覚教具利用へ、第三は指導の方法から助言的方法へ、第四はレクリエーションによる相互教育への四つが新しい傾向としてあげられ注目されている。

第二章 学制以前の教育

第一節 概 説

時代的にみるに、奈良・平安時代約五百年間は、形式の上では教育制度が始めて整備された時代であり、内容の面では教育の実質が、ほぼ整頓された時代である。

しかしながらその教育は、主として貴族や上流階級の子弟を対象として行なわれたもので、中流以下の庶民の子弟には及ばなかったのである。

庶民の教化は一般教育においても、社会教育においても、わずかにその萌芽をみるに過ぎなかったのである。当時の都には大学・国学などが設けられたが、これらは官吏養成の目的をもって、その子弟を収容して教育することを本体としていた。

私学・家学においてもまた権門・勢家の子弟を対象とした教育を行なっていた。

当時の都から遠く離れた本町にはその跡がみられない。

鎌倉・室町および戦国時代四百年間は、武士道が発達した時代であり、武士の子弟を対象とした教育は盛んに行なわれたが、一般庶民の教育はあまり顧みられなかった。その頃にあった藩校や各種の私学の教育の対象者は武家の子弟に限られ、百姓町人には学問は不要とされていた。

特に女子には学問は用のないものであるという思想が濃かったので、本町のような農山村にすむ者で教育を受けるなどということは、ほとんど考えられなかった。

江戸時代となり、徳川氏が甲斐の国を所領するようになってから、地理的に甲斐が江戸に近接していることや徳川幕府の直轄地であったこともあって、江戸文化の影響を受けてようやく甲斐の中央の地甲府に官学徴典館ができ、地方には郷学・私塾が勃興した結果、庶民の教育機関として寺子屋や私塾が漸時発達して、將軍家斉時代の文化年間以後から幕末までに、本県においても二百四十有余を数えるまでに発達したのである。

この時代風潮に順応して、一小村であった本町にも文化以前（一八一〇）頃から寺子屋・私塾が神官・僧侶および斯道の志のあるものを師匠として存在し始めたのである。

しかし、実際にこの寺子屋や私塾の教育を受けたものは、一般村民の子弟ではなくて一部富裕家庭の子弟に止まったのであった。

更に社会教育の面よりみると、明治維新以前はもちろん明治初期になっても、現在のような社会教育機関による社会教育の行なわれた様子はみられない。

この時代の社会教育は劇場・神社・寺院等を教育の場として行なわれていたのである。

ここで本町の特色として日蓮聖人が文永十一年五月十七日の身延入山の機として、久遠寺を中心とした聖人およびその弟子等の僧侶による教化

は、この時代の本町町民に相当の影響をあたえたものと考えられる。

第二節 寺子屋私塾

一、本町における寺子屋、私塾の状況

本町で開設された寺子屋・私塾は多くの文献と町内在住の古老を通じての調査によると、次に掲げるとおりである。その個々をみるに、それぞれ異色のある経営、維持がなされている。

しかし、その教育の対象者は一般庶民の子弟とはいっても、実際は一部篤志者の子弟であり、そこに学んだ子弟の数は多いところで六十余名、少ないところで二十名位であった。

このうち女子の数は、どこをみても極めて少なかったのである。

資料の収集にあたり、町内に度々火災があったことや経営者の子孫が他府県へ転居したり絶家したものがあつたりして、その詳細を知ることができない箇所があるのは誠に遺憾である。

本町における寺子屋、私塾一覧表

名称	経営者	所在地	教師	生徒	謝儀	学科	教科書	開塾	廃塾	職業	備考
古山堂	佐野正熹	下山仲町	一	男三〇 女五	東儀定めなし 謝儀二朱より	読書習 字和算	寺小屋本 書	嘉永三 （一八五〇）	明治四 （一八七二）	農	現戸主 国太郎曾祖父
一之宮	稲葉希遊	町下山大工	一	男二五 女六	東儀定めなし 謝儀二朱より	読書習 字武道	寺小屋本 書	弘化四 （一八四七）	明治六 （一八七三）	神官	現戸主 政之曾祖父
園松亭 （浅草堂）	松木東宣	下山仲町	一		東儀定めなし 謝儀農産物	読書習 字書	寺小屋本	天保の頃		医師	現戸主 豊寿四代前祖父

空欄—不詳箇所

中田屋塾	望月幸左衛門	鴨狩延久	清水為久	遠藤五平	武田栄六	佐野豊之丈	田中見竜	池上重兵衛	石川嘉平	石坂順武	早川貞哉	望月潔	山本虎道
	大河内金	豊野岡	豊根岡	豊小田船原岡	相豊又岡	橋身町延	身延	身延上町	町下山大工	下山仲町	下山山額	下山山額	下山新町
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
	男三 女五	男二 女一〇	男三 女三〇	男二 女二〇	男二 女二五			男六 女八〇	男一 女八〇	男二 女〇〇			
	東脩定めなし 年末に至り応 分の謝儀あり	同右	東脩十五銭 謝儀三十銭	同右	東脩十銭 謝儀二十五銭	同右		東脩定めなし 謝儀十二銭一 厘	同右	東脩定めなし 正月農産物	同右	同右	東脩定めなし 謝儀農産物
	珠習読 算字書	習読 字書	算習読 術字書	習読 字書	筆習読 算字書	習読 字書		習読 字書	和算	習読 字書	和習読 算字書	習読 字書	和習読 算字書
	寺小屋本 四書五経 文選	寺小屋本	寺小屋本 四書	同右	寺小屋本	寺小屋本		寺小屋本	寺小屋本	寺小屋本	寺小屋本	寺小屋本	寺小屋本 四書
	万延元 (一八六〇)	文久三 (一八六三)	安政一 (一八五五)	万延元 (一八六〇)	万延一 (一八六一)	三代前より		弘化一 (一八四五)	同右	同右	慶応の頃	同右	慶応の頃
	明治四 (一八七二)	同右	同右	同右	明治五 (一八七二)	文化元年 (一八〇四)		明治四 (一八七二)			明治五 (一八七二)		
	農業商	農	農	農	農	農		商	農	農	医師	酒造業	僧侶
	現戸主愛次(名古 屋在住)の曾祖父	現戸主 芳信曾祖父	現在子孫 青森県在住	現戸主 美章の曾祖父	現戸主栄六の曾祖 父、栄六(東京在住)	現戸主直三 曾祖父	孫を見寄という 継業二世にて絶ゆ	現戸主 池上静曾祖父	現戸主 石川恒雄祖父	現戸主 石坂鳳児曾祖父	奥州三春藩士 子孫不明	現子孫は 神戸在住	竜雲寺住職および 山本智乗の師匠

前記のもの以外に自宅に近隣の子弟を集めて私塾を開設したものとして、山梨県志編さん会発行の私塾寺小屋に大河内村の伊藤政十郎、片田傳三郎、市川重門、鈴木平左衛門、滝川得平、松野武兵衛、佐野祥友等の名が見えるが詳細はわからない。

二、寺子屋、私塾の教育の実態

先に記した寺子屋、私塾の教育の実態を要約すると次のようであったと



延橋町の寺子屋師匠佐野豊之丈の供養のため、筆子一同が文化元年（1804）に立てた墓碑（惣筆子建之の文字が見える）

考えられる。

（一）寺子屋・私塾の師弟関係

教師のことを「師匠」とよび、就学する児童を「寺子」又は「筆子」とよんだ。

師とは単に知識や技能を授けるという以上に人格的な指導者という高い意味をもち、師の恩は親の恩にまさるとされた。

師弟の関係は絶対的で一たん結んだ以上は生涯消えないとされた。

師は弟子を温情で導き、弟子は師に対して献身するので、その関係は現在の教師対生徒の考え方とは全く違った一種の身分的なものであったと解せられる。

寺子屋の師匠になるには学識素養さえあれば特別の資格はいらなかった。

おそわる方も個人目的だったのである。

第二章 学制以前の教育

就学する目的は無知文盲では役に立たないという実生活上の必要からであった。

（二）師匠の学識素養

本町の寺子屋・私塾の師匠をみるに下山に穴山氏の居館のあったことや身延に隠棲した日蓮聖人のおひざもとで教化を受けたこともあって、医師・僧侶・神官および文筆にたけた篤学の人々等とまことに多士濟々である。

その学識は祖先から教えられたものもあれば、自力で修めたものもある。

国学より漢学を多く学び、四書・五経・日本外史・十八史略などを修めたものが大部分である。

医師は支那の医術の本である正漢論を、神官は古典・礼法・歌学などを修めたのである。

（三）寺入りの儀式および束脩謝儀

寺子屋または私塾に入門することを「寺入り」といって「寺入り」の時は、両親が付添い束脩という現金を包んで祝儀を差し出した。

（金額は師家では定めていなかったものが多い）この外蒸し物を重箱に入れて持参した。（蒸し物とはアンピンまたは赤飯等である）

謝儀としては一年間に金二朱より金一分位を現金で出したものもあれば、盆、正月に農産物を納めたものもあった。（参考）金一朱は六錢二厘五毛であり、金二分は二十五錢にあたる。

一分は一朱の四倍である。

（四）就学の状況

本町の寺子屋・私塾に就学した児童数は前記の通りである。

その多くは通学であり遠方よりのものは寄寓したものも少しはあった。

就学者は一般に生活に余裕のある家庭の子女が多く、他の者はあまり就学しなかった。

就学者の少ない理由は多くというは家計の状態からきたものであり、また、当時は教育尊重の念が薄かった理由もあった。

年齢は六・七歳から十三・四歳位までが普通で学習期間は五年ないし八年のものが多かった。

(五) 設 備

教室は大い自家の一室をあて、すべてたたみ敷きの部屋を使い、机、文庫などは「寺入り」の際に家庭から持参したものが多く、極めて簡単な設備であった。

机の配置は師匠の席は正面にあって、それに向き合って前面と左右に寺子の机をおいた。

男女は学習は一緒にするが席は別々になっていた。習字の道具・用紙などは毎日持参していた。

寺子屋はワン ルーム・ワン ティーチャー (一部屋・一教師) システムと呼ばれる世界でも珍らしい児童教育の方法であった。

(六) 学科、学習内容および方法

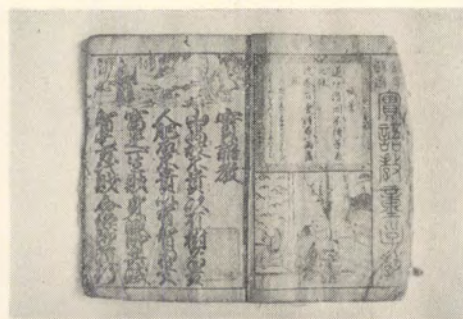
教科書は大部分の寺子屋が寺子屋本を使った。寺子屋本にはいろは・名頭字・是非短歌日用文章・実語教・国尽・郷尽・商売往来・消息往来・古状揃・庭訓往来の類などがあつた。

寺子屋本の例

進んだところで四書・五経・十八史略・左伝・唐宋八家文などを教えた。

(四書とは大学・中庸・論語・孟子の総称であり五経とは易経・書経・詩経・春秋・礼記の総称である。)

学習の進め方は、はじめ「いろは」から入り、次いで平仮名交り手本を



寺子屋本の一例



寺子屋本の一例

授け、片仮名に移り、やがて常識的な名頭字・村名尺等の語集に入り、日常生活に必要な文筆を授けるといふように、易から難へ、簡から繁へ進むといった学力の進歩に即応した方法を用いた。

毎月一回手本のおさらいがあって、その記憶の度合いをテストした。

習字は春と秋との二回「席書」を催して文字の優劣を調査した。

「七夕」や「書初め」などもやった。

なお一年一回大試験があつて一年中学習したことをテストしてその成績を評価した。

(七) 日 課

毎日午前八時頃から午後二・三時頃までが日課であり、授業は一日六時間位であった。午前中は読書・和算が主であり、午後は習字が普通であった。

学習方法はめいめいの自習学習であった。

この自学をする間に師匠は二、三名ずつを自分の机の側に呼び出して読

み方を教えてやったり、字を直してやったりした。

休業は年末、年始の休み、毎月の一の日・十五日・二十五日および五節句、(一月七日・三月三日・五月五日・七月七日・九月九日)盆、祭礼時などで今の夏休みのような長期間の休業はなかった。

私塾の中には毎日通学させるのでなくて、農閑期だけ勉強を教えるものもあったのである。

(八) 経 営 維 持

東脩は親の自由にまかせて多くの師家では定めていなかった。全くの私設のもので幕府から何等の干渉も受けなかり、どこからも補助金など全然なく大方自費でやっていたものである。

謝儀なども少ない額であり農産物を納めるのも各人の応分にまかせたので、当時の小農村であった本町の家庭からの納め品も、たいしたことはなかったようである。

従って恒産のあるものは別として、全体的にみて経済は豊かなものではなかったのである。

三、寺子屋私塾の影響

明治五年(一八七二)に学制が發布されるまでの教育は以上のような状態であった。

その歩みは稚拙であったが、日本が現在世界に劣らない教育の充実した国になったのは、明治以後急に始まったことでなくして、すでに徳川時代にその基になるものができ上っていたのである。

いま、われわれは、あらためて先人の苦心のあとに感謝したいと思う。

第三章 家庭教育

第一節 概 説

人間にとって家庭の歴史は古く、石器時代の遺跡を発掘してみると、そうした時代にもう家庭を作っていたことがわかる。

奈良時代になると、その実情を歌って「伏慮ふせいろの曲慮まじいろの内の直土ひたつちに、藁解わらげき敷きて、父母は枕の方に、妻子めこどもは、足の方に囲み居て」と万葉にある。こうした人々が、どのような心情によって、家庭生活を続けて来たか。「父母を見れば尊し、妻子見れば、めぐし愛あいきし、世の中は、斯くぞ道理」とあるように、父母を敬い、妻子を愛するのが、家庭生活の原則であったことが知られる。子供への愛情を強く歌った、「銀も万も玉たまも何せむにまされる宝たから 子にしかめやも」や夫婦の愛情を物語っている。「我が妻は、いたく恋ひらし 飲む水に影さへ見えて 世に忘れず」などはあまりにも有名である。

平安時代になると、色々の文献が出されて、家庭生活が明らかにされているが、家庭が人間にとって最も基本的なものであるという考え方には変化はなかったようである。

しかし貴族は早婚、日の吉凶、お産の恐怖、お七夜、元服、還暦、米寿等人間一生通じての、興味深い行事がうかがわれ、庶民生活も相当複雑になって来ているようである。武家時代になると封建性が確立され、親孝行と祖先崇拜が道徳の規範とされた。「しつけ」という言葉は鎌倉時代になって、特にやかましく使われている。この時代の「しつけ」は、礼儀作法

のことであった。武士の家庭は、清らかであるが、しかつめらしく、すべて礼儀作法で割り切っていた。また家庭内の上下の秩序の觀念はきびしく家長に次いで長男の權威が重んぜられた。これは長男が惣領として、一族一門を率いて將軍に奉公するという、封建社会の組織の根本をなしていたからである。

なおこの時代の武將は家訓というものを持っていた。武田信玄の弟信繁の家訓は、その一条に「武田家の主人である信玄様に対し奉っては、後々の代まで謀反の心を起すことがあってはならぬ」と戒めている。この家訓によって、家庭は社会へ出る者に、重要な教育を施したわけである。当時の庶民は支配者である武士に仕えるために、一切を生産しなければならなかった。もともと自ら生産し、自ら生活する家庭は生産の場であつたわけであるが、農家の構造や、手工業者の家庭を見ると、そのことがわかる。概して武士の家庭には愛情が乏しく、庶民の家庭には、しかつめらしさはなかつたが、理性が乏しかつたようである。

明治になって、西欧の文化が輸入されると、日本人は新しい家庭の生活を知るようになり、都会では文明の名の下に家庭を改良して、西洋風の家庭生活をはじめた。しかし、日本の態勢は学制頒布以来七十年、家を国家の単位として全体主義をつみ上げ、遂に太平洋戦争を引き起してしまつた。

未層有の犠牲を払って、敗戦の焦土の中から発見したものは何であつたか、それは人間の発見である。家のために人間があるのではなく、人間のために家庭があるのである。しかも、人間の生涯離れることのできない家庭なのである。

家の制度を廃止され、新しい家庭を作ることの一切がわれわれに与えられた。われわれの手によって、新しい日本の家庭を作らねばならない。新しい家庭を作る人、その人を作ることが、新しい家庭教育である。

(付・新しい時代の家庭の特徴)

家庭は社会の最小単位であるが、戦前、戦中、戦後とその機能や形態が

著しく変わってきている。今後の家庭も一層その変ほうの歩度を早めていくにちがいないが、その主な特徴をとり上げて見ると、

- 1 家庭の機能に大きな変化がみられること
- イ 生産機能が衰え消費機能の場となつてきていること
- ロ 慰安娯楽の機能が失われてきたこと
- ハ 医療の機能が失われてきたこと
- ニ 教育の機能が大きく変わつてきたこと
- ホ 祭祀の機能が失われてきたこと
- 2 家族構成が小規模になつたこと
- 3 家風がつけられず、愛郷心がうすれてきたこと
- 4 アパート式家庭が急速にふえてきたこと
- 5 親子の接触の度合が薄れてきたこと
- 6 父の座が薄らぎ一家の支柱が母にうつつてきたこと
- 7 近隣の連帯感がうすらいできたこと

(付・近代家庭の欠陥とその影響)

家庭の特徴の中でその欠陥についても言及したが、さらに細部に亘つてその欠けたものを摘出すると次のようなことが考えられる。

- 1 家庭が精神安定の場でなくなつたこと
- 2 家庭での躰がおろそかになつてきたこと
- 3 情緒が不安な子がふえること
- 4 精神的にいろいろな欠陥の子を生じていること
- イ 郷土愛、祖国愛のない子どもが生じていること
- ロ 祖先崇拜の念が薄い子どもが生じていること
- ハ 勤労愛の精神や忍耐力に欠ける子どもが生じていること
- ニ 自己本位でわがままな子どもが生じていること
- ホ 欲望にまけるこどもが生じていること

第二節 家庭教育のとり上げ方

家庭教育は、その重要性から、あらゆる機会、あらゆる場所を通じてとり上げられるべきであるが、特に公民館・学校開放・PTA・婦人会・青年団等において、その地域の実情に即し、組織的、継続的に行なわれることが望ましい。

一、公民館と家庭教育

公民館は地域のすべての住民に対して平等に解放されている。公民館は問題を解決する共通の広場である。乳児の保育もしつけも、部落の子供の問題も、青年の研究も、家庭の民主化や、家庭生活の合理化も、公民館を場として研究され、それが各家庭で実践されることが望ましい。部落の道路を廊下と考え、各家庭と公民館をむすんで、よい家庭教育が行なわれるようにしたいものである。そのためには公民館には家庭教育に関する図書や写真・絵図・スライド・紙芝居等その他問題解決のための資料を豊富に充実すべきである。

二、学校開放と家庭教育

社会教育法第四十四条に「学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用するように努めなければならない。」と規定されている。特に「社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。」と法文にあるが、この講座を開設する場合には、地域の持つ課題を洞察するとともに、参加者が当面している身近な問題を取り上げて、研究討議し、家庭教

育を推進するようにしたいものである。

三、PTAと家庭教育

PTAが学校後援会的性格から、子供の福祉を増進するための本来の使命に向いつつあることは真に喜ぶべきことである。各町村でPTA講座や、PTA学級等において家庭教育の問題が、主要議題としてとり上げられている。更に組織的計画的に進めるためには、家庭教育委員会を設置すべきである。従来一般の問題が多くとり上げられているが、個々の家庭のそれぞれの子供については、その子供だけに見られるいろいろの問題があるわけである。それらの問題を早く発見し、よく診断し、早期に治療して行くためには学校内に家庭教育相談室の開設が必要である。特に問題行動の強い子供については、児童相談所等とも連絡をとって教育の万全を期したいものである。

四、婦人会と家庭教育

婦人は一般に家庭において、主として消費的な役割りを担当するとともに子供の教育に当たり、生活の大部分を家庭に営んでいる。その婦人が従来不遇な立場におかれていたことは、婦人自身のためにも、子供のためにも、ひいては家族全体のためにも、決して喜ぶべきことではなかった。地域婦人会は、この家庭婦人をもつて組織され、主として婦人の教養を高め、その地位の向上を図ることを目的としている。従って、家庭における婦人の立場を正しく位置づけ、家庭生活を合理化し、家庭における子供の生活指導等、家庭教育の全般に亘って婦人会の事業に期待するところはまことに大きいわけである。

家庭教育の対象となるものは、乳幼児、小・中・高校生・青年等になるが従来は乳幼児の問題や、小中学生の学習問題等に傾いていたような感が

ある。しかし思春期の子供や、反抗期の青年の指導、進学、職業選択、純潔教育、男女の交際、恋愛、結婚等、いずれも家庭にとって重要な問題がある。これらの問題については婦人の愛情と、細やかな配慮によって指導され、処理されるよう期待するものである。

五、青年団、青年学級と家庭教育

青年は近い将来に新しい家庭の建設を夢みながら、正しい生き方を身につけている。「家庭のことは家庭をもってからだ」と簡単に割りきって、安閑としているべきではない。よい家庭を作るためには、家庭についての研究が十分なされねばならない。しかし現実の家庭や、現実の社会を離れて、新しい家庭はあり得ない。結局現実の自己の家庭を見つめて、家庭の人々と共に、望ましい家庭を築く努力が必要である。

そこで、男女の交際、理想的な結婚、新しい家庭のあり方、衣食住の改善、健康管理、乳幼児の世話、家庭のレクリエーション等に特に意を用いてほしいものである。

第三節 家庭教育の振興

一、家庭教育学級

昭和四十四年度 下山区家庭教育学級学習計画

月日 学習課題 時間 学習方法 講師助言者 備考

八月 月 開講式 運営協議 三 講義と 下山公民館長

二日 日 (家庭教育の意義とあり方) 話し合い 望月 謙三

家庭の役割

八月 (乳幼児の衛生面) 三 講義と 下山療院医師
三十日 子どもの健康を保つには 話し合い 望月 惟臣
病気の場合の手当

九月 (家庭内の人間関係) 三 講義と 県指導主事
二十八日 明るい家庭生活をおくるに 話し合い 石川 源朗
は人間関係はどうしたらよ
いか

十月 (薬の知識と用法) 三 講義と 薬剤師
三十日 乳幼児に与える常備薬 話し合い 依田 光弥
薬の与え方

十一月 (子どもの成長と親の責任 三 講義と 県社教主事
十六日 態度)のびのびとしてねば 話し合い 矢崎 聡司
り強い子ども家庭や地域社
会のよい伝統をうけつがせ
る

十二月 (子どもの情操教育) 三 講義と 元校長
十四日 豊かな人間を育てる為には 話し合い 望月 豊子
家庭での道徳、心豊かな
個性の育成をいかにしたら
よいか

一月 (家庭と学校との結びつき) 三 講義と 下山小学校長
二十一日 家庭と学校との生活を通し 話し合い 望月二三男
て人づくりがなされている
か、真の結びつきはどのよ
うにあるのが望ましいか

二月 (栄養と健康保健所行政) 三 講義と 身延保健所衛
二十二日 乳養児に与える栄養食 話し合い 生課長
一般家庭と保健所との関係 野沢 豊
栄養士
秋山智恵子

三 月 閉講式
十四日 家庭教育の反省

三 講義と話し合い
下山保育園長
秋山 智孝
下山公民館長
望月 謙三

入学児童家庭に望むもの
閉講式
諸反省

昭和四十四年度 身延地区家庭教育学級学習計画

月日	学習課題	時間	学習方法	講師助言者	備考
九月	開講式 運営協議	三	講義と話し合い	身延小学校教頭	テキスト
二十一日	幼児期におけるしつけの問題 子どもは何を求めているか 脳の発育としつけ	三	講義と話し合い	千頭和貞子	家庭教育
十月	家庭と経済	三	講義と話し合い	身延山大学教授 堀 一勇	"
二十五日	人口問題 (子どもの数) 家庭経済と教育費の関係	三	問題提起と話し合い	身延中学校長 井上 熊雄	"
十一月	家庭のしつけと集団のしつけ 集団生活と家庭環境	三	問題提起と話し合い	大野保育園長 母	"
二十二日	親の役割と責任	三	問題提起と話し合い	身延保健所長 田中 孝治	"
十二月	保育園と家庭保育の関連 保育内容の理解 保育園児と家庭での子ども 家庭と園との考え方	三	講義と話し合い	野村 典子	"
一月	幼児の健康管理について 事故の手当 幼児期の病気の食生活と身体の問題	三	講義と話し合い	大野山保育園長 沢村 清一	"
二月	よい習慣の形成について 生活のリズム 睡眠の環境 身体の保護と訓練 食事のしつけ 過保護について	三	講義と話し合い	身延小学校長 依田 金晴	"
三月	小学校と保育園との関連	三	講義と話し合い	"	"
七日	入学前に家庭で教えること	三	講義と話し合い	"	"

第三章 家庭の教育

昭和四十四年度 豊岡地区家庭教育学級学習計画

月日	学習課題	時間	学習方法	講師助言者	備考
八月	開講式 運営協議	三	講義と話し合い	身延山短大教授 堀 一勇	"
二十三日	親の教育上の責任と役割	三	講義と話し合い	豊岡中学校長 山本 恒雄	"
九月	子どもの進路指導	三	講義と話し合い	"	"
二十日	進路指導と親の心構え 子どもの進路と家庭の職業	三	講義と話し合い	身延山病院院長 中島 文夫	"
十月	乳幼児の衛生について 子どもの健康を保つには 病気の場合の応急処置 肥満児対策	三	講義と話し合い	豊岡小学校長 萩原 武雄	"
十一月	子どもの習慣形成 発育段階に応じた生活習慣 しつけの基本 現代生活としつけ	三	講義と話し合い	豊岡小学校長 萩原 武雄	"
十二月	家庭とマスコミ テレビッ子の問題と指導 こどもとマスコミの功罰	三	講義と話し合い	大河内中学校長 雨宮 正	"
一月	道徳教育と家庭 さまざまな家族構成や生活条件の中でよい人間性をつちかうには	三	講義と話し合い	身延町教育委員 鈴木 富治	"
二月	子どもと読書 読書の必要	三	講義と話し合い	"	"
二十一日	本を読む子と読まない子 親と子の二十分間読書	三	講義と話し合い	"	"

閉講式

諸反省

豊岡公民館長
柿島 武文

昭和四十四年度 大河内地区家庭教育学級学習計画

月日 学習 課題 時間 学習方法

七月 開講式 学級の運営について 三 講義

二十日 家庭の機能と教育的役割 話し合い

割り 父母 家庭 地域社会 今日青少年 大学問題

講師助言者 備考
大河内中学校 テキス
長 雨宮 正 家庭教
育

中学生の道徳教育と家庭教育

問題提起

大河内中学校

八月 家庭と学校(その一)

話し合い

教諭 佐野 勝

十八日 中学生の心とからだ

問題提起

大河内中学校

学校における生徒の生活

話し合い

教諭 松井 竜道

九月 家庭と学校(その二)

問題提起

大河内中学校

親の読書と情緒問題点

話し合い

教諭 深沢 一雄

十月 重症心身障害児と私の願い

講演会

山梨県重症心
身障害児を守
る会 会長

十一月 家庭と学校(その三)

問題提起

戸泉恵美子

二十日 道徳教育の諸問題 道徳や

話し合い

遠藤 治三

しつけの上の問題点 家庭

話し合い

大和小学校長 田安久

の役割 学校の役割 善悪

話し合い

望月 照次 著 両

の判断 情操 いとおしい

話し合い

大河内中学校 親のた

心 ことばづかい 進んで

話し合い

教頭 宮沢 正成

を守るなど

十二月 子どもとテレビ

三 講義

県社会教育主

しつけ

十日 テレビ視聴をどのように高

話し合い

事 宮沢純太郎

めたらよいか テレビによ

三 講義

日本銀行甲府

一月 家庭と経済

質疑応答

支店営業課長

貯蓄のしかた 買物の工夫

新谷 勲

生活設計のたて方

質疑応答

よさん

二月 閉講式

二

の空

二十日 皆勤者表彰

反省会

二

の空

(付・感想文)

家庭教育学級にまなんで

清 子 遠藤喜代子

昨年十月二十二日に開講されました、豊岡家庭教育学級の学級生として学習を重ねること六回、毎回有意義な三時間の講義を受けた私は、家庭の持つ役割りの重大さをしみじみと感じました。

まず家庭教育の意義についての学習から、自身の生活態度や考え方を反省して、子どもの育成につとめてゆきたいと思えました。

学校教育と家庭とのちがいがいについては、今まで何気なく子どもを扱って来ましたが、家庭では家庭でなくて遂行することのできない、きめの細かな人格形成という大事な役割りを持つところであって、大きな親の任務があるということに気づきました。

子どもはつねに親の姿をみつめていて、いつしか親に似た行動をとって

いるという話を聞きまして、家庭の生活のすべてが教育であることを認識して、責任ある毎日を過してゆきたいと思っております。

父親から社会性を、母親から情操を汲みとってもらうためには、私は親自身が子どもに期待する人間像を、はっきりとさせることがまず第一だと思えます。

戦後の混とんとした社会もようやく落ち着きをみせて来た今日、現在に生きる子ども達をどのように育てていったらよいだろうか考えたとき、すっかり自信を失ってしまいました。学習を重ねまして大へん得るところがございました。

石川先生の講義でしたが生活の中に技術を考えようというお話は、私にとってはとても貴重なものでございました。親は子どもを可愛いのは当然ですから、特に愛情を示すようなことはないが、愛情を理解させる必要はあると思えます。

また大人がすれば早くかつじょうずにできることでも、子どもが独立して仕事や遊びをやりたいという要求を満たしてやること、また子どもの行為や存在を認めてやることなど、家庭でこのような生活様式がすべて満たされているかどうか反省いたしました。

今後は子どもを立派な一人人として、つねに認めてやりたいと思えました。次に読書のことですが私はさしあたり忙がしい農村生活で、置き去りにされがちな子どもたちのために「子どもとともに読書する二十分間運動」を推進してみたいと思っております。

今回の学級は父親の参加者も大勢で、豊岡の地域に即応した学習が実施され、終始熱心の雰囲気の中で学習し、種々自信を得させていただき極めて有意義なものであります。

付 外国人が見た日本の家庭像

(昭和四十三年十二月十二日の毎日新聞紙より)

第四回全国家庭教育研究会第三回のパネルディスカッションで、長い間日

本で暮している米・英・独・仏の外人たちが日本のしつけのポイントをつく討論を展開した。

「日本は子供の樂園といわれるけれど、ほんとうは親は地獄じゃないでしょうか。子供のことをあまり熱心にかまいません。フランスでは母親は子供たちの女中ではないのだから、子供にも家庭の仕事をどんどん手伝わせます。そして小学校にはいるまで小さな動物と同じとって、必要なことは体罰を加えてでも教えます。そのかわり、学校にはいり大人になるにつれて、親は子供の意志を尊重してゆきますが、日本の母親は子供たちに口先でダメというだけでせがまされれば何でも許す、ふしぎですね」

「イギリスにはムチを惜しめば子どもを失うという古いことばがあり、私も食卓マナー、会話のし方、正しいすわり方や、歩き方などきびしくつけられました。特に重視されたのは会話のし方で、両親の来客に、あいさつして話相手になったり、食卓の会話で自分の考えをはっきり表現することを練習させられました。これは大人になって大変役に立っています。日本のお母さんは教育熱心なのに、このコミュニケーションのしつけだけは忘れていきますね」

「アメリカの家庭では、家族がいっしょに過ごすこと、家族の意志を疎通させること、家族で何かきめるときには、みんなが参加してはつきり考えをのべること、の三つが一番大事だとされています。日本ではどうでしょう」

「お母さんはむかしより強くなつたが、お父さんは下宿人でいどというのが日本の家庭でしょう。そして、お母さんは教育の自信を失って、いうことを聞かないとお父さんにいうよなんて、お父さんをムチ代りに使っています。私はドイツの暖い家庭で、父から家族みんなで遊ぶよるこびや、いたずらのしかたなど、家庭生活の楽しさを十分教わりました。自分が家庭を持つと、このことがどんなに大事がわかります。日本でも父親は家庭生活に、むかしのように権威一点ばかりでない、楽しい影響力を持たなくてはいいけません。私は日本のお父さんを家庭に返せというデモをしよう」と

考えているほどです。日本では、子供のすべての教育を学校にまかせすぎることが、これは大きなまちがいでしょう」

以上の話を要約すると、「子供の楽園でなく親の地獄」「教育熱心だがしつけ不足」「家庭は家族みんなで動かすもの」「ムチ代わりにされているお父さん」のようになるが参考になることばかりである。

二、家族会議

よい家庭においては老幼男女を問わず、家庭の人々の人権が尊重され、衣食住、保健衛生等の日常生活が合理化され、子どもは調和と愛情に満ちた雰囲気の中で成長がとげられねばならない。こうした家庭こそ「夫婦親子兄弟は互に扶養しなければならぬ」といい、また「同居の親族は互に扶養する義務がある」という新民法の上に立った家庭である。ところで日本の家庭には二つの問題があるといわれている。一つはまだぬき難い封建性の残っている農山村に多い家庭での問題、他の一つは割り合いに民主化された都市に多い家庭での問題である。前者は解放が遅れていることに、後者は解放はされたが、統合が忘れられていることが原因である。昭和二十三年、民法が改正されて戸主も戸主権もなくなった。妻は夫と同じ地位にまで引上げられた。長幼を問わず、男女を問わず、家族の人権は平等に認められることになった。ところが法の改正が先行して「新しい家庭はどうあるべきか」の教育が後になったところに今日の問題が生じているのである。

一方学校においては新教育二十余年、民主教育はめざましく進展してきた。子ども達は年齢を問わず、男女を問わず、すべて公平に平等に扱われ、お互に話し合いによって事を理解し納得した上で行動し、自己の責任を果たすという民主的な生活の仕方を教えられている。しかしこの子どもが一旦家庭に帰ると、そこにはまだ依然として命令と服従といった型が残されている。子どもは学校で民主的な生活の仕方を学び、家庭に帰ると封

建的な生活でしつけられようとしている。「人権の尊ばれる家庭を作ろう」「みんなで日本の家庭を明るくしよう」というのも、新しい家庭の建設と、人々の幸福を願うことである。

では明るい民主的な家庭を作るにはどうしたらよいか。それには色々な方法があるが、最も基本的で、すべての家庭に必要なことは、家庭の人達が話し合うことによって、お互に理解し合い、協力して家庭生活を営むということにあると思われるのである。

ある家庭では土曜日の晩に日曜日の仕事の予定について話し合ったために、子どもが進んで働くようになったとか、家庭経済について話し合ったら家に赤字のあることが真剣に討議されてから子ども達の金の使い方が少なくなり、物を大事にするようになったとか、子供クラブの計画や学校の予定が前もって話されるので、これと家の行事との調節を図るようになったとか、昔の苦勞話をきいて年寄りへの理解を深めたとか、年寄りが若い者の考え方を段々理解してきたとか話し合いによる成果はいろいろあげられている。結局新しい家庭を作るには、家族会議をもたねばならないことが結論づけられた。

家族会議には色々やり方があるが、決してむずかしく考える必要はない。極めて自然の形で、常になごやかな形のうちに、話し合いができるよう考えるべきである。

しかし一般に現段階においては、意図的に話し合いの機会を作ることが必要である。いつでも都合のよい時に開くというのは結局開かないことになりがちである。

家族会議を通して、皆がよい家庭人になることに努め、民主的な明るい心豊かな家庭を作り意義ある人生を達したいものである。

なお話し合いのあとでお茶をのみながら、テレビを見たり、レコードを聴いたり、やさしいレクリエーションを加えることも考えたいものである。

(付・作文)

特選(青少年のための山梨県民会議会長賞)

家ぞく会議

身延町立大和小学校二年 中山 精一

十二月のおわりに、ぼくの家では、かぞくかいぎをしました。かいぎをしようと言いだしたのは、ぼくとにいさんでした。おとうさんはくれのしごとがいそがしくて、夜もおそくなりますので、おかあさんと、中学一年のおねえさんと、中学二年のおねえさんと五人でした。ゆうはんをたべてから、ざしきで立ったまましました。はなしあったことは、ぼくたちのこづかいのことと、プレーヤーをかうことと、しもやまへだれがいくかという三つのことでした。はじめのこづかいのことは、おかあさんが「一日に三十えんぐらいでよいかな」といったので、ぼくもにいさんも「それだよ」といつてきまりました。そのとおりに今までやってみましたが、すこし多いようですから、へらしてもよいと思っています。

つぎに中学二年のおねえさんが、「プレーヤーをかってほしい」といいました。ぼくは、プレーヤーはたかいはんたいしました。にいさんもぼくとおなじようにはんたいしました。中学一年のおねえさんは、さんせいいいけんでした。おねえさんはこまったように「かって」といいますので、ぼくもにいさんもこまってしまいました。だから、みんながかんがえました。そしたら、おかあさんが「プレーヤーをかってどうする」とききましたら、おねえさんは「プレーヤーでえいごのべんきょうをしたい」といったので、ぼくもにいさんもさんせいしました。おかあさんが「どれくらいでかえるの」ときいたら、おねえさんは「五千九百円ぐらいだよ」といいました。

おかあさんは「それくらいならかってやってもいいよ」といつて、プレーヤーをかうことにきまりました。いつかうかということは、まだきまらなかつたけれど、もうすぐかうそうです。つぎにしもやまへだれがいくか

についてはなしあいました。ぼくもにいさんもいきたいのですが、いちどにいくことはできません。しもやまのおばあさんが、足がいたくてもちがつけないので、おかあさんとぼくが、もちつきのでつだいにいくことにきまりました。お正月になってから、子どもたちが東京からくるので、そのときは、おかあさんと、にいさんがいくことになりました。かいぎは八時三十分におわりましたが、みんなできめたことですから、もんくをいう人はいません。きめたことがその日から、まもられてきまりよいので、これからも、ときどきかいぎをしたいとおもいます。おねえさんもぼくほくたのしんでいます。

入選(青少年のための山梨県民会議会長賞)

わがやの話し合い

身延町立身延小学校三年 前田 摩耶子

みんなで楽しい夕はんをすませて「こん夜はみんなで話し合いをしてください」と、わたしがおかあさんにいうとおかあさんは、「どうしてな」と聞きましたのでわたしは、「これがしゅくだいよ」というと、おかあさんは、「そうそれはいいことだね」といつてにっこりわらいました。そしてごはんの後かたづけを早くすませて、家中でこたつにまるくなりまして。「そうね、おかあさんは、まやちゃんたちの家での勉強について」ということについて話しました。「学校から帰ってまじうがい、手あらいをし、しゅくだいを一番先にしてしまうこと、それからきょうのふくしゅををして、後は自分のすきなようにしてもよいです」といういいけんでした。

そしてどんなことでもわからないことは、自分でよくかんがえてから、さいごに人にきくことでした。つぎにおとうさんです。おとうさんは、テレビのみかたについて話しました。テレビはあまり近くでは見ないこと。それから、自分の見たいばん組ははじめからきめておいて、それを見おわたらけじめよくあととはしっかりべんきょうする。おとなのばんぐ

みをみないこと。それから次はおばあちゃんのぼんです。「うちの子どもは、あまりたいかくがよくないので、もっとたくさんごはんを食べたり、すききらいのないようにして、もっと大きくりっぱなからだになつてもらいたい」ということでした。次はおじいちゃんの番です。「おまえたちはいつも学校へ行く時はふざけないで、のりものにきをつけて、ちゃんとあぶなくない中道をとおっていきなさい」ということでした。とちゅうでおかあさんが、みかんや、りんごをたくさんもってきてくれました。いつものまにかもう一時間もたつてしまい、九時の子どもねるじかんになつてしまいました。「これではなしあいはおわり」と、弟が大きな声でいったのでみんな大わらいしました。そしたらおねえさんが「ぼくはもうねむいものだからあんなことをいって、まだぼくはなんにもいけんをいわなくせに」といったのでみんなわらいました。「それではみんなそれぞれのはなしをもう一度よくはんせいして、よい子になつてくださいよ」とおかあさんがいいました。わたしはこん夜の話し合いは、ほんとうによかったと思いました。お父さんが「こんどから土よう日の夜はいつも話し合いをすることにしようね」ということで、こん夜のはなし合いはおわりました。

佳 作（青少年のための山梨県民会議会長賞）

親子の話し合い

身延町立身延中学校三年 井出 光代

私の家族は、よく将来のことについて話し合います。家族で食卓をかこんで、自分の意見や夢などを、すきかたつてに語るのです。ときには、「ニュース」を聞きながら、政治問題などについて、意見を述べることもありませんが、そういうむずかしい話は、あまり好きではありません。特に話題の中心になるのは、姉と私の将来のことについてです。父や母は、私たちの考えや希望を尊重し、夢を育ててくれます。しかし、このごろの話し合いで、親が、私たち子どもに大きな期待をもっていることがわかり、それがとても重荷に感じることがあります。父や母は、私の好きなことをす

ればいいといいますが、やはり心の片すみで、何か期待しているのだと思います。私のわがままかもしれないませんが、私は何にも束縛されたいではないのです。親が、子どもに対して、夢をいだくことはあたりまえですがこれからは、そういう考えの発言はさけてほしいと思います。

ところで私は、家庭との話し合いで、家族が私のことをいろいろ心配して、考えていることを感じ、とてもうれしく思うことがあります。私は、家庭との対話により、互いに理解しあうことができ、自然に家族関係がうまくいき、家庭が明るくなるのだと思います。自分の思っていること、考えていることを、発表するのに、絶好な場所は、家庭の話し合いの場だと思ふのです。私は、家族で将来の夢や希望を語り合うことが、とても好きです。家族での話し合いは、とても意義のあるものだと思います。ですから、これからも、家族の理解を深め、明るい家庭を育てるために、家族の話し合いをおおいにしていきたいと思ひます。

佳 作（青少年のための山梨県民会議会長賞）

お正月の話し合い

身延町立大河内中学校一年 中野 由臣

ある日のことだった。ぼくの妹と、その下の妹が口争いをしていた。「そんなのう、おれのうじゃんか、やたらいぐつちよ」なんていうことを、妹がその下の妹に言っていた。

ぼくはこれを聞いて、「もう少し言葉づかひをよくしたらどうだろう」まして五年生にもなつて、「おれ」などということばは、もう少しなんとかならないものだろうか、などという感想をもちながら、毎日を送っていた。ある時は、ひとのことばかり、おせっかひをやいていて、一体自分はどうかだろうか。今まで使っていた言葉はよいだろうか。それとも悪いのだろうか。よく考えてみれば自分だつて、妹と似たような言葉を使っていたことも少なかつた。一体どうしたらよいものだろうか。自分が妹たちに注意するのもちよつと恥ずかしい気もする。こんなことを考えたこと

も、しばしばあった。そしてそのうちに、お正月がやって来た。しかし、このお正月に、ぼくの悩みというか、心配ごとを解決してくれることが起きた。一家でおとそをいただくとき、父が「ここで今年の目標を一人一人いいなさい」と言った。すると妹は「そんなこと言うとうて、おれ、こまるもん」と言った。すると「よし今年の三人の目標は言葉づかいをよくすることいいな」と父がいい、今年のぼくたちの三人の目標は、言葉づかいをよくすることに決ってしまった。それから数日後、食事の時「あのーきょうね、おらんとこのーあつわたしの学校でね」妹は、なんとか自分のことをわたしと見えるようになって来た。でも、ぼくは、まだ言えなかった。言えない理由のなかには、恥ずかしいという気持が、心のどこかにあったのかもしれない。しかし、いま考えてみると、おれ、なんて言う方がよっぽど恥ずかしかつたと思う。それから数日後には、妹は完全に、わたしと見えるようになり、ぼくも、なんとか「ぼく」と見えるようになった。でもぼくが「ぼく」などと言いだしたので、初めのうちは妹たちがひやかしたりして、とても恥ずかしい気持ちだった。しかし、いま考えてみると、お正月に「言葉づかいをよくする」と言う目標を決めてたいへんよかったと思った。

第四章 学校教育

第一節 小学校教育草創時代

一 学制発布当時の教育の実情

(一) 学校設立の状況

明治維新によって成立した新政府は、文明開化・富国強兵を旗印として諸政策を推進した。当時国民大衆を対象とする教育は、私塾や寺子屋において行なわれたが、就学するのは一部の者に過ぎなかったのでいわゆる文盲の大衆が多く、教育は国民に対して開放されていなかった。そこで政府は「邑むらに不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」との大方針のもとに明治五年学制を発布し、近代学校制度の樹立と教育の普及に力を注いだ。

その大要は全国を八大学区に分け、一大学区を三二中学区に分け、一中学区をさらに二の小学校区に分けた。そして全国に大学校八校、中学校二五六校、小学校五万三千七六〇校開設という大きな計画を立てた。

山梨県においても政府の方針にのっとり、明治六年四月には全県下を区分して、小学校設立区分案を示すなどして各村々に小学校の開設を促した。

当時行政上巨摩郡三四区に属していた現在の下山・身延・豊岡地区においては、明治六年一月当時の三四区長佐野清右衛門正意が中心となり区内の各村々の正副戸長と相図り、身延山西谷正修院を仮設学校として区内に一校を設け、漸次各村々に設立することとした。現在の大河内地区においては、明治六年五月当時の八代郡第一六区内の各村々に一校を設立することとし、帯金村普門院を仮用して設立した。その後各村々の努力により順次各地に学校の設立が行なわれたが、当初は多くは寺院を仮用し、寺子屋を再編成したようなものであった。

その後幾多の変遷を重ねて、現在の下山・身延・豊岡（清子分校を含む）・帯金・大和の五小学校となった。

表一 草創時代の小学校開業表

郡当時の区	小学番号	名称	設立年月日	公有又は借家	備考
巨摩郡三十四区	第一大学区 第四十四番中学区 第六十三番小学	下山学校	明治六年 一月	寺(借家)院	現 下山小学校
" "	第五十一番小学	身延学校	六年一月	寺(借家)院	現
" "	第八十四番小学	波木井学校	七年 二三月	寺(借家)院	現 身延小学校
" "	第八十七番小学	大野学校	七年 二三月	寺(借家)院	現
" "	第九十二番小学	豊岡学校	八年四月 二〇日	寺(借家)院	現 豊岡小学校
十八代区郡	第十番小学	帯金学校	六年六月	寺(借家)院	現

(二) 生徒職員の状況

小学校が設立された当時は、各校とも就学率は非常に低く、学齡兒童の三〇パーセントにも達しなかった。そして就学兒童の多くは比較的恵まれた家庭の子弟であったが、当時の風習等から服装持物等は非常に質素であり、木綿着物に草履ばかりで、学習用具は風呂敷包みにして登校した。学用品は主として石筆、石盤、手ならい草紙で、計算や漢字の練習も石盤に石筆で書いては消し書いては消して練習し、また習字は半紙をとじた草紙に白い所のある間は練習するという風であった。

また学校での教育は「伝習中無作法の所業は勿論高声雑話一切之を禁ず」とか、「昇校退校とも必ず教官に礼節をなし正課中みだりに他席へ行くべからず」等の教訓に示された通り非常に厳格に行なわれた。

職員については学制によると、師範学校はないし中学校卒業の有資格者をあてることになっていたが、学制実施とともに登場した非常に多数の教員を、そうした有資格者で満たすことは到底できなかったもので、読み書きのできる失職士族や旧寺子屋の師匠たちがそれぞれの学校の教師に採用された。従って新制度下の学校教師としてはほとんど無資格者であり、なお開設当時はほとんどの学校が教師一人で全級の子どもを受け持つ単級教授であったので、新教育の目ざす成果を挙げることは困難であった。

" "	" "	" "	" "	" "
第七十九番小学	第六十五番小学	第九十五番小学	八木沢学校	七年 一〇日
和田学校	大島学校	七年五月 一五日	寺(借家)院	現 大和小学校
七年一〇月 八日	七年五月 一五日	七年 一〇日	寺(借家)院	現 大和小学校
寺(借家)院	寺(借家)院	新築 (公有)	帯金小学校	

(三) 教育内容と生徒就学の模様

ア 教育内容

学制を実施し、寺子屋を近代学校の形態へ進ませるためには外形的な学校建築の問題とともに、教育内容及びその指導法の改善こそ重大な問題であった。

文部省は学制発布の翌月、小学校教則を公布し、小学校における教育方法の基本方針を明かにした。本県においてはこれに準拠し、明治六年（一八七三）六月山梨県内小学校教則を公布し、小学校を上下二等に分け、下等は六歳より九歳、上等は十歳より十三歳に終り、上下合せて在学は八年と定めた。そして上下四カ年を各々八級に分け、毎級六カ月をもって卒業することとし、その修業する課程は読書・暗誦・習字・算法の四項とした。

その小学校下等課業表は次のようである。

等級	習字	読書	暗
一級	行書 行書 行書	西洋事情 内国史略 農業往来	内外国内人員
二級	諸券状 十二月帖 啓蒙手習	地学事誌 西洋新誌 世界商売	戸口
三級	日用文 世界風俗 啓蒙手習	国史略 道理図解 往來	皇国官名帝
四級	日本国尽 官省日誌 府県名	究理問答 童蒙教草 王代一覽	号
五級	楷書片カ楷 書楷	日本地理 童蒙必読 單語三篇	日本国名
六級	書楷 書楷	名家童蒙 經 學問のス	單語
七級	習字 本平 仮名	勸善教草 区戸長心得書	單語
八級	字	單語一篇 單語初篇	單語

誦	算	術
旗章	諸等加諸	減乘除雜
内外度量	問等諸	問等乘
世界国名	問等乘	法乘
年	法乘	法加
号	法加	法減
苗字	法減	法加
尽三	法加	法減
篇二	法減	法九
篇初	法九	九声
篇		

なお学業の結果を試す試験は、内試、試験、大試験の三階段があり、非常に厳格で不合格のため昇級出来ない者も相当あった。内試は毎月三十日を定日とし、一項を終了すればその校において教師が習業の進否を検した。試験は春秋二回行ない、内試を経四項に習熟して昇級する者を係官が臨席して行なった。大試験は下等小学より上等小学に進学する者を検した。

明治九年（一八六七）には先に制定された山梨県教則は更に改定され、よりくわしいものになった。その中の課業の一部について記せば次のようであった。

下等小学校第八級

読物。伊呂波五十音・濁音・次清音図・單語図連語図を授ける。
問答。單語図を問答する。
書取及び作文。伊呂波五十音を書取らしめ、正草変様の三を以て單語を綴らしめる。
算術。数字図・算用数字図・加算九々図・一より百までの書き方位取りを教ゆ。習字。仮名

第七級

読物。小学字類小学読本卷之一を授く。
問答。小学字類改正色図を問答する。
書取作文。小学字類の文字を書取らしむ。
算術。乗算八八図・ローマ数字図・百より万までの書取位取を教え、容易加法暗算に及ぼす。習字。楷書

第六級

習字。楷書

読物。小学読本巻之三・地理初歩を授く。

問答。地理初歩・形体線度図・地球儀及び地学の大綱を示す図を問答する。

書取作文。読本中の字句を書取らしむ。

算術。加法・減法・加減法・容易問題・暗算を教ゆ。

第五級

習字。楷書

読物。小学読本巻之四・日本地誌略巻之一・本県地理書を授く。

書取作文。小学字類読本中の字句を題に与え、容易の文を作らしむ。

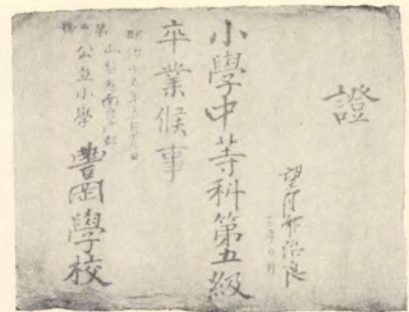
算術。乘法・加減法・容易問題・暗算を教える。

以上のように以前の寺子屋教育から見ると大きな変化であり、また寺子屋教育の方法が個別教育であったのに学制による小学校においては一変して、多数の生徒を対象に豊富な教科内容を、能率的に教授し得る一斉教授法へと改革された。

以上新教育を一貫した教育理念は明治五年（一八七二）の太政官布告によってもうかがうことができるように、立身出世主義・実利主義・知識主義をもって貫かれていた。これは後進国日本が先進国にいかにして追い着べきかの課題を持っていたからである。

イ 生徒就学 の 状況

学制実施後急速に各地に小学校が設置され、身延町内の当時の各村々にも小学校が設置された。そして学齡児童の就学については、父兄の必ず心がけなければならぬこととして大いに督励したが、確然たる義務制でなかったことや、父兄の経済的事情や、また寺子屋教育から一変した教育制度が当時の地域の実情に適合しなかったこと等により、就学する子どもたちは極めて少なかった。殊に女子の就学は低く男子の半数にも及ばなかったことは、当時一般に女子教育軽視の封建的慣習が根強く支配していたことを物語っている。



明治初年の卒業証書

当時は欠席者も非常に多く、実際に通学している生徒は在籍数より大分少なかったようである。そしてこれらの生徒たちは、今日のように年齢的に各学年に在籍しているのではなく、大多数の生徒たちは最下級（下等小学第八級）に在籍しており、明治十二年（一八七九）頃になっても大部分の生徒は、下等小学校第五級（今日の小学校二年）以下に在籍しており、上級に進学する生徒は極めて少なく、一、二年で学校を離れていったので、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからんしめん事を期す」の方針には程遠いものがあった。



明治24年の小試験証書

第二節 小学校教育

小学校草創時代の苦難と先人の努力によって小学校教育は、全国民対象の教育として、その必要性の認識が深まり年を追って隆盛へと進んでいっ

た。

その歴史の変遷過程を年次別に記すと次のようである。

明治五年 学制発布

明治十年 山梨県小学校校則制定

明治十二年 太政官布告教育令制度

明治十四年 小学校教育綱領発布

明治十八年 小学校令発布（教育令廃止）

明治二十三年 教育勅語^{かん}渙発

明治二十五年 小学校令改正

明治三十三年 新小学校令発布

小学校令施行規則制定

三十八年まで私立久遠寺小学校（修業年限四カ年）豊永日良設立する。

明治三十七年 国定教科書制定

明治四十年 義務教育年限六カ年に延長

明治四十一年 戊申詔書^た渙発

大正七年 義務教育負担法公布

昭和十二年 教育審議会発足

昭和十三年 国学総動員法発令

昭和十六年 国民学校令公布

昭和二十年十二月二十八日 天皇后兩陛下の御真影を奉還した

昭和二十一年一月二十八日 明治天皇大正天皇の御真影を奉還した

昭和二十一年 新憲法制定

昭和二十二年 教育基本法・学校教育法制定

昭和二十二年 六・三制義務教育発足

昭和二十二年七月 教育勅語謄本を返還した

昭和二十七年 教育委員会全国一斉設置

昭和三十年 下山・身延・豊岡・大河内の四カ村が合併により下山・身

延・豊岡・帯金・大和の各小学校はそれぞれ身延町立小学校となる。

一、下山小学校

(一) 沿革

明治六年十一月 創立第一大学区第四十四番中学区公立第六十三番小学下山学校と称し本国寺を借用教授した。

明治七年一月 本校を長泉寺に移すためその修繕中、村内石川鳴平宅を借用授業を行なった。

長泉寺で開校した。

東京師範学校卒業生富田精を講師として授業法を習い小

学校授業がやや一定した。

明治九年四月 校舍狭きため演劇小屋を修繕し教室とした。

明治十年一月 下山小学校和算教授法を頒布した。

明治十年六月 村名改称により福居学校と改称した。

明治十年十月 崇光寺を仮用して粟倉支校を開設した。



下山小学校

明治七年五月

本校を長泉寺に移すためその修繕中、村内石川鳴平宅を借用授業を行なった。

- 明治十年十月 改正教育令により門標を山梨県南巨摩郡公立小学福居学校と改めた。
- 明治十三年五月 教則改正、甲・乙・丙三種に別れ本校は乙科を採用する旨届け出た。
- 明治十八年五月 本建学校を本校の支校とした。
- 明治十九年五月 体操用具をはじめて購入した。(亜鈴・球竿)
- 明治二十年三月 県令第三三号により小学校の学科及び程度実施の方法を定められ本校は尋常課程により別に温習科を設置した。
- 明治二十一年一月 杉山区に仮教場を置いた。
- 明治二十二年二月 新築校舎が落成した。
- 明治二十二年四月 粟倉分校が新築落成した。
- 明治二十二年八月 南部高等学校分教場を本校に設置し高等二学年まで教授することとなった。
- 明治三十一年十一月 補習科を設置した。
- 明治三十二年四月 村名改称により校名を下山尋常小学校と改称した。
- 明治三十三年四月 高等科併置を認可された。
- 明治三十四年十月 校庭東民有地二畝を購入、運動場を拡張入口道路を南方に移した。
- 明治三十七年六月 高等科三学年以上に農業科を教授することになった。
- 明治三十九年四月 校舎狭く竹下区松村近吉居宅を仮用一教室とした。
- 明治四十二年二月 竹下仮教場を服部徳太郎宅に移した。
- 明治四十二年十月 新校舎落成式を行なった。
- 明治四十四年五月 粟倉分教場増築落成した。
- 大正元年十月 下山青年団より飲料水用井戸寄付され竣工した。
- 大正十三年一月 皇太子御結婚奉祝式奉行。校旗樹立式を行なった。
- 大正十四年七月 校庭周囲柵新設(バラ線)した。
- 昭和三年八月 御真影奉安所起工式を行なった。
- 昭和八年七月 少年赤十字団発団式を行なった。
- 昭和十三年七月 勤労報国隊結成、隊旗樹立式を挙行了した。
- 昭和十六年四月 国民学校令実施により校名を下山国民学校と改称した。
- 昭和十九年五月 六年児童杉山方面の学校林植樹を行なった。
- 昭和二十三年十一月 校章を制定した。
- 昭和二十五年五月 図書館開館式を挙行了した。
- 昭和二十六年四月 粟倉分校一学級増になった。
- 昭和二十六年七月 電話敷設完了した。(下山二十番)
- 昭和二十八年一月 本校において小さい学校公開研究会が開催された。
- 昭和二十八年七月 校舎新築のため解体、一・二年本國寺、三・四年中学、五・六年公民館で分散授業を行なった。
- 昭和二十八年十二月 新校舎落成式を挙行了した。
- 昭和二十九年七月 東京都松木孫一より支関正面校章を寄贈された。
- 昭和二十九年十月 校歌制定発表会を行なった。作詞米山愛紫、作曲保坂梅芳。
- 昭和三十年二月 町村合併により校名を身延町立下山小学校と改称した。
- 昭和三十年四月 五年を二学級(一学級増)申請を行なったが許可なく教頭が担任した。
- 昭和三十年五月 子ども郵便局を開局した。
- 昭和三十一年八月 水道工事が完了した。
- 昭和三十一年十一月 山梨県教育委員会ならびに全日本健康学校児童表彰会から健康優良校として表彰を受けた。
- 昭和三十五年三月 粟倉分校を廃止した。
- 昭和三十五年十二月 給食室が竣工した。
- 昭和三十五年十二月 給食を開始した。

昭和三十七年十一月 子ども郵便局が知事表彰を受けた。

昭和三十九年五月 下山財産管理会より鼓笛隊楽器一式の寄贈を受けた。

昭和三十九年十二月 給食優良校として県教育委員会より表彰を受けた。

昭和四十二年十一月 子ども郵便局が大蔵大臣、日銀総裁より表彰を受けた。

(二) 歴代校長

氏名	勤務期間	勤務年数
松木 喬	明治二年一月～大正一〇年四月	三三年五月
望月 源太郎	大正一〇年四月～大正一四年三月	四年
早川 省三	大正一四年四月～昭和六年三月	六年
古屋 金吉	昭和六年四月～昭和一六年三月	一〇年
若尾 平造	昭和一六年四月～昭和二二年三月	五年
佐野 国太郎	昭和二二年四月～昭和二四年三月	二年
望月 稠春	昭和二四年四月～昭和二六年九月	二年六月
芦沢 英一	昭和二六年九月～昭和三一年三月	四年六月
遠藤 誠	昭和三一年四月～昭和三二年三月	一年
土橋 隆四郎	昭和三二年四月～昭和三五年三月	三年
若林 与三郎	昭和三五年四月～昭和四二年三月	七年
望月 一男	昭和四二年三月～昭和四二年三月	七月
望月 二三男	昭和四二年三月～昭和四二年三月	七月

(三) PTA (小・中学校)

ア 沿革および活動内容のおもなもの。

昭和二十二年七月十七日下山小・中学校PTAを結成した。

下山PTAでは小・中学校の基本財産として学校林を守り育てるため小学校五年以上中学三年までとPTAが中心になって下刈りを実施している。

昭和二十七年 小学校々庭の拡張工事をおこなった。

昭和三十四年 中学校新築グラウンドを新設するため総力を挙げ奉仕した。

昭和三十五年 PTAの貯穀金が実を結びプールが完成した。

昭和四十二年 完成の屋内運動場建設に協力した。

イ 組織

地区 全員が会員となる。

各部 中学校部・小学校部・体育専門部・保健専門部

支部 十四支部(部落別)

ウ 歴代会長

氏名	年 度
山内 椿房	昭和二二年度～昭和二三年度
望月 惟臣	昭和二四年度～昭和二六年度
佐野 悟郎	昭和二七年度～昭和二八年度
山本 岳乘	昭和二九年度
佐野 為雄	昭和三〇年度～昭和三一年度
石川 剛	昭和三二年度
網野 正一	昭和三三年度
遠藤 泰明	昭和三四年度～昭和三五年度
上平 浅蔵	昭和三六年度
松木 栄	昭和三七年度
川村 藤十郎	昭和三八年度
芦沢 忠雄	昭和三九年度
遠藤 宝作	昭和四〇年度～昭和四一年度
秋山 智孝	昭和四二年度～昭和四三年度
広島 慶明	昭和四四年度



身延小学校のプール開き

二、身延小学校

(一) 沿革

- 明治 六年 一月 身延学校が設立された。
- 明治 七年 十二月 波木井学校が設立された。
- 明治 七年 十二月 大野学校が設立された。
- 明治 (年月日不詳) 身延学校は総門^か簷^か坊に移転し身延尋常小学校と称し大野はその分教場となった。
- 明治 (年月日不詳) 波木井円実寺仮教舎は民家に移転し波木井尋常小学校となった。
- 明治 三十年 七月 高等科設置の認可を得て身延尋常高等小学校となった。
- 明治 三十五年 四月 二小学校一分教場は廃止となり新たに身延村立身延尋常高等小学校設立の認可を得て村の中央殿前に新築開校した。
- 明治 三十八年 二月 身延農業補習学校を併置した。
- 明治 四十四年 十二月 旧校舎の東方に三教室を増築し落成式を挙行了した。
- 明治 四十五年 四月 南巨摩郡立小学校教員養行所を併置した。
- 大正 二年 三月 小学校教員養成所を廃止した。
- 大正 四年 六月 手工科加設の件が認可された。
- 大正 十一年 四月 校旗を制定し樹立式をおこなった。
- 大正 十三年 十月 旧校舎の東方に二階建四教室の校舎を増築した。
- 昭和 三年 四月 修業年限二箇年の実科高等女学校を併置した。
- 昭和 六年 一月 町制施行され町立身延尋常高等小学校と改称した。
- 昭和 八年 十二月 梅平(現位置)に二階建十六教室を新築移転し落成式を挙行了した。
- 昭和 十六年 四月 国民学校令が施行され身延国民学校と改称した。
- 昭和 十八年 十二月 校庭を拡張し一万平方^{メートル}米余となった。
- 昭和 十九年 九月 集団疎開受け入れ
- 昭和 二十二年 四月 学制改革により身延町立身延小学校と改称した。
- 昭和 二十三年 四月 山梨県の実験学校指定校となった。
- 昭和 二十四年 一月 火災により全校舎焼失し、身延高等学校校舎の一部を借りて授業を継続した。
- 昭和 二十五年 三月 第一校舎が落成した。
- 昭和 二十五年 十月 第二校舎が落成した。
- 昭和 二十七年 五月 一宮角一の寄贈による校旗樹立式をおこなった。
- 昭和 三十年 二月 PTA寄贈により身延小中学校プールが建設された。(長さ二十五メートル、幅十五メートル、深さ一メートル)
- 昭和 三十年 二月 下山・身延・豊岡・大河内が合併し身延町となった。
- 昭和 三十年 十二月 校歌が制定された。作詞・岡本淳三、補訂・米山愛紫、作曲・山口保治。
- 昭和 三十六年 十二月 中央公民館兼小中学校屋内運動場の竣工式を挙行了した。
- 昭和 三十七年 二月 給食室が完工し給食を開始した。
- 昭和 三十七年 五月 水道が竣工した。
- 昭和 三十七年 八月 低学年用プールが完工した。
- 昭和 三十七年 十一月 学びの池が竣工した。
- 昭和 三十七年 十一月 PTA発足十五周年式典を挙行了した。
- 昭和 三十八年 二月 東日本子ども音楽大会に初出場した。
- 昭和 三十八年 十一月 望月郷良よりグラッドピアノが寄贈された。
- 昭和 三十九年 二月 東日本子ども音楽大会東京大会へ出場した。
- 昭和 四十年 四月 県統計教育研究指定校となった。

昭和四十年五月 教材園が完工した。
 昭和四十年五月 子ども郵便局が郵政局長賞をうけた。
 昭和四十年七月 プール浄化装置が完工した。
 昭和四十年八月 楽器受納感謝記念演奏会を開催した。
 昭和四十一年七月 県統計教育研究協議会が本校で開催された。
 昭和四十一年八月 全国中継ラジオ体操の会が本校で開催された。
 昭和四十一年八月 創立百周年記念事業としてテレビ十五台が寄贈された。
 昭和四十一年八月 創立百周年記念事業としてオルガン四十五台が寄贈された。
 昭和四十一年九月 創立百周年記念事業としてエレクトーン一台・顕映機一台が寄贈された。
 昭和四十一年九月 台風二十六号による災害激甚であった。
 昭和四十二年六月 学校設備調査校となり文部大臣賞を受けた。
 昭和四十二年九月 中庭の側溝が完工した。
 昭和四十三年二月 学校前へ歩道橋が設置された。
 昭和四十四年四月 通学服を指定採用した。

(二) 歴代校長

氏名	勤務期間	勤務年数
堀内 常太郎	明治三五年四月～明治三九年三月	五年
森 長 勲	明治四〇年四月～明治四三年三月	三年
依田 貴 敬	明治四三年四月～大正一〇年三月	一一年
馬場 正 臣	大正一〇年四月～昭和二年三月	六年
近藤 義 朔	昭和二年四月～昭和五年三月	三年
窪田 徳 造	昭和五年四月～昭和九年八月三十一日	四年五月
松下 寛	昭和九年九月～昭和一六年三月	六年七月
山下 利	昭和一六年四月～昭和一八年三月	二年
鮎川 省 三	昭和一八年四月～昭和二二年三月	四年

氏名	勤務期間	勤務年数
小野 正 生	昭和二二年四月～昭和二五年三月	三年
深 沢 美 雄	昭和二五年四月～昭和二九年三月	四年
杉 山 武 治	昭和二九年四月～昭和三年三月	三年
佐野 武 治	昭和三年四月～昭和三七七年三月	五年
土橋 隆四郎	昭和三七七年四月～昭和四〇年三月	三年
依田 金 晴	昭和四〇年四月～現在	三年

(三) P T A

ア 沿革

昭和二十二年五月 身延小学校、身延中学校一本のPTAとして発足した。

昭和二十三年度

小中学校PTAがそれぞれ独立して身延小学校PTAと改称した。

学校図書館の充実、学校給食の援助、学校諸設備の改善、児童の補導に総力をあげ協力した。

昭和二十四年度以降

ジャングルジム・ブランコ・スベリ台・中庭貯水池など各年度事業として設置した。

昭和二十九年度

短水路二十五メートルプールを完成した。

昭和三十一年度

歯科治療器具を整備した。

昭和三十三年度

屋内運動場建設に協力した。

昭和三十六年度

全教室にストーブを設置した。

昭和三十七年度

低学年プールを完成した。

昭和三十八年度

PTA十五周年記念式を挙行了した。

昭和四十年年度

演奏楽器一式を寄贈した。

昭和四十一年年度

学校創立百周年記念事業で顕影機一台、オルガン四十五台、エレクトーン一台を寄贈した。各教室へテレビを寄贈した。

イ 歴代会長

氏名	年 度
諏訪源一	昭和二二年度～昭和二三年度
佐野	昭和二四年度～昭和二五年度
鴨狩	昭和二六年度
一宮市	昭和二七年度
松野久	昭和二八年度
望月善	昭和二九年度
深沢忠	昭和三〇年度
雨宮愛	昭和三一年度
近藤嘉	昭和三二年度
片田為	昭和三三年度
望月民	昭和三四年度
雨宮文	昭和三五年度
藤田逸	昭和三六年度
井上正	昭和三七年度
池田平	昭和三八年度
田中造	昭和三九年度
遠藤万	昭和四〇年度～昭和四一年度
望月藤	昭和四二年度
深沢桂	昭和四三年度
真保	昭和四四年度

三、豊岡小学校

(一) 沿革

明治八年 四月 豊岡学校創立、寺院を仮用して教授した。
 明治十一年 横光分教場を設置した。
 明治十二年 五月 本校校舎を新築した。



豊岡小学校



豊岡小清子分校

明治十五年

四月

清子分教場を設置した。

明治二十年

四月

豊岡小学校を改称して本校を身延小学校門野分教場とし、横光・清子分教場を合わせて光子沢分教場と称した。

明治二十二年

一月

町村制実施にあたり身延小学校より分離し豊岡尋常小学校と称した。

明治二十二年

七月

光子沢分教場を二分して一は清子分教場、一は横光分教場と称した。

明治三十八年

九月

清子分教場新築落成式を挙行了した。

明治四十一年

四月

義務教育延長に際し、校舎が狭いため相又上報恩寺を借り本校五・六年の仮教室とした。

明治四十二年

十月

教室増築落成五・六年を本校に収容した。

大正八年

四月

高等科を併置、豊岡尋常高等小学校と称し職員室を

住宅に移転し高等科の教室にあてた。

昭和六年 十月 立正少年団創立、発団式を挙行した。

昭和六年十二月 県道改修に際し、横光分教場移転となり工事のため

大久保部落唯勝寺を借り仮教室とした。

昭和七年 四月 清子分教場一学級増で初めて清子区の五・六年を収容教授した。

昭和八年 一月 立正少年団内に少年消防隊を併設した。

昭和八年 二月 横光分教場校舎新築落成式を行ない、児童を収容した。

昭和八年十二月 本校の徽章を制定し、男子帽章とした。

昭和九年 三月 本校校歌文部大臣より認可された。

昭和十年 五月 二学級増加し本校尋常科単式編成となった。

昭和十年 十月 本校並びに清子分教場校舎新築落成式を挙行した。

昭和十二年 四月 高等科を一学級増加し二学級となった。

昭和十六年 四月 国民学校令により豊岡尋常高等小学校を豊岡国民学校と改称した。

昭和十八年 五月 学校林を設置した。

昭和二十年 五月 国民学校児童機動報国隊結成、高等科児童は全面的に食糧増産、資源獲得にむけられ、五・六年もこれに準ずることとなった。

昭和二十年 十月 豪雨のため学校裏開墾地流失、道路危険のため警防団の出勤を得、防水作業をした。

昭和二十二年 四月 豊岡村教育振興会を設立した。

昭和二十二年 三月 豊岡国民学校を豊岡小学校と改称した。

昭和二十二年 四月 清子分校一学級増で三学級に横光分校一学級増で二学級になった。

昭和二十二年 十月 豊岡村教育振興会を改組してPTAとした。

昭和二十四年 三月 学校給食を実施した。(本年度中で中止した。)

昭和二十四年 十月 校内放送施設を完備した。

昭和二十五年 二月 中学校増築のため使丁室を移転した。

昭和二十六年 三月 横光分校増改築が落成した。

昭和二十七年 四月 本校五年を二学級にし全校で十二学級となった。

昭和二十七年十一月 小中連絡協議会が発足した。

昭和二十八年 十月 小中学校兼用の校内放送施設が完備した。

昭和二十九年 四月 清子分校が昭和二十九年実驗学校研究指定校となった。

昭和二十九年十二月 小中学校南側入口を新設した。

昭和三十年 一月 小学校校舎老朽のため取りこわし新築工事地鎮祭を行ない、清子分校も同時着工した。

昭和三十年 二月 身延町外三村合併 身延町となり校名変更、身延町立豊岡小学校となった。

昭和三十年 六月 本校・清子分校ともに落成し新校舎へ引越しをした。

昭和三十年 九月 清子分校に図書館を設置した。

昭和三十年 十月 清子分校において全国へき地教育研究大会を開催した。

昭和三十年十二月 清子分校に水道施設が完成した。

昭和三十一年 三月 本校に図書館を設置した。

昭和三十一年 九月 本校北昇降口を完成した。

昭和三十一年 九月 校歌発表会を行なった、作詞、米山愛紫 作曲、坂口五郎。

昭和三十一年十一月 放送施設を小学校独自のものとした。

昭和三十一年十一月 子ども郵便局を開設した。

昭和三十一年十二月 小中学校の水道が完成した。

昭和三十四年 六月 子ども郵便局が郵政局長より表彰された。

昭和三十四年 八月 台風七号により裏の運動場が流失した。

昭和三十四年 九月 裏運動場完成直前台風十五号により再度流失した。
 昭和三十四年 十月 豊岡小・中学校体育後援会が設立された。
 昭和三十五年 四月 横光分校を本校に試験統合した。(通学費全額町負担)
 昭和三十五年 五月 交通自治班が南部警察署長より表彰された。
 昭和三十五年 五月 裏運動場復興
 昭和三十五年十二月 完全給食を開始した。
 昭和三十六年 六月 子ども郵便局が郵便局長より表彰された。
 昭和三十六年 八月 テレビ施設をした。
 昭和三十七年 二月 武田栄六より時計を寄贈された。(大時計二、教室用十二個)
 昭和三十七年 四月 清子分校が文部省実験学校に指定された。
 昭和三十八年十二月 清子分校も完全給食を開始した。
 昭和三十八年十二月 保健室が新築落成した。
 昭和四十年 七月 清子分校宿直室が完成した。
 昭和四十年 九月 小中学校屋内運動場の竣工式を挙行了した。
 昭和四十二年 六月 清子分校子ども郵便局が郵政省より表彰を受けた。
 昭和四十二年十一月 清子分校、へき地校公開研究会を開催した。
 昭和四十三年 小・中学校より屋内運動場へ渡り廊下をつけた。

(二) 歴代校長

氏名	勤務期間	勤務年数
篠原 沢之	不明～明治一八年二月	
岩柳 和一郎	明治一八年三月～明治二六年三月	七年
不 明	明治二六年四月～明治二八年三月	二年
若 月 寅 丙	明治二八年四月～明治二九年三月	一年
佐 野 熊 太 良	明治二九年四月～明治四四年三月	一五年
古 明 地 高 吉	明治四四年四月～大正二二年三月	二年

氏名	任職期間	任職年数
田 中 政 則	大正二年四月～大正四年三月	二年
原 清	大正四年四月～大正七年三月	三年
井 上 楠 林	大正七年四月～大正一一年三月	四年
矢 崎 市 作	大正一一年四月～大正一四年三月	三年
佐 野 悦 三	大正一四年四月～昭和二年三月	二年
中 沢 静 治	昭和二年四月～昭和四年三月	二年
古 屋 金 吉	昭和四年四月～昭和六年三月	二年
遠 藤 良 行	昭和六年四月～昭和一一年三月	五年
松 木 良 造	昭和一一年四月～昭和一六年三月	五年
古 屋 金 吉	昭和一六年四月～昭和二二年三月	五年
片 田 富 吉	昭和二二年四月～昭和二八年三月	一六年
鈴 木 富 治	昭和二八年四月～昭和四〇年三月	二年
岡 本 徹 夫	昭和四〇年四月	
萩 原 武 雄	昭和四〇年四月	

(三) P T A (小、中学校)

ア、沿革
 昭和二十一年七月十六日豊岡村教育振興会創立、昭和二十二年十月改組され豊岡村P T Aとなった。以後歴代会長を中心に会員一丸となってその目的達成に努力してきた。その間、P T A創立二十周年に際し会創変更を行ない、新時代に即応するものとして現在におよんでいる。

- イ、組織
- 会員 豊岡小中学校児童生徒の父母及び勤務する職員
 - 学校別の部 中学校部、小学校部
 - 支部 十二支部
- 活動内容の主たるもの
- 1、学校教育の振興
 - 2、家庭教育の向上
 - 3、社会教育への協力
 - 4、その他必要な事業
- 特に昭和三十四年度の七号台風、十五号台風により再度にわたる運動場

流失、その復旧工事にはPTA全員連日勤勞奉仕をなした。

昭和三十五年十二月町内最初の完全給食実施校とするための協力、学校環境整備のための年一日の奉仕作業等はその代表的なものである。

ウ、歴代会長

氏名	年 度
鴨 狩 庸 雄	昭和二二年度～昭和三三年度
渡 辺 義 村	昭和二四年度～昭和二五年度
粟 冠 義 朝	昭和二六年度
片 田 泰 輔	昭和二七年度
堀 内 德 三	昭和二七年度
島 崎 德 三	昭和二八年度～昭和二九年度
若 尾 享 栄	昭和三〇年度
小 野 彪 一	昭和三一年度
柿 野 武 文	昭和三二年度
佐 野 光 圀	昭和三三年度
望 月 政 吉	昭和三四年度
望 藤 敏 雄	昭和三五年度
遠 藤 敏 雄	昭和三六年度
白 滝 清 治	昭和三七年度
鴨 狩 富 治	昭和三八年度
小 山 富 久	昭和三九年度
望 月 利 夫	昭和四〇年度
鈴 木 富 治	昭和四一年度
千 頭 和 吉	昭和四二年度
遠 藤 孝 久	昭和四三年度
北 川 惣 七	昭和四四年度

(四) 豊岡小中学校体育後援会

戦後体力増強と新球技の発達により、体育施設の拡充が必要となり、これを整備するために体育後援会の設立が計画され、昭和三十四年十月豊岡小中学校体育後援会の結成大会が開かれた。以来年毎に体育活動は進歩

し、児童生徒の体位は向上してきている。

(ア) 歴代会長

氏名	年 度
佐 野 光 圀	昭和三四年度
小 野 彪 次	昭和三五年度
柿 島 武 文	昭和三六年度
鴨 狩 富 治	昭和三七年度
千 頭 和 吉	昭和三八年度
大 野 義 学	昭和三九年度
遠 藤 善 男	昭和四〇年度
小 山 竜 夫	昭和四一年度
鴨 狩 芳 信	昭和四二年度
佐 野 幸 造	昭和四三年度
大 村 高 明	昭和四四年度

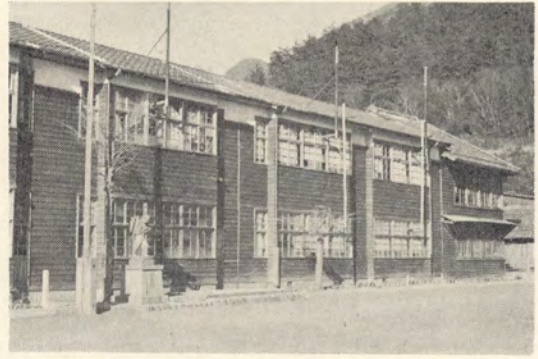
(イ) 組織

会員、体育振興に協力する地域内全世帯
 会長 一名 副会長 三名
 監事 二名
 幹事 二名
 理事 二四名
 主な活動内容
 小中学校体育振興に協力する。

四、帯金小学校

(一) 沿革

明治六年 帯金学校が設立された。
 明治七年十二月 八木沢学校が設立された。



帯金小学校

明治二十年 四月

大河内尋常小学校と改称した。

明治二十三年 十月

小学校令改正により、

大河内尋常

小学校の本

校を帯金区

に設け、他

校はすべて

その分教場

となった。

棒・大塙・

大崩三区の

明治二十五年 四月

義務教育が免除された。

右三区の義務教育免除が解除された。

明治二十七年 九月

棒分教場の新築落成式が挙行された。

明治三十年 十月

従来大河内尋常小学校ほか五分教場を廃止し、本

村を南北に分け丸瀧以北を一学区とし帯金尋常小学

校を帯金区に設立し、角打以南を一学区とした大和

尋常小学校を和田区に設立した。

校地変更の件が認可された。(現校地)

明治三十六年 七月

改築起工式が挙行された。校舎改築のため静仙院を

仮校舎として授業した。

明治三十七年 五月

改築校舎が竣工した。

明治三十七年 五月

高等科一・二年の併置が認可された。

明治三十七年 七月

尋常科に裁縫科目加設の件認可された。

明治三十八年 七月

尋常科に唱歌科目加設の件認可された。

明治三十九年 五月

高等科三・四学年の増設が認可された。

明治四十一年 四月

義務教育年限延長により尋常科一・二、尋常科三・

四、尋常科五・六、高等科一・二の四学級となっ

た。

明治四十三年 四月

尋常科が一学級増設された。

明治四十五年 五月

増築校舎の落成式を挙行した。

大正二年 二月

飲用水用井戸が竣工した。

大正三年 十月

運動場の拡張工事が完成した。

大正四年 四月

尋常科が一学級増設された。

大正八年 四月

尋常科が一学級増設された。

昭和四年 十月

校旗の樹立式を挙げた。

昭和七年 四月

校舎東側に小使室を設置した。

昭和八年 二月

大河内少年消防隊の発会式を挙行した。

昭和八年 六月

校舎増築につき尋常科三・五学年児童は妙経寺に尋

昭和二十三年 四月 学級増加により七学級編成となった。
 昭和二十四年 四月 五日制を実施した。
 昭和二十四年 五月 継続給食を開始した。
 昭和二十五年 六月 防火貯水槽が完成した。
 昭和二十六年 八月 中央部校舎階下階上各二教室計四教室の改築上棟式を挙げた。
 昭和二十六年十一月 校内放送設備をした。
 昭和二十六年十一月 西側四教室の上棟式を挙げた。
 昭和二十八年 二月 校舎新築落成し、学校電話を設置した。
 昭和二十九年 八月 便所の上棟式を挙行了した。
 昭和二十九年 十月 女関並びに図書室、および便所の落成式を挙行了した。
 昭和三十年 二月 町村合併により身延町立帯金小学校となる。
 昭和三十年 十月 校庭拡張の祝賀式を挙行了した。
 昭和三十三年 九月 校歌制定発表会を開催した。作詞 米山愛紫、作曲 森義八郎
 昭和三十六年 五月 衛生室を設置した。
 昭和三十七年 二月 給食室を新築し給食を開始した。
 昭和三十七年 九月 物置を設置し自転車置場を増設した。
 昭和三十八年十一月 プールを設置した。(幅六m×長さ二五m×深さ〇・八m) 経費一二三万円
 昭和三十九年 五月 ピアノを購入した。
 昭和三十九年 十月 ハミリ映写機・撮影機を購入した。校旗樹立式を挙げた。
 昭和三十九年 九月 楽器を購入した。二〇万円
 昭和四十一年十二月 保健室を新築した。

(二) 歴 代 校 長

氏 名	勤 務 期 間	勤 務 年 数
柿 島 正 夫	明治二五年十月～明治四四年三月	一九年
丸 山 善 定	明治四四年四月～大正 三年三月	三年
四 条 善 教	大正 三年四月～大正 五年三月	二年
川 崎 義 重	大正 五年四月～大正 六年三月	一年
井 上 久 吉	大正 六年四月～大正二二年三月	六年
鮎 川 省 三	大正二二年四月～昭和 八年九月	一一年
窪 田 国 久	昭和 八年九月～昭和一一年三月	二年
小 池 鉄 雄	昭和一一年四月～昭和一五年三月	四年
佐 野 国 太 郎	昭和一五年四月～昭和二一年三月	六年
望 月 脩 二	昭和二一年四月～昭和二七年三月	六年
片 田 豊	昭和二七年四月～昭和三二年三月	五年
杉 山 武	昭和三二年四月～昭和三三年三月	一年
望 月 謙 三	昭和三三年四月～昭和三七三年三月	四年
佐 野 巖 三	昭和三七四年四月～昭和四一年三月	四年
遠 藤 治 三	昭和四一年四月～現在	四年

(三) P T A

ア、沿 革
 昭和二十三年十二月発足以来十一代目の会長を迎え歴代の会長は、その都度、研修会・講演会・視察旅行などにより会員の研修を深め、また学校の施設・設備の充実のために協力して現在にいたったのである。

(主な活動)

授業参観・研修会(講演会を含む)・視察旅行・校庭拡張に協力・給食施設設置に協力・プール設置に協力・その他運動具等の充実に協力、なお台風被害による校庭埋没の際は、勤労奉仕その他に涙ぐましい程の協力をおしまなかつた。

なおPTA活動中特筆すべきものとして寄付金でハミリ映写機を購入し、児童の学校生活(授業・運動会・修学旅行・臨海学校・給食状況)な

などを撮影し、各部落懇談会にこれを持参して父兄全員に学校生活の理解を深めるとともに、教育の向上を目指してPTA活動を深めている。

イ、歴代会長

氏名	年 度
高山 毗門	昭和二二年度～昭和三三年度
伊藤 喜則	昭和二四年度～昭和二六年度
深沢 竜一	昭和二七年度～昭和二九年度
鮎川 太郎	昭和三〇年度～昭和三二年度
佐野 安太郎	昭和三三年度
坂口 起一	昭和三四年度～昭和三五年度
渡辺 二宝	昭和三六年度
芦沢 助春	昭和三七年度～昭和三九年度
海野 嘉幸	昭和四〇年度
千須 和弘	昭和四一年度～昭和四二年度
鮎川 謙喜	昭和四三年度
望月 謙喜	昭和四四年度

(四) 体育後援会

- ア、設立年月日 昭和三十三年七月二十五日
- イ、歴代会長名 佐野安太郎、鈴木進、吉野政市、中山宗一、望月純夫、望月謙喜、伊藤長徳
- ウ、組織 一般有志を以て組織す

エ、主な活動 本校体育振興のため精神的・物質的後援をなし、児童の体育活動を正常に伸展させる事を目的とし左の事業を行なう。

- 帯金小学校保健体育施設ならびに用具整備のための基金募集。
- 学校を行なう校外競技会、球技会をはじめその他の体

育的行事の後援をする。

五、大和小学校

(一) 沿革

- 明治七年 五月 大島学校が設立され、上大島東勝寺(廃寺)に開設
- 明治七年 十月 小笠原茂が最初の教員であった。
- 明治七年 十月 和田学校が設立された。
- 明治十七年 十月 大島学校に和田学校を合併し大和学校と称した。
- 明治二十五年 三月 小学校令改正により大河内尋常小学校の本校を本村帯金区に設け大和小学校はその分教場となった。
- 明治二十五年 四月 和田樋之上区内に和田分教場を設立した。
- 明治二十七年 二月 和田分教場を新築し上棟並びに開校の式を挙げた。
- 明治三十五年 一月 従来の大河内尋常小学校外五分教場を廃止し本村を南北に分ち丸滝以北を一学区とし、帯金区に帯金尋常小学校を設立し角打以南を一学区とし和田区に大



大 和 小 学 校

和尋常小学校を設立した。

明治三十五年 二月 元和田分教場を仮校舎とし授業を始めた。

明治三十七年 九月 さきに指定された大島字的場に大和小学校を新築し仮校舎より移転した。

明治三十七年 九月 高等小学校二カ年の課程並置が許可された。

明治三十七年 十月 尋常科へ裁縫科加設が許可された。

明治三十八年 七月 尋常科へ唱歌科加設が許可された。

明治三十八年十一月 本校へ農業補習学校が付設された。角打区へ分教場を設置した。

明治三十九年 五月 高等科三・四学年設置が許可された。

明治四十五年 五月 増築校舎の落成式が挙行された。

大正十四年 十月 奉安所並びに増築校舎落成式が挙行された。

昭和五年 五月 学校用木工事が完工した。

昭和七年 五月 校舎付属の物置を増築した。

昭和八年 六月 校地側の石垣積み上げ工事が完工した。

昭和九年 九月 便所改築落成式を挙行した。

昭和九年 九月 大暴風雨にあい校舎に大被害があった。

昭和十年 一月 校舎改築のため和田屋、妙泉寺、滝川晶宅、上大島神明社、下大島感応寺等を仮校舎にした。

昭和十年十二月 新校舎竣工落成式を挙行した。

昭和十四年 三月 児童数の増加に伴い職員室を新築移転した。

昭和十六年 四月 国民学校令が施行され大和国民学校と改称した。

昭和二十二年 四月 教育制度改正により大河内村立大和小学校と改称した。大河内中学校が三教室を仮用する。

昭和二十二年 七月 大和小学校PTAが発足した。

昭和二十四年 四月 交通安全自治会が結成された。

昭和二十五年 九月 非常用貯水池が完成した。

昭和二十七年 十月 飲用水工事をした。

昭和二十八年 七月 電話が開通した。

昭和二十九年 二月 放送教育公開授業を実施した。

昭和二十九年 七月 宿直室が新築された。

昭和二十九年十二月 放送教育公開研究会をおこなった。

昭和三十年 二月 身延町外三カ村が合併して身延町となり町立大和小学校となった。

昭和三十年 三月 校庭西側鉄柵が完成した。

昭和三十二年 四月 毎月十日を学校貯金日とした。

昭和三十二年 五月 学校周囲の鉄柵工事が完成した。

昭和三十三年 八月 新水道工事が完成した。

昭和三十六年 二月 給食を開始した。

昭和三十七年 八月 貯水池兼プールが完成した。

昭和三十七年 九月 学級園が完成した。

昭和三十七年 十月 防球網と物置が完成した。

昭和四十年 八月 保健室が完成した。パトンガールが誕生した。

昭和四十年 十月 校歌が制定された。(作詞佐野四郎、作曲坂口五郎)

昭和四十一年 九月 台風二十六号により裏山崩壊し給食室が大破した。

昭和四十二年 一月 PTAの協力により親子テレビを購入し、各教室で教育番組視聴のカリキュラムが作成された。

昭和四十四年 三月 テレビカリキュラムによって公開授業を行なった。

(二) 歴代校長

氏名	勤務期間	勤務年数
深 沢 虎之甫	明治三十五年三月～明治三十七年一〇月	二年八月
小 林 丑太郎	明治三十七年一月～明治四〇年三月	二年五月
平 田 弘	明治四〇年四月～大正一〇年一月	一四年八月
鮎 川 省 三	大正一〇年一月～大正一二年三月	一年四月
長谷川 義 幸	大正一二年 四月～昭和三年二月	五年九月
杉 山 捨 作	昭和三年 一月～昭和六年 三月	三年三月

早川省三	昭和六年	四月	昭和七年	三月	一年
佐野悦三	昭和七年	四月	昭和一四年	三月	七年
窪田国久	昭和一四年	四月	昭和二一年	三月	七年
遠藤良行	昭和二一年	四月	昭和二九年	三月	八年
梅田治郎	昭和二九年	四月	昭和三五年	三月	六年
大森泰	昭和三五年	四月	昭和三七	年三月	二年
高山巖	昭和三七	年四月	昭和四〇	年三月	三年
望月芳雄	昭和四〇	年四月	昭和四二	年三月	二年
藤森道三	昭和四二年	四月	昭和四三	年三月	一年
望月照次	昭和四三年	四月			

(三) P T A

ア、沿革

昭和二十二年七月十七日大和小学校 P T A 設立、以来会員相互の研鑽を積み、児童の福祉と教育能率の増進をはかり、校庭拡張防護柵の設置、校舎の修繕、運動用遊具の設置、給食運営への協力、校歌制定、バトンゲーム発足、親子テレビの設置、校舎内外の消毒作業など、学校の衛生および諸施設設備の向上に寄与してきた。

イ、活動

現在は、四専門部と学年 P T A、四支部をおき各部ごと活発な活動をしている。

(ア) 総務部

各専門部、支部学年 P T A の連絡調整に当たり、P T A 活動の円滑をはかる。

(イ) 補導部

児童の校外生活指導、交通安全の指導にあたる。

(ウ) 保健給食部

児童の保健衛生、給食施設の計画運営にあたる。

(エ) 教養部

会員の教養研修にあたる。

(オ) 学年 P T A

学年ごとの計画にしたがって活動する。

(カ) 四支部

角打・和田・上大島・下大島の地区ごとに計画にしたがって活動する。

ウ、歴代会長

渡辺政則	昭和二三年度	昭和二三年度
片田銀五郎	昭和二四年度	昭和二六年度
望月富斉	昭和二七年度	昭和二八年度
伊藤亮造	昭和二九年度	
熊谷貞明	昭和三〇年度	昭和三二年度
市川良政	昭和三三年度	
片田豊	昭和三四年度	
市川正美	昭和三五年度	
熊谷儀信	昭和三六年度	
望月竜吉	昭和三七年度	
若林広明	昭和三八年度	
浅原誉	昭和三九年度	
千頭和政	昭和四〇年度	
望月栄喜	昭和四一年度	
小笠原英雄	昭和四二年度	
久保幸男	昭和四三年度	
片田正之	昭和四四年度	

(四) 体育後援会

(ア) 設立年月日 昭和四十一年五月十日

(イ) 歴代会長名 滝川一尚、片田久夫、若林正明、佐野賢一

(ウ) 組織 織 ○会員 P T A 会員ならびに一般有志

(エ) 主な活動

○役員 会長一名 副会長三名 理事若干名
 幹事若干名 会計監事二名
 大和小学校体育振興のため精神的物質的後援をなし児童の体育活動を伸長せしめることを目的とし左の事業を行なう。
 ○保健体育施設ならびに用具整備のための基金募集
 ○学校の行なう校外競技会の後援(春秋の運動会・球技会・陸上競技会・歩く会など)

六、町内各校の学級数と児童数の変遷

年度	学校		山下小学校		身延小学校		豊岡小学校		帯金小学校		大和小学校	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
明治三五年	六二二五	五二二七	四一九〇	二二〇三	二二〇一							
明治四〇年	七三〇四	七二四五	四二二七	三二〇七	四二二四							
明治四五年	不明	八四一〇	六三三九	五二二七	五三三五							
大正五年	不明	七四四五	六三三四	六二六五	六二二六							
大正一〇年	七三四一	五三三五	七四〇四	七三〇三	六二二七							
大正一五年	八三七四	四五六四	七四三四	七三三九	七二八五							
昭和五年	九四一四	四六五八	七三七〇	八三一	七三一							
昭和一〇年	九三八八	一五七七	八四二五	八三〇一	八三三六							
昭和一五年	九三九一	一九八〇	一一四三四	八三九九	一〇四九〇							
昭和二〇年	九四五四	二一九二	一一五一六	八三九一	八四一八							以上高等科を含む
昭和二五年	九三八七	一九八〇	一一三九二	六三〇八	六二八二							
昭和三〇年	九三一六	二〇七六	五二一三〇	七二七二	七二五二							

昭和三五年	二二九九五	二七七八九	二一三〇九	七二八三	六二六三
昭和四〇年	二〇三二八	一六五八九	一〇二六六	六一九一	六一九九
昭和四四年	九二六五	一五五四七	九二〇〇	六一三七	六一三四

第三節 実業(農業)補習学校、青年学校

義務教育もいよいよ普及し学問を修めるものが多くなった。義務教育修了後も農村にとどまり、農業にあるいは商業にまた工業に従事する青年のための教育機関が開設された。実業補習学校、青年学校がそれで本町に開設されたものは、次のとおりで明治三十八年に始まり昭和二十三年三月に終わる。

一、沿革

明治三十八年 補習学校が町内四地区の小学校に併置された。
 大正十五年 七月 青年訓練所に充用され実業(農業)補習学校と称した。
 昭和十年 四月 実業(農業)補習学校は勅令第四十一号により青年学校となった。
 昭和十八年 十月 身延外三カ村組合立身延青年学校を設立し、豊岡・下山・大河内の各校は廃校となった。
 昭和二十一年 三月 組合立青年学校は廃止され、各地区小学校の校舎の一部を仮用町村立青年学校となった。
 昭和二十二年四月十日 新制中学校創立にあたり中学校に併設した。
 昭和二十三年三月三十一日 青年学校は廃止となった。
 山梨県南巨摩郡豊岡村立農業青年学校学則



戦時下の豊岡青年学校生徒

第一章

第一条 本校ハ山梨県南巨

摩郡豊岡村立農業青年学校ト称シ豊岡村立豊岡尋常高等小学校ニ併置ス

本校ハ豊岡尋常高等小学校清子分教場及横光分教場ニ分教場ヲ併置ス

第二条

本校ハ青年学校令ニ基キ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス

第二章

第三条 本校ハ男子及女子ヲ各々普通科本科研究科ニ分ツ

第四条 普通科本科及研究科ノ教授及訓練期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

男子 普通科二年 本科五年 研究科二年
女子 普通科二年 本科三年 研究科一年

第五条 普通科本科及研究科ノ教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数左ノ如シ
教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数

第六条 本校ハ主トシテ職業ニ関スル特別ノ事項ヲ修得セシムルタメ専修科ヲ置ク

専修科ノ専修科目入學資格教授及訓練ノ期間時数其ノ他必要ナル事項ハ実施ノ

(男子) 教授及訓練時数

教授及訓練科目	普通科		本科					研究科	
	第一年	第二年	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第一年	第二年
修身及公民科	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	一八
普通学科	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	四八
職業科	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	一〇八一〇八	四八
体操科	七二	七二	八四	八四	八四	八四	八四	八四	六〇
教練科			八四	八四	八四	八四	八四	八四	六〇
合計	二五二二五	二五二二五	二五二二五	二五二二五	二五二二五	二五二二五	二五二二五	二五二二五	一八〇

(女子) 教授及訓練時数

教授及訓練科目	普通科		本科			研究科	
	第一年	第二年	第一年	第二年	第三年	第一年	第二年
修身及公民科	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
普通学科	九六	九六	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
職業科	九六	九六	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
家庭科	九六	九六	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
体操科	三六	三六	三六	三六	三六	三六	二四
合計	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	一八〇

都度学校長之ヲ定ム

第七条 本校ノ修了者卒業者又ハ一般公衆ノ為隨時講習ヲ行フコトアルベシ
講習項目受講資格及講習期間等ニ関シテハ其都度学校長之ヲ定ム

第三章 学期教授及訓練ノ日時休業日

第八条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日 至七月三十一日

第二学期 自八月一日 至十二月三十一日
第三学期 自一月一日 至三月三十一日

第九条 教授訓練ノ日及時刻ハ学校所屬ニ於ケル業務ノ状態其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ学校長之ヲ定ム

第十条 本校ノ休業日ハ左ノ如シ
一、祝祭日 二、産土神例祭 三、学校記念日 四、恩賜記念日

第四章 就 学

第十一条 本校ノ入学期ハ毎年四月一日トス
但シ特別ノ事情アル者ニ付テハ中途入学セシムルコトアルベシ

第十二条 本校ニ入学シ得ル者ノ資格左ノ如シ
一、普通科尋常小学校卒業者又ハ年齡滿十二年以上ニシテ之ニ相当スル素養アルモノ

二、本科普通修了者高等小学校卒業者又ハ年齡滿十四年以上ニシテ之ニ相当スル素養ノアルモノ

三、研究科本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養ノアルモノ

第十三条 他ノ青年学校ノ生徒ニシテ本校ニ転学セントスルトキ又ハ教練及訓練ノ一部ヲ受ケントスルトキハ保護者ハ其ノ事由ヲ具シ青年学校手帖ヲ添付ノ上学校長ニ願ヒ出ヅベシ

第十四条 本校生徒ニシテ転学又ハ退学セントスルトキ若ハ他ノ青年学校ニ於テ教授及訓練ノ一部ヲ受ケントスルトキハ保護者ハ其ノ事由ヲ具シ学校長ニ願ヒ出ヅベシ

第五章 修了及卒業

第十五条 普通科及研究科ノ修了竝ニ本科卒業ノ認定ハ全課程ニ出席時数其ノ他平素ノ学習状況ヲ考慮シ学校長之ヲ定ム

第十六条 普通科及研究科ノ課程ヲ修了シタル者ニ対シテハ第一号様式ノ修了証ヲ本科ノ課程ヲ卒業シタル者ニ対シテハ第二号様式ノ卒業証ヲ授与ス

第六章 賞 罰

第十七条 学校長必要アリト認ムルトキハ生徒ニ対シ適宜賞罰ヲ加フルコトアルベシ

第七章 授 業 料

第四章 学 校 教 育

第十八条 授業料ハ之ヲ徴集セズ

第八章 督 励 員

第十九条 本校ニ督励員十五名ヲ置キ設置者之ヲ委嘱ス
督励員ノ任期ハ二箇年トス督励員ハ生徒ノ就学及出席督励ノ任ニ当ルモノトス

第九章 雜 則

第二十条 本則実施上必要ナル細則ハ学校長之ヲ定ム

付 則

本則ハ昭和十五年四月一日ヨリ実施ス
従来ノ学則ハ本則発布ニヨリ廃止ス

第一号様式

修 了 証

校 印 氏 名
右者本校普通科研究科(何年)ノ課程ヲ修了シタルコトヲ証ス
昭和 年 月 日

山梨県南巨摩郡豊岡村立農業青年学校長位勲 氏 名 印

第二号様式

修 了 証

校 印 氏 名
右者本校本科(何年)ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ証ス
昭和 年 月 日

山梨県南巨摩郡豊岡村立農業青年学校長位勲 氏 名 印

議第二二号

豊岡村立農業青年学校廃止ノ件

豊岡村立農業青年学校ハ之ヲ廃止ス

一、理 由

青年教育ノ重要性ニ鑑ミ身延町外三ヶ村青年学校組合立身延青年学校設置ノタ

メ豊岡村立農業青年学校ハ之ヲ廃止ス

昭和十八年八月二十八日提出

豊岡村長 小山元正

議第二三号

身延町外三ヶ村青年学校組合立並ニ町村一部事務組合設立ノ件

青年学校ニ関スル一切ノ事務ヲ共同処弁スル為メ身延町大河内村、下山村、豊岡林ノ各町村青年学校組合ヲ設立身延青年学校ヲ設置シ其ノ関係町村一部組合ヲ設立スルモノトス

昭和十八年八月二十八日提出

豊岡村長 小山元正

議第二四号

身延町外三ヶ村青年学校規約制定ノ件

身延町外三ヶ村青年学校規約別紙ノ通り定ム

昭和十八年八月二十八日

豊岡村長 小山元正

身延町外三ヶ村青年学校組合規約

第一条 本組合ハ身延町外三ヶ村青年学校組合ト称ス

第二条 本組合ハ左ノ各町村ヲ以テ組織ス

一、身延町 大河内村 下山村 豊岡村

第三条 本組合ハ町村制第二百二十九条ニ依リ青年学校ニ関スル一切ノ事務ヲ共同処弁ス

第四条 本組合役場ハ身延町役場内ニ置ク

第五条 本組合会議員ノ定数ハ十二名トシ組合関係町村ノ各町村会ニ於テ其ノ町村会議員中ヨリ身延町五名 大河内三名 下山村二名 豊岡村二名ヲ選挙ス

但シ組合会議員ハ名誉職トス

第六条 組合会議員ノ選挙ニ付テハ町村制第五十一条ヲ準用ス

組合会議員ノ任期ハ町村会議員ノ任期ニ從フ

組合会議員ニシテ町村会議員ノ職ヲ失ヒタル時ハ同時ニ組合会議員ノ職ヲ失フモノトス

第七条 組合会議員ニ欠員ヲ生ジタル時ハ所属町村会ハ直ニ補欠選挙ヲ執行ス

ルモノトス

第八条 組合管理者ハ選挙ヲ行フベキ期日及ビ選挙スベキ議員数ヲ関係町村長ニ通知スベシ

第九条 町村長ハ議員ノ選挙ヲ終リタルトキハ直ニ当選者ノ住所氏名生年月日ヲ組合管理者ニ通知スベシ

組合管理者ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知シ併セテ其ノ住所氏名ヲ告示スベシ

第十条 本組合ニ組合管理者、助役一名、収入役ヲ置ク

前項ノ外書記一名ヲ置キ組合管理者之ヲ任免ス

組合管理者ハ身延町長、収入役ハ身延収入役ヲ以テ之ニ充ツ

第十一条 本組合ノ費用ハ財産ヨリ生ズル収入補助金分担金其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

前項ノ分担金ハ左ノ割合トス

身延町 五割 大河内村 二割五分 下山村 一割二分五厘 豊岡村 一割二分五厘

第十二条 組合管理者ハ組合会ノ議決ヲ経タル予算決算其他必要ナル事項ハ其ノ要項ヲ組合各関係町村ニ告知スベシ

第十三条 本規約ニ規定シタルモノノ外ハ總テ町村制ノ規定ヲ準用ス

第十四条 本規約ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四節 中学校教育

一、下山中学校

第二次世界大戦の敗戦の疲弊のどん底のなかに、民主的平和国家の再建をめざして、いわゆる六・三・三・四制を中心とする学制改革がなされ、昭和二十二年三月教育基本法・学校教育法が公布された。続いて四月新制

中学は、全国津々浦々にまで開設された。
 全国の新制中学校がそうであるように、本町中学校も小学校の一隅を借りて校舎とし、中学校という名称のもとにかく旧町村に一中学校すなわち下山・身延・豊岡・大河内の各中学校が発足した。

(一) 沿革

昭和二十二年四月十日新学制実施に伴い、下山小学校(明治四十二年建築の校舎)二階講堂を三教室に区切り、下山村立下山中学校として発足した。

昭和二十三年十一月三日、村民の一致協力により中学校独立校舎(現小学校南校舎)が落成し、山梨県知事を始め、多数名士の臨席のもと、村民挙げて盛大な落成式ならびに祝賀行事が行なわれた。ちなみに中学校独立校舎としては県下第二番目の建築であった。またこの日を学校記念日に制定した。

昭和三十年二月十一日 町村合併により、校名を改称身延町立下山中学校となった。

昭和三十四年一月二十六日 新校舎(現校舎)を二〇〇万円の建築費をもって、移転新築落成、はじめて、中学校として独立した校舎、校庭をもつに至った。この日を新しく学校記念日に制定した。

昭和三十四年五月十一日 教育委員望月栄の指導により、PTA会員、生徒の奉仕により螢雪園、洗心池が構築され、中庭が整備された。



全 景 山 中 学 校

昭和三十六年七月十日 二カ年の継続事業でプールが竣工した。
 昭和三十八年三月二十九日 技術科教室並びに給食室竣工、四月より完全給食を開始した。

昭和四十二年七月三十一日 屋内運動場が総工費一、九七六万円で竣工した。

昭和四十三年一月二十五日 山梨県教育委員会より統計教育研究校に指定され「学習指導時における統計資料の継続的活用」のテーマで公開研究発表を行なった。昭和四十三年度、引続き指定を受け、昭和四十三年十月二十二日「学級活動をより充実させるための統計資料の活用」のテーマで公開研究発表を行なった。

昭和四十四年三月三十一日 統計教育研究の成績良好により文部大臣より表彰された。

昭和四十四年十一月一日 山梨県教育委員会指定の統計研究校(第三年目)となり、「学級づくりをより効果的にするための統計資料の活用」のテーマで当校で山梨県統計教育研究大会を行ない、県下に公開発表を行なった。

(二) 校長・PTA会長

年度	校長名	職員数	生徒数	学級数	PTA会長名	備考
昭和二三	佐野 国太郎	七	一〇八	三	山内 椿房	
二四		七	一四八	四		
二五	望月 稠春	八	一六九	五	望月 惟臣	
二六		八	一七六	五		
二七		九	一七四	六		
二八	望月 稠春	一〇	一七三	六	佐野 悟郎	
		一一	一九〇	六		

二九	一〇	一九六	六	山本岳乘
三〇	一〇	一九九	六	佐野為雄
三一	一〇	一八六	六	石川剛
三二	一〇	一七三	六	網野正一
三三	八	一五二	五	網野正一
三四	七	一四三	四	遠藤泰明
三五	七	一五四	四	遠藤泰明
三六	八	一九二	五	上平浅藏
三七	一〇	二二四	六	松木榮
三八	一一	二二三	六	川村藤十郎
三九	一〇	一九五	六	芦沢忠男
四〇	一〇	一九九	六	遠藤宝作
四一	一一	一八一	六	遠藤宝作
四二	一二	一七三	六	秋山智孝
四三	一二	一六四	六	秋山智孝
四四	一二	一七七	六	広島島慶明

二、身延中学校

(一) 沿革

昭和二十二年四月十日学制改革実施にともない、身延国民学校は廃止され、新しく修業年限六カ年の身延小学校と、修業年限三カ年の身延中学校が誕生した。校舎は旧国民学校の一部を小学校とともに使用する。ちなみ



陸上競技大会

に時の教育予算は一一四、四四九円であった。

昭和二十四年一月二十八日 小学校校舎より出火し、類焼した。

身延第二高等学校(旧身延高女)の校舎を借用し、授業を継続した。

昭和二十五年二月二十日 支会カリキュラム部主催の公開授業を実施した。

昭和二十八年三月五日 武道場竣工式を挙げる。三船十段の実技披露と講演会を開催した。

昭和二十九年九月二日 プール

工事が竣工した。

昭和二十九年十一月二十二日 身延山短期大学教育実習生入所式を行なう。(以後身延山短期大学の教育実習校として今日にいたる。)

昭和三十年四月 文部省指定の産業教育実習学校となる。

昭和三十年二月 プール落成式典を挙げる。(長さ二五メートル幅一

五メートル深さ一メートル)

昭和三十年九月十三日 校旗、校歌を制定し、同月十七日発表会を実施した。(作詞、辰己利郎、補訂米山愛紫、作曲森義八郎)

昭和三十一年二月十一日 産業教育実習学校全国公開授業を実施した。

昭和三十三年九月八日 生徒会発表会をおこなった。

昭和三十六年十二月五日 屋内運動場竣工式典を盛大に挙げる。

昭和三十七年二月二十三日 学校給食を開始した。

昭和三十八年八月五日 県下中学校柔道選手夏期強化合宿訓練をおこな

つた。

(二) 校長・PTA会長

年度	校長名	職員数	生徒数	学級数	PTA会長名	備考
二二	鮎川省三	一一	一三三三	六	青鹿新太郎	
二三		一二	三三三三	七		
二四	佐野国太郎	一四	四一七	九	佐野肇	
二五		一四	三九四	九		
二六		一三	三六九	九		
二七	佐野忠雄	一三	三七五	九	中不二雄	
二八		一三	三七五	九		房則
二九		一五	四一二	九		
三〇		一四	三九二	一〇		佐野一男
三一	一五	三八九	一〇	鴨狩広		
三二	一三	三三七	九		一宮市松	
三三	一二	二九九	八	松野久男		
三四	一二	二八八	八		深沢忠雄	
三五	一二	三一七	八	片田為丸		
三六	一三	三六八	九		近藤嘉一	
三七	一四	三九〇	九	望月秀雄		
三八	一四	三七七	九		池上荒一	
三九	一五	三三九	九	佐野初雄		
四〇	一四	三三二	九		沢村清一	
四一	一四	三一七	九	池上正		
	土橋隆四郎					

第四章 学校教育

四二	一五	三二四	九	藤田大六
四三	一四	二八二	八	下里是忠
四四	一四	二七一	八	高村大衛

(三) 体育後援会

ア 沿革及び事業の概要

敗戦後十年、経済生活の安定、食糧事情の好転に伴い各種のスポーツは戦前にまして盛んになった。学校の課外体育クラブの活動も盛んにおこなわれるようになった。このころまではPTAの野球の同好者が集まって野球部の後援をしてきたのであるが、それがきっかけで他の体育クラブを総括した形の体育後援会組織が独立して発足した。昭和三十二年四月であった。

会則を決め、会費は口数を決めて徴収した。課外体育クラブの活動だけでなく、学校行事として行なう校内体育行事（競歩大会・運動会等）にも積極的に物心両面の支援活動をしてきた。会則の第二条には次のように目的が明記されている。

「本会は生徒の健康増進、体位向上、および、会員の親睦をはかる」と。

また目的達成のための事業として(1)生徒の健康増進および体位向上のための諸事業ならびに後援、(2)体育に関する調査研究、(3)その他目的達成のために必要な事項。

なお、昭和四十四年度からは身延小中学校体育後援会として再編成された。したがって、小学校部、中学校部という形

歴代会長

年度	氏名
三二	佐野一男
三三	鴨狩広
三四	一宮市松
三五	松野久男
三六	田中万造
三七	
三八	矢野定吉
三九	
四〇	高村大衛
四二	
四三	岡本平八郎
四四	

で運営していくことになった。過去十数年にわたる活動の成果は多大であった。

歴代会長は別表のとおりである。

三、豊岡中学校

(一) 沿革

昭和二十二年四月十日、六・三・三・四制による教育改革にともない、豊岡小学校校舎を仮用し豊岡村立豊岡中学校を設置する。井上小一郎校長となり、同年四月十五日開校式をあげた。

昭和二十二年十月 PTAが結成された。

昭和二十五年五月二十一日 二階建四教室を新築した。

昭和二十六年十月 中学校運動場新設



豊岡中学校

昭和二十八年一月二十八日 帽章
バッヂを制定した。

昭和三十年二月十一日 町村合併
により、身延町立豊岡中学校と
改称した。

昭和三十一年九月二十九日 校歌
を制定した。作詞米山愛紫、作
曲坂口五郎

昭和三十一年十二月 小・中学校
共用の水道が完成した。

昭和二十二年十二月八日 ブラ
スバンド部を結成した。

昭和三十四年八月十四日 台風七
号により運動場が流失した。

昭和三十四年九月二十六日 台風十五号により完成直前の運動場が再度流失した。

昭和三十五年五月 運動場復興

昭和三十五年十二月二十一日 完全給食を開始した。

昭和三十八年一月十二日 産業教室を設置した。

昭和四十年九月十七日 屋内運動場竣工式を挙行了した。

(二) 校長・PTA会長

年度	校長名	職員数	生徒数	学級数	PTA会長名	備考
昭和二二	井上小一郎	八	一一三	四	鴨狩庸雄	
二三		七	一一〇	三		
二四	丹沢慈光	八	一七八	五	渡辺義村	
二五		八	一七五	五		
二六		一〇	一八七	六	粟冠義朝	
二七	杉山武	一〇	一八二	六	片田泰輔	
二八		一〇	一八〇	六	堀内徳三	
二九		一〇	二〇九	六		
三〇		九	一九二	六	島崎栄	
三一		八	一九四	五	若尾享一	
三二		七	一五〇	四	小野彪次	
三三	望月正一	七	一三一	四	柿島武文	
三四		七	一〇六	三	佐野光圀	
三五		八	一二八	五	望月政吉	
三六		八	一四六	四	遠藤敏雄	

三七	井上熊雄	八	一六八	五	白滝清治
三八	井上熊雄	九	一六〇	五	鴨狩富治
三九	井上熊雄	九	一四九	五	小山久
四〇	山本恒雄	九	一三二	五	望月利夫
四一	山本恒雄	七	一〇八	三	鈴木富治
四二	山本恒雄	七	一〇八	三	千頭和吉久
四三	山本恒雄	七	九七	三	遠藤孝
四四	山本恒雄	七	一〇八	三	北川惣七

四、大河内中学校

(一) 沿革

昭和二十二年四月十日 西八代郡大河内村立大河内中学校と称し、設立認可となる。

昭和二十二年四月二十日まで校舎整備のため臨時休業をなし、帯金小学校校舎、大和小学校校舎の一部を校舎にあて、二十一日より授業を開始した。

昭和二十六年七月一日 大河内村丸滝四六番地に新校舎が落成し、帯金教場、大和教場の生徒が移転した。

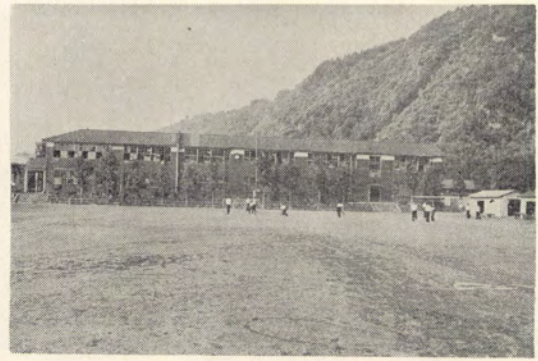
昭和二十六年七月十七日 新校舎落成式を挙げる。この日を学校記念日とした。

昭和二十七年四月七日 三年生が校庭に桜の木百本を植えた。

昭和二十七年七月十七日 創立五周年記念式典を挙げる。

昭和二十八年七月一日 校庭に気象観測所を設置した。

昭和二十八年七月十七日 校歌を制定し、発表会をおこなった。作詞竹内



大河内中学校

昭和三十八年一月二十日 給食室完工し、同年二月二十日給食を開始した。

昭和三十八年九月二十九日 校旗樹立式を挙げる。

昭和三十九年八月十二日 プール竣工式を挙げる。

昭和四十三年十一月十七日 屋内運動場の起工式を挙げる。

昭和四十四年九月十四日 竣工式を挙げる。

(二) 校長・PTA会長

年度	校長名	職員数	生徒数	学級数	PTA会長名	備考
昭和二三	依田直義	九	一八七	六		
一三		一一	一三九	六		
二四		一一	二八五	七		

秀秋、作曲坂口五郎。

昭和二十九年二月六日 県教委指定学校評価に関する実験学級公開発表をおこなった。

昭和三十年二月十一日 校名を町村合併により、身延町立大河内中学校と改めた。

昭和三十四年九月四日、十月十二日 台風による大災害を受けた。

昭和三十五年四月 産業教室を新設した。

昭和三十六年五月 特別教室が竣工した。

二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四
							遠藤	遠藤			宮沢		佐野		井上		雨宮	雨宮	
							誠	誠			善則		武治		熊雄		正	正	
一二	一五	一二	一二	一二	一三	一二	一三	一三	一二	一三	一三	一四	一三	一四	一三	一三	一二	一二	一二
三〇四	三〇一	二九〇	二九九	三二八	三四九	三四四	三三四	二八二	二三四	二五〇	二九六	三五八	三三三	三三二	二八一	二六五	二五九	二五一	二三四
七	八	七	七	八	九	九	九	九	八	九	九	九	八	九	八	七	七	七	七
	高山			市川	依田		望月	望月	片田	望月	望月	佐野	鈴木	滝川	平田	鈴木	佐野	若林	千須
	毗門			良政	熹一		静	豊	田	吾太郎	治郎	正己	隆治	一三	孝	大作	貴一	弘毅	和
										八月									
										四月									
										三月									

昭和三十年四月、PTA体育部が独立して体育後援会となる。

(三) 体育後援会

ア 沿革、事業の概要



44年9月竣工の大河内中体育館

設立の趣旨は、学校体育、特に課外体育クラブの活動がきわめて盛んになり、PTA組織一本の形で後援するには、経費その他、運営面で困難な点が出てきた。

そこで、PTA組織と不離一体の形で、独立の後援会組織を設立しようということになった。会則を決め、会費は口数(一口百五十円)によって徴集している。徴集は部落責任者が責任をもって努力し、今日にいたっている。

対外試合費用、体育施設整備拡充、校内の競歩大会、運動会等に対しての物心両面にわたる功績は大なるものである。ちなみに四十四年度の年間予算は二二万円である。

イ 会長

年度	氏名
三〇	依田熹一
三一	〃
三二	〃
三三	〃
三四	〃
三五	〃
三六	〃
三七	望月吾録
三八	雨宮永伯
三九	佐野安太郎
四〇	望月喜一
四一	若林貴一
四二	遠藤実
四三	高見沢一己
四四	鈴木進

歴代会長



大河内中の強歩大会

五、中学校統合へ

町内中学校の統合は、昭和三十年町村合併の基本条件に明記され、「町村合併の目的を達成する最後の手段は学校統合にある」といわれていた。また、昭和三十七年に立案された新町建設計画にも、昭和四十一年度までに統合を完了するという計画がたてられていた。その後、昭和三十八年九月に町議会内に中学校統合調査特別委員会が設置され、調査検討の結果中学校は統合すべきであるとの結論に達し、昭和三十九年三月町長、教育委員会に意見書が送付された。意見書の大要は次のとおり

- 1、学校規模の適正化
- 2、教育財政の合理的運用
- 3、教育施設の充実と専門教師の確保
- 4、教育効果の飛躍的向上
- 5、新町一体性の確保

以上の理由により、中学校の統合は早急に行なう必要がある。しかし、その推進にあたっては、あくまで町民の理解と納得を得るように努力すべきである。

この趣旨ののっとり、昭和三十九年九月町に身延中学校統合推進協議会、地区に地区推進協議会が結成され、協議の結果、部落懇談会を開き中学校統合の必要性を説明し、町民の理解と納得を得ることに努力することになった。

ここにおいて、教育委員会は昭和四十一年五月二十三日より町内二十カ所で懇談会を開催して、鋭意町民の理解を得るため努力してきた。しかしながら、下山地区においては、種々の事情で住民の賛成を得ることができなかった。

以上の結果、中央推進協議会は、三校統合もやむなしとの結論に達し、当初の四校統合を三校統合に切り替えることになった。さらに、三校統合に切り替えた理由を各部落に巡回説明をなし、賛成を得たので、中央推進協議会は三校統合を実施すべきことを決定し、この旨を町長、議長に報告した。

これにもとづき統合の正式議決は、町長の提案により昭和四十四年十一月八日の臨時議会で行なわれ、四十四年四月一日に三校の名目統合を、四十七年度には新校舎を完成させ実質統合が完了することになった。中学の統合により本町教育の一大発展が期待されている。

第五節 高等学校教育

明治十九年（一八八六）中学校令が公布されたが、峡南地方は中等教育への関心が薄かった中で、明治二十三年十月より同二十五年六月まで、遠藤源十郎が波木井に研精学校を開校して、普通学を教授した記録があるが、本地方の中等教育への発祥として意義深く四十年の後に県立身延中学校が波木井の仮校舎で、誕生したのも奇しき縁となり、峡南の教育は身延からの感を深くするものである。

一、山梨県立身延高等学校

(一) 沿革

山梨県立身延中学校を前身とする身延第一高等学校と、山梨県立身延高等女学校を前身とする身延第二高等学校が統合して身延高等学校となった。

ア、山梨県立身延中学校と山梨県立身延第一高等学校

大正十一年九月二十三日、生徒定員三五〇名をもって設立が認可され、翌十二年四月開校、第一学年入学者一〇〇名で波木井仮校舎において授業

を始め、峡南中等教育の中心となった。当時山梨県は山梨高等工業学校（現在の山梨大学工学部）の設置に力を入れていたが、県立に五カ所以上の中学校がなければ高等学校設置の資格がないとして身延・葎崎の二中学の設置となったといわれている。

また、身延中学校が本町の梅平に設置と決まるまでには岩間（六郷町）と猛烈な争奪が行なわれてそれぞれ活発な運動を展開し結局身延に落ち着いたといわれている。

なお、当時身延山久遠寺からは敷地購入費として一万五千元が寄付されて誘致に大きな力となったのである。昭和八年、校歌を制定、生徒定員も五〇〇名、七五〇名と逐次増員された。昭和二十二年四月、学制改革にもない、二カ年間併設中学校を設置した。昭和二十三年、山梨県立身延第

表1 歴代校長

学校名	校長	就任年月日	退任年月日
県立身延中学校	内田与八	大正12. 1.20	昭和7. 3.30
	萩原右三郎	昭和7. 3.31	〃 15. 3.30
	松本健之助	〃 15. 3.31	〃 18. 3.30
	渋谷靖雄	〃 18. 3.31	〃 21. 3.30
	佐野寿雄	〃 21. 3.31	〃 23. 3.30
身延第一高等学校	佐伯竜額	〃 23. 3.31	〃 25. 3.15
	広瀬勝雄	〃 25. 3.15	〃 25. 3.30
身延実科高等女学校	近藤義朔	〃 4. 4. 1	〃 5. 3.30
	窪田徳造	〃 5. 3.31	〃 9. 8.30
	松田寛	〃 9. 8.31	〃 15. 3.31
身延高等女学校	松田寛	〃 15. 4. 1	〃 15.11.14
	丸茂貞亮	〃 15.11.15	〃 21. 3.30
	赤木義雄	〃 21. 3.31	〃 23. 4. 1
身延第二高等学校	後藤亘	〃 23. 5. 7	〃 25. 3.15
	石塚孝基	〃 25. 3.15	〃 25. 3.30
県立身延高等学校	広瀬勝雄	〃 25. 3.31	〃 29. 3.31
	原田虎雄	〃 29. 4. 1	〃 31. 3.31
	滝沢優	〃 31. 4. 1	〃 38. 3.31
	深沢清	〃 38. 4. 1	〃 40. 3.31
	名取貞雄	〃 40. 4. 1	〃 42. 3.31
	保坂忠信	〃 42. 4. 1	〃 44. 3.31
	大関伝吉	〃 44. 4. 1	現在

学校種別年別卒業者数

表2

校名	年度	種 目	卒 業 者 数			校名	年度	種 別	卒 業 者 数				
			男	女	計				男	女	計		
身 延 中 学 校	昭23	実務課	76		76	身 延 実 科 高 等 女 学 校	昭4			32	32		
	3		52		52		5			13	13		
	4		40		40		6			10	10		
	5		45		45		7			15	15		
	6		40		40		8			16	16		
	7		77		77		9			10	10		
	8		67		67		10			18	18		
	9		38		38		11			21	21		
	10		45		45		12			21	21		
	11		46		46		13			31	31		
	12		77		77		14			50	50		
	13		78		78		小計			237	237		
	14		81		81		身 延 高 等 女 学 校	1 部 2 部 1 部 2 部 1 部 2 部 1 部 2 部 専攻科	昭15		46	46	
	15		79		79					16			53
	16		61		61	17						56	56
	17		77		77	18						50	50
	18		93		93	19						54	54
	19		82		82	20						106	106
	20		152		152	21						55	55
	21		77		77	22						132	132
	22		104		104	23						139	139
	23		194		194	小計						56	56
	小計				1,733				155	155			
臨 時	昭20		36		36	併 中 学 校 設 校	昭22		205	205			
	21		37		37			23		139	139		
小計			73		73	小計		344	344				
身 延 第 一 高 校	昭23		97		97	身 延 第 二 高 校	昭23	別 科		24	24		
	24		136		136				24		48	48	
小計			233		233	小計		117	117				
身 延 高 等 学 校	昭25		192	135	327	身 延 高 等 学 校	昭34		151	181	332		
	26		221	156	377			35		139	190	329	
	27		174	139	313			36		143	221	364	
	28		173	171	344			37		125	195	320	
	29		158	156	314			38		99	146	245	
	30		191	140	331			39		137	183	320	
	31		128	176	304			40		217	261	478	
	32		154	147	301			41		208	263	471	
	33		123	169	292			小計		2,733	3,029	5,762	
	合計			5,093	4,859			計		99.52			

一 高等学校と呼称、同年八月、定時制課程を本校と都川分校に設け、勤労青少年に勉学の場を提供した。その後原分校をも設置したが、社会情勢の変化により入学者が減少し三十一年原分校、三十四年、都川分校、四十二年、本校の定時制課程を閉鎖した。

イ、山梨県立身延高等学校と山梨県立身延第二高等学校

「本村の教育は男子に対しては県立身延中学校あるも女子に対しては何

等中等以上の教育機関もなく、よって不偏の教育を施すにあり」という趣旨のもとに、時の村長深沢豊治は、村会にはかり、昭和三年二月四日、身延尋常高等小学校内に定員一〇〇名の村立実科高等女学校を併置する事を決定し、昭和四年四月、開校した。しかし女子の教育に関心のうすい地域社会の現状で、関係者はわらじばきの勧誘に、かろうじて入学者十数名を数えるという状態がづづいた。昭和十五年四月、学校組織変更に伴い、



県立身延高等学校

山梨県身延高等女学校と改称同時に四年制の本科と二年制の実科を設け、定員それぞれ一学級五十名とした。昭和十六年三月、新校舎が落成し移転した。現在の身延中学校々舎である。昭和十九年山梨県に移管され、山梨県立身延高等女学校となり、昭和二十三年学制改革にともない、山梨県立身延第二高等学校となった。

ウ、山梨県立身延高等学校

昭和二十五年、身延第一高等学校、身延第二高等学校が統合して身延高等学校となり、普通科・被服科・食物科理科を設置して充足した。昭和二十六年、改組して全日制に普通科・商業科・家庭科を定時制課程に普通科・家庭科を設置した。その後、校庭を拡張・校舎を改築し、屋内運動場、プールを設置して、面目をあらたにした。

創立以来四十六年、卒業生は約一万人を数えている。

歴代の校長名、就退任年月日は、表1のとおりである。また卒業生の年度別数は、表2のとおりである。

(二) 現況

質実剛健の校風のもと自主的精神と批判力の横溢した、創造力豊かな青年の育成を期して運営されている。

教職員は、大関伝吉校長以下六十八名で生徒総数は一、三三四名である。

昭和四十三年度出身町村別生徒数は、表3のとおりである。

表3 出身町村別生徒数

課程別 学年別 男女別	普 通 課						合計	商 業 課						合計	
	1年男	2年女	3年男	4年女	5年男	6年女		1年男	2年女	3年男	4年女	合計			
富沢町	20	17	13	12	22	26	109	6	21	15	30	9	24	105	214
万 沢	8	4	3	3	7	14	39	1	7	7	11	5	10	41	80
富 河	12	12	10	9	15	12	70	5	14	8	19	4	14	64	134
南部町	24	22	31	32	26	27	162	7	20	9	26	8	26	96	258
睦 合	11	14	14	20	12	16	87	3	11	3	15	3	10	45	132
栄	13	83	17	12	14	11	75	4	9	6	11	5	16	51	126
身延町	49	45	54	41	51	35	275	22	50	18	28	22	46	186	461
豊 岡	4	2	9	5	8	3	31	5	8	2	6	6	8	35	66
身 延	19	24	22	18	22	17	121	10	16	7	3	13	12	61	182
大河内	12	8	15	7	11	10	63	4	20	9	10	3	19	65	128
下 山	14	11	8	11	10	5	59	3	6		9		7	25	84
早川町	3	7	11	3	4	9	37	2	23	3	16	4	14	62	99
本 建	1	2	4	1	1	3	12		3		4	2	2	11	23
五 箇		1	1	1	2	4	9	1	3		2	1	3	10	19
硯 島	1	3	2			1	7		6	2	4		4	16	23

一、山梨県立峡南臨時教員養成所

昭和十九年三月七日、山梨県立身延中学校内に設立された。当時第二次世界大戦の激化により、小学校教員より多数の応召者を出し、学童の増加

都川	1	1	2	1		1	6	1	5		3	1	1	11	17
三里			2				2		5		3		1	9	11
西山			2		1		1		1	1			3	5	6
中富町	16	14	9	8	12	3	62	1	10	1	13	3	7	35	97
原	7	4	2	5	4	1	23		7	1	4	2	3	17	40
曙		3	5	2	5		15		3		4	1	2	10	25
静川	1				1		2						1	1	3
大須成		1		1			2								2
共和	4	1	1		1		7				3		1	4	11
西島	4	5	1		1	2	13	1			2			3	16
下部町	10	13	14	16	6	21	80	12	16	7	26	5	14	80	160
富里	6	10	11	10	2	12	51	10	14	6	22	4	12	68	119
共和			1			1	2		1		1		1	3	5
久那土	3	2	1	3	1	4	14				1	1	1	3	17
古関	1	1	1	3	5	4	13	2	1	1	2			6	19
六郷町				1	1		2			1		1	1	3	5
その他の市町村	2						2				1		1	2	4
県外					6	1	7		1			4	2	7	14
合計	246	232	264	225	249	243	736	100	276	107	279	107	266	576	1,312

と相まって小学校教育に大きな支障を来たしたので、国民学校高等科卒業を入学資格とし、修業年限二カ年の課程で開設され、二カ年間存続し、七三名の卒業生を出した。主として峡南地区小学校に就職して初等教育に大いに貢献している。

三、身延山高等学校

弘治二年（一五五六）身延山第十四世日鏡上人が西谷に善学院をおこして講学にとめたのをもって起源とする。
 慶長九年（一六〇四）日遠上人は規模をひろげ、学制を定めて西谷檀林と改めた。明治七年（一八七四）日薩上人の代に身延檀林と改称し、以来、移転、拡張され、明治三十五年（一九〇二）四年制度の小学林となった。



身延檀林の門

明治四十五年（一九一三）祖山学院と合併し、その中部となり、昭和十一年（一九三六）独立して祖山中学林となり、更に昭和十六年（一九四一）祖山中学と改称した。昭和二十三年（一九四八）、学制の改革により身延山高等学校となった。
 開創より四〇〇年、本山、支院、学寮に起居し、行学一如の実践的教育をうけている。在校生五十二名で全国各地より入学している。

第六節 大学教育

一、身延山短期大学

明治二十六年（一八九三）、日上人が宗門の英才をあつめて高等教育をおこなった祖山大学院が前身である。



祖山学院当時の校舎

従い、昭和二十四年（一九四九）、身延山短期大学（宗教科二年制）に昇格、教育職員免許状授与の資格が認可され、三十年に三年制短期大学に昇格した。

立正安国の精神に則り、行学二道を通じ理論的、実地的な教育に加え、社会人としての専門的教育を施し、仏教学に対する理解を深め、時代

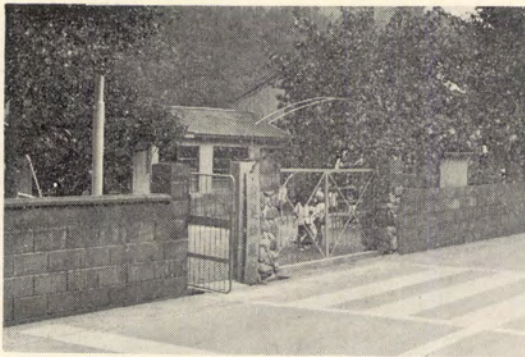
明治三十九年（一九〇六）、祖山学院と改称、明治四十五年（一九一二）小学林と合併し、高等部、中学部を設置した。大正三年（一九一四）専門学校令に準拠して、文部大臣の認可を得た。昭和十一年（一九三六）中学部を分離し、昭和十六年（一九一四）に身延山専門学校と改称した。戦後学制の変革に

に即応し得る人材を養成している。

現在教職員は、学長藤井日静上人以下二八名、兼任講師一六名、在校生八五名で全国各地より入学している。学生はすべて、本山・支院・学寮に起居し、行学一如の実践的教育をうけている。なお、校舎は昭和四十二年十月一日落成した。

第四節 幼児教育

一、身延幼稚園



学校法人身延幼稚園

童心通神、人間形成の幼児期に、御仏の慈悲の心を心とする人間に導きはぐくむことは仏に帰依する者の使命であることを自覚し、豊かな人間性をつちかうことを意図し、宗教情操による教育を理想として赤松善明により創立された。昭和十六年（一九四一）四月八日、第一回入園児二八名を迎えて、久遠寺清興殿で開園式を挙行、花の坊境内斎場殿を仮園舎とした。同年九月、現園舎に移った。昭和十九年（一九四四）四月より戦時のため閉園し、二十四年再開園した。

二十八四月、波木井に第二身延幼稚園波木井分園をもうけ、三十

四年四月、丸滝に第三身延幼稚園（丸滝分園）を設置した。三十九年三月十一年間保育にあたった波木井分園を閉鎖した。四十四年、町の補助を得て通園バスを購入した。創立二十八年を迎え、現在職員は園長松本明美外七名、園児数一三五名である。卒園者数は一、二九七名を数えている。保護会長（現）町田是正

第八節 私塾

一、書道

市川雲溪塾 自宅および下山に出張し、小中学校児童生徒の指導を行なっている。

中里日応塾 自宅において小中学生五〇人の指導を行なっている。

二、珠算

齊藤世紀子塾 角打自宅および身延幼稚園において、小中学生一五〇名に珠算指導を行なっている。

三、音楽

身延中央音楽教室 千須和芳郎主宰、講師桐戸静枝のオルガン教室で角打に教場をもち、七〇名の小中学生に教えている。

四、華道

山田一雪塾 松山古流、門下生三〇名
佐野律子塾 池坊、門下生一五名、橋町婦人学級に月二回の指導も行なっている。

千須和清月塾 池坊、門下生二〇名
種部法月塾 池坊、門下生一五名
北川一操塾 日本華道古流、主として婦人学級を指導している。
池上一照塾 日本華道古流、門下生三〇名
坂本一操塾 日本華道古流、門下生一五名
前田一京塾 日本華道古流、塩之沢、角打、下山に教場をもち門下生六〇名、また角打、塩之沢婦人学級においても指導している

五、茶道

山田宗田塾 裏千家今日庵、門下生二五名豊岡青年学級においても指導している。

青沼節代塾 裏千家今日庵門下生一二名

六、編物

婦人倶楽部編物技芸教室 志村編物教室といい志村初美が主催して、編

物手芸を五〇名の門下生に教授している。

七、箏

曲

大沢園絹塾 (身延箏曲研究所) 山田流、門下生三〇名、身延高校箏

曲部(三〇名)も指導している。

佐野秀七七塾 (秀七会) 山田流、門下生二五名

野村秀浩塾 山田流、門下生三〇名

八、美

術

他佳乃美術教室 船原で約三〇名の生徒に洋画の指導をしている。

主宰 ユネスコジュニアアート会員

中央美術協会員

他 佳野松江

第五章 社会教育

第一節 社会教育の概況

一、社会教育の発達経過

(一) 奈良、平安時代

社会教化の事業について、遠く奈良、平安時代にさかのぼってみると、当時すでに仏教教化の影響によって、ようやくそのきざしが見えていた。聖武天皇の朝、諸国に国分寺を建てて民人の教化を進め、また施薬院および悲田院を設けた。孝謙天皇は天下に詔して、家ごとに孝経一部を蔵して、精勤講習せしめられたのは、最も注目すべきことであり、かつ歴代の天皇は大いに孝子を表彰して孝道を奨められた。

(二) 鎌倉、室町時代

この時代の社会教化もまた僧侶によって大いに普及された。かの禪宗が、主として武将武士の帰依する所となったのに対して、浄土宗・法華宗の庶民化は、時とともに益々その濃厚の度を加えた。そして、その僧侶の中には、辻説法と唱えて大道に説教する者もあり、また巡錫しやくと称して地方に行脚あんぎゃくする者も多く、かくて教化はもろろん医業・まじないのことから、茶の湯、活花の道に至るまで、彼等の手によって、民衆の間に教えられたものであった。

その他室町時代には、軍記物お伽草紙の類が多く刊行され、また新たに謡曲と称するものが創められて教化を助けた。

日蓮聖人鎌倉入りの言葉

如何に強敵重るとも、ゆめゆめ退く心なく、恐る、心なかれ。

縦ひ頸をば鋸にて引き切り、胴をひしほを以てつつき、足にはたしを打ちて錐を以てもむとも、命のかよはんほどは、南無妙法蓮華経、南無妙法蓮華経と唱へて、唱へ死に死ぬるならば、(中略) 諸天善神は天蓋を指し、旛を上げて、我等を守護して慥かに寂光の宝刹へ送り給ふべきなり。あらうれしやあなうれし。

法華宗の教義も、唯々堅固な信念一つを尊んだもので、右の言葉によく表徴されている。

(三) 徳川時代

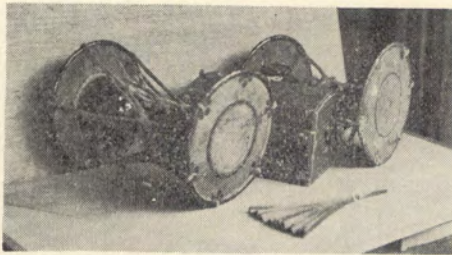
徳川時代においては、社会教化の上に多大の貢献をもたらしたものが数々ある。

伊勢氏、小笠原氏の礼法、その他諸流の活花、点茶、和唐両様の書法、土佐狩野諸派の絵画等が、国民的情操を涵養したこと、神道仏教兵学等が、精神界に貢献したこと、皆しからざるはない。殊に通俗民衆の教化にあずかって、力のあったものは、自身番の揭示を始めとし、太平記、平家物語等の軍記類、または謡曲、浄瑠璃、長唄、講談、小説、俳諧、演劇(歌舞伎、人形浄瑠璃)能楽、角力等である。

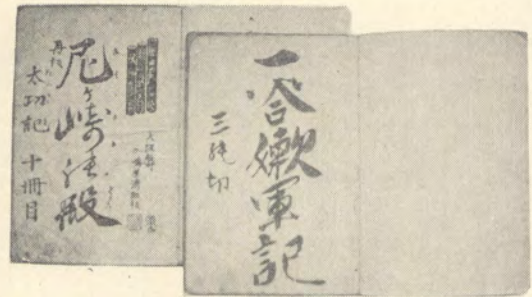
これらは、いずれも賢明な諸候に利用されて、民育の上に偉大な成績をもたらした。

また平民儒学ともいわれ、商業道徳を重んじて、主として商人に向って宣伝された、石田梅巖の心学教、農本主義でもっぱら農民の間に行なわれた、二宮尊徳の報徳教については、もちろんいうまでもないことである。

一方徳川幕府は、支配秩序を維持するための成人教育には、絶えず努力をはらってきた。



浄瑠璃に用いるつづみ (同前)



浄瑠璃本 (和田・雨宮正蔵)



人形浄瑠璃の人形 (同前)

士農工商の階級的身分秩序によって、士は万民を養い助けんためのつかさであり、農は四民の本として、怠らず耕作し、儉約な生活を送り、私用を後にして、年貢を早く納むべきであり、工は粗悪でない器物を作り、商は利をむさぼらず分を守るべきであるとし、農工商は、知足安分武士支配に服従すべきであった。

このような教諭が、御触書や、禁令として次々に布告され、その徹底のために五人組が利用された。

五人組は、最初浮浪人を取締まる目的であったが、次第に農工商のすべてにわたつ

て組織され、連帯の責任をもち、特に農民の場合には百姓の数の維持と、年貢の確保について責任を負わされていた。今日各地に残っている五人組帳の前書は、上からの諸法令の集成であり、それは機会あるごとに「必名主所え百姓水呑みに至る迄呼寄せ話聞せ常々無解怠相守様」に、申し付けられたのである。

その内容も、次第に衣食住にわたる。細かな干渉指導が加わるのであるが、一般的に御公儀を尊敬し、卑しい自分の地位に満足し、粗衣粗食をもって、貢租を完遂するような農民意識を作り出すための、教育という積極的要素が強く出ていたのである。

またこの時代の若者には、どんな対策がとられていたか、それには、若連中、若衆、若者仲間などと呼ばれるものに、若者制度があった。

この発生は、相当古くからあって、恐らく室町末期頃からであろうと推察される。

これは村落生活の必要に基づいて、祭祀その他の行事に参加し、また公安の維持などにも当たったものであろう。そしてこの集団生活を通して、村落の後継者の訓練も行なわれたのである。若衆組の組織および仕事を規定したものは、これを若衆条目といったが、これは五人組の条目から非常に多くの影響を受けて、規定されたものである。

たとえば、国法や村法を遵守すべきこと、役人に対する礼儀とか、敬老についてとか、または風儀風俗の改善、男女間の取締まりについてとか、賭博飲酒喧嘩口論などの禁止、宗教に関する規定などがあり、もしこれを犯した際には制裁が加えられたのであるが、このような力が当時の青年を、実際に形成していく大きな力となって働いたものと考ええる。

以上のような若者制度が、やがて明治になり三十八、九年（一九〇五、六）頃に青年会となり、その後青年団となって発展する有力な地盤となっているのである。

定 法 書 之 事（若衆条目の例）

一、当組伍長元より申渡候御規則は申すに及ばず御制事の旨相背かざる様其組合

下々迄申し聞かせ可き事

一、寺院伍長並に村内重立候ものに対し過言無礼之無き様相慎み申す可事

一、若者世話役取定めの儀は旧正月初出会の節年番伍長目鑑を以て申付式人にして相勤め其節籠に致し壹番にして旧正月より七日迄式番にして正月十四日迄右式人に相勤め其組々小頭の儀は時之世話役目鑑之上申付取定め致す可き事

一、道祖神祭祀の儀は年々旧正月十四日世話人宅へ一同出会致世話役小頭共引替り申す可候其節祭祀入用等掛らざる様成る丈け手輕に取計り申す可き事

一、時の世話役より触当て候諸人足の儀は滞り無く相勤め申す可き事

一、若者の内其組内は申すに及ばず諸々へ出歩行喧嘩、口論等相含み人の腰押等致候もの之有らば見捨置かず世話役にして申聞かせ夫とも聞入之無く候はば年番伍長へ申出可き事

一、何事によらず要事を勧め人之腰押等致し聊の儀を手重く申立て隠忍び寄合致し一味の儀一切仕る間じく候或は申合強淫の体心掛け候者之有るにおいては輕からざる事につき其筋へ申出御処分請ふ可き事

一、大勢集り大酒呑むべからず酒過ぎ候て後の勝負事など致す間じく万一心得違の者之有候はば申出ずべき事

一、若者仲間内にして差誣等出来致し候節は成丈け時の世話役にして手輕に相濟し以後改心致可き様申聞かせ置く可き事

一、若者仲間にかぎらずなりくだもの其他へ手出し致し候者之有り候はば見出し次第年番伍長へ申出ず可き事

一、若者の内堂宮へ夜泊り等一切致す間じく若し出歩行候とも十時限り帰宅いたすべき事但時後候ては家業差支えは勿論急事の用に相立たず候に付急度制事致す可き事

一、若者仲間入の儀は十歳より三拾六歳迄に相定申す可候候事

但し仲間入りの儀は無限りにあらず

且学校生員中へ諸人足の儀触当て申す間じく候事

前書ヶ条の趣辺々説聞かせ急度相守候様時の世話役より一同へ申聞かされ置く可き様申渡候也

明治十四年 当組年番

旧七月十四日 伍長 松 木 盛 重

並に 伍長一同

若者仲間

時之世話役

滝戸 五郎兵衛

佐野 彦右衛門

遠藤 儀一

若尾 丑五郎

(四) 明治以降

社会教育という術語からも、わが国の社会教育は、「近代学校における教育に対して、一般社会において、社会人を対象に行なわれる教育活動」と解すべきであろう。

さらに法制上、また行政上の諸規定を参照して、社会教育の成立を考えるなら、これはそんなに古いものではない。というのは、わが国における近代学校の誕生は明治の初期であって、それ以前には真の意味における学校も、またしたがって学校教育もなかったからである。

それ故、その対立概念としての社会教育は存在し得ないのが当然であって、ただ藩校、寺子屋、あるいは辻説法などがあったにすぎないが、これらを、いわゆる社会教育ということは、前述の通りできないであろう。

そこで、わが国の社会教育の成立と進展を回顧するには、明治以後の近代学校成立以降をみることになるが、もちろん、明治以前にも、いわゆる社会教育らしきものが、全然存在しなかったという意味ではなく、明確に学校教育と対比させて、社会教育を追求したいという意味からである。

そこで、便宜上、わが国における社会教育をつぎの四期に大別して考えていきたい。

第一期 通俗教育期

明治四年（一八七二）～大正十年（一九二二）

第二期 社会教育創始期

大正十年（一九二二）～昭和十年（一九三五）

第三期 社会教育衰退期

昭和十年（一九三五）～昭和二十年（一九四五）

第四期 社会教育復興期

昭和二十年（一九四五）～現在

ア、第一期通俗教育期

明治四年（一八七二）～大正十年（一九二二）わが国の社会教育のいわば胎動期であって、社会教育施設としての博物館、図書館が設けられ、「通俗教育」という名称のもとに、ようやく、社会教育が行なわれ始めた時代である。

他方勤労青年のために、「実業補習学校」が開設され、また青年団に対する指導も始まっている。

明治四年（一八七二）文部省に「博物館」がおかれ、博物館観覧場が開かれた。

明治五年（一八七二）博物館に「書籍館」がおかれ、一般に公開された。

明治十九年（一八八七）文部省に書籍館、博物館に関する事務とともに通俗教育に関する事務がとられるようになった。

明治二十六年（一八九三）勤労青少年のため「実業補習学校」が開設された。

明治三十二年（一八九九）図書館令が公布された。

明治三十八年（一九〇五）地方青年団体指導に関する局長通達がだされた。

明治四十四年（一九一一）通俗教育調査委員会官制が制定された。

明治四十四年八月に文部省は、東京、広島両高等師範学校に対し、学校教育の余暇に、通俗教育上適当と認める事業・計画・施設などに尽力するよう通牒を表した。

大正四年（一九一五）「青年団体指導発達に関する件」という文部、内務両省の共同訓令がだされた。これによって修養団体としての青年団の組

織化が進んだ。

青年団体の起源は江戸時代中期以後の「若衆制度」に表するものとされている。

しかし近代日本では、日清戦争直後、青年団の問題がとりあげられた。これは当時、「国運の隆盛発展の基礎は青年の教育によるところ、きわめて大である」という識者の主張に基づくものであった。

かくて組織的な「夜学会」などが試みられ、年とともに青年団運動は栄えていったが、さらに日露戦争を迎えて、一段と拍車がかかり、その内容も単に夜学会などの補習教育にとどまらず、気風振作、農業の改善、進歩、隣保公共事業などの助讃、軍事の後援など、いわゆる修養的な範囲を越えて、事業的な方面に著しく進出していった。

しかし、各種の公共、公益事業に関与し始めた青年団は、ややもすると事業団体的性格にはしり、修養団体としての使命を忘れがちになるので、大正四年に前記の通牒「健全なる国民、善良なる公民たるの素質を得せしむる」旨の共同訓令がだされ、青年団設立の主旨が、修養団体にあることを明確にし、その方向を明示したのである。

大正九年には、同じく第三次の訓令が表せられ、同時に大日本連合青年団の結成にまで到達したのであった。

大正六年（一九一七）寺内内閣に臨時教育会議が設置され、通俗教育に関する調査会が設けられたことと、文部省内に初めて通俗教育の主任官がおかれたことは、特筆すべき事項である。

以上通俗教育として、社会教育が学校教育に、対応するものとして一応の方向をみいだし、わが国の社会教育の基礎を一步一步築きつつあったことは、見逃せないところである。

他方ようやく高まってきた、わが国の自由主義的ブルジョア・デモクラシーの思想を抑えるべく、前記「臨時教育会議」が寺内官僚内閣の手で設置され、「国体の精華宣揚」の教育、忠良なる臣民育成の教育が、絶対主義的指導者たちによりうちだされた。

こうした情勢のなかでの社会教育は、国家の意志による、天下りのな域をでることはできなかったといえよう。

通俗教育の例（紀元二千六百年記念山梨県教育会史より）

一、通俗教育部の設置

明治四十四年十月七日新設事業として本会付属通俗教育部を設置し、左記規程によって実施した。

県よりは、本会事業計画に対して明治四十四年より金三百円の指定補助金を交付せられたが、大正二年には金四百円、大正三年には金五百円、大正四年には金六百五十円と逐年増額せられ、事業経営も年とともにその成果をあげ、爾来本会の事業として継続してきた。

二、山梨教育会付属通俗教育部規程

第一条 本部は県下における風教の改良と一般智識の増進とをを図るをもつて目的とす

第二条 本部は山梨教育会付属通俗教育部と称す

第三条 本部にて挙行すべき事業の概目左の如し

一、講 話

イ、道徳に関すること

ロ、学術に関すること

ハ、体操衛生に関すること

ニ、実業に関すること

ホ、国勢に関すること

二、理科に関する実験

三、展 覧 会

四、巡回文庫

五、音楽 会

六、講 演

七、活動写真 幻灯

八、その他

第四条 本部は左の場所において開会するものとす

一、学 校

二、会社、工場

三、その他便宜の場所、以下略

三、通俗教育実施状況

明治四十四年度、明治四十五年二月十八日より九日間一市九郡にわたり各一カ所本会付属通俗講演会を開くにいたる所盛況。

明治四十五年度実施（以下当地方に關係のあるものを記す）南巨摩会場、二月二十六日午後七時より同十一時まで睦合小学校において開会、聴衆無慮二千名、島津副支会長の開会のあいさつ、睦合望月校長の戊申詔書奉読について映画および講演等を行なう

一、地方青年に対する希望

甲府高女校長 内田幾次郎

一、中庸の素読 南部病院長 近藤寛治

大正三年度実施状況

南巨摩支会

開 期 大正三年九月より十二月

会 場 二十一カ所

挙行事項講演餘興（幻灯、蓄音機）

講 師 校長、村長、宗教育家、郡吏員、実業家、名士

経 費 一カ所三円

講演会

昭和三年二月十二日午後一時 大和小学校

我が国体の精華について

第一步を確に、批判的生活態度

聴 講 者 男一〇 女四 計一四

昭和四年十月十二日午後一時 下山小学校

社会生活の保証 副会長 堀内 文 吉

国家心の涵養 幹 事 萩 原 頼 平

聴 講 者 男一七三 女四二 計二一五

昭和四年十二月七日午後一時 帯金小学校

日本国民の行くべき道

身延中学校 内田 与 八

生活の合理化 幹 事 佐野 聡 彦

聴 講 者 男一三 女四八 計一六一

イ、第二期社会教育の創始期

大正十年（一九二一）と昭和十年（一九三五）これまでの通俗教育が社会教育という名称のもとに再出発し、文部省についていえば、官制も事務も、また人員もおおいに整備、拡充された時期で、いわば社会教育の創始期であるとともに、拡充期ともいえる時期である。

大正十年（一九二一）文部省官制の改正によって、通俗教育を社会教育と改めた。

大正十三年（一九二四）文部省普通学務局のほかに「社会教育課」がつかれ、その事務をつぎのように定めた。

- 1、図書館、博物館に関する事
- 2、青少年団体および処女会に関する事
- 3、成人教育に関する事
- 4、特殊教育に関する事
- 5、民衆娯楽の改善に関する事
- 6、通俗図書認定に関する事
- 7、その他社会教育に関する事

大正十四年（一九二五）地方行政機構のなかに「社会教育主事」および「社会教育主事補」が設置された。

大正十五年（一九二六）「青年訓練所令」および同規程が公布され、青年訓練所が設置された。

大正十五年四月二十日、勅令第七十号による所令に続く、同年四月二十一日の文部省訓令第八号によると、「青年の心身を鍛練して健全なる国民、善良なる公民たるの資質を涵養するは、わが国内外の情勢に鑑み、頗る緊切なるを覚ゆ、然るに、現下青年教養の施設は逐年表表の情勢ありと雖も、尙未だ十分ならざるものあり、これ今回青年訓練の制を定め一般青年

に對して適切なる訓練を行なはむとする所以なり。而も本訓練の結果は兵役に服する者に対し、在營年限の短縮を伴ふが故に、其の国家産業の進展に及ぼすべき効果も亦頗る大なるものあるべし」とあるが、青年訓練所設立の要旨をうかがうことができよう。

また、「令」の第一条「青年訓練所は青年の心身を鍛練して國民たるの資質を向上せしむるを以て目的とす」とはその目的を示し、入所資格としては十六歳から二十歳の男子。設置主体は市町村、市町村学校組合、町村学校組合であつて、私人も文部大臣の定めるところにより設置可能とされていた。

訓練項目は、修身および公民科、教練、普通学科、職業科であるが普通学科と職業科の科目は文部大臣が定めることになっており、費用は徴収できない。地方長官の監督のもとに主事および指導員がおかれ、修業年限は四年であつたが、軍事教練が主であることはいうまでもない。

昭和四年（一九二九）文部省普通学務局、社会教育課が独立して「社会教育局」が設置され青年教育課、成人教育課、庶務課の三課がおかれ、事務上、官制上社会教育の整備がおおいに進められた。

昭和七年（一九三二）全国各市町村に、「社会教育委員」の設置の奨励が、文部省によりおこなわれた。

この「社会教育委員」の法に基づく復活は、昭和二十四年の「社会教育法」第四章によるが現在は、都道府県および市町村に設置義務が負わされている。

以上のように、わが国の政治、経済、文化の拡充期に乗じて、さらに世界的なデモクラシーの気運に促されて、わが国の社会教育はおおいに充実、整備され、創始期であるとともに、第一次の興隆期でもあつたといえる。

社会教育という用語

明治二十四年（二八九一）山名次郎が「社会教育論」という図書を刊行した

が、この時使った社会教育という用語が、わが国で使われはじめであつた。

大正に入り社会教育に関する、研究図書が相次いで刊行された。

大正十二、三年（一九二三、四）に至つてようやく公用語となつた。

明治時代からなかなか使われなかつたのは、当時社会主義が台頭していた折柄だけに、世人の多くは社会主義と、社会教育とが、同義語と考えられていたからであつたといわれている。

社会教育活動の一例

豊岡村社会教育委員会

沿革

昭和七年（一九三二）七月豊岡村社会教育振興会を組織し会則に従いこれが伸展に努力し來たるも昭和十一年七月会則を訂正して豊岡村社会教育委員会と改称し、村長・助役・方面委員・村會議員・小学校教員・学務委員・警察官・宗教学・各種団体長等を委員とし村長推薦し知事の囑託により委員会を組織して現在におよぶ。

方針

本村民の長所を助長し短所を矯正し時局に対処すべく村是を定め平凡にして近きよりをモットーとしてその実現を期し本村全野にわたる更生開発を図らんとす。

社会教育計画要項（村是の徹底）

- 1、勅語詔書の御聖旨を奉体し肇國の大義に則り、国体觀念を明徴にし、日本國民たるの本分を具現すること。
- 2、勅語詔書の御聖旨を奉体しこれが徹底すること。
- 3、敬神崇祖の念を涵養し、國民道德の実践発揚を期すること。
- 4、立憲自治の精神を培沃し、もつて公民生活の基根を確立すること。
- 5、勤勞精神を發揚し、生産増加を企圖し村經濟の更生を期すること。
- 6、隣保共助の農村美風を發揚し、偕和協調の実を期すること。
- 7、家庭生活の振興を図り、大衆生活、愛郷觀念の作興に努むること。
- 8、國民精神總動員の趣旨を体し、挙國一致、尽忠報國、堅忍持久の精神強化に努むること。

- 9、体育を重んじ、保健衛生に留意し、一般体位の向上に努むること。
10、民衆娯楽の改善と、これが振興とを図り、高尚なる趣味の培養に努むること。

社会教育実施状況

村是	実施事項	実施状況	反省
勅語詔書の御聖旨を、奉体し肇国の大義に則り国体観念を明徴にし日本国民たるの自分を具現すること	一、勅語詔書の聖旨奉戴 二、祝祭日国旗毎戸掲揚 三、四大節拝賀式参列 四、尊貴の御写真鄭重取扱い 五、精神作興詔書奉読日の設定 六、神宮大麻毎戸拝戴 七、祝祭日の家庭化 八、御聖旨の印刷毎戸配布	家庭小学校各種団体において聖旨の徹底を図る。 小学校児童青年学校生徒各種団員により実施 児童生徒各種団体一般村民 各戸に写真帳を設け切抜配布 毎月十日小学校青年学校で 村当局社掌学校中心 各家庭 小学校児童青年学校生徒を通じて	

以下略

当時社会教育委員会は各町村に組織されていた。

ウ、第三期社会教育の衰退期

昭和十年（一九三五）～昭和二十年（一九四五）わが国が日華事変から、さらに第二次世界大戦に突入し、敗戦という冷厳な事態に直面するにいたった期間であって、社会教育は前期に比していちじるしく衰退していった。

昭和十年「青年学校令」が公布され「実業補習学校」（明治二十四年開設）と「青年訓練所」（大正十五年開設）とを合併し、青年学校が設置され、同時に青年学校教員養成所が開設、わが国青年教育の制度が表面的には拡充された。

昭和十四年（一九三九）青年学校の義務制が実施された。諸外国にみる義務社会教育の提唱と考えたいが、これは第二次世界大戦突入の直前でも

あり、すべての青年に対し、国民精神を振作して時局を担うにたる軍国青年を、国家の意志によって育成しようとしたものにほかならない。

昭和十七年（一九四二）文部省の「社会教育局」は廃止され、これに代って「国民教育局」が設置された。

世界大戦により、国の行政機構は決戦体制に切り替わり、社会教育の活動は、ここに実質的にまったく停止することになった。

わが国の戦時下教育は、高度国防国家確立のための教学刷新によって、非合理的な国粹主義的傾向と、生産力増強をめざす科学、技術教育の振興という矛盾を内包し、さらに軍事力、労働力強化のため「錬成」という精神修養や体力の鍛練が重視され、教育に対する軍部の全面的介入がその特徴をなしていた。

小学校ですら、昭和十六年には国民学校と改称、「皇国の道に則る」少国民の基礎錬成を実施したが、教育現場では戦争宣伝や観念的な説教の注入になったり、体罰の横行がめだち、戦争の激化にしたがって、とても正常な教育は行なえない状態であった。

まして、時局の流れに浮動しやすい社会教育は、前期のデモクラシーの気運とともに、せつかく隆盛にむかいつつあったにもかかわらず、本来の意味で、その機能を停止し、国民総動員の線に沿い、またとくに青年に對し、軍隊教育の予備門としての国民教育に専念させられるのやむなきにいたり、ついには、わが国の社会教育は廃止されるという運命に陥ったのがこの時期である。

エ、第四期社会教育復興期

昭和二十年（一九四五）～現在

昭和二十年十月に文部省に社会教育局が復活、社会教育課・文化課・宗務課・調査課の四課がおかれ、同時に文部大臣から、終戦の混乱に際しての社会教育の方針が示された。

十一月には、国民教育課・芸術課が加えられた。

昭和二十一年文部省訓令により、社会教育課・文化課・芸術課・調査課

・宗務課の五課に改められた。

昭和二十二年教育基本法の制定、その第七条（社会教育）により、社会教育が国および地方公共団体により、奨励されなければならないことが法律により規定された。

昭和二十三年「教育委員会法」が制定され、「教育の民主化」「教育の自主制」「教育の地方分権」の三原則が確立され、教育行政が一般行政から分離独立した。

昭和二十四年待望の「社会教育法」が制定され、国および地方公共団体の社会教育に関する任務が明らかにされ、社会教育行政の基礎が確立した。

昭和二十五年単独立法としての図書館法が制定された。

昭和二十六年博物館法が制定された。

昭和二十八年青年学級振興法が制定された。

昭和三十一年地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定された。

戦後のわが国の教育が、民主主義に基づく国民の生活改造を、その社会的性格としてっており、社会教育こそ、この生活改造に直結するものである。

このような社会教育は、もはや単なる学校教育の補充や拡張をめざすものではなく、社会変化の激化にともなう社会的要求として、人間の生涯教育の性格をもつものに漸次変わりつつあるものになっている。

そのために教育基本法や、社会教育法等の制定をみるにいたった。

同法の施行により、図書館・博物館・公民館等をはじめ諸施設が整備され、青少年、成人、婦人、高齢者、労働者等に対する社会教育活動が活発になった。

またこれ等を指導する機関としての、社会教育委員が設置され、社会教育関係諸団体も発展して、社会教育にとって、過去八十年の歴史にかつてみられない飛躍と充実が図られている。

まさに、社会教育の復興期ということができる。この背景には、学校教

育の整備が、不安視された六・三制の軌道にのったことにより一段落したことと、他方、わが国民生活の要望や社会課題が公然と問題にされることが可能になった事実を忘れてはならないであろう。

オ、明治期の特徴

(ア) 社会圏の拡大の影響

人間形成という教育現実には、単に学校教育に限ることなく、広く文化が、国民に伝達されるその媒介となるころのものを含めて、考えて見なければならぬ。

この観点から、明治以降の交通、通信、出版等の発達による、社会圏の拡大が、日本の村落の生活にいかなる変化を与え、人々の形成に対して、いかなる影響を与えたか注目すべきことである。

明治以降の交通関係、自転車、電車、汽車、汽船などの急速な普及発達は、旅の観念を一変して、隣接地はもちろん、都会と村落との往復連絡を、急激に可能増大させて、接触交渉を躍進的に容易ならしめただけでなく、村落の人々の世界を広めることに役立っている。

また郵便制度の確立は、新聞、雑誌の普及とともに、村落に外界の精神文化をもたらし、一大変革を生ぜしめた。

更に郵便制度とともに電信電話の開通は、村落が開放された感がある。これらの発達は、要するに、国民の視野を広め、その見聞を豊かにし、知識文化の向上と、交換を便利ならしめる上に、大いに助けとなったといわなければならない。

(イ) 出版文化の影響

新聞雑誌などのような出版文化が、いかに文化の普及、村民の視野の拡大に対して、貢献をなしているか、その教育的役割の大であることは軽視できないのである。

一体わが国においては、幕末すでに、外国新聞のほん訳などが現われているが、安政頃には、読売りまたは呼び売りと呼ばれた不定期刊行の新聞紙ともいべきものがあつた。

しかし、はじめて正式に新聞を発行したのは、元治元年（一八六四）であり、その後明治に入つて、日刊新聞が中央につづいて、地方において刊行され、文明開化のさがけとなり、また自由民権運動に対して有力な助けとなった。

次に雑誌について見るに、明治六年（一八七三）に「文部省雑誌」が刊行され、八年には「文部省年報」が刊行された。

ついで福沢諭吉をはじめ、当時の著名学者を、ほとんど網羅して発行した「明六雑誌」が刊行され、順次民間雑誌が刊行されるようになった。

以上明治初期の新聞雑誌をはじめ、一般出版文化は、政治熱の旺盛という特殊事情に結びついて発達している。

何となれば、明治初年の政治熱は、初めは多少暴力主義に傾いていたが、後には主として言論戦に終始するようになったので、その言論戦の機関として、新聞雑誌が大いに役立ったのである。

それで、当時のジャーナリズムはニュース本位、報道本位、興味本位というのではなく、真の意味で社会の教化的使命を自覚し、人民の啓蒙的、指導的、開化的先達となることをもって第一の任務としている。

当時の新聞雑誌であるが、その精神なり内容なりに至っては、全く当時の啓蒙的開化的な出版物と、多分に共通したものをもっていた。

カ、戦後の特徴

(ア)レクリエーション

レクリエーションが一つの言葉として理解され、一つの運動として展開されて来たのは、日本では戦後のことである。

主として、社会性のある集団の行事として、急速に発展して来たものである。

レクリエーションとは、言葉の上では、ふたたび創造するということなのであるが、戦時中の厚生運動が、団体訓練や、福祉事業、共済運動だけを強調したのと異なり、われわれが、仕事や勉強などによって、疲れたり退屈したとき、各人が、進んで楽しみや喜びによって、精神的にも、肉体

的にも、新しい力をもりかえず、ということに解釈してもよい。

レクリエーションは、何らかの形の自己表現によって行なう楽しみや、喜びに関するすべての活動を含んでいる。

その種類としては、客内および客外ゲーム、スポーツ、音楽、演劇、舞踊、工作その他人間生活のあらゆる分野に見出すことができる。

しかも、それは一つ一つで独立して考えられるばかりでなく、もっと総合的な形態で考えられなければならない。

また、レクリエーションは、決して単なる楽しみや、喜びだけに終わってはならない。楽しみや喜びの中に、明日への準備がひそんでいなければならないので、それは疲れや退屈を解消して行くのと同時に、いつしか生活を楽しむことを学び、生活をリズム化し、規律化し、社会的な協同の精神を学ぶものでなければならない。

さて社会教育の方法の傾向の一つとして、練成的方法から、社交的な方法へ移らねばならぬことである。

人と人と接触を盛んにし、明るい楽しい社交のうちに、教育活動が促進されるように、いわゆるレクリエーションによる相互教育が、社会教育の一つの大きな分野をなしている。

(イ)マスコミュニケーション

二十世紀後半にあらわれた大きな魔物が二つある。その一つは原子力であり、他の一つは、マスコミュニケーションである。

原子力が、物理的な研究によって、外的あるいは物理的な影響をもたらすのに対して、マスコミュニケーションは、人間の心に作用する精神的なものということができよう。

だからこれが正しく利用されたなら、人間を未成熟から成熟へと導き、進歩と発展の上に大きな力となるのである。

ところで、マスコミュニケーションとは何か、簡単にいえば、コミュニケーションとは通信、伝達、通報による意志伝達等いろいろにいわれている。

お互い同志が、通じ合い言語、動作、共通の記号のようなもので、お互いが通じ合うことがコミュニケーションであるが、大体次の四つの型がある。

- 1、少数の人から少数の人へ
- 2、多数の人から多数の人へ
- 3、多数の人から少数の人へ
- 4、少数の人から多数の人へ

この四つの型のうち、4の型をマス（大衆）コミュニケーション大衆通報と呼び、略してマスコミと称している。

大衆通報手段であるマスコミは、少数が発信して多数が受信するものであるとすれば、それはラジオ、テレビ、新聞、大衆雑誌、映画などが代表的なものといえよう。

これらのものの働きを考えると、どれもが一方的にわれわれに働きかけている。

そこには、相互の交流作用はみられないだけでなく、内容的にみて質の善悪ということも問題になる。

そのままのみにすれば、古い時代の教育と同じであって、それが伝えるままに信じ、動くことになり、ついにそれなしでは、動くことのできな人間になってしまふ。

現代社会は、このマスコミが非常に強く働いている社会で、もしこのまま放置しておけば、効果もあるが逆効果もある。

現在社会の中で生活している者は、特にこの働きに注目して、立派な人間となるために、立派な社会を作るために、マスコミを教育的に、しかも効果的に活用したいものである。

マスコミは、現代の魔術でもあるわけで、この現代の魔物の呪い（呪）からのがれる術は、国民の一人一人が、よくこの原理を理解して、一方的な働きかけをさける以外にはない。

新聞をみても、ラジオを聞いても、テレビを視聴しても、映画を見ても、それが果たして真実か、果たして可能かなどと、考えたり判断してゆ

ける人間にならない限り、この呪（呪）からはのがれられない。それには高い知性と、豊かな経験が必要である。社会教育の方法は多彩である以上、マスコミを扱うことも多いはずである。学級や講座の育数計画の中に、織りこんでマスコミと自主的に対処できうるよう受け止め方を、身につけさせることがきわめて大切である。

二、昭和四十四年度身延町社会教育事業計画

(一) 基本方針

理想的な文化生活を営むために、「住みよい、美しい町づくり」を主眼とする人づくりの活動を展開するなかで、社会の変容はわれわれの生活の上に、新しい幾多の複雑な問題を提起している。

ここに、社会教育が果たす役割りは、必然的に従来のあり方を大きく、脱皮する必要に迫られており、いわば重大な転機にあるといえる。

本町においても、この重要性に対処し、年々社会教育施設の整備拡充につとめるとともに、人的体制の配備、条件等積極的に促進してきたが、今日の課題解決のためには、地域住民の主体性にまつところは大きい。

本年は、この基礎づくりを解明しながら、確実に積み上げをとおして、本町進展に寄与していきたい。

(二) 目標

- 1、地区公民館を基盤とした、部落公民館の内容充実、あわせて住民の主体性を確立する。
- 2、住民の健康増進をはかるため、社会体育の振興をはかるとともに、健全なるレクリエーションを普及する。
- 3、文化財の愛護と自然の保護運動を促進する。
- 4、社会教育関係機関および団体との連絡を密にして、組織の助長、

本町の活動家養成発見につとめる。

5、美しい、きれいな町づくりとして環境の浄化をはかり、一軒一鉢運動を展開する。

三、身延町総合社会教育推進会議

戦後二十三年、わが国産業、経済、文化の驚異的發展は私たちの生活にかならずしも対比しつつ進められて来たとはいきれず、住民生活の上に新しい問題を提起して来ている現代、社会教育の必要性は日ごとに、その重要度を加えている。

本町においては、これらに対処し本年度昭和四十三年度企画課を新設、町建設の長期計画の策定を急いできた。このときあたり「社会教育の果たす役割はどのようにすべきであるか」等の究明は急務となっている。

従来ともすると、これを社会全体の問題とせず限られた集団や組織を対象に表面的活動に陥りやすく、時代欲求のなから根源的な問題を忘れ、余りにも理論に終始してきたうらみがないでもなかった。

こうした観点から広い視野に立って現況を考察し、本町将来の方向にむかつて住民のえい知と抱負を傾注して、「みんなでつくるわが町」を期待しながら、地域有志指導者の構成をもって本会議を発足させ、計画の遂行をはかっている。

会議推進委員

町長以下各課長・教育委員・公民館長・管内小中学校長・社会教育委員・町建設審議会委員・社会教育関係団体代表者・学識経験者若干名 計九十名

会議の進行および内容

第一回会議

昭和四十三年十一月二十五日

社会教育の必要性を理解するための話し合いを深め、今後の進め方を協議する。

基調講演「町行政推進上社会教育はどのような役割を果たしたらよいか」

講師、県社会教育課長中橋仁兵

第二回会議

昭和四十三年十二月十一日

住民の要求課題の把握と本町長期計画および目標の展望を探る。

基調講演「県政の基本計画の動向」

講師、県企画管理室副主幹 佐久間 実

第三回会議

昭和四十四年一月二十七日

住民の要求問題解決のために

社会教育の
〔施設、設備の拡充強化〕
〔人的条件整備〕
〔運営、組織の近代化〕
現状を分析する。

第四回会議

昭和四十四年二月十二日

町社会教育計画の方向と視点の上に立って

各界代表者によるパネル討議

「私たちの町をこのような町にするには、いま町として必要なことはなにか」

パネル登壇者

議 会 代 表	議 長	鴨 狩 富 治
宗 教 家 代 表	窪 之 坊 住 職	堀 一 勇
婦 人 代 表	婦 人 会 長	佐 野 数 恵
青 年 代 表	青 年 団 長	阿 久 津 行 広
農 家 代 表	農 協 組 合 長	若 林 孝 義
商 工 会 代 表	青 年 部 会 長	池 上 芳 広
教 育 関 係 者 代 表	校 長 会 長	高 山 巖
住 民 代 表	区 長 会 長	名 取 貞 雄

第五回会議

昭和四十四年三月九日

社会教育研究大会

町づくりと社会教育の必要性の確認と反省、関係者の協働体制の強化、さらに住民の町政参加を期待して研究大会を行なう。

四、新生活運動について

(一) 新生活推進運動の目標

- 1、公害など生活を阻害する環境の悪化から、住民による生活防衛の手段として、生活環境の四大原則である安全、健康、能率、快適の現実をめざす住民運動の展開。
- 2、農業経営の近代化、住民自治、新しい地域社会の生活秩序の建設などをねらいとする、地域住民による創造と実践の運動展開。

(二) 新生活運動推進協議会の構成メンバー

町当局関係者、町議会議員、教育委員、社会教育委員、公民館長、社会教育関係団体代表者（小中学校長・婦人会・青年団・PTA・区長会・生活改善グループ等）

(三) 生活改善運動

昔ながらの冠婚葬祭のあり方が、物質的向上と結びついて近來これらの行事は次第に華美になる傾向があり、周囲にひきずられたりまた虚栄のために、実力以上に派手を競うような弊害さえ生じている。

これに対し一方では若い世代層や、直接台所を預かる婦人層、有識者などを中心に反省と改善の声もあがっている。

昭和四十三年度、町社会教育委員会は町教育委員会の諮問にこたえて生活改善運動の推進を答申、婦人会をはじめ各種団体や区長を中心に推進組織を作り、これにとり組むよう要望した。

一方町婦人会は、四十二年度より生活改善にとりくみ四十三年度には実践目標として次の五項目を決定、町と、町教育委員会および町区長会の協

賛のもとに全戸にこれを配布し、お互にこれだけは守ろうとよびかけた結果、かなりの成果をあげている。

しかし、全体としては今なお形式的な虚礼やおつき合いの消費的傾向が改められず、なおいっそうの運動推進が望まれる。

「身延町新生活運動実践五項目」

- 一、諸会合における時間の励行。
- 二、出産祝は男女を問わず長子のみとする。
- 三、節句祝、入学祝は実父母、兄弟のみとする。
- 四、病氣見舞の返礼を廃する。
- 五、親送りより帰つての振舞いを廃する。

提唱 身延町婦人会
協賛 身延町 身延町教育委員会 身延町区長会

身延町新生活運動実践五項目

- ・ 諸会合における時間の励行
- ・ 出産祝は男女を問わず長子のみとする
- ・ 節句祝、入学祝は実父母兄弟のみとする
- ・ 病氣見舞いの返礼を廃する
- ・ 親送りより帰つての振舞いを廃する

提唱 身延町婦人会
協賛 身延町教育委員会 区長会

新生活運動実践5項目のポスター

四十四年度は県下各市町村で冠婚葬祭の合理化が積極的に行われていて、町議会の中にももっと強力な推進措置を講ずべきだという意見が強まった。

また、社会教育活動の面でも、生活改善の推進が年度の重点目標に取り上げられ、各公民館とも事業計画の中に織りこんでいる。

身延公民館は、美化運動推進地域として県の指定を受けたが、環境の美化と、冠婚葬祭の合理化を二つの軸として新生活運動を展開することを申し合わせている。

婦人会も、前記五項目の実践項目に「冠婚葬祭の合理的活用をはかる」をつけ加えて、新たな意欲をもって運動をおしすすめようとしている。

第二節 公民館とその活動

一、公民館の必要性

終戦後社会教育活動は、あらゆる面で活発に展開されてきた。青年団体・婦人団体・PTA等民主団体の結成と、その教養向上のための諸活動、成人教育講座並びに各種文化講座の開設、視聴覚教育、図書館の利用、産業経営の知識の普及、各種広報活動等の諸活動を通じて、町村民の啓蒙に大きな効果を収めてきた。なお一層その効果を収めるとともに、これからの活動を総合的に運営し、住民の力を郷土建設のための課題発見と、これが解決をいちずに結集するために、何等かの組織的な機構と施設が必要になった。この要請にこたえるものが公民館である。

二、公民館誕生の経過

公民館という名称は、昭和の初め、岩手県に水沢公民館があり、公民館的施設として類似の活動をしていたものほその他に二、三あるにはあったが、公民館運動の進展は戦後のことである。昭和二十一年文部次官通達により公民館活動は台頭し、荒廃した郷土民の心をうるおし、その運動は全国に波及した。しかし、青空公民館で施設面に欠けて現在にまで尾をひいている。昭和二十四年社会教育法公布により、法的根拠が与えられ、公民館が社会教育の中心拠点として、設置並びに運営されるべきことが、はっきりと規定されることになった。本県では、昭和二十三年増穂町に最初の公民館が設置され、今日では各町村に設置されるに至っている。

三、公民館の性格

公民館とは

- 1、町村民が自由に集まって、話し合い導き合い、お互いの教養文化を高めるための、民主的な社会教育の場である。
- 2、町村民の親睦を深め、相互の和合協力を^{もつ}け、町村自治向上の礎となる社交の場である。
- 3、郷土産業活動を促進する場である。
- 4、町村民の民主主義的な技術の実習として、自由に討議論議する場である。
- 5、中央と地方文化の接触交流する場である。
- 6、地域内各種文化団体の、連絡調整を計り協力する場である。

要するに公民館は、社会的教養、娯楽、自治振興、民主主義の実習、生活改善、各種団体の連絡を機能的に総合して、成立する郷土振興の中心的機関である。

四、身延町立公民館に関する条例・規則

(一) 身延町立公民館条例

沿革

- 昭和三十年四月二十九日条例第四十号公布
- 昭和四十年四月一日一部改正
- 昭和四十二年四月一日一部改正
- 昭和四十三年四月一日一部改正
- 昭和四十三年七月二日一部改正

(設置する目的)

第一条 社会教育法(以下法という)第二条の目的を達成するため、法第二

条により本町に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 公民館の名称及び位置は、下記の通りであり、必要に応じて分館を置くことができる。

- 身延中央公民館 身延町梅平一、三〇五番地
- 下山公民館 身延町下山九、〇七三番地
- 豊岡公民館 身延町相又 四六九番地
- 大河内公民館 身延町丸滝 六五三番地
- 身延公民館 身延町梅平一、三〇五番地

2、前項の身延中央公民館は、身延公民館に併設する。

(職員)

第三条 公民館に下記の職員を置き、分館にも職員を置くことができる。

- 館長(非常勤) 五名
- 主事 四名
- 用務員 四名

2、館長の任期は、二年とし再任は妨げない。館長の欠けた場合における補欠館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営審議会)

第四条 法第二十九条により、各公民館に公民館運営審議会をおく。

2、公民館運営審議会の委員の定数は、各館とも一五名とし、その任期は一年とする。

(報酬)

ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第五条 公民館長並びに公民館運営審議委員の報酬は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第六条 公民館長並びに公民館運営審議委員が職務のために旅行する場合の費用は、これを弁償する。

2、前項の費用弁償の額は別表のとおりとし、その支給方法は、身延町職員旅費支給条例による。

第七条 公民館の経費は、町費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第八条 本条例に必要な細則は、別にこれを定める。

付則

この条例は公布の日から施行する。

別表 報酬

種別	報酬額
館長	二、〇〇〇円
委員長	一、〇〇〇円
委員	五〇〇円

別表 費用弁償

鉄道貨及び船賃	宿泊料		食卓料一夜につき
	甲地方	乙地方	
一等実費ただし一等車の連絡又は一等船室のない路線については二等実費	七円	三五〇円二、〇〇〇円	六〇〇円
車賃一キロメートルにつき	日当一日につき		四〇〇円

備考 宿泊料の甲地方とは、最高の割合の勤務地手当を支給される地域をい

乙地方とは、その他の地域をいう。

鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は、乙地方の定額とする。

(二) 身延町立中央公民館運営規則

第一条 本館は各地区館相互の連絡調整をはかり、町民のために实际生活に即する。教育文化及び學術に関する各種事業のうち、地区公民館に属しない全町的な事業を行ない、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 本館は前条の目的達成のため左の事業を行なう。

一、定例館長主事連絡に関すること。

二、公民館職員研修に関すること。

三、各種団体の育成並びに連絡を図ること。

四、全町公民館大会

五、その他公民館の目的達成のための、中央公民館諸事業。

六、館の施設を住民の集会、その他の公共の利用に供すること。

第三条 本館に左の役職員をおく。

一、館長 一名

二、主事 一名

三、用務員 一名(但当分の間地区館兼務)

第四条 本館の役職員の任務は左の通りとする。

一、館長は公民館の行なう各種の企画実施、その他必要な事務を行ない、所属職員を監督する。

二、主事は館長を補佐し、本館の管理運営の事務を担当する。

三、公民館運営審議会に関しては、別に定めるところの規則による。

第五条 本館の会議は左の通りとする。

一、公民館運営審議会は四、七、十、一の定期及びその他必要に応じ、臨時に開催することができる。

二、地区館長(主事)会議は必要に応じて館長これを召集し、地区館の連絡及び各種行事の調整を図る。

すべての会議は、その構成人員の過半数をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は館長の決するところによる。

第六条 本規則改正のための運営審議会は、定数の三分の二以上の出席により成立しその三分の二以上の賛成がなければならない。

第七条 本規則運用に必要な細則は別に定める。

付則

この規則は昭和四十年四月一日より施行する。

(三) 身延町立中央公民館運営審議会規則

第一条 本会は身延中央公民館運営審議会と称す。

第二条 本会は館長の諮問に応じ、中央公民館における各事業の企画実施につき、調査審議する。

第三条 中央公民館運営審議会の委員は次の十五名とし、教育委員会がこれを委嘱する。

身延地区

五名

大河内地区

四名

下山区

三名

豊岡地区

三名

第四条 中央公民館運営審議会委員は、社会教育委員を兼ねるものとする。

第五条 中央公民館運営審議会は委員長一名、副委員長三名をおき、その選任は委員会の互選による。

第六条 委員長は委員会を運営する。委員長事故あるときは副委員長これを代理する。

第七条 運営審議会は毎年四月・七月・十月・一月の定期及び、その他必要に応じこれを召集する。

(四) 身延町立公民館運営規則

第一条 本館は所属住民のために實際生活に即する、教育學術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 本館は前条の目的を達するために次の事業を行なう。

1、定期講座を開設すること。

2、討論会、講習会、実習会、展示会を開催すること。

3、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

4、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

5、各種団体機関の連絡を図ること。

6、館の施設を住民の集会、その他公共の利用に供すること。

第三条 本館は前条の事業遂行のため次の部を置く。

1、教養部

2、産業部

3、図書部

4、生活研究部

5、体育厚生部

第四条 本館に次の役職員を置く。

1、館長 一名

2、主事又は書記 一名

3、部長、副部長 各五名

4、分館長 若干名

5、公民館運営審議会の委員長副委員長 各一名

第五条 部落分館長は館長が委嘱し、運営審議会の委員長、副委員長は委員の互選とし任期は一カ年、重任を妨げない。但し欠員補充のため、委嘱又は互選されたものの任期は前任者の残任期間とする。

第六条 本館の役職員の任務は次のとおりとする。

1、館長は公民館の行なう各種の事業の企画、実施、分館長会の招集その他必要な事務を行ない、所属職員を監督する。

2、主事及び書記は館長を補佐し、本館の管理運営の事務を掌る。

3、部長は部会を招集し、各部事業の立案執行に当る。部長事故あるときは、副部長これに代る。

4、分館長は分館に関する管理運営の事務を掌り、分館に関する一切の責に任ずる。

5、公民館運営審議会の委員長は、委員会を招集し会議を主宰する。委員長事故あるときは副委員長がこれに代る。

第七条 本会の会議は次のとおりとする。

1、公民館運営審議会は毎月一回開催する。但し必要に応じ臨時に開催することができぬ。

2、分館長会議は必要に応じ開催し、分館における各種行事の連絡調整を図る。

3、部長会は必要に応じて開催し、各部事業の立案執行にあたる。

総て会議はその構成員の過半数を以て成立し、その議決は出席者の過半数を以て決する。

第八条 本館の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第九条 本館の経費は町費、寄付金及び事業の収入を以てこれに充てる。

第十条 分館の管理経営に関する規則は、分館長これを定め館長の承認を得るものとする。

第十一条 本規則の改正は、公民館運営審議会において、その出席者が定数に達し、その三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。

付則

この規則は昭和三十年四月一日からこれを実施する。

(五) 身延町立公民館使用条例

沿革 昭和三十七年一月十三日条例第二号公布

第一条 公民館の使用は、この条例の定めるところによる。

第二条 公民館を使用しようとする者は、使用申請書に所定事項記入の上、あらかじめ公民会長（以下館長という）の承認を受けなければならない。

第三条 使用者は、前条の承認を得たときは、直ちに別表に定める額の使用料を前納しなければならない。既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、全部又は一部を還付することができる。

一、使用者の責任に帰さない理由により、使用することが出来なくなったとき。

二、使用期日前五日までに使用の取消しを申し出たとき。

第四条 左の各号の一に該当するときは、館長はその使用を承認しないものとする。

一、公益を害し、又は風俗をみだすおそれがあると認められるとき。

二、建物、又はその付属物をき損するおそれがあると認められるとき。

三、社会教育法第二十七条の規定に違反すると認められたとき。

四、その他、公民館管理上支障があると認められるとき。

第五条 館長が特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができぬ。

第六条 館長が公民館の使用を許可した時は、教育委員会に通報しなければならない。

撮影機一・八ミリ映写機一・一六ミリ映写機一・録音機一・携帯

マイク一・ピアノ一

(エ) 事業計画基本方針

変ぼうする社会に対処して、住みよい身延町建設のため、地域住民の社会連帯意識の向上と、人間関係の深まりをはかるため、地区公民館と連けいを密にし、町民総参加の場となり、郷土振興の拠点となるよう計画する。

(二) 身延町立下山公民館

ア 館名・所在地・沿革

身延町立下山公民館(身延町下山九〇七三)

昭和二十七年下山青年会館内に公民館設置。

昭和二十八年準優良公民館として、山梨県教育委員会から表彰された。

昭和三十七年公民館改築。



旧下山公民館(昭和27-44)

昭和三十七年十一月公民館設置
十周年記念式を挙行。

昭和三十八年四月郡公連より三十八、三十九両年度にわたり研究を委嘱された。

歴代館長 主事

- | | | |
|----|-------|-------|
| 初代 | 網野 正一 | 菅沢 孟夫 |
| 二代 | 山本 岳乘 | 中村 孝恭 |
| 三代 | 松木 四郎 | 望月 武雄 |
| 四代 | 稲葉 詣雄 | 広島 慶明 |
| 五代 | 望月 諱三 | 広島 慶明 |
| | | 近藤 康次 |

イ 運 営

(ア) 設置区域の状況

人口二、二〇〇名

最大通館距離六キロメートル

遠隔部落三

(イ) 公民館の構成

本館非常勤館長一、主事用務員各一

運営審議会委員一五名

部組織 五部

本部・教養・産業・生活研究・体育厚生

分館 一二館

上沢・大庭・本町・仲町・新町・荒町・山額・大工町・竹下・

杉山・粟倉・小原島

(ウ) 施設設備

木造一部二階建亜鉛板葺

会議室一・事務室一・談話室一・講堂一

その他図書五〇〇冊・椅子七二・黒板二・映写機一・スライド

一・拡声機一その他

(エ) 運営の実際

変容する社会の現実に対応しつつ生きぬこうとしている地域住民とともに考え、ともに理解し合う機会と場の提供に努めながら、生活を基盤として、明かるい仲間づくり、部落づくりを努める。

昭和四十四年度事業計画

1、四、五月の目標と達成方法

自己のしめる社会的位置を確認し、物事に対し、明正な意志を表現する人になろう。

各種団体の運営の実態を把握し、相互の連絡提携を図る。

育成会を地区一本の連合組織にする。

2、六、七月の目標達成方法

体力の維持向上と、考える農業経営の指導

考える農業経営へ移行の指導
疲労回復のため県民七つの体操実施。

婦人を対象に農繁時の衛生講座開設。

3、八、九月の目標と達成方法

楽しみの内にも明日への向上を求めよう。

各育成会の緑陰学級の開設。

育成会役員子どもクラブ幹部親子キャンプ。

盆を中心に夏のスポーツ祭実施。

修養講座開設と分館の運営について。

分館会議訪問研修。

4、十、十一月の目標と達成方法

一人一週一冊読破運動

蔵書を公開し読書の普及につとめる。

公民館図書の実施。

5、十二、一月の目標と達成方法

二年の計は元旦にあり一年の決算は大晦日。

経済講座開設、明日の農業をどう考えるか。

生活講座開設、人災は防げる。

新年度の事業計画立案。

6、二、三月の目標と達成方法

地域社会の発展のため、まず自己の向上を図る。

修養講座開設、明日のわが家。

政治講座開設、町政をきく。

時局講演会開催、定例議会傍聴。

各種団体の年度末の事務処理援助。

ウ 公民館活動の一例、公民館祭

下山公民館では、昭和三十年以来地区住民全体を対象に、会期二日間の公民館祭を開催している。

昭和四十三年度のプログラム

公民館祭

- 第一部 文化まつり
- 第二部 体育まつり
- 第三部 農業まつり

第一部文化まつり(展示)

- 書道・図画・工作 小中学校児童生徒
- 図画・工作 下山保育園児
- 短歌・俳句 南風会員・下山俳句会員
- 手芸品 一般有志
- 生花 前田一京、山田一雪門下生

第二部体育まつり

- 開会式
- マスゲーム 小中学生
- バトントワリングチーム 婦人会員
- 信玄おどり、甲州盆唄 若人の会・竹馬会員
- フォークダンス

競技

- 綱引 部落対抗
- バレーボール 部落対抗
- その他 一般

宝さがし 一般

なんでしよう 一般

むこさがし 婦人会員

こしをのばして 老人クラブ

閉会式

参加者には賞品進呈全員で抽せんを行なう。

第三部農業まつり

- 農産物品評会と座談会 一般有志
- 農村栄養料理展示 婦人会員
- 農産物加工品展示 一般有志
- 農機具展示 メーカー
- 種苗の交換 一般有志

(三) 身延町立身延公民館

ア 館名・所在地・沿革

身延町立身延公民館(身延町梅平一三〇五)

昭和三十年四月身延町立身延公民館を身延町梅平九三五番地の身延中央公民館内に設置。
昭和四十二年四月身延山病院の旧建物の一部を、現位置に移転改築して身延公民館とした。

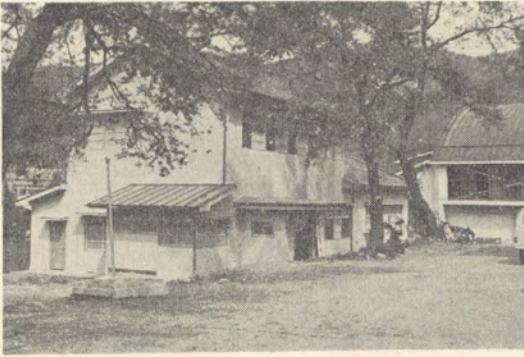
昭和四十三年条例改正により、身延中央公民館を併設した。

歴代館長

主事

初代	中里 日応	望月 俊夫	深沢 克司	近藤 文明
二代	一宮 市松	望月 俊夫	田中 隆	
イ 運 営				

(ア) 設置区域の状況



身延公民館 (中央公民館併設)

人 口 四四九一名 最大通館

距離 四キロメートル

(イ) 公民館の構成

本館非常勤館長 一 主事用務

員 各一 共に専任

運営審議委員 一五名

分館九館 塩沢・仲町・橋町・

大野・波木井一区・波木井二区

・波木井三区・梅平一区・梅平

二区

(ウ) 施設設備

木造二階建瓦葺

事務室一・会議室一・講座室

一・図書室一・談話室一・そ

その他机七・黒板二・図書一、一九二冊

(右の図書は町立図書館所有のもの)

(エ) 昭和四十四年度努力点

- 1 部落公民館の充実を図る。
- 2 社会体育の振興とレクリエーションの普及。
- 3 新生活運動。きれいな町づくり運動の推進。
- 4 公民館だよりの発行。

昭和四十四年度事業計画

月別 事業 名

- 四 運営審議会委員委嘱、婦人学級開設準備
- 五 運営審議会、役員構成、事業計画、部落公民館長会議、育成会連絡会議
婦人学級開設(五月から十二月)
- 六 部落公民館巡視、家庭教育学級開設準備
- 七 運営審議会、家庭教育学級開設(七月から二月) 町政を語る会
夏季青少年生活指導協議会
- 八 育成会連絡会議、民謡を楽しむ会(講習会)、育成会ソフト・バレー地
区予選
- 九 運営審議会、町政を語る会
- 十 町民体育祭(午前中球技、午後競技・スポーツテスト)
- 十一 運営審議会町政を語る会、文化祭協力
- 十二 育成会連絡会議、冬季青少年生活指導協議会
- 一 運営審議会、町政を語る会、成人式協力
- 二 婦人学級各支部実績発表
- 三 運営審議会、各学級実績集計、次年度の計画
- 通年 スポーツ少年団の結成促進、新生活運動の推進
- ウ 公民館活動の一例・町内美化運動推進

主 旨

信仰と観光の町としての本町としては、清潔な町づくり、環境衛生の改善等その他なすべきことはきわめて多い。

これらは特に住民に関心を持たせ、自身の問題として、参加協力によらなければ、目的達成は不可能の問題である。社会教育委員の指示もあり、又南巨摩郡公民館連絡協議会から「公民館活動と新生活へのとりくみ」のテーマにより研究公民館に指定された機会に、新生活運動の一環としてこの運動を推進することにした。

推進計画

- 1 美化運動推進地区の指定
推進地区「身延地区全域」
 - 2 指定期間 昭和四十四年、四十五年の二年間
 - 3 公民館内町内美化運動推進協議会を設置する。
協議会は、各部落から選出の若干名の推進委員により構成し、地区内全域の推進をはかる。
 - 4 部落には美化推進部落懇談会を設置する。
部落全戸を対象として部落内の推進をはかる。
 - 5 その他
推進委員は部内を巡視し、適切な指導助言を行なう。
- #### 実施計画
- 1 毎月第一日曜日（家庭の日）を清掃の日とする。この日は親子がとなり近所と協力し合い、とくに公共の場・道路・河川・下水道などをきれいにするため、朝一時間出勤し奉仕作業を行なう。
 - 2 もえるごみは焼くこと、燃えないごみは極力埋める。みだりに棄てないよう
に注意する。
 - 3 全戸にふた付ごみ箱の設置を督促し、完全なごみ処理をするよう習慣づけ
る。
 - 4 廃品は子供クラブの活動を通して回収し、積極的にこれを処理する。
 - 5 部落衛生組合の協力を得て、全戸一斉消毒の励行、なお公共施設（共同便所
駐車場、遊園地等）の消毒もする。
 - 6 美化運動実施強調期間の設定
特に、七月から九月の伝染病多発期をこの期間に定め、この運動の徹底を期
す。

○標語を作成し全戸に配布。

○清掃あとへの立札設置、

○ふた付ポリバケツ（ごみの箱）設置奨励。

○旅行、集会には必ずナイロン袋を持参することの強調。

7 花いっぱい運動

特に四月から十月までを期間とする。

種子の購入配布、鉢の共同購入、一戸一鉢栽培、空地利用花づくり奨励、

コンクール、競写会開催、文化祭に出品。

花づくりグループづくり奨励。

(四) 身延町立豊岡公民館

ア 館名・所在地・沿革

身延町立豊岡公民館（身延町相又四六九）

昭和二十五年豊岡中学校内に、豊岡村立豊岡公民館を設置した。

昭和三十年町村合併により、館名変更身延町立豊岡公民館となった。

昭和三十年豊岡支所（旧役場）内に移した。

昭和三十七年支所廃止につき支所を公民館とした。

昭和三十八年をはじめ専任主事をおいた。

昭和四十二年五月郡公連から四十二、三年度にわたり研究を委嘱され

た。

研究課題 新築公民館の運営と住民^{しんとう}浸透活動。

昭和四十三年四月新築公民館竣工。

総工費 四二九万三千元

町 費 三三三万円

内 訳 県費補助 七〇万円

地元寄付金 三六万三千元

歴代館長 主事

初代 松田 寛

二代 鴨狩 庸雄 遠藤 松之助

- 三代 鈴木富治 遠藤松之助
 四代 柿島武文 渡辺一郎 今村知天
 イ運 営

(ア) 設置区域の状況

小部落散在、交通不便、遠隔部落あり、人口 一、九三八名、最大通館
 距離 六キロメートル

(イ) 公民館の構成

本館非常勤館長一・主事用務員各一・(共に専任)・運営審議委員 一
 五名・部組織 五部 総務・教養・産業・体育厚生・図書文化 八館
 分館 小田船原・門野・湯平・大城・相又下・相又上・清子・横光
 (ウ) 施設設備

木造二階建亜鉛板葺・事務室一・会議室一・講座室一・その他
 図書一五〇冊・机二一・椅子五四・黒板一・テレビ受像機一・ラジオ受
 信機一その他

(エ) 運営の実際

方針「健康で、明かるい、豊かな郷土建設」
 目標

- 1 会議には進んで参加し時間を励行しよう。
 - 2 お互いに法規を守り交通安全を図ろう。
 - 3 青少年を愛護育成しよう。(家庭の日励行)
 - 4 虚礼を廃して近代生活を築こう。
 - 5 環境を整備し美しい郷土にしよう。
 - 6 あいさつ運動を推進しよう。
- 昭和四十三年度の努力点
- 1 施設設備を充実する。
 - 2 部活動を活発にする。
 - 3 レクリエーション活動を推進する。
 - 4 分館を整備し活動を盛んにする。

- 5 自主グループの育成につとめる。
- 6 広報活動を通じ住民滲透を図る。

昭和四十四年度事業計画

月別	事業名
四	諸計画
五	合同会議 館報発行 婦人学級 地域開発講座 交通安全運動 老人クラブレクリエーション 図書購入
六	青年教室
七	新生活運動推進会議 青少年夏季対策懇談会 青年教室 婦人学級 家庭教育学級 地域開発講座 各部連合視察旅行 郷土調査
八	館報発行 青年教室 婦人学級 家庭教育学級 青少年球技大会 盆おどり大会 俳句会
九	運営審議会 青年教室 婦人学級 家庭教育学級 防災宣伝 園芸サークル研究会 敬老会協力 郷土調査
十	館報発行 新生活運動推進会議 青年教室 家庭教育学級 地域開発講 座 交通安全運動 体育祭 読書週間
十一	運営審議会 青年教室 家庭教育学級 防火運動
十二	公民館祭(講習会農産物品評会文化展) 青少年冬季対策懇談会 青年教 室 婦人学級
一	新年懇談会 青年教室 家庭教育学級 短歌会
二	館報発行 新生活運動推進会議 青年教室 婦人学級 家庭教育学級 地域開発講座
三	合同会議諸反省 青年教育 家庭教育学級 防火運動 老人クラブレク リエーション 郷土調査
通年	園芸サークル活動 文芸サークル活動

ウ 公民館活動の一例・相又下分館の活動

園芸サークルの概況
 国道五十二号線沿いで、部落内に小、中学校・体育館・公民館・郵便局等が

あり、戸数は三十六戸、十五分以内に集合できる。住民の大部分は、農林業に従事しているが、最近県外へ通勤する壮年が多くなった。

(4) 分館 活動

昭和二十五年豊岡公民館発足とともに、分館をおき寺院を使用していたが、二十八年部落共有林を処分して独立分館を部落中央に新築した。

1、施設 木造平屋建亜鉛板葺二五・一六平方メートル

内 訳 講堂・小会議室・炊事場・便所等

2、設備 机六一〇・小六・椅子五〇・食卓一〇・黒板一・図書戸棚二、卓球用具一式・座布団八〇枚・食器類一〇〇人分・大小火鉢各二・炊事用具一式(食器類その他希望者には貸し出す)

3、分館役員 分館長一 主事一 共に任期二年

運営委員 区役員 団体代表 任期一年

4、事業 分館活動の目標 時間勵行とあいさつ運動

イ 区定例会 毎月五日 部落全戸対象 出席率 八〇パーセント以上

ロ 婦人会 毎月十日 婦人学級開催

ハ 育成会 青少年育成と環境整備

ニ PTA支部・体育後援会支部 部落懇談会・夏季ラジオ体操の会開催・球技大会参加・レクリエーション推進

ホ 子供クラブ 夏季共同学習会・キャンプ・クリスマス・新年を祝う会・公共施設の清掃

ヘ 運転者会・交通安全母の会 各種交通安全対策実施

ト 消防団 災害防止運動推進・婦人会と協力して環境衛生に留意

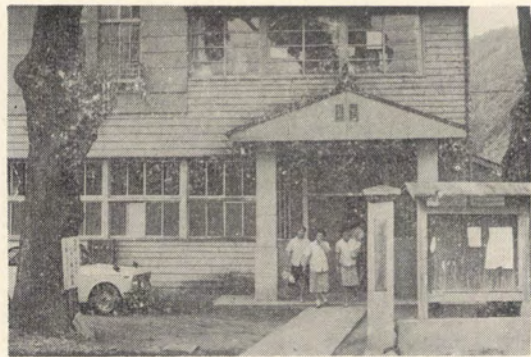
チ その他 部落全戸参加日帰りの旅行年一回実施・体育館利用夜間バレーボールの練習・自主グループ活動(生花読書等)

(備考) 昭和四十三年五月活動を認められ、身延町教育委員会から表彰された。

(五) 身延町立大河内公民館

ア 館名・所在地・沿革

身延町立大河内公民館(身延町九滝六五三)、昭和二十八年大河内村立大河



大河内公民館

内公民館を、大河内体育館内に設置した。

昭和三十年町村合併により、館名変更身延町立大河内公民館となる。

昭和三十七年大河内支所廃止に際し、同建物を公民館とした。昭和四十年郡公連から四十一年度にわたり、研究を委嘱された。

(研究課題) 婦人会活動の実態把握と指導

昭和四十年年度から、体育館を公民館管理にした。

歴代館長

初代	二代	三代	イ 運 営	主 事
鮎川省三	伊藤太	望月正一		望月卓爾
				望月卓爾
				望月卓爾
				市川覚雄
				武藤 正

(ア) 設置区域の状況

人口 二、六二四名 遠隔部落三あり 最大通館距離 六キロメートル

(イ) 公民館の構成

本館 非常勤館長一・主事用務員各一(共に専任)運営審議会委員一五名
分館 七館・上八木沢・下八木沢・帯金・塩之沢・角打・和田・大島

(ウ) 施設設備

木造二階建瓦葺 館長室一・事務室一・会議室一・図書室一・談話室一
その他、特に家事実習設備を有す。

図書一七〇〇冊・机五・椅子一一九・黒板四・十六ミリ映写機一・録音

機一・ブレイヤー一・ラジオ受信機一

(エ) 昭和四十四年度努力点

- 1 郷土づくり部落懇談会を開催し、指導者の養成と、よい部落づくりにつとめる。
- 2 課題解決部落学級を(四〜五カ所)開設し、住民による共同学習の成果をあげ、分館活動の拠点をつくる。
- 3 家庭教育学級(四〜五部落)を開設し、家庭教育の振興を図り、あ

昭和三十四年度事業計画

月別	事業名
四	運営審議会委員委嘱・婦人学級開設準備
五	運営審議会・事業計画・育成会連絡会議・部落婦人学級開設・部落公民館長会議・婦人学級開設に伴う役員構成・部落公民館振興懇談会
六	日曜読書教室開設・バレーボール講習会・各学級開設準備・サッカー教室
七	運営審議会・家庭教育学級開設・婦人学級開設・課題解決部落学級・土曜書道教室開設・学級解放講座・PTAスクール
八	育成会連絡会議・郷土づくり部落懇談会・民謡を楽しむ会(講習)・郷土づくり部落懇談会
九	運営審議会・サッカー教室
十	町民体育祭(球技競技スポーツテスト)・写生大会
十一	運営審議会・文化祭協力
十二	育成会連絡会議・在住公務員懇談会
一	運営審議会・席書大会・年のはじめを祝う会・明日の郷土を語る会
二	各学級のまとめ
三	運営審議会・婦人学級実績発表会・次年度計画・部落公民館長会議
通年	広報の発行 館報(公民館だより) 随時発行・関係団体の事業に積極的に協力する

わけて分館活動の拠点をつくる。

- 4 小中学校・PTA・子供クラブ・スポーツ少年団等と関連をとり、諸活動を盛んにし少年教育の振興を図る。
- 5 郷土美化、一鉢運動を展開し、情操純化を図る。
- 6 生活に直結する自主グループの発見と養成に努め、生活の近代化を進める。

ウ 公民館活動の一例・席書大会

名称 大河内地区席書大会

主催 大河内公民館・大河内地区青少年育成会連絡協議会

後援 山梨日日新聞社

没 革 青少年の冬の生活指導の一環として、昭和四十年一月から実施して来た。第三回までは図画も併せ行なって来たが、運営上から、第四回からは習字だけにした。

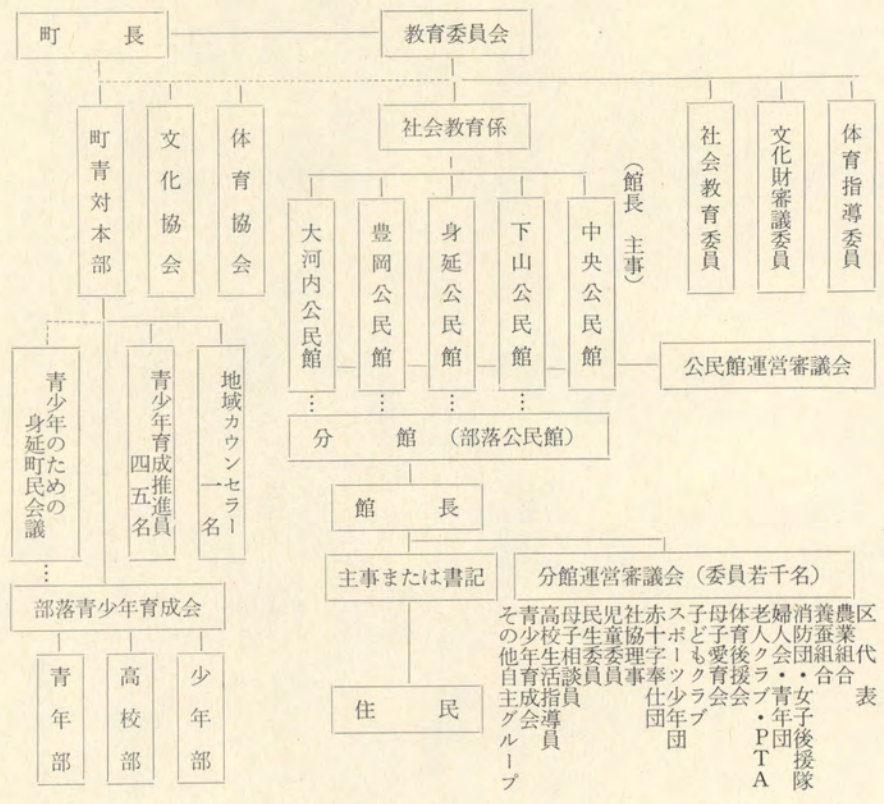
対象 帯金、大和、身延小学校児童、大河内中学校生徒

会 社 昭和三十四年一月六日実施第五回の状況

参加者 大河内公民館・大河内中学校・帯金小学校・大和小学校
三七四名

入賞数	特賞	金賞	銀賞	銅賞	褒賞	計
一七	二五	三三	五〇	九九	三三三	

備考 回を重ねるにしたがって参加者が増加し、成績も向上している。



第三節 青年教育

一、青年団活動の状況

(一) 青年団活動の沿革

古文書に青年集団として始めてあらわれたのは建久四年(一一九三)といわれ、若連中の名のもとに何等かの動きがあったように見受けられるが判然としない。

その後、江戸時代の初期慶長年間(一六〇三)に青年集団として部屋住連・若居者・若者・小兒連・若衆等と呼ばれ、御茶目・組合吟味之帳・御定目・覚・仲間帳等の規定が設けられている。

これらの集団も次第に計画的な活動へと移行して、明治二年(一八六九)青年夜学校が生まれるにいたった。

青年集団が青年会と呼ばれたのは、明治二十七年頃(一八九四)からで、翌々年発行された「田舎青年」山本滝之助著によると、全国青年会数を六九九と記している。

明治三十四年(一九〇一)日本で始めて日本新聞社より「日本青年」が発行され、四十三年(一九一〇)には、文部省が全国青年優良団として八十二団体の表彰を行ない、同年四月二十六日愛知県において全国青年大会が開かれる。

大正四年、青年団体設置に関する訓令が内務・文部両省の共同により出され、青年団の組織が、漸く全国的なものとなったが、ややもすると事業団体的性格にはしり、修養団体としての使命を忘れがちになるので、この訓令により青年団設立の主旨が修養団体にあることを明確にし、その方向

が明示された。

続いて、大正七年青年団体振興督励に関する訓令同九年、青年団体自治に関する訓令等が出され、青年団体の重要性はいよいよ高まっていった。

大正十年（一九二一）通俗教育を社会教育と改称、同年九月二日、日本青年館の設立が許可され、初代理事長に近衛文麿が就任した。

こうして日本の青年団は部落を中心として生まれ、やがて町村単位となり、さらに郡市連合団を結成し、それが道府県において連合し、遂に大正十三年十月大日本連合青年団という全国的大同団結の組織をみるに至った。

大正十四年五月、大正天皇御結婚満二十五年の祝典に際し、男女青年団事業奨励のため金七十五万円の事業奨励金が下賜された。同年十月着工以來四カ年を要し、日本青年館の竣工を見る。

大正十五年、内務・文部両省の共同により女子青年団体に関する訓令が出され、全国に小学校通学区等を単位に、女子青年としての修養団体組織化が進められた。

昭和二年（一九二七）十月東京において大日本連合青年団の発団式が行なわれ、名実ともに男子青年団・女子青年団に発展していった。

大日本連合青年団制定「青年団綱領」

- 一、我等は純真なり、青年の友情と愛郷の精神によりて団結す
- 一、我等は若し、心身を修鍊し勤勞を樂しみ自主創造の人たるを期す
- 一、我等は希望に燃ゆ、清新の意氣を以て愛と正義のために奮闘す
- 一、我等は國家を愛す、忠孝の本義を体し獻身奉公國運の進展に尽す
- 一、我等の心は広し、人道の大義に則り世界の平和と人類の共榮に努む

ついで昭和十二年（一九三七）支那事変に呼応して軍用機の献納等国策に添って、その遂行へと運動の方向が変えられ、昭和十四年（一九三九）四月大日本連合青年団を大日本青年団と改称。十六年（一九四一）一月十六日には大日本青年団は解散して、大日本青少年団が結成され団長には橋田文部大臣が就任、地域集団の団長には青年学校長の職にある者があつた。

た。こうして官制青年団の基礎が固められ、団章・帽章・国歌等の制定、軍国主義的色彩が濃厚となり、十八年・十九年（一九四四）と大東亜青年総決起運動の展開にまで発展、戦争遂行のための原動力となって活動した。

しかし、戦争も利あらず同年六月には大日本青少年団も解散し、無我夢中のうちに終戦を迎えるに至った。そして、約一カ年青年団の存在も忘却され、また結成の意欲すらもないままに混乱の一途をたどった。

この間青少年の思想は乱れ、目標は失なわれ、放心状態の空白の約一カ年を送られたが、こうした中であつて敗戦とはいえ、荒廃した社会を直視し、再建の使命を痛感したのはやはり青年であつたといえる。

昭和二十年十月、身延町（旧身延町）青年団団則が制定され、新生青年団初代団長に中村恒雄が就任したが、当時の混乱もあつて、同年十二月団則改正により三カ月の任期で団長の職を辞任した。昭和二十一年各地に新生青年団が発足し、平和な町づくりの体制は芽をふいた。このときの身延町青年団々長に佐野正、副団長に佐野雄三、近藤清春、身延町女子青年団々長に望月松枝、副団長に藤田百合子、田島ひさが選挙された。

(二) 新身延町青年団十四年のあゆみ

昭和三十年二月十一日、新身延町発足とともに、地域青年団もこの全町統合に種々検討を加え幾多の会合の結果、地域的にも環境的にも相違はあろうとも目的に普遍性を持つ青年として統合し、下山・身延・豊岡・大河内一町三カ村の地域集団をもって連合青年団の結成発足を見る。

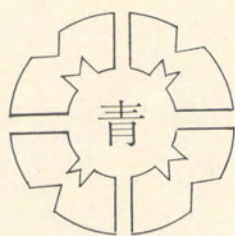
この間、三十一年三月四日町連合青年団の団歌制定、団章の制定と意氣は盛りあがった。

ア 団 歌

身延町連合青年団々歌

- 一、法城に星かげさえて 作詩 鈴木正巳 補訂 米山愛紫 作曲 森義八郎
ゆるぎなし久遠のおしえ

- 豊かなる希望あふれて 勢い立つ若人われら
 和み行く郷土おこさん 身延青年拳れよ拳れよ
 二、大いなる理想に映ゆる 旗のもと眉もりりしく
 友情に明日を誓いて 花ひらけ若人われら
 香も高き文化育まん 身延青年誇れよ誇れよ
 三、あこがれは富水の流れ み山なる雲とはるけし
 胸燃えて歌え青春 羽ばたけ若人われら
 人生をたたえみがかん 身延青年輝やけ輝やけ



一町三カ町村合併による
 身延町連合青年団を象徴した団章
 (井水五雄入選作)

爾来、活動として青少年指導者講習会、青年大会（球技大会、文化芸能大会）、原水禁運動、弁論大会、生活改善研究大会等、活発な活動が展開されてきたが、高度経済成長政策、工業立国政策は地域青年の都市流失を余儀なくし、在町青年の数的減少は深刻な問題となっている。

身延町青年団歴代団長

年度別	代	名	代表者(団長)名	出身地
昭和三〇年度	身延町連合青年団		望月重久	身延
〃三一〃	〃	〃	井上一年一	下山
〃三二〃	〃	〃	熊谷明治	大河内
〃三三〃	〃	〃	田中安春	身延
〃三四〃	〃	〃	真保英治	
〃三五〃	〃	〃	青木利夫	大河内

〃三六〃	身延町青年団連絡協議会		佐野晃市	身延
〃三七〃	〃		栗冠利正	豊岡
〃三八〃	〃		望月徳重	身延
〃三九〃				
〃四〇〃				
〃四一〃				
〃四二〃	身延町青年団体連絡会議		秋山英勝	身延
〃四三〃	〃		阿久津行広	豊岡

(注) 三九、四〇、四一年度は団員の減少、役員指導者の欠除等から、自然消滅的に崩潰する。四一年に入り身青連再建の気運を盛り上げるべく、町主催の青年教育指導研修会を開催。

身延町地区青年団歴代団長

年度別	下山青年団	身延青年団	豊岡青年団	大河内青年団
昭和三〇年度	井上一年一	井水五雄	千頭和善次	伊藤徳一
〃三一〃	松木慶光	穂坂昭五	小山進一郎	熊谷明治
〃三二〃	石川静夫	依田光弥	栗冠卓	武藤年明
〃三三〃	広島公男	望月秀哉	千頭和善彦	市川和男
〃三四〃	近藤康次	深沢市郎	千頭和将剛	青木利男
〃三五〃	松木均	河内賢二	大村文男	片田秀光
〃三六〃	望月邦彦	佐野晃市	遠藤守勇	森田久巳
〃三七〃	石川汪樹	近藤義一郎	大野守夫	佐野道夫
〃三八〃	石川汪樹	遠藤讓一郎	柿島洋美	佐野道夫
〃三九〃	欠	望月豊昭	鴨狩昭司	若林勝彦
			佐野久司	望月克博

〃 四〇〃	欠	望月 司郎	木内 秀臣	望月 克博
〃 四一〃	若人の会設立 羽賀茂次 佐野武夫	望月 哲夫	鴨狩 昭司	大坪 太一
〃 四二〃	広島 邦夫	秋山 英勝	阿久津 行広	片田 徹治
〃 四三〃	深沢 三二一	遠藤 忠治	遠藤 正昭	望月 省吾

二、青年教育の計画と実績

勤労青年の教育がわが国の産業の振興に寄与し、民主的で文化的な国家建設の基盤をなすものであることにかんがみて、国家社会の有為な形成者育成のために、昭和二十八年八月青年学級振興法が公布されて以来、青年教育の場づくりは行政指導のもとに関心が高まってきた。

青年教育の振興をはかることは、身延町にとっても急務であると思うが、ここでは学習を中心とする青年学級へのとりくみ以前の問題として、青年集団の組織化への方向を中心に記してみたい。

青年集団を組織化するにあたって

- イ、青年の実態を良く知ること。
- ロ、青年集団の目的をはっきりすること。
- ハ、活動が実践的であること。

の三点をふまえて青年の自主性を尊重しながら、より良き仲間になることである。以下、その概況を記すと、昭和三十八年を最後に団員の減少、さらに地域指導者の欠除から、町連合青年団は合併以来十年の歴史をあとに消えさった。

合併以降行政上の手段方法のなかったことの責任は免ぬがれないとしても、青年団組織は自然発生的に生まれ、かつ自主団体としての発想であり行政がどこまで介入すべきかは問題のあるところである。

(昭和40年国勢調査)

区分 年齢別	人 員 数			
	男 子	女 子	計	構成比
0歳～4歳	人 494	人 463	人 957	% 7.8
5～9	595	583	1,178	9.6
10～14	769	715	1,484	12.1
15～19	680	592	1,272	10.4
20～24	263	327	590	4.8
25～29	298	324	622	5.1
30～39	823	808	1,696	13.8
40～49	679	815	1,494	12.2
50～59	565	662	1,227	10.0
60～69	486	563	1,049	8.6
70以上	275	406	681	5.6
計	5,932	6,318	12,250	100.0

(一) 本町在住青年

※ 青年に該当する(二〇歳～二四歳)の五九〇人を細分すると、大学生一五〇人、下宿型青年(遠方通勤者)約五〇人と推定、残る約四四〇人は(近村通勤、中小企業)町内の勤労青年を含めて在町するものと推定される。

(二) 本町青年団の組織

昭和四十一年、下山地区に若人の会が三七名で誕生。同年団員七名から一挙に四七名の参加を得て豊岡青年団が再発足、同年十一月大河内青年団八十三名で再建する。

この年、青年団員組織人数二二二名となり、全町一本の青年団組織化へのきっかけとして、次の青年教育指導者研修会が開催される。

このような現状のなかで「青年団の意義を知り、青年としての共感を深め、それぞれの立場を理解し、お互いに

イ、仲間になろう、仲間のなかの自分を知ろう。
ロ、青年自身の責任と役割を知り、発展的組織化、内容充実のきっかけを得よう。

(三) 身延町青年教育指導者研修会の開催

主催 身延町青少年総合対策本部・身延町教育委員会
昭和四十一年十月二十二日—二十三日（二泊二日）山之坊において開催
参加者七〇名

イ 研修の柱

- 1 青年と組織
- 2 青年と学習
- 3 青年と社会活動

この研修会を通じて、青年の多くは疑問を持ちながらも、町一本化組織への関心を深めることができた。

現在、身延町青年団体連絡会議の名称によって連絡提携している。

(四) 文部省委嘱青年教室の開設

1 文部省は累年勤労青年教育の一環として、委嘱青年教室を開講してきた。この機会をとくに青年活動において意欲的である豊岡地域青年を対象に申請。県内四カ市町村に認可委嘱さる。（富士吉田市、白根町、身延町、芦川村）

イ 学習の目標 豊かな人間関係を深め、社会人としての連帯感を養う。

ロ 学習時間 年一五回、四二時間

ハ 対象者 豊岡地域青年男女約五〇名

2 学習内容

開設	学習課題	学習方法	講師・助言者
六月	開講式・運営協議コーラス	式、青年歌合唱	教諭 千頭和 貞子

六月	男女交際のエチケット	講義・話し合い	社教主事 矢崎 聡司
七月	キャンプの意義と実際	実技 実習	社教係長 田中 安春
八月	職場の人間関係	講義・話し合い	社長 山本 恒雄
八月	レクリエーション	実習	教諭 千頭和 貞子
九月	町の歴史と概況	講義・話し合い	町長 佐野 為雄
九月	コーラス	青年歌合唱	教諭 千頭和 貞子
十月	ハイキング七面山登山	郷土の見聞と自然観察	社教主事 望月 俊夫
十月	礼儀作法	講義と実習	師範 山田 雪江
十一月	手紙の書き方	実技 学習	郵便局長 片田 為丸
十二月	料理実習	実習	栄養士 宮崎 光恵
一月	青年期の生活	六六式討議	校長 雨宮 正
二月	冬季スポーツ教室	実技 実習	郵便局員 千頭和 米男
二月	閉講式・反省会	式・話し合い	教委 関係職員



ハイキングコースの整備に活躍する豊岡青年団員

本町行政指導のもとに、豊岡地域の勤労青年を対象にした学習活動である文部省委嘱の青年教室が、終始熱心に開設されたことは近年の青年教育のなかで特筆すべきであり、国県の協力とともに青年リーダーの献身的努力を称賛したい。今後もなお有志指導者の養成は積極的に進められなければならない。

昭和三十四年八月の台風によ

り、標高約二千米の身延七面山から、八紘嶺を経て、静岡県梅ヶ島温泉に通ずるハイキングコースが大被害をうけた。地元の豊岡青年団として、ハイカーの便を考え、昭和三十五年九月団員一九名をもって応急修理して好評を得た。

以来年々この奉仕作業を、団活動の一つとして継続して今日に至っている。なお昭和四十二年には身延町観光協会から感謝状をうけた。

三、成人式

「成人の日」それは満二十歳の青年男女が、一人前の日本社会の形成者として門出する日であり、「おとなとして自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます」ために設定された祝日である。この日をトとして本町では、毎年一月十五日に町を挙げて、これら青年男女の将来に心から祝福と激励を贈ってきた。昭和四十四年度の成人式は晴天に恵まれ、適齢者三九三名を迎え、身延中学校屋内運動場において盛大に挙行された。

開式のごとは 助役 望 月 吾 録

国家 斉唱

式 辞 町長 佐 野 為 雄

宇宙時代を迎え、清潔にして潑刺とした青年となり、社会発展の進推力となることを期待する。

祝 辞

山梨県知事代理南巨摩県民室長

町議会議長 鴨 狩 富 治

町教育委員会委員長 鈴 木 正 己

よりそれぞれ力強いお祝いのことが贈られた。

続いて適齢者を代表して下山の広島慶子さんから

近代の生活に必要な知識と技術を身につけ、合理的な生活を営む実践力の強い人となります。

人間相互の人格を尊重しあい、社会の一員として道義を重んじ自主的な行動をし、明朗にして民主的な人となります。

心身ともに健康で、豊かな教養と品位とを備え、本町文化の伸展につとめる人となります。

国際社会の名譽ある一員として、世界の福祉と繁榮に寄与し得る人となります。

勤勞の精神にあふれ、個人を生かす職業を身につけ、本町になくしてはならない人となります。



成人式のようす

参加者全員の拍手のなかに朗々と宣誓があった。

式場はパーティー形式を採用し、第二部成人を祝う会は、青年団の趣向によるキャンドルセレモニーによって盛りあがった。

青年ひとりひとりの持つロソクろうそくの灯に「成人の日」のよろこびはかくしきれず、お互の目は光り輝いていた。

世界を明るく照らす「平和」の灯
苦難に心を開く「正義」の灯
えい知で築く「努力」の灯

勤勞の精神を培う「健康」の灯
平和・正義・努力・健康を象徴する四本の灯を中心に、来賓、成人者がお互いにシュプレヒコールを行なった。

「君たちの心のなかには青空がある」その青空を若い仲間のひとり、ひとりがより努力して世界のすみずみまでも押し広げよう。

「君たちの若い正義と情熱が郷土を興すのだ、国を興すのだ」……

「そうだが若さは未来に可能性を持つ」
「そうです若さは未来をつくる泉です」……
とそれぞれの祝杯のなかに元気よく明日の日に向って誓いあっていた。

第四節 婦人教育

一、婦人団体のおいたち

日本では、明治初年以來、欧米の文化が急速に入ってきて、それを模倣する時代が訪れ、人権尊重、無差別、四民平等という觀念が強くなるにつれて、男子とともに社会生活を営んでいる婦人の状態が、このままでいいだろうかという現実問題から、婦人をあらゆる面から、解放しようとする婦人運動に発展し、ここに今日の婦人団体は端を発しているのである。

婦人同志が相謀り、協力して、婦人の幸福を求めようとする自主的の考えを持つ、進歩的な婦人の手によって、明治十九年（一八八六）に「日本キリスト教婦人矯風会」が誕生し、これがわが国最初の婦人団体の本格的な結成である。

二、戦前の婦人団体

(一) 愛国婦人会

愛国婦人会は、明治三十四年（一九〇一）婦人の愛国心の喚起の目的から生まれた。本県では三十五年（一九〇二）支部が創立されたが、入会者は僅少であった。翌三十六年（一九〇三）には、創始者奥村五百子が来県し普及につとめたことや、三十七年日露開戦により入会者は出席し、三十九年には第一回支部総会が開催され、總裁閑院宮妃が出席された。このようにして、県下各町村の入会者は、次第に増加し、明治・大正・昭和にわたり、かがやかしい活動を続けてきた。

(二) 婦人会

明治末期から大正初頭にかけて、各地に婦人会が結成され、裁縫講習・料理実習・講演会開催・風俗矯正等の事業をなし、婦人の修養活動が展開され、社会教育団体として樞要の地歩を占めるに至った。

しかし青年団や婦人会は、常に官憲の指導下にあり、その自主性を欠き、第二次世界大戦中から、漸次指導が強化され、ついに戦争完遂のための国の御用機関化し、もはや社会教育団体としての本来の自主性は失ってしまった。

(三) 国防婦人会

満州事変が勃発するや、大阪市の婦人によって作られた白エプロン姿の婦人会が、国防婦人会に発展し、やがて全国的のものになった。当時の豊岡村分会の記録によると、在郷軍人分会の後援を得て、昭和十二年（一九三七）十月に結成し、目的として挙国皆兵の精神に基づき、婦徳を發揮、日本婦人として護国の大義を實踐履行して、国防上銃後の力となることとが決められている。

婦人の修養を目ざしてできた大日本連合婦人会や、地域に作られた各種の婦人団体には、やがて国防婦人会、愛国婦人会のさん（傘）下に入り、昭和十七年（一九四一）には政府の命令により、「大日本婦人会」に一本化した。ついに敗戦を迎えて姿を消してしまった。

三、戦後の婦人団体

(一) おいたち

昭和二十年八月十五日第二次世界大戦は終りを告げた。戦前の婦人会は、各その歴史が示すように、国家のための犠牲と奉仕の団体として終始

した。そうした婦人会から脱皮して、平和日本、文化日本の建設のため、団結して立ち上がり、家庭や社会の封建性を打破して、更に民主主義を推進しようとしての、地域婦人会結成の動きは、わが国の婦人がはじめて参政権を行使した昭和二十一年にはじまった。

これを契機として、県下各地に婦人だけの集會が持たれ、進駐軍地方民事も、民主主義思想の普及と民主化の促進のため、二十二年から二十四年にかけて、婦人団体の結成を指導したこともあって、地域婦人会の結成は、急速に進み、二十五年頃までには、その活動内容に多少の差異はあっても、一応県下一円に結成された。

こうした動きの中において、昭和二十二年九月「婦人の自主的活動により、あらゆる封建性を打破して、婦人の経済的・社会的・政治的地位の向上につとめ、平和国家、民主国家の建設に寄与する」という目的を掲げてまず下山婦人会が結成された。ついでほほ同様の目的をもって豊岡・大河内・身延にも婦人会が結成された。なおこれと並行して農協婦人部・未亡人会・日赤奉仕団など各種婦人団体が結成されていった。

(二) 町内婦人団体のあらまし

ア 下山婦人会

昭和二十二年九月結成し次の支部をおいた。

- 杉山・荒野・新町・山額・大工町・竹下・仲町・本町・大庭・上沢・粟倉・大石野・小原島

歴代会長

- 小松けい 望月絹枝 佐野嘉津枝 土橋きくえ 佐野としよ 望月宗 遠藤道子
- 井上あき子 望月富恵 望月幸恵 井上清乃 松木いつ代

その他の婦人団体

農協婦人部・日赤奉仕団・母子福祉会・愛育会・交通安全母の会
交通安全母の会は、その活動を認められ、昭和四十四年一月山梨県知事並びに山梨県交通安全協会長から表彰された。



交通安全に活躍する豊岡交通安全母の会

イ 身延婦人会

昭和二十四年結成し次の支部をおいた。

- 波木井一区・波木井二区・波木井三区・塩沢・清住町・上町・仲町・橋町・元町・梅平一区・梅平二区・大野・支院

歴代会長

- 青鹿たわ 河井てい 古屋茂登子
- 依田のぶえ 堀つる 依田百合子
- 藤田弥生 内藤美代子 佐野敦恵
- 渡辺多み子 雨宮かえ子 望月まつ
- 大橋富士子 日吉松子 佐野かめよ 望月光子 若尾多津美

その他の婦人団体

母子福祉会・交通安全母の会・山内婦人会・愛育会

ウ 豊岡婦人会

昭和二十二年結成し次の支部をおいた。

- 船原・小田・門野・湯平・大城・相又下・相又上・清子・大久保・光子
- 沢・横根

昭和三十三年度にわたり、文部省委嘱婦人学級を開設した。

歴代会長

- 鴨狩サヨ 種部かつ 松田ふさ 市川やゑ 小山ふさ 望月ちゑ子 片田ゆきゑ
- 大村豊子 大野もと 遠藤たねじ 沢田久子 小野まち代 望月ともゑ 遠藤節子
- 小林あき 大野仲恵 佐野家子 千頭和歌子 小山春野 大沢迪子 尾島つや子 市川直子

その他の婦人団体

婦人友の会・母子福祉会・交通安全母の会・愛育会・女教師と母の会
エ 大河内婦人会

昭和二十二年結成し次の支部をおいた。

八木沢・帯金・大埜・椿草里・塩之沢・丸滝・角打・大崩・和田・上大島・下大島

歴代会長

渡辺恕子 伊藤えい 伊藤シズエ 市川かねじ 高野忠子 望月浪江 伊藤まさ
じ 片田とよの 鮎川房恵 佐野やすよ 今村鈴江 鈴木はつじ 市川喜美子
市川延子 若林つね子 遠藤治恵 高山たまき 小笠原かねよ

その他の婦人団体

きさらぎ会・八千

代会・かおり会・母

子福祉会・交通安全

母の会・愛育会

オ身延町連合婦

人会

昭和三十年四月町村

合併に伴い、下山・

身延・豊岡・大河内

の四婦人会が連合結

成した。

目的

会員相互の親睦提

携を図り、婦人会員

としての資質の向上

に努めるとともに、



身延町連合婦人会役員（昭和43年度）

生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与する。

昭和三十九年四月会歌を制定した。

昭和四十二年度末発展的解消

歴代会長

古屋茂登子 小山ふさ 伊藤えい 佐野嘉津枝 堀つる 沢田久子 高野忠子

遠藤道子 依田百合子 小野まち代 市川喜美子 井上あき子

カ身延町婦人会

昭和四十二年度末身延町連合婦人会の発展的解消のあとをうけて昭和四十

三年四月結成

会 長

佐野 数枝

若葉 会

四、婦人団体の活動

(一) あらまし

今日公民館を中心に、行なわれている婦人会活動を大別すると、教養、奉仕協力、レクリエーションの三つに分けられる。

教養面では地区対象や、支部別の学級や講座が開設されているが、最近
はグループ別のものもはじめられている。

奉仕協力面についてみると、敬老会・慰霊祭・歳末助け合い等の福祉面
からはじまり、生活改善・交通安全・青少年育成・明正選挙等の社会面に

及んでいる。さらに蚊や蠅の撲滅、消毒薬の購入等保健衛生面や物資の共
同購入や、花嫁衣裳や喪服の備え付け等の消費生活の面まで細かな配慮がは
らわれている。

戦後の特徴の一つである、レクリエーションについては、バレーボール
により社会体育の促進を図り、舞踊や、盆踊りにより農村に明るさを与
え、地区体育祭や文化祭に参加しては、一段と光彩を添えている。

(二) 婦人会活動の具体例

ア 大工町部落学級

会場 下山公民館大工町分館
 会員 約四〇名

昭和四十三年度学習計画

月	学 習 要 項
四	年間の計画を立てる。
五	電気と電気器具について
六	農繁につき休み
七	農村の食生活について
八	レクリエーション
九	農村の都市化について
一〇	町政を聞く会
一一	農繁につき休み
一二	正月料理の実習
一	懇談会
二	健康管理について
三	感想発表を兼ね反省会

(婦人会員)

- 七、学級生数 女 四〇名
- 八、開設場所 大野公会堂
- 九、開設に協力した団体・機関 大野区・婦人会大野支部
- 一〇、学習目標 部落の近代化のため、婦人はどのような役割を果たすか。
- 一一、学習計画別表のとおり
- 一二、運営委員及び学級長氏名
 委員長 深 沢 初 江

備考 時間励行、出席良好を認められ、昭和四十二年度下山公民館長より表彰された。

イ 大野部落婦人学級
 昭和四十三年度文部省指定
 大野部落婦人学級運営計画

- 一、開設者 身延町教育委員会
- 二、学級名 大野婦人学級
- 三、学級主事名 身延公民館主事 望月俊夫
- 四、学級開設期間 四十三年四月―四十四年三月
- 五、時間数 年間一五回夜四一時間
- 六、学級編成 大野婦人集団

委員 望月 和 枝 青沼 節 代 佐野 尊 子
 学級長 望月 ささえ

学 習 計 画

月	日	学 習 課 題	講師助言者
四	一三	開講式 コーラス	早川南小学校 渡辺 正 巳
五	七	明正選挙について	総務課長 市川 充 郎
五	二二	新郵便業務について	身延郵便局長 片田 為 丸
五	二二	家庭の医学について	医 生 佐野 一 男
七	二	農村の近代化について	農業改善普及所職員 武川 充 男
七	二	身延町の実態について	身延町長 佐野 為 雄
七	一六	町議会の役割について	町議会議員 深 沢 徹
八	六	青少年の健全育成	町教育長 遠 藤 誠
八	一〇	民謡と踊りの練習	藤間 法 素 娥
九	三	家庭の電化心得	郡、社会教育主事 東 電 職 員
九	一七	夫の立場 妻の立場	矢崎 聡 司
一〇	一	お作法	青 沼 節 代
一一	一九	文化財の保護	文化財審議会委員 市川 光 宣
一二	一	正月料理の実習	町 栄 養 士
一	一七	新聞の見方	山梨日日新聞論説委員
二	一一	家庭と経済	大河内中校長 雨宮 正
三	一〇	青年との話し合い 閉講式	青年団 幹 部

ウ 湯平、門野婦人学級

- 一、学級名 湯平・門野婦人学級

二、学級開設期間および回数・時間数

昭和四十三年度内十一回・三十時間

三、学級編成 湯平・門野婦人会員約三十名

四、開設場所 豊岡公民館門野分館

五、目的 最近の農家の経営については、婦人の果たす役割は増大している。その役割を果たすため、地域の実態に即した農事

の一般について学習する。

六、講師 身延町役場産業課職員農業改良普及所職員

湯平・門野婦人学級学習計画

月	学 習 内 容
四	運営委員会を開き計画を立てる
五	苗代の作り方と管理について
六	水稲の肥培管理と病虫害防除について
七	水稲の病虫害防除、農薬の使用について
八	秋野菜の蒔きつけと管理について
八	種子の共同購入
九	茶樹の栽培について
一〇	野菜の貯蔵と加工について
一一	梅を主に果樹類の整枝と剪定について
一二	公民館主催の品評会には、自作の農産物を必ず出品し、見学する
一	新年会を兼ね座談会開催
二	野菜類の育苗、栽培について
三	果樹類の春植について 年間の反省と次年度の計画

備考 公民館主催農産物評会には、全員が出品し、入賞者が多数あった。

エ 帯金かおり会（グループ活動）

昭和四十三年の活動状況

月	活 動 内 容	参 加 者
一	子どもを交え懇親反省を兼ね下部温泉で本年の計画をする	子 一八
三	共同炊事場へ花壇の準備	一〇
三	子どもクラブと花壇づくり	子 一〇
四	短歌の勉強、良書の紹介	一〇
五	花壇の除草、苗の移植	六
五	自作の短歌を持ちより研究	一一
五	共同炊事場広場の清掃、かぼちゃ、きゅうりを植える	一〇
五	グループ持続の話し合い	助言者 一一
六	お父さんについての話し合い	一〇
七	自作短歌の発表と研究	一〇
八	子どもクラブと共催でお盆についての法話を聞く	子 一〇
九	吟行を兼ね石和温泉にひたり葡萄郷に遊ぶ	子 一〇
一一	短歌の研究	子 一〇
一二	共同炊事場の大掃除	八

一、目 標

- 1、望ましい子供の成長を願う親は、親自身が進んで人間づくりをすべきである。
- 2、どんな小さなことでもよい、お互いに良いと思ったことはこれを実行に移し、苦しみは分かち合って向上をはかる。
- 3、たとえ人員は少人数でも、この運動を持続し自分達がかおることにより、善意を浸透させていこう。

4、政治の勉強はしても、グループ全体は、あくまで中立の立場をとらう。

二、構成メンバー、婦人十一名

三、会費毎月三百円積立て研修費にあてる。

(三) 身延町婦人会の新生活運動

身延町連合婦人会活動に引続き、身延町、教育委員会、区長会の協賛を得て、実態調査に基づき、身延町新生活運動実践五項目の推進に努めている。

(実践五項目は新生活運動の項参照)

このような活動は、婦人自身の内面的な要求から出発し、婦人自身によって作られ、育てられて来たものである。

今日では、成人団体の中では、もっとも自主的の団体として、社会を構成している機構の一部として、なくてはならぬものにまで発展して来ている。

「農村から若しよい婦人会が、その姿を消したなら、町村の機能の三分の一がなくなってしまう」とまでいつている人がある。

身延町婦人会歌

作詞 秋山晴時 作曲 渡辺正巳

一、仰ぎみる法のみ山に

わく虹よ 流れる雲よ

おおいまも胸にあらたに

よみがえるひじりの教え

われら われら

われらの身延婦人会

二、富士川の流れにひびく

歌声よ かようこだまよ

おおここにおみなまこと

ひとすじに結ぶかけはし

われら われら

われらの身延婦人会

三、ふるさとのさかえことほぎ

咲く花よ うたう小鳥よ

おおとわに愛と平和の

ともしびをかかげて進む

われら われら

われらの身延婦人会

左記婦人会はそれぞれ敬老功労者として、山梨県社会福祉協議会長から表彰されている。

昭和二十七年九月十八日

昭和三十年九月十八日

昭和三十一年九月十七日

昭和三十五年九月十八日

身延町婦人会

豊岡婦人会

大河内婦人会角打支部

下山婦人会

「山梨の社会福祉展望」より

第五節 一般成人教育

社会教育の中の成人教育は、成人の経済的要求、社会人としての要求、個人的な関心と興味にもとづいて行なわれるもので、その内容は、生活改善・政治・経済・国際的教養・職業技術・保健衛生・レクリエーション・家庭教育・職場教育など多方面にわたっている。

ここでは、各編の重複を避け、婦人教育・青年教育・PTA活動等を除き、一般成人教育について述べることにする。

一般成人教育は、青年教育や婦人教育のような組織体をもたない、対個人教育という対象のためか、青年・婦人教育と比較するとき、はなはだしい立ちおくれを感じる。

けれども、最近においては社会・経済・文化のいちじるしい変ぼうに対処する成人の、学習への関心はようやく高まってきたといえる。

本町における一般成人教育を考えてみても、そこには公民館を開放して行なわれる成人学級、講座と幾多の労苦のあとがみられるが、戦後一貫した教育活動は資料が乏しいので判然としない。

しかし、地域にあっては、農協を通じまたは養蚕・養豚・養鶏・果樹・酪農等組合をとおして、先進地の視察や、研究会を開催するなど、グループ活動として自主的に学習活動がおこなわれてきている。

月 日	学 習 講 題	学 習 時 間 方 法	利用する教材	講 師 助 言 者 他
10月14日 (土) 夜 7:00~10:00	開講式 運営会議 地域開発とわれわれの役割 ○戦後わが国経済社会の動き ○地域開発とはなにか。 ○地方自治行政と住民の主導性 ○グループ活動の意義と役割	3 時 間 話し合い (司会書記を決めて)	掲 示 映 画 「伸びゆく村」	大河内公民館運営審議会 委員長 雨 宮 正
11月18日 (土) 夜 7:00~10:00	話し合い学習の種類と実際 ○話し合いの意義・種類・開き方・すすめ方 ○会議の開き方、すすめ方 ○司会、書記について実際	3 時 間 話し合い テキスト	録音テープ テキスト 「上手な話し方」	町教育委員会 社会教育係長 田 中 安 春
12月9日 (土) 夜 7:00~10:00	幸福な生活、部落の近代化 ○各自の生活および生活を取りまく環境について話しあう。 ○どのような問題があるか原因はなにか。 ○隣近所、部落の生活で改めたいことはないか、その原因はなにか。 ○解決策について考える。	3 時 間 六・六式討議	各自生活上の問題点について考えてみて、作文して携行する。	公民館長 望 月 正 一 帯金小学校長 遠 藤 治 三 町教育委員会 望 月 重 久 主 婦 市 川 延 子
1月10日 (水) 夜 6:00~8:00	新 年 放 談 会		(会費 300円)	町長・助役・収入役 町教育委員長・町選管委員長・大河内公民館長・主事・同運営審議会委員全員
1月27日 (土) 夜 7:00~10:00	家庭生活と経済 ○暮しの意味 ○生活の科学化・生活改善 ○貯蓄	3 時 間 ○問題提起のための講義を講師 1人10分間する	パンフレット インスタント食品見本	大河内中学校PTA会長 佐 野 大 作 町運動者協会会長 高見沢 一 乙 大河内郵便局長 佐 野 昭
2月10日 (土) 夜 7:00~10:00	選挙と政治・閉講式・反省会 ○選挙と金 ○公職選挙法改正の諸問題 ○明るく正しい選挙 ○地方自治と住民の権利	3 時 間 講 義 話し合い テキスト	テキスト 「青年の父田沢義輔」 録音テープ	町総務課長 市 川 充 郎 明正選挙推進協議会 長 鈴 木 正 己

そのほか、県・郡の主催する公民館大会・社会教育研究大会・先進地視察旅行には積極的に参加し、貴重な意見発表の機会を得て、本町社会教育は名実ともに成果をあげている。

一、近年における具 体例

(一) 郷土づくり成人学 級 (大河内公民館主催)

1、開設のねらい
社会・経済・文化の進展に伴い、われわれの生活の中にはいくつもの新しい問題が起つてきている。

そうした問題を解決して、われわれが互いの生活を高めて行くにはつまるところ、私たちの郷土をよくしていくことであろうと考えたのである。

そこで、本年度は郷土づくり成人学級の第一年度として、郷土大河内の次の時代をになう青年有志の参集をもとめて、みんなの意見をまとめていくのに必要な話しあい学習の基本的なことや、社会・経済・教育・文化・政治の全般にわたる教育を身につけ、郷土づくりに貢献する人材を養成しようと

開設されてきた。

2、参加対象者

大河内地区に在住する青壮年（二十七歳から四十歳）で学習意欲のある者約三十名を公募する。

3、学習内容（前頁四九七、昭和四十二年度郷土づくり成人学級学習表参照）

(二) 身延地区家庭教育学級

ア、家庭教育学級開設までの経過

1、開設上の手順

準備段階は教育委員会事務局でつくった大綱をもとに、県・郡社教主事の指導、助言を受け、さらに社会教育委員会および公民館運営審議会において地域性を考慮した原案を作成した。

2、家庭教育学級準備会の構成

公民館長、公民館主事、小、中学校長、小中学校PTA会長、社会教育委員、公民館運営審議会委員、婦人会長、教育委員、社会教育事務担当職員、区長、育成会長、町議会議員

3、準備委員会の任務

家庭教育学級の方針にもつき学級生の把握、部落懇談会の開催、課題の選定、講師、助言者の選定等をなし、開設実施の準備をした。

4、学級生の募集

支部PTA役員が中心になり区長、育成会長等協議の上、子どもを持つ両親のうちから出席できる人を男女ほぼ同数（各部落平均六人）人選して報告し、入級については教育委員会より推せん状を送付して入級を勧奨し、さらに「町だより」に掲載して漏れた希望者を勧誘した。

5、学級生の員数

年齢別	男	女	計	備考
二〇歳台	〇	一	一	

三〇歳台	九	二二	三〇
四〇歳台	一八	一二	三〇
五〇歳台	四	〇	四
計	三一	三四	六五

イ、学級運営の要員とその組織

(ア) 方針

家庭教育学級の振興をはかり、青少年の非行化を防止するとともに、男女成人教育の組織化を促進する。

(イ) 目標

明るい家庭づくりと町づくりの基本的問題の究明

(ウ) 学級役員

学級職員

職員名	氏名	職員の役職名	学級主事			助言者		
			田中安春	内藤寿々恵	遠藤誠	中里日応	望月重久	
		社会教育係長	教育委員	教育委員	公民館長	学校教育係長		

学級運営委員

役職名	氏名	関係役職名
委員長	土橋隆四郎	身延中学校長
副委員長	内藤晴代	身延小PTA副会長
委員	依田金晴	身延小学校長

委員	
遠藤 亨	身延小PTA会長
鍋島 良知	副会長
深沢 徹	" "
望月 澄子	" "
池上 正	身延中PTA会長
高村 大衛	副会長
田中 喜内	" "
笠原 千代	" "
青沼 節代	" "
日吉 松子	身延婦人会長

(エ) 学習展開の実際

1、目的として次のように考えて実践する。

両親その他両親に代わる年長者が家庭で子どもの教育をする場合の心構えとか、子どもの扱い方、教育上の留意点を明らかにする。

そのために

- 。両親の責任と役割を明らかにしよう。
- 。みんなで学ばなかに自分を知ろう。
- 。親子の話しあいをしよう。
- 。話しあいを実践にうつそう。
- 。青少年を病気や事故から守ろう。
- 。人の子どもも、わが子と同じく世話をやこう。
- 。時間を守ろう。

学習プログラム

月日	時間	学習課題	学習時間	学習方法	使用教材	講師名	出席者
3月3日(金)	一〇〇〇	年間学習の総まとめ 閉講式	三〇	"		社教係長 田中安春	六〇
2月20日(金)	一〇〇〇	青少年の非行対策	三〇	"	十六ミリ映画 ゆがんだ愛	身延山短大 教授 長谷川寛慶	四二
1月27日(金)	一〇〇〇	勉強しやすい家庭 環境	三〇	"	"	県社教主事 矢崎聡司	四六
1月6日(金)	一〇〇〇	家庭の和	三〇	"	"	身延山短大 教授 堀一勇	四五
12月16日(金)	六・三〇	家庭教育の目標	三〇	"	"	教育長 遠藤 誠	六五
11月25日(金)	一〇〇〇	母親の教育的役割	三〇	"	"	県婦人少年 室長 加藤 即子	六二
10月28日(金)	六午・三〇後	開講式、運営協議 父親の教育的役割	三〇	講義と話し合い	録音テープ 親の自信回復	元校長 望月 稠春	八三

(オ) アンケートによる学級の評価

収集枚数 五二枚 八〇パーセント

① 家の人が開設に理解して参加をすすめた

極上	良好	好	普通	通	やや不十分	不十分
二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

② 参加の決意(自発的・積極的)

極上	良好	好	普通	通	やや不十分	不十分
八人	二人	五人	三人	三人	三人	三人

③ 学習内容の事前研究の度合

極上	良	好	普通	やや不十分	不十分
一人	一人	二人	三七人	一人	一人

④ 生活のなかに生かそうと努力するようになった

極上	良	好	普通	やや不十分	不十分
三人	二人	七人	二人	〇人	〇人

⑤ 学習方法は

良	い	悪	い	わからない
二人	八人	五人	一人	九人

アンケートからの所見

- 。積極的な参加の姿勢を最後まで自分のものにした。
 - 。学習の成果はなかに生かされているが、自分のもので終りたくない。
 - 。すこしでも地域に広げていきたい。
 - 。学習課題、学習の方法、その他考慮する点は多々あると思うが学級はみんな育てていくという基本線にむかって、充分理解し、諸条件を差し繰り出席したい。
 - 。出席率平均五〇パーセントであるが、学級生のなかには精神的にも肉体的にも相当な努力をして参加していることも見逃せなく、大切に育てて行きたい。
- (下山・豊岡地区でも、一般成人教育を実施しているがその具体例は省く。)

第六節 青少年総合対策

一、青少年総合対策四つのねがい

昭和三十二年の新春、天野山梨県知事は、青少年対策について、新たな決意を次のように表明した。

「私たちは、戦後十一年の波らんの生活のなかで、余りにも恵まれることの少なかつた今日の青少年問題を、今後はどうしても解決しなければならぬ。古今東西の歴史に徴するまでもなく私たち一家の興亡に照らしても、問題の所在は余りにも明白である。私はこのさい、いたずらに青少年を鞭うつことをやめ、私たち自らが厳肅に過去を反省し、一致協力して社会環境の浄化と、多感な青少年のために良好な生活条件をつくり出さなければならぬと考える。

私たちが建設しつつある「富める山梨」の目標も、産業開発への血みどろな協力もいいかえれば皆ごとく愛すべき子孫のためのものでありながら、今日の青少年を取りまく社会環境は、あまりにも無茶である。俗悪な刺激、無意味な騒音、権威の転倒と秩序の混乱、八方ふさがりの就職戦線、これでは私たちの次代を託すべき青少年の前途は余りにも気の毒である。私としては、本年こそはみんなの協力により、青少年のために有効な施策を確立し、少なくとも本県からは、世にいういまわしい青少年の非行を一掃し、健康で明るい郷土建設の原動力たらしめたい」この知事提唱により、全国にさきがけ青少年の健全育成を県政の重点施策として、山梨県青少年総合対策審議会ならびに山梨県青少年総合対策部を設置した。ところでこの運動を全県民総参加のもとに盛り上げるために、次の四つの努力目標を設定し、全県民の親心と愛情から生まれる創意と実践を期待して出

発した。

この間、県下各市町村にも県の施策に呼応して青少年総合対策本部が設置され、地域活動としての認識を深めるに至った。

この運動を進めるための四つの目標

- (1) 青少年に夢を持たせよう。
 - (2) 青少年を暖かく抱擁しよう。
 - (3) 青少年に就職の世話をしよう。
 - (4) 青少年の道義を高めよう。
- 以下、本町青少年総合対策の概況をまとめて見る。

一、身延町青少年総合対策のあゆみ

青少年総合対策を強力に、しかも全県民が恒常的に推進する体制は、青少年の生活の場である市町村においても、その態勢に呼応して機構を整備し、活発な活動を展開して行くことも肝要である。

昭和三十二年、身延町青少年総合対策本部の設置、本部長を町長とし、副本部長を助役、本部員には収入役ほか各課長が当たる。事務局を総務課内に置いて出発した。

同年九月、身延町青少年総合対策審議会条例の制定となり、本部長の付属機関として委員十五名が委嘱され、この運動の活発化が促進された。同年、青少年を温かく抱擁しよう。という努力目標の実現方策として、青少年の問題について指導、助言またはより良き相談相手となるべき、青少年相談員の制度が置かれ、本町にも四十一名の相談員が知事の委嘱により設置された。

昭和三十三年、第二回県青少年相談員の委嘱推せん、四十一名の更迭を行なう。

昭和三十四年、青少年育成の基盤と市町村組織の活動をさらに促進するため、地域社会が真に総ぐるみで立ちあがり、共同の責任において、す

べての青少年のしあわせを具現するため、各部落を単位にした青少年育成会の結成が促進され、この年二十三の部落に結成を見た。結成促進費として一戸当り五十円の町費の補助が行なわれた。

同年、第三回青少年相談員四十一名の委嘱推せんを行なう。(任期二年となる)

昭和三十五年、青少年育成会が七部落に誕生。

同年、青少年育成会活動助成金として町より一戸当り二十円計八万円を交付する。以後同じ。

昭和三十六年、第四回青少年相談員四十一名の委嘱推せんを行なう。

同年、青少年育成会が五部落に誕生。

昭和三十七年、県より青少年育成会推進地区の指定を受ける。

同年、青対事務局を総務課より住民課に移行し、児童福祉と相まって行政指導をする。

同年、青少年育成会が十部落に誕生し、全町に結成を見た。

同年、青少年が正しい愛情の人がきのなかで、大きな希望や美しい夢をすくすくのぼすことができるよう家庭の基盤づくりを提唱し、十時さよなら運動の展開、青少年よ家路に……と「愛の鐘」を役場庁舎の屋上に設置する。(設備費三十万円)

遠き山に日は落ちて

星は空をちりばめぬ

今日の業をなし終えて

心かろくやすらえば

風は涼しこの夕べ

いざや楽しき

つどいせん

この曲を流して、いまま青少年を見守りながら「愛の鐘」は毎夜鳴り続けている。

昭和三十八年、第五回青少年相談員四十一名の委嘱推せんを行なう。



役場屋上の「愛の鐘」

同年、親子が揃ってスポーツに親しみ心身ともに健全な体力を養いお互いの連帯感を深めるため、青少年育成会対抗親子ソフトボール大会を開催、波木井三区育成会が初優勝し、郡大会に出場した。

昭和三十九年、県より第二回目の青少年育成会モデル町の指定を受け、その活動は県下に知られるところとなった。

同年、第二回育成会対抗親子ソフトボール大会を開催、角打育成会が優勝。同じく郡大会においても優勝の栄冠を獲得する。

昭和四十年、第六回青少年相談員四十一名の委嘱推せんを行なう。

同年、青対の事務局を住民課より教育委員会に移し、社会教育行政に関連づけられる。事務局長に教育長があたり。

同年、町青少年育成会モデル部落に、荒町・梅平一区・清子・角打の四カ所を指定しさらに推進強化をはかった。

同年、青少年の健全なる野外活動を奨励するためキャンプ用テント十九張を購入、地域育成会に貸出し、活動の援助を期する。

昭和四十一年、青少年育成会研究会を開催、モデル指定部落の実績発表の成果に本部長（町長）の感謝状を贈って賞賛した。

同年、明るい家庭づくり運動の推進ポスターを全戸に配付し、活動の必要性をさらに強調する。

同年、夏季・冬季における青少年の善行指導のために、「善行推進員」を置き、とくに街頭補導を中心に専念する。

昭和四十二年、県青少年総合対策十周年記念県民大会が開かれ、本町からも多数の関係者が参加した。こうしたなかで十年の県民運動の展開を

めぐって論議がかわされ、青少年対策の一大転換期ともなり、いまやひとりで行政のみならず「青少年の県政への総参加運動」の呼びかけもあって、真に民間運動としての青少年育成活動へと、ますますその重要性を加えるに至った。

このため、県にあっては十月二十三日県に「青少年のための県民会議」が発足し、地域に大きな反響を呼ぶこととなった。よってこの県民会議は関連組織整備のため、市町村に市町村民会議の結成促進が要請され、本町の青対本部員と審議会員は数度にわたり慎重な検討の結果、この趣旨にもとづき、町民会議結成準備委員会を設置した。準備委員会は早期町民会議結成の方向にむかって、青少年総合対策の当面の方策を次のように考えてきた。

三、青少年総合対策当面の方策（抜粋）

1、青少年総合対策本部は、青少年に関する諸施策を総合的な立場から、円滑にして、かつ効果的に推進するため、県においては知事を、市町村にあっては市町村長をそれぞれ本部長として設置してきた。本県が昭和三十二年以来、十年のあゆみと成果をかえりみて、官民一体の連絡調整の必要性から、県民室のなかに青対本部を置き、さらに機能の強化を図ることとする。したがって本町においても青対本部は今後とも町行政のなかに位置づけ強力で推進する。

2、青少年総合対策審議会は、青少年に関する諸問題を調査審議するとともに、町長の付属機関として諮問に依りて青少年に関する総合的施策の樹立および実施事項について建議するために設置して来たが、この機関は廃止する。（昭和四十三年六月条例廃止）

3、青少年相談員は、昭和三十二年以来、本町に四十一名の相談員を置き、協力を願って来たが、本制度について県民会議の意見聴取のなかから検討し、これを廃した。

四、青少年育成会の状況

育成会は、青少年総合対策の立場から末端の推進母体として、また強力に地域ぐるみの組織として推進されている。本町には四十五の育成会を有し、その活動内容には多少の差異はあるが活発な活動がおこなわれている。代表的な行事をあげると、新入学生の歓迎会・映画会・ハイキング・作品展覧会・球技大会・クリスマス・親子話し合いの会・卒業生を送る会・子どもの日の行事・社会見学・キャンプ等多様な活動がなされている。

五、青少年のための身延町民会議発足

青少年問題の重要性にかんがみ、青少年の健全育成を図るため、昭和四十二年十月二十三日結成された「青少年のための山梨県民会議」に呼応して、町民すべての人々が参加、協力してその実をあげるために、その関連組織としての町民会議を発足させる。ときに昭和四十三年七月十八日青少年に関係ある六十一団体、二百六十余名の参加を得て誕生を見た。

青少年のための身延町民会議規約（抜粋）

第三条 この会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く町民の総意を結果し、町の施策に呼応して次代をになう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

第四条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- 1、青少年の誇りと自覚を高めるための活動
- 2、青少年団体を育成するための活動
- 3、青少年の体育レクリエーションをすすめるための活動
- 4、青少年の教育、福祉をたかめるための活動
- 5、明るい家庭づくりをすすめるための活動
- 6、青少年の非行を防止するための活動
- 7、その他この会議の目的を達成するために必要な活動

(一) 昭和四十三年度町民会議の活動の重点 および事業計画

ア 活動の重点

。青少年が次代をになうものとしての誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を自ら開き、希望に満ちて生き抜く青少年を育成する。
。親や青少年指導の立場にあるものはもちろんのこと、一般町民がその姿勢を正すとともに、青少年問題に対する関心を高め、積極的に青少年の育成活動に参加するようつとめる。
。県および町の青少年施策が充分成果をあげ得るよう、町民の理解と助長につとめる。以上のことをかかげ、町民会議のねらいとして計画的に根づよい実践活動を推進する。

イ 事業計画

- 。各種会議、研修会の開催
- 。広報活動の充実
- 。青少年育成会活動の推進
- 。明るい家庭づくり運動の展開
- 。育成会対抗親子親善球技大会の実施

ウ 昭和四十三年度町民会議役員構成

役職	氏名
会長	栗冠義朝
副会長	松本四郎
	池上正
	坂口起一
	鴨狩富治
	長谷川寛慶
	深沢徹
	佐野数恵
	鮎川太郎
	阿久津行広
	山本岳乘
	鈴木正己
	依田金晴
	保坂忠信
	市川良政
	石川重利

運営委員		望月竹介	雨宮勉	望月操
真保桂吉		片田為丸	鈴木武一	
小林正雄		熊谷明治	佐野武治	
名取貞雄		望月諦三	一宮市松	
柿島武文		望月正一	鴨狩芳信	
芦沢助春		伯耆勝雄		
監事		藤田政一	永谷昭典	
事務局長		遠藤誠		
事務局員		土橋隆四郎	田中安春	望月俊夫
		広島慶明	望月卓爾	渡辺一郎

エ 町民会議設立宣言

青少年はあすの身延を、山梨を築き、日本の未来を開き、二十一世紀の世界を創る。その青少年がすこやかな明るい心身と、広く正しい視野と、強くたくましい気概とを基盤として豊かな情操と高い徳性を磨き、有為な人として成長することは、すべての人の願いである。われらは、この認識のもとに青少年育成町民運動の大旗を高くかかげて、身延の青少年が自らの力で、次代をになう誇りと責任を自覚し、希望に燃えて生きるよう、本町すべての町民が、厳しく自らの姿勢を正し、積極的に青少年を育成するよう、町および県の青少年施策が飛躍的に強化され、その効果をあげ得るよう、決意を新たに、地についたねばり強い町民運動を展開したい。青少年の無限の可能性とあふれるエネルギーを、輝かしい郷土身延町開発の原動力として定着することを、ここに一万三千町民の願いと誓いをこめて、力強く宣言する。

昭和四十三年七月十八日

青少年のための身延町民会議設立総会

オ 地域カウンセラーの設置

昭和四十三年七月一日付にて、本町の地域カウンセラーとして土橋隆四郎を任命、地域青少年問題の指導、助言、相談役として活躍することとなった。

カ 青少年育成推進員の設置

青少年のための町民会議設立を契機に、昭和四十三年度、次の四十五名を推進員として町長より委嘱される。

望月竹介	遠藤文雄	遠藤要	芦沢忠男	広島慶明
伯耆勝雄	井上一治	深沢幸雄	加藤彦四郎	遠藤琴吾
遠藤隆光	川口友二	近藤政一	藤田喜広	高村大衛
望月勲雄	田中関三	池上正	橋本親資	小倉彦二
望月操	志村英重	真保桂吉	穂坂友一	南部光徳
遠藤孝	鴨狩芳信	望月敬久	杉山由太郎	市川喜洋
千頭和福広	石田正一	渡辺保義	斉藤良雄	芦沢助春
久保正一	佐野春年	吉野政市	長谷川満	深沢正夫
青柳豊	佐野義文	千頭和要三	片田善政	佐野安治

六、身延町青年議会

「県民総参加の県政」をスローガンとする田辺県政のひとつのアイデアとして、各層の青年代表による模範的な「青年議会」を開催して、青年層の政治的関心を高め、その意欲と発言を県政にとり入れて行こうとする企画が立てられ、昭和四十四年十一月、初の青年議会が県会議事堂で開かれ、成功のうちに終わった。県はこの成果を市町村にもひろげようと、四十四年度に全市町村で青年議会を開催するよう奨励した。

これにもとづいて昭和四十四年度青少年のための身延町民会議総会において、本年度の最重要施策として次の二件が決定され、青年議会は開催されることとなった。

- 1 「家庭の日」の定着
- 2 青年議会の開催

第一回身延町青年議会議会開催要項

(一) 趣 旨

社会の急激な変容は、町行政や住民生活を複雑多岐なものとしている。本町に



身延町青年議会議・認証式

おいても、これらに対応するため、目下企画室を中心として、長期開発計画の策定を急いでいるところであるが、年次激減を余儀なくしている在町青年は、多忙の毎日の生活のなかに、仲間意識を失い、ともすると疎外感に襲われながらも、ただ行政のなすがままにある現実を目を向けなければならぬ。ここに町内在任の青年代表を選出し、町政の概要と明日へのビジョンを認識するとともに、民主政治の基本的あり方を理解し、自治精神を振起させ、もって、本町の長期開発計画を具現する意欲を高揚し、青年のもつ無限の可能性とあふれるエネルギーを結集

して、新しい町づくりの基盤としたい。

(二) 主 催

青少年のための身延町民会議

(三) 共 賛

身延町 身延町議会議 身延町教育委員会 身延町青年団体連絡会

(四) 参 加 者

第五章 社会教育



初の身延町青年議会議 (一般質問)

青年議員は二十二名とする

下山地区五名 身延地区五名 豊岡地区六名 大河内地区六名

(五) 会 期

昭和四十四年八月〜十月

(六) 会 場

身延町役場会議室を中心会場とする

(七) 日 程

第一日 九月十一日(土) 午後一時〜五時 認証式と研修

研修テーマ 町政の概要と議会のあり方 講師 総務課長 市川充郎

第二日 九月議会において一般質問を傍聴する 九月二十六日実施

第三日 十月二十五日〜二十六日 宿泊研修

地区		豊岡地区					下山地区					住所	氏名	性別	勤務先	所属
梅平	波木井	小田舟原	小田舟原	光子沢	小田舟原	小田舟原	光子沢	本町	竹下	仲町	山額					
遠藤辰巳	大谷貴彦	佐野洋子	大村育子	長畑武信	鈴木高吉	遠藤勝利	千頭和米男	渡辺和江	内藤則文	松木義幸	望月治男	広島邦男				
男	男	女	女	男	男	男	男	女	男	男	男	男				
国鉄職員	自家製材業	洋裁生	身延郵便局	山梨交通身延営業所	身延町役場	身延郵便局	南部郵便局	本建郵便局	国鉄富士駅	身延農協下山支所	身延町役場	自営(商)				
総務	土木	総務	土木	土木	産業	厚生	産業	産業	土木	総務	産業	総務				

10 26	日	時
起床	7	
洗面	8	
朝食	9	
委員会	10	
昼食	11	
会場移動	12	
本会議長報告採	1	
閉会	2	
解散	3	

10 25	日	時
開会議構成	10	
昼食	11	
町長提案	12	
質疑応答	1	
一般質問	2	
会場移動	3	
連絡夕食	4	
委員会(研究会)	5	
就寝	6	
	7	
	8	
	9	

第一回 身延町青年議会議員一覧 昭和四十四年九月

大河内地区					身延			
下八木沢	角打	角打	角打	大島	大島	大野	塩沢	橘町
鮎川正一	望月重子	望月爵	平田早苗	名取みつ代	依田喜美雄	望月高男	望月和三	小倉俊彦
男	女	男	女	女	男	男	男	男
自営(建具職)	身延町役場	自営クリーニン	身延町役場	店員	身延町農協	身延郵便局	東電身延出張所	自家電気器具商
産業	厚生	議長	総務	厚生	土木	厚生	厚生	産業

なお、この中から千頭和米男、望月重子の二名は四十四年十一月十二、十三日両日開かれた県青年議会の議員として出席している。

第七節 子どもクラブ

一、子どもクラブの起こり

昭和十四年・五年(一九三九〜四〇)の頃東京では各界の文化関係者が集まって、児童文化財を良質化するために、運動を展開しこれを児童文化運動と呼称していた。戦後混乱した社会のなかに放置されていた子どもたちを、健康で安全な楽しい集団の遊びを通じて、新しい社会の秩序を学び、前途に明るい希望を与えようと、地域のおとなが協力、援助して生まれた子どもの自主的な集団である。昭和二十二年に児童福祉法が制定され、すべての児童を健全に育成する社会の責任と義務が示されてから、県や市町村をはじめ、地域社会や家庭においても、積極的に児童の福祉を

るための施策が推進されてきた。昭和二十三年、山梨県は全国にさきがけて子どもクラブを全市町村に設置した。その後、二・三年たつにつれ、全国に子供クラブが生まれていった。当初の子どもクラブは、子どもの日常の遊び友達を中心に自然発生的に生まれた集団を主体に、その地域のおとなたちが援助して運営されて来た。昭和二十六年児童憲章の制定により、新しい児童福祉思想の普及、家庭や地域社会の理解が深まり、その地域を基盤にして、すべての子どもが参加し、民間の篤志家や学校の教師、地域指導者によって具体的活動の指導と助言が行なわれるようになった。昭和三十三年、天野知事の重要施策である青少年総合対策が実施されるに至り、子どもクラブの活動は地域においてさらに重要視され、地域住民の理解と協力に支えられながら年々着実な発展を上げて来た。一方、青少年総合対策のもとで地域ぐるみの青少年育成会の組織結成が進められ、子どもに対する教育の場が注がれ、青少年の健全育成に民間と行成との体制が確立されたことはまことによろこばしいかぎりである。

二、身延町子どもクラブの実態

(一) 子どもクラブの数および会員数

(昭和四十三年調)

子どもクラブの数	会員数	小中学校 児童生徒数	組 織 率
三四	一、五三九	二、一五〇	七一・六

(注) 子どもクラブのない地域も現在は青少年育成会の少年部に所属している。

(二) 指導者の状況

今回の調査によると三十四の子どもクラブに対し、指導者は九十一人の多きに及んでいるが、育成会の指導者(いわゆる役員)の兼任が多い。一クラブ平均二・七人で指導していることになる。



子どもクラブの廃品回収



子どもクラブのキャンプ活動

(三) 活動の状況

廃品回収・神社の清掃・キャンプ・火の番等自主的に計画されているところもあるが、他は育成会が主体となつての活動が多く、子どもたちはその参加者となっている。

三、子どもクラブ指導者講習会の開催

本町では毎年夏季生活を意義あるようにするため、昭和三十二年より子どもクラブの幹部、指導者を召集して講習会を開催し、その意識高揚につとめている。この講習会は南部第一連合PTAの提唱によって始められたもので、いまでは町の教育委員会や学校当局の理解ある援助によって年々盛んになってきた。

(一) 第十二回身延町子どもクラブ幹部、指導者養成講習会のあらまし

ア、趣旨

産業、経済の発展は本町にも都市化現象をきたし、青少年の環境は、かならずしも良いとはいいきれず、もとより各家庭を中心に関係機関および団体等の協力を得て、青少年の健全育成は日増しに活発化されつつあるが、非行はあとをたたく、夏季生活をむかえその指導には万全の体勢を築かなければならない。このときにあたり、青少年の健全なる育成は野外活動をとおして、自然に親しむなかに奉仕・友愛・郷土愛の共同精神を養うことは、きわめて重要である。よって、この講習会を開催して地域指導の幹部を養成する。

日程表

7月11日		7月12日	
時間	内容	時間	内容
10	受付	6	起床洗面清掃
11	開講式 グループ編成	7	炊朝飯食
12	テントの設営	8	グループ別 話しあいのまとめ
13	昼食	9	全体討議
14	ゲーム指導	10	ゲーム
15	休けい	11	水泳の実技 泳の救急
16	グループ別 話し合い	12	昼食
17	炊夕飯食	13	テントの撤収
18		14	反省と評価
19	グループソング	15	閉講式
20	キャンプの意義 目的 キャンプファイヤー		解散
21	一日の反省		
22	就床		

イ、主催

身延町、身延町教育委員会、南部第一連合PTA

ウ、期日

昭和四十三年七月十一日～十二日(一泊二日)

エ、会場

身延小学校周辺

オ、参加者

育成会関係指導者、子どもクラブ指導員、PTA役員、青年集団幹部、子どもクラブ幹部(六十五名)

カ、日程表

四、結び

今後、児童憲章の精神をよく理解し、子どもクラブの育成を推進することとは言をまたないところであるが、地域育成会との関連のなかで、はっきりした位置づけをする必要があるということ強く感ずる。

(付)

昭和二十九年五月九日第七回児童福祉週間子どもまつりに際して、山梨県知事より優良子どもクラブとして下山の大庭子どもクラブが表彰された。

第八節 視聴覚教育

一、視聴覚教育の発達

昭和二十年以前には、学校教育、社会教育ともに視聴覚教材の利用については、ほとんどみるべきものはなかったということができよう。従って、本県での視聴覚教材の利用は、戦後新しく登場したといってもよいだ

ろう。すなわち昭和二十三年、米国の占領政策の一環として行なわれたC—E映画計画に基づき、ナトコ映写機が貸与されたことに始まった。以来二十年後の今日、当時を回想するとまことに隔世の感が深い。設備は近代化され、テレビ、ラジオ、各種の映写機、録音機等その他、視聴覚教材は、一般的に各方面に利用され効果をあげている。

一、視聴覚教育の領域

ポスター、壁新聞・掲示板・紙芝居・写真・演劇・レコード・フィルム・ラジオ・録音機・テレビ等視聴覚教具は、多種多様でそれぞれ特徴をもっている。利用面も、教養に、広報に、レクリエーションに、多岐にわたっているが、各種活動を組写真・幻灯画・映画に自作し、録音機を併用し、抽象的教育活動から、具象性をもった、立体的教育活動へ進めるべきである。

三、社会教育と視聴覚教育

視聴覚教育というと、社会教育において、特別な教育のような印象が強いが、視聴覚的方法は、社会教育において単独の動きは原則的に考えられない。各種教育活動を、より有効に進めるために、教育計画の中にしん透して、教具の特徴を生かし、対象に応じて適切に提供すべきである。特に組織活動に参加しない大衆の教育には、視聴覚教具の利用は有効な手段である。このためには、技術の一般化が必要で、町村社会教育の関係者は、取り扱いを身につけておく必要がある。視聴覚教育は、施設を離れて、机上の空論ではなり立たない。教材教具を使うところに、教育の重点も生まれ、新しい活用理論が作られてゆくであろう。散発の利用から、計画的利用へ進めるためには、公民館にラジオ、テレビ、映写機、録音機等は最低必需品としてぜひ設備したい。

四、町内公民館の実態

計	写真機		映写機		録音機	電蓄	テレビ	ラジオ	拡声機
	一	二	一	二					
中央	一	一	一	一	一				一
下山					一				一
身延									
豊岡								一	一
大河内		一			一			一	一
計	一	二	一	一	三	二	一	一	二

町内公民館の実態は、前表のような状況であるが、視聴覚教具は進みゆく社会に対応しての社会教育に、不可欠のものである。各地区館ごとに、不可能の場合は、センターとなる中央公民館に備えておいて、地域内各方面へ自由に流れるような体制を考えたいものである。小中学校児童生徒を対象とするある学者の研究によれば口頭だけの学習指導の場合と、視聴覚教具を利用した学習指導の場合の結果の比較が、次のように示されている。

指導の形	経過時間	
	三時間後	三日後
口頭だけの場合	七〇パーセント覚えていた	一〇パーセント覚えていた
教具利用の場合	八五パーセント覚えていた	六五パーセント覚えていた

右の結果からみても視聴覚教具は、なくてはならぬものであることがわかるので、日進月歩の時代に即応して、社会教育向上のため更に、設備の近代化を図るべきである。

第九節 図書館、博物館

一、社会教育施設としての図書館、博物館

社会教育法第三条に、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設、及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべて国民が、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する、文化的教養を高め得るような、環境を醸成するように、努めなければならない」と規定されている。この趣旨を、具体的に展開したものが、公民館をはじめとして図書館であり、博物館であり、成人の利用をねらったもので、重要な社会教育施設である。

二、町立図書館、その他

(一) 町立図書館設置条例

沿革 昭和三十二年三月三十日条例第四号公布

町立身延図書館設置条例

(設置の目的)

第一条 図書、記録その他必要な資料(以下「図書資料」という)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、町立身延図書館(以下「図書館」という)を設置する。

(設置の場所)

第二条 図書館は、身延町教育委員会事務局内に置く。

第三条 図書館の活動を十分にするため、必要があるときは、図書館分館を置くことができる。

(業務内容)

第四条 図書館は、第一条の目的を達するため、左の各号に掲げる事務を行なう。

- 一 図書館資料の収集、整理、保存および利用に関する業務
- 二 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等の主催および奨励
- 三 時事に関する情報、参考資料の紹介および提供
- 四 郷土研究に関する助成、及び資料の紹介、並びに提供
- 五 その他必要な業務

(職員)

第五条 図書館に左の職員を置く。

- 一、館長 一名
- 二、書記 一名

(経費)

第六条 図書館の経費は、町費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

第七条 本条例に定めるものを除く外、必要な事項は規則でこれを定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

(二) 身延町立図書館

沿革

昭和三十二年三月、身延小学校内にあった身延町教育委員会事務局内に、町立図書館設置条例にしたがって設置した。昭和三十五年、教育委員会事務局とともに、身延町役場内に移った。昭和四十一年九月、台風二十六号来襲に際し、浸水のため蔵書の大半を失った。昭和四十二年四月、身延公民館内に移った。

現況 (昭和四十四年度)

館長 遠藤 誠

書記 田中 隆
藏書 一、一九二冊

図書費 七四、〇〇〇円

現在地は、付近に小・中・高の学校があり、また町民の出入にも便利のため、利用者は以前より増加している。

(三) 町内公民館の図書と利用状況

下山公民館蔵書 五〇〇冊

豊岡公民館蔵書 一五〇冊

大河内公民館蔵書 一、七〇〇冊

各公民館とも、蔵書冊数が貧弱な上に、古い本が多くあまり利用されていない。社会教育の重要施設としての図書館は、蔵書冊数を増加するとともに、設置条例にもあげてある業務内容を整備し、従来ややもすると、書庫的な感があった静的図書館から脱皮して、近代的性格を持つて活動する、動的図書館に成長しなければならない。

(四) 明星文庫

設置場所 身延町和田一、六六二番地



明星文庫と小林月溪

設置者 小林 月 溪

設置年月 昭和二十三年九月二十九日

蔵書冊数 約三、〇〇〇冊

右は自己所有のもの、寄付によるもの

目的 戦後の青少年育成のためと、檀家利用のため

開館 毎日曜日

図書分類 宗教哲学教育・文学語学・歴史地理・政治法制・社会・

婦人風俗・経済商業・理工学医学・商業・美術諸芸・

運動娯楽

山梨県指令第五七号 西八代郡大河内村和田一六六二番地

昭和二十三年五月二十一日付願出の図書館設立のことは左記条件を付しこれを認可する 小林 月 溪

昭和二十三年九月二十九日

山梨県知事 吉 江 勝 保

一、左に掲げる事項に該当するときはその設置を取り消すものとす。

(一) 著しく設置基準に遠ざかり図書館の機能を發揮し得ない時又は發揮し得る見込のないとき

(二) 正当の理由がなくて六カ月以上公開しないとき

(三) その他公衆に対する奉仕が不十分でその存置の意義のないと認められるとき

三、学校図書館

(一) 学校図書館の設置

昭和二十一年三月、来日した第一次アメリカ教育使節団の報告書の中に「学校図書館」を設置する必要が説かれ、文部省でも改めてこのことに気

(小学校)

蔵書 冊数	校別		豊岡	清子分	帯金	大和	合計	一校平均	児童 一人当り	文部省基準 一人当り	基準との 比較
	下山	身延									
一、二〇〇	一、四六二	一、八七五	七〇〇	一、二七六	一、二四九	七、七六二	二、二九三・六	五・七	五冊以上	基準以上	

(中学校)

蔵書 冊数	校別		豊岡	大河内	合計	一校平均	生徒一人当り	文部省基準一人当り	基準との比較
	下山	身延							
一、二〇〇	二、〇六九	一、一七〇	二、四八七	六、九二六	一、七三一・五	八・七	五冊以上	基準以上	

づき、「学校図書館の手引き」の編集に着手して、二十三年にこれを完成した。耳新しい「学校図書館」という用語が、教育界に広く用いられるようになった。しかし、多くの学校では、戦争のいたでがまだ生々しく、青空教室も解消しない頃であったから、学校図書館建設のしごとには容易なことではなかった。本県における学校図書館建設への動きは、全国的にみて早い方で、すでに昭和二十四年度にはいくつか見るべき学校図書館が生まれた。学校図書館に続いて、各地の公民館図書館、公立図書館も着々整えられて来たので、これらを含めて昭和二十六年「山梨県図書館協会」が誕生した。学校図書館の初期はいわば「読みもの図書館」時代といえよう。小中学校図書館では、まず「楽しく足を図書館へ運ばせるために」という考えから、物語を書架にならべることからはじめた。「読みもの図書館」から脱皮して、「教育課程図書館」期にはいったのは、昭和二十八年ころからであった。昭和二十九年四月一日から「学校図書館法」が施行され、待望の法的裏付けがなされて、学校図書館活動は急激に進展をみせた。昭和三十三年からは、山梨県図書館研究大会が開かれ、昭和三十六年十一月には、甲府市で関東地区学校図書館研究大会が開かれた。こうした一連の動きの中において、本町内の小中学校の図書館も、次第に発展して今日に至っている。学校図書館は新教育においては学校の中心であり、教育課程をゆたかに活気づけるための必要不可欠の施策であるとされている。

(二) 町内小中学校図書保有状況

町内小中学校はいずれも図書館又は図書室を施設してある。

(三) 山梨県立身延高等学校図書館

所在地 県立身延高等学校内(身延町梅平)
 建設 昭和二十八年十二月二十八日
 施設 独立建物(総坪数 一〇五・六平方メートル)
 設備 閲覧室(一〇五・六平方メートル)
 蔵書数 六、〇九九冊

図書以外の資料・各種新聞雑誌その他
 開館毎日 (休祭日以外)
 閲覧方式 接架式

(四) 身延山短期大学図書館

身延山短期大学内にあり、昭和四十二年に完成し、館長室一、書庫四、閲覧室一がある。
 館内には目下整理中の、日蓮宗関係書・一般仏教関係書・天台宗関係書・哲学書・一般文学書・その他雑書等にわたり、新古多数の書籍を蔵している。

館長 林 是幹
司書 長谷川 義浩
係員 猪俣 日康

四、みどり号来町とその利用状況

県下にあまねく読書の機会を提供し、あわせて視聴覚活動の機能を發揮する自動車文庫の設置は、終戦後久しい間県民の要望であったが、ようやく昭和二十八年九月に設置され



みどり号を利用する町民

「みどり号」と命名され、同年十月から巡回を開始した。本町では巡回開始とともに、下山豊岡大河内について、身延がステーションを設けて利用を始めた。図書の利用のほかに、映画会、緑陰図書館、レコードコンサートなども行なわれ、利用の状況はまことに多彩であった。また身延では、県下のステーションマスターの研究会も開催されたり、献本運動については、四千九百円の献金までして運営には極めて協力的であり、豊岡ステーションは、利用状況が良好で表彰されたこともあった。昭和三十一年、町村合併になっても、旧村ごとにステーションは置かれていたが、利用の状況は次第に下降して、三十八年ごろはほとんど名目になってしまった。昭和四十三年四月現在の利用者は、下山一、身延五、豊岡一、大河内二、計九団体である。関係者の話によると、個人への貸し出しのほかに青

少年巡回文庫、こども巡回文庫、職場巡回文庫等の貸し出しや、公民館へも貸し出されるので、読書施設の乏しい当地だけに、従来の経過を反省し、各公民館を中心に、責任者を明確にして、利用の状況を昔日の盛況に復したものである。

五、県立図書館分館の誘致運動

県下の郡部に、図書館活動を浸透させる目的で、昭和二十六年分館設置規則が制定され、同年以降地元の要望と協力によって、富士吉田市、市川大門町、櫛形町、塩山市に分館が設置されるに至った。設置状況をみるに、富士吉田市を除き、他の三者は何れも国中地方である。峡南の地に図書館として認められているのは、町立身延図書館であるが、これとも町営で蔵書冊数が貧弱で、分館誘致は多年の要望であった。身延町教育委員会では、社会教育委員からの要望もあり、交通・文化の中心である身延町に誘致すべく、町当局と謀り、郡地教委連並びに県地教委連とも連絡しつつ、誘致運動を開始している。ただしこの実現には、峡南各町村をあげ、文化面から又政治面から、総力を結集してあたる必要がある。また誘致実現のためには、強力な要望もさることながら、地元の絶大なる協力が必要であることは、言をまたない問題である。

六、博物館

博物館とは、博物館法第二条に、この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む以下同じ）、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行ない、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く）のうち、地方公

共団体、民法第三十四条の法人宗教法人または政令で定めるその他の法人が設置するもので、第一章の規定による登録を受けたものをいう。またこの法律において「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四条の法人、宗教法人または前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。なおこの法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、または展示する資料という規定している。同法では、博物館の事業について次のように規定している。博物館はその目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。実物、標本、模写、模型、文献、図表、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、展示すること。一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導を行なう。博物館資料に關する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書を作成し、および頒布すること。

当該博物館の所在地または、その周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

博物館は、事業を行なうに當っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活を上し、学校教育を援助し得るよう留意せねばならぬ。

(一) 身延山宝物館

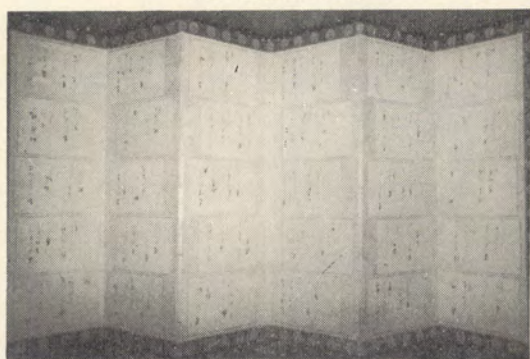
名称	私立身延山宝物館
所在地	山梨県南巨摩郡身延町久遠寺境内
設立	大正十五年四月
指定	昭和三十年博物館相当施設指定
代表者	林 是 幹
開館	午前八時から午後五時まで
休館	無 休
入場料	大人三〇円、小人一五円



身延山宝物館全景



身延山宝物館の内部



宝物館所蔵・本阿弥光悦の歌屏風

特 徴

取 藏 品 一二〇〇点 美術、工芸
 取 藏 品 は 久 遠 寺 所 蔵 の 書 籍、筆 跡、絵 画、仏 具、工 芸 品
 等 だ る が 中 に 県 の 文 化 財 に 指 定 さ れ て い る も の が あ

番号	画題	番号	画題
一	扉絵	一五	帰郷
二	古郷	一六	清澄帰山
三	聖誕	一七	叡山遊学
四	疑念	一八	大遊学の旅 江の島 芦の湖
五	入山一、二、三	一九	大遊学の旅 富士の急激 瀬田
六	湧涙石	二〇	大遊学の旅 俊範対面 叡山光風
七	虚空像祈願	二一	大論議
八	凡血文笹観学	二二	京五条 浄木宅
九	鎌倉遊学 袂別 惟子辻	二三	日連木 泉誦寺
一〇	八幡宮 大阿訪問	二四	三井寺 道元禪寺
一一	大阿死葬	二五	冷泉家、東寺
一二	八幡宮経蔵 禪堂		以上二五面以下目下製作進行中

(二) 下部植物園

名称 身延町教育委員会指定私立下部植物園
所在地 下部町下部一三二番地の三



下部植物園

備考	沿革	樹種	面積	地	経営者
同園は個人経営のものと か来賓多数列席。	昭和四十四年造園着手、 延町教育委員会より下部 植物園として指定され、 同日開園式挙行、町長ほ か来賓多数列席。	もの一五種	二二四種ほかに未整理の	望月 栄	身延町下山二六五の一番

樹名	科名	樹名	科名
いぬがや	いぬがや	だけもみ	まつ
いぬつげ	もちのき	とうひ	まつ
くまのみずき	みずき	しらびそ	まつ
ふくろもち	もくせい	みつばつつじ	つつじ
ふじうつぎ	ふじうつぎ	こめつつじ	つつじ
いろはもみじ	かえで	につけい	くすのき
とうしゆろ	やし	つるしきみ	みかん
やまうこぎ	うこぎ	やまぐるま	やまぐるま
おかめささ	いね	いぬこりやなぎ	やなぎ
さわぐるみ	くるみ	きぶし	きぶし
くまささ	いね	やぶさんざし	ゆきのした
こごめやなぎ	やなぎ	このてかしわ(千手)	ひのき
ふさざくら(たにぐわ)	ふさざくら	さんしょう	みかん
こくさぎ	みかん	きはぎ	まめ
いらもみ	まつ	ひむろ	ひのき
かつら	かつら	なつぐみ	ぐみ
こはうちかえで	かえで	にがき	にがき
えぞまつ	まつ	てりはこなら	ぶな
とうかえで	かえで	くろちく	いね
里とねりこ	もくせい	あめかわし	とうだいぐさ
出羽とねりこ	もくせい	しろかし	ぶな
くろまつ	まつ	おおばのきはだ	みかん
あかまつ	まつ	かきどおし	しそ
さかき	つばき	はこねうつぎ	すいかづら
えのき	にれ	かじのき	くわ
		もみ	まつ

しては県下有数の植物園であり、雨河内川に臨み園内に池あり巨石あり景観もすぐれている。また園内はキャンブに好適で、年々児童生徒その他が多数利用している。

ねず	ひのき	なし	ばら	ひいらぎ	もくせい	ほそはひいらぎな	めぎ
やまぼうし	みずき	しゃりんばい	ばら	どうだんつつじ	つつじ	んてん	あおぎり
あおき	みずき	おほずみ	ばら	まんりょう	やぶこうじ	あおぎり	ざくろ
みつでかえで	かえで	そめいよしの	ばら	ゆず	みかん	いぼたのき	もくせい
しゃくなげ	つつじ	やまざくら	ばら	にしきぎ	にしきぎ	ひさかき	つばき
たぶのき	くすのき	つが	まつ	きょうちくとう	きょうちくとう	ひのき	ひのき
さざんか	つばき	くさぎ	くまつづら	いちい	いちい	くちなし	あかね
まつぐみ	やどりぎ	ごようまつ	まち	あせび	つつじ	はいぬがや(ひ	いぬがや
いぬしで	かばのき	はくもくれん	もくれん	むくげ	あふひ	あじさい	ゆきのした
えんこうかえで	かえで	かしわ	ぶな	まゆみ	にしきぎ	かいどう	ばら
ほていちく	いね	けやき	にれ	びわ	にしきぎ	なきいかだ	ゆり
あらかし	ぶな	こでまり	ばら	じんちようげ	ばら	なきさげ	のうせんかずら
はなすおう	まめ	さくらばほんのき	かばのき	はぶそう	まみ	くぬぎ	ぶな
いぬえんじゆ	まめ	さんこじゆ	すいかずら	まさき	にしきぎ	すぎ	すぎ
やまこうぼし	くすのき	つげ	つげ	きんまさき	にしきぎ	かや	いちい
みやぎのはぎ	まめ	もちつつじ	つつじ	いとひば	ひのき	きばまさき	にしきぎ
ゆすらうめ	ばら	さねがづら	もくれん	むくろじ	むくろじ	べつこうまさき	にしきぎ
ざいふりぼく	ばら	くちやくひば	ひのき	はなえんじゆ	まめ	ねずみもち	もくせい
かまつか	ばら	だんちく	いね	しもつけ	ばら	うこぎ	うこぎ
ちやぼひば	ひのき	とちのき	とちのき	しだれやなぎ	やなぎ	きんもくせい	きんもくせい
がまずみ	すいかづら	つばき	つばき	かりん	ばら	ひひらぎもくせい	もくせい
からたち	みかん	ぼけ	ばら	たいざんぼく	もくれん	いとざくら	ばら
にはざくら	ばら	おおばい	もくせい	ほほのき	もくれん	おおもみじ	かえで
しほうちく	いね	とべら	とべら	もくれん	もくれん	おおむらさき	つつじ
だんこうばい	くすのき	なんてん	めぎ	こりやまさき	すぎ	きりしま	つつじ
ごまぎ	すいかずら	さつき	つつじ	たらのき	うこぎ	さるすべり	みそはぎ
ゆきやなぎ	ばら	うめもどき	もちのき	いたじひ	ぶな	しきみ	もくれん
かき	かきのき	つるうめもどき	にしきぎ	ぼたん	きんぼうげ	ひひらぎなんてん	めぎ
くり	ぶな	もも	ばら	はくちようつけ	あかね	れんぎよう	もくせい
うめ	ばら	せんだん	せんだん	ヒマラヤンツァー	すぎ		

いちよう さんざし こうようざん ちや もつこく げつけいじゅ まんざく くさほけ れんげつじ やつで いぬざんしょう やまぶき のたふじ すもも こぶし ねむのき うつぎ ぶどう きはだ ほだいじゅ あすなろ しらかば ならかしわ くろもじ かごのき しろだも ぶな にわとこ ゆずりは またたび	いちよう ばら すぎ つばき くすのき まんざく ばら つつじ うごぎ みかん ばら まめ ばら もくれん まめ ゆきのした ぶどう みかん しなのき ひのき かばのき ぶな くすのき くすのき くすのき くすのき ぶな すいかすら とうだいぐさ またたび
--	---

きやらほく うらじろたぶ つりばな おにぐるみ むらさきしきぶ からまつ えにしだ きんろうばい くまやなぎ ちようせんまき からずざんしょう ぎよりゆう なつめ ななかまど つるまさき ひかげつつじ 山はんのき かんちく くこ	いちい くすのき にしきぎ くるみ くまつづら まつ まめ ばら ばら くろうめもどき いぬがや みかん ぎよりゆう くろうめもどき ばら にしきぎ つつじ かばのき いね なす
--	--

第十節 社会体育

一、社会体育とは

社会体育を「複雑高度化する現代社会の物的、心理的に望ましくない環境から市民を解放して、その健康生活の増進をはかろうとして、地域職域の全年齢層を対象として編成される体育」と考えたい。

昭和三十六年スポーツ振興法が制定されて以来、わが国の社会体育は画期的に発展をみせている。それは、国民の生活水準の向上、国民の自由時間の増大と楽しみへの積極的志向、オリンピックを契機とする国民のスポーツに対する深い関心、スポーツ施設の整備並びに体育指導員の制度化などによっているとみてよいが、社会体育は体育的身体活動や、スポーツが国民の日常生活に定着するまでには、なお多くの障害のあることを認めないわけにはいかない現状である。

一方、技術革新による作業熊様や、生活全般にわたる機械化はますます促進され、人間の健康保持に必要な身体活動も次第に少なくなり、特に都市生活者には運動不足を訴えるものが多くなりつつあり、近年運動不足による疾病は決して少なくない実情にある。

また、文部省の調査によれば、次代をになう青少年の体力や運動能力は、身長や体重の増加に伴わず、細長型となり、欧米諸国の青少年と比較するとその能力においてかなり遜色が認められる。このときにあたり、国においてはこれが原因の究明と対策にせまられている。

本県においては、田辺知事が「健康山梨」を県の施策の一つとしていえることは、県民周知の事実であり、また大いに共感を得ているところである。山梨県スポーツ振興会を通じ、県民の健康・体力の増進、スポーツの

水準の向上等について努めている。県民七つの体操や、体育主事の増員等はその具体的なあらわれの一端である。

本町においても体育指導員の指導、体育協会の自主活動、スポーツ少年団の結成、各種施設の設置等により漸次盛んになりつつあり、近年特に十月十日の国民の祝日「体育の日」には各公民館主催で体育行事が盛大に催されていることが目立っている。

いまや体育は大衆のものである。一人一人の体位の向上と体力の強化を図り、人生の幸福の基盤である健康の保持増進につとめなければならぬ。

二、社会体育の変遷

(一) 戦前

戦前の地区の社会体育については、大正十一年(一九二二)九月県立身延中学校(現身延高校)の設置の頃にさかのぼってみたい。

身延中学校は、設置とともに広大な運動場をはじめ、各種の施設設備も順次整備され、当時すでに小規模ながらプールまであった。

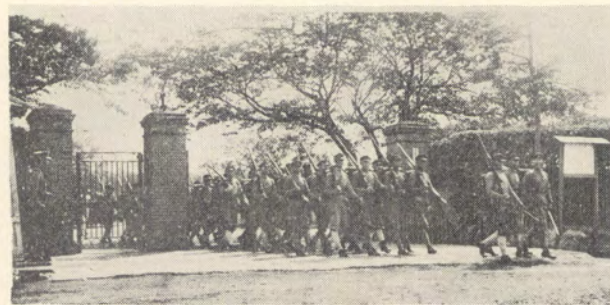
正課としての柔剣道をはじめ、庭球・野球・陸上競技等は、地方の体育を刺激して、その普及発達にあずかって力があつた。

整備された施設設備は、地方の体育行事に利用され、峡南オリンピックと称された峡南陸上競技大会も始められた。

昭和初年から、身延線開通を記念して、山静両県の中等学校の体育大会山静大会が行なわれたのも、また身延中学校だった。

山静両県の親睦と学徒スポーツの向上に、大きな意義があつたが、その後都合により、昭和二十九年立ち消えになったが、その中止は各方面から惜しまれている。

(二) 戦時中



戦時下の教練

戦時中の体育は、本来の性格がゆがめられ、国策につながる命令的、画一的、練成的色彩が強く、戦争の進展につれ、体育は本来の性格はいよいよゆがめられてしまった。

種々行なわれていた体育行事は、大方中止され体力章検定・武道章検定・滑空・海洋・通信等の諸訓練・教練・柔道・剣道・薙刀等の鍛練で、練成体練に終始した。

国民学校や中等学校でも、時代を反映して集団走、土囊^{どふさ}運び等その他国防色濃厚のもが盛んになり、建国体操もはじめられた。

一方運動用語も、従来使用されていた外国語は改められ、不都合な日本語があてはめられた、当時身延地区には疎開者が多く、中には武道について練達の士があり、地元有志とともに練習に励んだ。

(三) 戦後

戦後は、新たな観点に立つて民主的平和的理念のもとに、画一的訓練をさげ、人格の尊重と自発能動による個性を、完成する平等にして自由な、科学的合理的の体育として、全く面目を一新するに至った。

そこで老若男女があらゆる機会に、あらゆる場所で、体育スポーツに親しむことのできる体育思想の普及こそ、国民体位の向上に貢献し、明朗闊達^{あつぱく}の気風を振興し、民主的にして、明るい社会を実現する根本となるもの

として、その実現を図るべく次の諸点に重きが置かれた。
すなわちレクリエーション思想の普及、スポーツマンシップの涵養、スポーツの生活化、女子体育の振興、学校体育と社会体育の一連化、地域職域の体育団体の結成推進、施設の整備、体育指導者の資質向上等であった。



婦人とレクリエーション

レクリエーション運動は、フォークダンスの普及を中心に急速に活発化し、青年層、婦人層から、地域職域の別なく、逐次浸透していった。スポーツは、終戦直後の二十一年シーズンに入るや、早くもほうはいとして、スポーツ熱が復興し、真に自由の内に各種の運動クラブ、および学校校友会の運動部は活躍し出して、次第に相寄り、相集って競技種目別団体が自然的に発生したのであった。

これらを大同団結して、全く民主的な純然たる民間スポーツ団体として、山梨県体育協会が発足し県民みな体育を目標に、昭和二十三年秋第一回体育祭を実施し、今日におよんでいる。なおこの趣旨

を生かす上から各郡市に郡市体育協会が逐次結成されるに至った。

一方町内においても、体育協会・野球連盟・柔剣道連盟等が相次いで結成され、社会体育は年を追って盛大になっている。

また屋内運動場やプール等の体育施設も、順次整備されつつあり、組織の活用、施設の利用等により、練習の結果県郡等その他各種大会に出場し、好成績を得ている。

しかし何といつても、社会体育の目的とするところは、地域住民の体育の振興にある。

これについても、次第に理解が深まり、公民館主催の体育祭、球技、レクリエーション等の大会も持たれ、参加者が年々増加して、老若男女が嬉嬉として親しんでいる様を見るようになって来た。

戦後特筆すべきことの一つとして、婦人のレクリエーション活動が盛況になったことで、戦後の婦人の地位の向上や、考え方の進歩等から、地域・職場・団体等で球技、舞踊・旅行等が自発的に計画実施されている。

またスポーツ少年団をはじめ、青少年間には、登山・ハイキング・キャンプ等の野外活動が盛んになってきた。

三、社会体育の活動の数々

(一) 敗戦における身延町の柔剣道

昭和二十四年、旧身延町に青少年の健全育成と柔道の振興を図る目的で、柔道愛好者の会が設立された。

二十六年、終戦後占領軍により禁止されていた学校柔道が、スポーツ柔道として復活するや、身延中学校では柔道クラブを創設した。同年第一回県下中学校柔道大会で優勝、続いて四年連続優勝、その後優勝六回、準優勝四回、その他輝かしい成績を残している。

二十七年には、旧下山村には土橋隆四郎を会長として柔剣道連盟が設立され、翌年には旧身延町にも柔剣道連盟が設立された。

二十九年には、予算八〇万円をもって、身延中学校に二一五平方メートルの武道場を建設し、その武道場開きには、我が国柔道界の最高段者三船十段を招いて、盛大に挙行了した。

武道場建設により、町内の柔剣道は、一層盛況を呈するようになった。三十年町村合併により、各地区柔剣道連盟は発展的に解消し、身延町柔

柔道有段者
 講道館六段 松木 幹之甫
 三段 萩原 武雄
 四段 望月 栄等
 四段 望月 栄一
 四段 鮎川 忠常
 五段 北川 惣七
 池上 直正
 渡辺 直材
 土橋 隆四郎
 錬士五段
 錬士五段



身延中の武道場開きに來町した三船十段

剣道連盟が誕生し、今日に至っている。
 なお本町で二十九年以来学生、社会人、警察官等の各種の柔剣道大会が開催されている。

剣道有段者

教士七段 鮎川省三
 教士六段 小沢常敏
 教士六段 松田寛次
 教士六段 藤田富士弥
 教士五段 市川良政

(一) 南巨摩縦断駅伝

六段	松本学昭
五段	笠原健二郎
四段	雨宮正
四段	市川光宣
四段	佐野正行
四段	一宮嘉孝
三段	川口久広
三段	松田虎男
三段	高橋正人
三段	深沢永寿
三段	望月民雄
三段	鴨狩幾夫
三段	池上義雄
三段	笠井正涌
三段	佐野始
三段	近藤茂

主催 南巨摩郡体育協会
 後援 山梨時事新聞社

区間 万沢村界から増穂中学校庭まで

距離 五二・五キロメートル

第一回 昭和二十八年十二月六日

優勝 豊岡村チーム (記録不明)

第二回 昭和二十九年十一月三日

参加一三チーム 優勝 豊岡村チーム 記録三時間三三分三三秒

メンバー、小泉、望月(哲)、秋山、遠藤、鴨狩、望月、栗冠(文)、松田、栗冠(庄)



南巨摩縦断駅伝競走に優勝した身延町チーム

二位 五開以下陸合、富河、鰍沢の順
この回より中学校も参加、区間身延増穂間、参加一八チーム優勝五箇中
チーム

第三回

昭和三十年十一月三日
一般参加チーム、一八
優勝身延町チーム

記録三時間二二分四〇秒

メンバー、松田、遠藤、佐野、秋山、鴨狩、小泉、粟冠、
千須和、望月

二位 富沢以下南部、増穂、都川の順



身延町役場のラジオ体操会

交通事情により第三回まで実施以後中止

(三) 身延町役場ラジオ体操会

身延町役場では、昭和三十四年十一月現町長佐野為雄が助役就任以来、
毎朝実施して今日に至っている。

この努力と実績が認められて、昭和四十一年には郵政省簡易保険局長、
日本放送協会長関東ラジオ体操連盟会長の三者連名による表彰状と、表彰
旗ならびに記念品をうけている。

更に昭和四十二年には、左記の表彰状と表彰旗ならびに記念品をうけて
いる。



ラジオ体操の全国表彰旗

中学校参加チーム 一一
優勝 増穂中チーム 一時間
四九分



身延地区体育祭



身延地区町民体育祭入場行進



身延地区球技大会



下山地区体育祭

表彰状

身延町役場ラジオ体操会殿

平素ラジオ体操の普及発達に積極的に協力し国民の体位向上に寄与せられその功きわめて大きいものと認めます

ここに記念品を贈呈してこれを表彰します

昭和四十二年十月四日

郵 政 大 臣 小 林 武 治
 日本放送協会长 前 田 義 徳
 全国ラジオ体操連盟会長 迫 水 久 常

なお昭和四十年八月には、NHKアナウンサー柳川英磨が実地指導のため出張し身延小学校庭からその実況が全国に中継放送された。

(四) 各地区公民館主催体育祭

ア 下山地区体育祭

(第五章第二節の五の(二)参照)

イ 身延地区体育祭

昭和三十九年青年団主催で、一般社会体育振興の目的をもって開始した。

昭和四十三年からは公民館と共催で、地区門内上、門内下、梅平、波木井、大野清住町塩沢の五地区にわけ、地区対抗で実施している。

種目としては、野球、ソフトボール、バレーボール、卓球の四つである。

四十四年からは地区公民館主催の「町民体育祭」となり、多彩な競技種目をプログラムに組んで地区をあげての体育まつりとなった。

ウ 豊岡地区体育祭

豊岡地区では、昭和四十年小中学校の屋内運動場建設を機会に、秋祭りを利用して、球技大会を実施してきたが、たまたま昭和四十二年に、国民

の祝日として体育の日が制定されたので、球技のほかの種目も増加し、地区体育祭を開催することにした。

チームの編成は部落を合せて次の五チームとする。

小田船原、門野湯平大城、相又上下、清子、光子沢大久保横根（横光）
種目は、男ソフトボール・女バレーボール・民謡おどり・フォークダンス・競争遊戯等である。

昭和四十二年度優勝 小田船原チーム

昭和四十三年度優勝 横光チーム

エ 大河内地区体育祭

大河内公民館では、球技大会、水泳大会などとおして、地区の社会体育の振興に努力してきたが、昭和四十三年から、大河内地区各種団体の協賛により、多年の懸案であった、誰でもよるこんで参加できる地区体育祭を実施することになった。



大河内地区体育祭



育成会バレーボール



豊岡地区体育祭ソフトボール

チーム編成

八木沢大埜・帯金・塩之沢椿草里・丸滝大崩・角打・和田・大島

種目

球技（ソフトボール・バレーボール）踊り、競争遊戯等

十二月一日（日）に第一回地区体育祭を実施したが、計画よろしきを得て、良好の成績を納め終了した。

（五） 育成会ソフトボール大会

昭和三十八年から、青少年育成親子ソフトボール大会として、郡主催で企画実施されてきた。昭和三十九年には、身延町代表角打チームは郡大会で優勝している。

種々の理由により、昭和四十年からは、町村独自で年々実施されている。

昭和四十三年からは、男女にわけ、女子の種目はバレーとなった。

地区予選の上それぞれ二チームが、地区の名誉にかけて年々奮闘している。

優勝チーム

ソフトボール

昭和四十年 波木井三区

チーム

昭和四十一年 角打チーム

昭和四十二年 大野チーム

昭和四十三年 清子チーム

昭和四十四年 大島チーム

バレーボール

昭和四十三年度 大島チーム
昭和四十四年度 大島チーム

(六) 西八代縦貫駅伝

昭和二十五年にはじまり、年々実施され、すでに二十回に及んでいる。上九一色村から、下部温泉までを五区にわけて、互に健脚を競っている。

わが身延町チームは、第一回から参加し、数回優勝している。二十回目にあたり、年々参加していることを、新聞紙上でも称えられている。

(七) 山の実会

柿島良行をリーダーとする、ハイキングの会である。

身延郵便局員、身延町役場職員、その他また町外の参加者をも加えて、二十数名で組織されている。

すでに七面山・八紘嶺・甘利山・瑞牆山みずがき・鳳凰山等その他を踏破している。

毎月第一土曜を定例日として、種々話し合いをしている。会費は月二百円である。

(八) 身延町野球連盟の活躍

昭和三十八年六月一日結成した身延町野球連盟は、年々春秋二季町長杯争奪野球大会をトーナメント方式で実施している。

また山梨日日新聞社主催の、県下町市対抗野球大会には、連続出場し、すでに二十回を数え、準決勝に進んだこともあった。

なお昭和四十二年度には、郡体育祭並びに県体育祭に出場し、ともに優勝している。

(九) その他



一行の千代綱横した町来

昭和二十二年、初冬大一製材赤塚社長が勧進元で、東京大相撲所属出羽海部屋大関汐の海関脇千代の山一行の一日興行があった。

昭和二十七年陽春にも、身延山で前記出羽海部屋横綱千代の山一行の一日興行があった。

古くから下山・波木井・元町・梅平・大城・清子・和田などで、草相撲があつて、各地から力士が集つて盛況だったが、今の下山をのこし殆んど廃れてし

まった。

また和田・大島・相又などでは大弓を引いたというが、これも昔語りとなつてしまった。

かくして時代とともに、レクリエーションの変遷ということを感じさせられる。

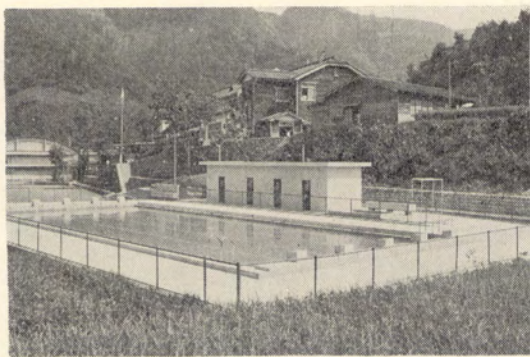
昭和三十二年八月七日、七面山登山競走が実施されたが、記録は一切不明である。

四、社会体育施設として利用で

きるもの

(一) 屋内運動場

名称	設置年月
身延小・中屋内運動場	昭和三十六年十二月
豊岡小・中	昭和四十年九月
下山中	昭和四十二年二月
大河内中	昭和四十四年三月



豊岡地区プール

名称	設置年月
身延小プール	昭和三十年二月
身延中プール	昭和三十年七月
下山中プール	昭和三十六年七月
帯金小プール	昭和三十八年十月
大河内中プール	昭和三十九年八月
豊岡地区プール	昭和四十四年六月

五、身延町体育指導委員会について

主として、町内の社会体育の振興を図るため、体育指導員を置いてある。

指導委員は、次の規則にしたがって、職務に専念している。

身延町体育指導委員会に関する規則（抜萃）

(職務)

第二条 体育指導員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行なう。

一、住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行なうこと。

二、住民のスポーツ活動促進のため組織の育成を図ること。

三、学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行なうスポーツ行事、または事業に関し、協力すること。

四、スポーツ団体、その他の団体の行なうスポーツに関する行事、または事業に関し、求めに応じ協力すること。

五、住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。

六、前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ振興のための指導助言を行なうこと。

2、前項の規定により、体育指導員が分担する地域、又は事項は教育長が定める。

(定数)

第三条 体育指導委員の定数は五名とする。

(任期)

第四条 体育指導委員の任期は二年とする。

(服務)

第五条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2、体育指導委員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例ならびに教育委員会の定める規則、及び規程に従わなければならない。

3、体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の、不名誉とな

る。

るような行為をしてはならない。(以下略)
体育指導委員(昭和四十四年四月現在)

委員氏名
 吉野 孝
 小沢 常 敏
 秋山 実
 山本 寛
 熊谷 明 治

第十一節 教育委員会の諮問機関

一、身延町社会教育委員

(一) 身延町社会教育委員の基本となるべき

身延町社会教育委員条例

沿革

昭和三十一年一月二十五日条例第二号公布
 昭和四十年七月二十日条例第十号一部改正

(設置)

第一条 社会教育法第十五条の規定により、身延町に社会教育委員を置く。

(定数)

第二条 社会教育委員の定数は十五名とする。

(任期)

第三条 社会教育委員の任期は一年とする。ただし補欠委員は前任者の残任期間存在する。

2、社会教育団体を推せん母体とする社会教育委員は、その母体を退いたときは、その退いた日からその職を失う。

(報酬)

第四条 社会教育委員の報酬は別表のとおりとする。

第五条 社会教育委員が職務のため、旅行する場合の費用はこれを弁償する。

2、前項の費用弁償の額は別表のとおりとし、その支給方法は身延町職員旅費支給条例による。

第六条 この条例に定めるものを除く外、必要な事項は規則で定める。

付則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年一月一日から適用する。

別表

種別	報酬額
委員長	年額 二、五〇〇円
委員	年額 二、〇〇〇円

費用弁償

鉄道賃、船賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
一等実費ただし一等車連絡又は一等船室のない路線による旅行については二等	七円	三五〇円	甲地方 二、〇〇〇円 乙地方 二、六〇〇円	四〇〇円

付則 (昭和四十年七月) (十号)

この条例は公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

(二) 社会教育委員の性格と任務

社会教育委員は、地方教育行政の執行の機関である教育委員会の諮問機関として、都道府県および市町村に置かれる非常勤の公務員である。

その職務は、社会教育に関して、教育長を経て教育委員会に助言するた

め、
 1、社会教育に関する諸計画を立案すること。

2、定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。

3、前二号の職務を行なうために、必要な調査研究を行なうことがある。なお社会教育委員会は、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して、意見を述べるができるようになっていた。

また昭和三十四年、社会教育法の一部改正によって、市町村の社会教育委員は、新たな任務を帯びることになった。

すなわち社会的要請に応じて、今後その市町村の教育委員会から委嘱を受けた、青少年に関する特定の事項について、社会教育団体、社会教育指導者その他の関係者に対して、助言と指導を行なうことができるようになった。

また地方公共団体が、社会教育関係団体に対して、補助金を交付しようとする場合に、都道府県及び市町村の教育委員会は、その社会教育委員会の会議の意見を聞かなければならないとされている。

(三) 昭和四十三年度社会教育委員の活動

会議開催回数十三回

事業計画の審議

研修会の開催

諮問事項の調査研究協議等

諮問及び答申

諮問事項

イ 町行政と社会教育の関連について

ロ 本町におけるPTA像の確立と、税外負担の軽減について

答申内容

総論において、社会教育の重要性が説かれ、具体的に次の諸要項が要望された。

イ 町づくりの長期計画と目標の設定

ロ 町づくり学級の常時開設

ハ 部落公民館の組織化と施設の充実

ニ 社会教育の人的条件の整備

ホ 社会教育予算の増額充実

PTAに対しては

イ PTA発足二十年を経過した今日、後援会的姿勢から脱皮して、本来の姿に戻り、活動の推進を切望する。

ロ 予算づくりは、慎重に且最善の方途を講ずるとともに、公費支出の漸増を図ること。

右答申の処理

答申に基づき、町教育委員会は、要旨を要望書にまとめ、町当局、議会、町建設審議会へ送付した。

昭和四十四年度社会教育委員

委員長

副委員長

同

同

山本恒雄	松野弘一	滝川隆治	佐野大作	小林あき	千頭和久	深沢徹	佐野数恵	片野丸	望月為丸	山本岳春	望月富恵	佐野巖	堀野一	佐野武治
------	------	------	------	------	------	-----	------	-----	------	------	------	-----	-----	------

二、身延町文化財審議会

(一) 文化財審議会を設置する基本となるべき

身延町文化財保護条例 (抜萃)

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律二百四十四号以下「法」という。）第九十八条第二項の規定に基づき、身延町内に所在する文化財のうち、重要なものについて、その保管及び活用のため必要な措置を講じ、もつて町民文化向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法律二条第一項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗資料、及び記念物で、同法及び山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）の規定により指定を受けたもの以外のものをいう。

(指定)

第四条 委員会は、第三条に規定する文化財のうち、重要なものを身延町指定文化財（以下「指定文化財」という）に指定することができる。

2、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者、及び権限に基づく占有者（所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合を除く）の申請に基づき、又その同意を得て行なう。

3、第一項に規定する指定文化財のうち、無形文化財を指定するにあたっては、指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

(解除)

第六条 委員会は、指定文化財がその価値を失った場合、その他特別の理由があるときは、その指定を解除するものとする。

2、指定無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されるものとする。

(現状変更の承認)

第十条 指定文化財（指定無形文化財を除く）の現状を変更しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。

(標識等の設置)

第十三条 委員会又は所有者は、指定文化財（指定無形文化財を除く）の管理に必要な標識又は説明板、境界標、その他の施設を設置するものとする。

(文化財審議会の設置)

第十八条 委員会の付属機関として身延町文化財審議会（以下「審議会」という）を置く。

(任務)

第十九条 審議会は委員会の諮問に応じて文化財の調査研究にあたり、その保存指導及び活用について審議し、かつこれらに関する専門的又は技術的事項に関し必要と認める事項を建議する。

2、委員会は、次に掲げる事項については審議会に諮問しなければならない。

一、文化財の指定及びその解除

二、文化財の現状変更

三、その他必要と認める事項

(組織)

第二十条 審議会は委員五人をもって組織する。

2、委員は学識経験のあるものの中から委員会が任命する。

3、委員の任期は二年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第二十一条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2、会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定めた委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第二十二条 会議は、会長が招集する。

第二十三条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決めるところ

による。

(二) 身延町文化財審議会

会長	鮎川省三
代理	千頭和政
委員	秋山智孝
	南部光養
	市川光宣

活動状況

条例第十九条により任務を遂行している。

委員会の諮問に応じ、調査研究の結果、すでに多数の物件が文化財として指定されている。指定物件については、第六章の第三節にゆずる。

第十二節 社会教育関係団体

社会教育関係団体とは、「公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行なうことを、主たる目的とするもの」との法の認定がなされている。

このような団体は、PTA、婦人会、青年団をはじめとして、町内に多数の組織がある。

これらの団体の、目的・組織・活動等については、それぞれの項において、述べられているので、ここでは名称を列举し、内容を述べるのは、二の例にとどめる。

社会教育関係団体名

PTA・南一連PTA・婦人会・青年団・体育協会・文化協会・柔剣道連盟・野球連盟・育成会・子どもクラブ・青少年のための町民会議・スポーツ少年団・交通安全母の会・愛育会・交通安全協会・女教師と母の会等

一、身延町体育協会

(一) 沿革

昭和三十七年八月四日設立
事務所を身延町教育委員会事務局内におく。

初代会長 河井直一
二代会長 佐野為雄

(二) 目的

身延町の体育を、健全に普及発達させ、体育文化の建設に寄与すること。

(三) 事業

- 1、体育思想を宣伝啓発すること。
- 2、体育を指導奨励すること。
- 3、体育指導者を養成すること。
- 4、体育大会、講演会等体育に関する、各種の行事を実施すること。
- 5、体育に関する団体、並びにその行事を、援助指導すること。
- 6、体育に関する資料を、研究調査し、需給あわせんすること。
- 7、県、郡体育協会の実施する、諸施策に協力すること。
- 8、県、郡体育祭への、出場選手の選出に関すること。
- 9、その他、この会の目的達成に必要なこと。

二、身延町文化協会

(一) 沿革

昭和四十年十一月結成
 事務所を身延町教育委員会事務局内におく。
 昭和四十一年十二月第一回文化祭開催
 昭和四十二年十一月第二回文化祭開催
 昭和四十三年十一月第三回文化祭開催

(二) 目的

町の文化向上に寄与し、その発展を図ることを目的とする。

(三) 事業

- 1、町内の文化グループの育成相互連絡協調
- 2、文化的行事の開催および協力
- 3、部活動の育成と指導開発
- 4、その他必要と認めた事項

(四) 部 組 織 (十二部)

文学、書道、写真、演劇、舞踊、音楽、読書、華道、郷土研究、囲碁、園芸、美術

(五) 役員

会長 池上 正
 副会長 遠藤 重利
 深沢 徹
 鈴木 富治



身延町文化祭 (青木NHKアナウンサーの講演)



身延町文化祭 (文化展会場)



身延町文化祭 (盆栽の展示)



身延町文化祭 (美術工芸展示)

理事	鮎川太郎	市川清	鈴木俊夫
	秋山智孝	種部かつ	藤間法素娥
	遠藤能明	佐野晃市	山内椿房
	大沢園絹	穂坂熊男	堀一勇
	久保光明		
理事は部長を兼任している。			
学識経験者	小山久	伊藤太	芦沢忠男
	栗冠義朝		

(六) 活 動 第三回文化祭の状況

会期 三日 (十一月二十二・三・四日)

名称 明治改元百年教育委員会制度二十周年記念身延町総合文化祭

主催 身延町文化協会

協賛 身延町

身延町教育委員会

身延町中央公民館、各公民館、南一連PTA、町内小中学校

婦人青年団体、幼稚園、保育園

その他町内各文化教育団体

行事

- 1、文化展 文芸作品・俳句・短歌・詩・川柳・絵画・写真・書道・盆栽・生花・手芸品
- 2、郷土研究座談会 町誌編さん資料を中心に
- 3、茶会 屋内と屋外で
- 4、囲碁大会 対局と段級認定
- 5、音楽発表会 町内小中学校、身延高校、町内寧曲団体、その他
- 6、舞踊発表会 町内婦人会、町内舞踊団体
- 7、講演会 講師 NHK 青木一雄アナウンサー
「すばらしい人間関係をつくる話し方」
- 8、文化教育功労者の表彰(教育委員会)

氏名 事績

- | | |
|-------|---------------|
| 笠井美充 | 俳句の普及発達に尽力 |
| 市川清 | 書道指導に永年尽力 |
| 若尾栄一郎 | 書道指導に永年尽力 |
| 栗冠義朝 | 社会教育委員として永年勤続 |
| 坂上きく | 公民館用務員として永年勤務 |
| 山内椿房 | 齒科校医として永年勤務 |
| 望月惟臣 | 校医として永年勤務 |
| 佐藤あつ子 | 看護婦として永年勤務 |
| 薬科うめ子 | 学校用務員として永年勤務 |
| 久保つたゑ | 学校用務員として永年勤務 |

9、民俗 教育資料展

民俗関係、町誌編さん資料その他
教育関係、寺子屋教育以降の資料

10、文化財保護運動

十一月を文化月間として展開

三、身延町柔剣道連盟

(一) 沿革

- 昭和二十四年柔道愛好者の会設立
- 昭和二十七年下山村柔剣道連盟設立
- 昭和二十八年身延町柔剣道連盟設立
- 昭和三十年町村合併により、旧身延町柔剣道連盟は発展的解消をなし、身延町柔剣道連盟となる。
- 歴代会長

- 小笠原 清保
- 一宮 市松
- 鴨 狩
- 広 望月孝三

(二) 目的

本連盟は、柔剣道の健全な発達を図るとともに、会員相互の心身鍛練並に親睦を図り、もって文化国家日本の進展に寄与するものとす。

(三) 事業

- 1、試合大会等の開催並に後援
- 2、講習会、講演会等の開催並に後援
- 3、柔剣道に関する調査研究
- 4、その他必要と認められる事業

四、身延町野球連盟

(一) 沿革

昭和三十八年六月一日結成
昭和四十二年度郡体育祭並びに県体育祭に優勝

(二) 目的および事業 (規約抜粋)

第二条 本連盟は野球を通じ相互の融和親睦を図り、且つ社会スポーツの繁栄に貢献し、また地域社会のあらゆる部面の健全なる発展を図る。

- 1、町内各種の野球大会の主催および後援
- 2、郡県大会への参加
- 3、その他本連盟の目的達成に必要な事項

(三) 役員

会長	佐野 一男
副会長	嶋狩 富治
	池上 正
	稲葉 詣雄
会計	永谷 昭典
	依田 光弥
事務局	近藤 文朗
	望月 国男
	佐野 晃市

第五章 社会教育

常任理事

深沢 市郎 藤田 学 佐野 茂

理事

伊藤 徳一 佐野 正司 北川 惣七

嶋狩 昭司 松木 均 望月 邦彦

池上 博三 三上 雅 田中 一

近藤 義郎 深沢 克司 松尾 崇

小林 達夫 望月 竜美 望月 秀哉

柿島 洋美 井上 幸宏 渡辺 一夫

長田 明 山本 幸寛 跡部 一夫

粟冠 卓 大野 武雄 宮沢 喜久雄

中里 日応 望月 武栄 近藤 宇佐美

林 是幹 深沢 忠雄 嶋狩 宇正

一宮 市松 赤塚 三郎 鈴木 正巳

望月 吾録 嶋狩 庸雄 松木 栄

仙洞田 順次郎

五、南巨摩郡南部第一連合PTA

(一) 沿革

敗戦後各学校の後援会が解消して、PTAが結成された。
当時南巨摩郡教育会の南部支会内の各PTAが南部連合PTAを結成した。

町村合併後南部支会は、運営上二分して、南部第一支会と、南部第二支会になった。

昭和三十年五月南部連合PTAも二分して、南部第一連合PTA、南部第二連合PTAとなって今日に至っている。

歴代会長

昭和三十年度	佐野 一男
昭和三十一年度	佐野 為雄

昭和三十二年	鮎川 太郎
昭和三十三年	柿島 武文
昭和三十四年	片田 為丸
昭和三十五年	片田 為丸
昭和三十六年	熊谷 儀信
昭和三十七年	井出 逸平
昭和三十八年	川村 藤十郎
昭和三十九年	芦沢 助春
昭和四十年	沢村 清一
昭和四十一年	鈴木 富治
昭和四十二年	小笠原 英雄
昭和四十三年	深沢 徹
昭和四十四年	広島 慶明

(二) 目的と事業 (会則抜粋)

第三条 本会は支会内PTAの連繫を図り、その教育文化の振興に寄与するをもって目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1、講演会・講習会・座談会等の開催。
- 2、生徒児童の福祉厚生、保健衛生等の研究調査発表、展示会等の開設推進
- 3、教育映画会・幻灯会・紙芝居・童話会・音楽会・運動会等の推進
- 4、その他本会の目的達成に必要なこと。

昭和四十三年度の事業

- 1、南一連PTA研究会の開催

町内四地区小中PTAが、一年間研究した四つのテーマを中心として、正会員一五〇名による四分科会の研究会を開催した。

全体会の結論として

イ、通学の安全のため歩道、歩道橋、通学路の整備、登校方法の改善に

つとめる。

ロ、学校養護教諭、事務職員、栄養士の完全配置を図る。

ハ、親子ぐるみ体力づくりにつとめる。

- 2、町教委主催の子供クラブ幹部講習会に参加(身延小学校において開催参加者七十名)

- 3、町議会に請願

イ、養護教諭、事務職員の増員、完全配置

ロ、教員宿直の全廃

右二件連Pとして請願、九月議会で満場一致採択された。父母負担軽減につき協議し、教材費、図書費等の引下げを申し合わせた。

- 4、郡連Pの活動に参加、町民会議に参加

六、南巨摩郡連合PTA

昭和四十四年度の郡連合PTA会長に本町より土橋隆四郎が選出され就任した。

七、和田、樋之上スポーツ少年団

(一) 沿革

昭和三十九年九月スポーツを通して、地区青少年の健全育成を目的として結成し、日本体育協会スポーツ少年団本部から団旗を授与された。

昭和四十年からスポーツ少年団全国大会に代表が参加している。

昭和四十二年には、望月克博は県代表として実績発表をした。

昭和四十四年第七回全国大会には、参加者を代表して両宮正樹が開会式に宣誓をした。なお旗手二名も出ている。

沿革 昭和四十一年十一月盆栽をはじめ、広く園芸を趣味とする会員約

八、身延盆栽会

団員 十二歳から十八歳までの男子十九名
 活動 平素はリーダーによって各種球技その他を実施しているが、キャンプ・登山等夏季の野外活動は特に重視している。また年二回公認判定員立合の上で、スポーツテストを実施している。
 経費 月額中学生二十円、高校生三十円を徴収、ほかに町体協から年額五千円程度の助成を得ている。
 指導員 熊谷明治 望月克博
 付 なお町内にはほかに大島スポーツ少年団がある。

(二) 現況



日本スポーツ少年団全国大会にも参加



身延盆栽会の丹精になる菊の鉢植

九、豊岡園芸サークル

沿革 会員八十余名をもって昭和四十四年九月結成、サークル長 遠藤美章
 規約 第一条(目的) 園芸を愛好し、趣味と実益につながる研究をすすめる。
 第二条(組織) 豊岡公民館産業部の一環として、各分館ごとに支部を置く。
 第三条(事業) 研究会・講習会・講演会・講演会・先進地視察・展示会・種苗交換等その他必要のこと。
 第四条(役員) このサークルに長一名、各支部に支部長一名を置く。

二十名をもって結成、その後次第に発展し現在は三十余名になっている。
 会長 初代 望月善長
 二代 篠原儀太郎
 事業 各種盆栽を町文化祭へ出品。
 公共施設へ菊花の展示。
 毎月一回例会開催し諸研究、作品、種苗等の交換等実施。
 春秋二季には先進地の視察。
 今後は同好者の増加をはかり、花いっぱい運動をも展開し、身延町の観光面にも役立たせたい。

き、任期は二カ年とする。サークル長は各支部長が選任する。

第五条（会議）総会および役員会とし、必要に応じ公民館長が招集する。

第六条 その他運営上必要が生じたときは、役員会において決める。

付則 この規約は、昭和四十四年四月一日より行なう。

産業 盆栽植木班・花卉園芸班に別れ、第三条により地域に即した事業をする。

十、身延白妙会

昭和初年より加藤正男（角打）、佐野治郎（上八木沢）らを中心として、小倉百人一首のかかるた競技を楽しむ同好者の会「身延白妙会」が作られ、途中戦争による中断もあったが、今日まで伝統ある教養と趣味の団体として県大会にも何回か優勝し、全国的にも名高い存在である。

特に加藤基道（角打）は昭和三十年全国大会第三位、三十一年度は優勝して日本チャンピオンとなったほどの名人で、現在も県下の同好者の指導にあたっている。

第六章 史跡名勝と文化財

史跡名勝にせよ、文化財にせよ、その中には深い歴史性があり、思想と実生活がこめられている。そして私達は、この凝集されたものから常に上げまされ、慰められ、豊かにされて新生命の絶え間ない前進をつづける。私達は郷土文化の伝統と人間形成のため、深く郷土の研究をしてその成果を後世に残さねばならぬ。しかし、限りある紙面にそのことごとくを載せることはできないので、文化財保護法により指定を受けたものを主とし、それに町内に残存している一部をつけ加えるにとどめる。

第一節 史跡

一、県指定のもの

(一) 日蓮聖人草庵跡

この草庵は、身延町身延、西谷墓地一、一七五平方メートルの内に、一八・一八メートル四面の石柵を回らして保存され、その左やや後方の丘上は日蓮聖人の御廟である。

建長五年（一二五三）三十二歳の時房州清澄山において開宗した聖人は、当時の天変地災に鑑みて立正安国論を著わし、文応元年（一二六〇）七月十六日初めて之を幕府に献じた。

文永五年（一二六八）からしばしば蒙古の使者が来たので文永八年（一

二七一) 九月十二日重ねてこれを献じたために、竜口の法難にあい、ついで佐渡に流された。文永十一年(一二七四)赦免、鎌倉に帰ると再度蒙古の襲来を告げて幕府に警告したが、何等の反響がなかったため、古人の例にならって同年五月十七日鎌倉を去り、身延山に来て地頭南部六郎実長によつた。そしてこの地に草庵を結んで以来、弘安五年(一二八二)九月八日、宿痼治療のため常陸に向かうまで九年間この地にあつて、立正安國の大義を説き世人を教化せられた。しかし同年十月十三日、武蔵千足郷池上においてついに六十一歳をもって入滅せられたので、遺言によつて草庵のかたわらに墓を建てて葬つた。

文永十一年入山の折、建てた五・四五メートル四面のかりそめの草庵は四年を経て大破したので、建治三年(一二七七)修復し、さらに四年後の弘安四年(一二八一)に改築せられたことは、日蓮聖人御遺文によつても明らかである。かくて一八・一八メートル四面の居住跡はそのまま護持せられて、昭和三十四年二月九日文化財として県指定となつたのである。

(巻首写真参照)

二、町指定のものその他

(一) 身延山祖廟城(聖域) (身延町西谷)

祖廟塔の右に祖廟守塔の大任を果たすとともに、大法宣布の使命につとめられた、第二世日向上人をはじめ、第八十四世日円上人に至るまでの歴代法主の墓が立ちならび、今なお守塔と給仕の誠をささげている。

昭和四十四年九月十二日町指定

(二) 法界堂 (身延町西町)

御草庵跡の南にある、間口七・二七メートル、奥行六・三六メートルの古びたお堂で、俗にこれを毛堂ともいっている。



身延山歴代の墓



日蓮上人御草庵のおもかげをとどめる西谷の法界堂

昔は参拝者がここにお骨を納めたものであるが、今は本院納骨堂に納めるので、ただ雨風にうたれわびしげに立っている。

その昔南部実長公によつて建造された、十間四面のお堂の餘材を使つて造られたと伝えられる。身延山最古の建造物の一つである。

御草庵に模して後世に残そうとして造つたもので、鎌倉時代の聖人住居の様子がしのばれる。昭和三年十一月大修理を加えた。

昭和四十四年九月十二日町指定

(三) 日蓮聖人お手植の杉 (身延山奥之院思親閣境内)

思親閣境内に、日蓮聖人お手植と伝えられる老杉四本が、高く天に聳えその昔を物語っている。本殿に向かつて左にあるのは聖父妙日尊儀追善記念(根元幹囲七・二五メートル、目通り幹囲五・三〇メートル、樹高約三〇・〇〇メートル)、右にあるのは聖母妙蓮尊儀追善記念(根元幹囲七・

三〇メートル、目通り幹囲五・三五メートル、樹高約二九・〇〇メートル）東の方には師の御房道善律師追善記念（根元幹囲七・三〇メートル、目通り幹囲五・六〇メートル、樹高約三〇・九〇メートル）西の方には蒙古退散の祈念（根元の幹囲五・一八メートル、目通り幹囲五・三〇メートル、樹高約二六・三六メートル）と伝えられている。（巻首写真参照）

杉山、波木井等の部落の信者は、毎年淨身潔齋この杉に太い注連繩をかけている。

ただ惜しいことに、蒙古退散の杉は枯木となり、父・母の二樹は枯枝が多くなったことである。

(四) 元政埋髮塚 (身延山奥之院思親閣境内)



元政上人の埋髮塚

思親閣二王門をくぐると左に塚がある。深草元政上人が慈父の遺骨を首にかけ、老母のお供をして登山し、父の骨と自己の髪とを埋めて記念のため桜樹を植えた。（方二・八五メートル）。後人その大孝を偲んで碑を建てた。その碑に元政上人の辞世
鶯の山常に住むてふ峯の月
かりに現れかりにかくれて
を刻んである。
昭和四十四年九月十二日町指定

(五) 大野山本遠寺養珠院殿の墓

身延町大野、本遠寺境内

花崗石で造った五輪塔で、高さ四・五五メートル、台は六・〇六メートル四方ある。正面に承応二歳癸巳八月二十一日終焉、養珠院殿妙紹日心尊靈とあり、石門は高さ二・七三メートル、間口二・一三メートルで、屋根も柱も花崗石の一石造りで承応三年（一六五四）紀州徳川頼宣の建立したもので県下まれに見る大きい墓碑である。

石段の両側には長孫光貞等奉献の大石契十数基が並んで徳川の盛時をしる。昭和三十九年六月一日指定となる。

昭和四十一年六月一日指定となる。

(六) 波木井明善堰五輪の塔

身延町波木井二区
中村保平所有地内



波木井明善堰五輪の塔

波木井明善堰の、田の中に立っている五輪之塔は、総高一・六〇メートルの大きな塔で四方に梵字が刻んである。五輪塔は別石式が多いが、この塔は地・水・火・風・空とも同一の石で軒の切り方屋根のカーブ梵字の刻み方鎌倉

期のものとして、石造美術上貴重な遺構である。
昭和四十一年六月一日町指定

標高三五〇メートル、富士川の河岸段丘上にある狭い地域で、とくに唯勝



大久保唯勝寺付近の遺跡

この遺跡は本町の最南端にあり

状からみて関東式である。総高九三・〇センチメートルで、塔の四方に妙法・蓮・華・経と分けて刻してあり、台にかすかに永享(一四三〇)の文字が判読出来るから今からおよそ五百四十年以前のものであると思われる。藤田宅では下宮永享年間の宝篋印塔と呼んでいる。

(八) 大久保唯勝寺

付近の遺跡

身延町大久保



波木井宝篋印塔

(七) 波木井宝篋印塔 身延町波木井三区藤田たか宅地内

宝篋印陀羅尼経を納めたことからこの名が起った。鎌倉初期の頃から石造が生まれ、中期頃から関東式関西式に分かれた。この宝篋印塔は二基あって形

寺の墓地東側に遺物の散布が見られる。土器片の分類では、縄文中期の加曾利E式、勝坂式、阿玉台式土器の系統が中心で、僅かに五領ヶ台式の土器片もまじっている。

石器は打製石斧、石錘、皮はぎ、石鏃などで、土器片に比べて多く発見されている。

昭和四十一年六月一日町指定

(九) 寺平付近の遺跡 身延町寺平

この遺跡は、身延の谷の東面する山腹にあり、お塔林と呼ばれる旧寺院跡から、南西にゆるやかに下る山腹の標高約三六〇メートル前後の地点に、とくに遺物の散布が見られる。

土器片から見ると、縄文中期の加曾利E式で、土師器とまぎらわしい土器片も採集されたがとくに土師遺跡との複合ということは考えられない。石器は打製石斧、皮はぎ、石錘、石鏃などで、特に石錘、皮はぎの多い



寺平付近



清子丸山付近の遺跡

ことは大久保とともに一つの特徴である。

昭和四十四年九月十二日町指定

(十) 清子丸山付近の遺跡 身延町清子



清子横溝付近の遺跡



桜井付近の遺跡

この遺跡は、富士川の右岸段丘上にある標高約二四〇メートル、東西約二〇〇メートル、南北約三〇〇メートルの地域で鈴木富治により大久保と同じ種類の土器石器が採集された。

なお、横溝（標高二〇〇メートルの豊岡小学校清子分校付近）からも石器が採集されたが、丸山の出土品と同じものと思われる。

昭和四十一年六月一日町指定

(十一) 桜井付近の遺跡 身延町丸滝

富士川の左岸段丘上にある標高約二九〇メートルの地点で、西に七面山、奥之院を、眼下に富士川の清流を、南に身延駅付近を展望できる地



下山城址(1)

で、その南向のあたりから鈴木富治が清子丸山と同じ種類と思われる土器石器類を発見した。ここも昭和四十一年六月一日町指定となっている。

(十二) 下山城址 身延町下山本國寺境内

穴山氏の城址であり、本國寺境内と下山小学校敷地にあったもので、明治の初年学校建築の際切り石等が地中より掘り出されたことによっても知られる。これは居址で本城は西の山上にあって城山と呼んでいる。この築城法は近世初期の遺構を整えている。

城のあたりに京都になぞらえて、神社仏閣を建立し今なおその遺跡を伝えている。

昭和四十四年九月十二日町指定

(十三) 波木井城址 身延町波木井第一区

波木井六郎実長の築いたもので、身延山の東に突き出した台地の一角の城山と称する平坦の地、東西一八二メートル、南北一一〇メートルでここが本丸のあった所である。地勢の変化はあったが、四囲に今なお訓練場、

南部六郎実長は、南部牧の北半分波木井飯野の領主として居館を波木井

(十四) 南部氏館址 身延町梅平



波木井城址

城口、土門、東門畑、西門畑、古屋敷、神の平、峯城神社等の地名が存している。波木井三河守義実が武田信虎に攻め殺された峯城とはこの城であるとも言われている。

昭和四十四年九月十二日町指定



下山城址(2)

時は大永元年(一五二二)二月二十八日、今川の将遠州(静岡県)高天神の城主福島兵庫頭正成は、駿遠の兵一万五千を率いて、甲州河内に襲来し、九月六日武田勢と大島において激戦数合、遂に武田勢を打ち破り、下山、十日市場を経て軍を甲府に進めたが、十月六日飯田河原で、また十一

(十五) 大島の古戦場 身延町大島

昭和四十四年九月十二日町指定

郷梅平に築いてここに住んでおられた、今館址に立って眺めると、梅平の地小丘の平台をなし、四囲の状況、一見武将居館の地として正に理想的であることが知られる。
実長公以下八世の南部氏は概ねこの南部館址を本拠としておよそ二百年、その間しばしば南朝のために義軍をあげて尽忠報国の赤誠をつらぬいたのである。



南部氏館址(入口記念碑)



南部氏館址



大島古戦場の五輪塔

や、妙法寺記に記されている。

上大島の地を訪ねると、その戦に討死したつわものどもの霊を慰めんと、ゆかりの人の建てたと思われる五輪塔がその昔を語るように今尚残っているが、年を経ていつしか忘れられ、弔うものもなく、塔の文字も読みがたく、ただ桑畑の中に寂しく立っている。

この戦に今川方に味方した波木井三河守義実は、大永七年（一五二七）武田信虎に峯の城で攻め殺されたと伝えられている。

昭和四十四年九月十二日町指定

第二節 名 勝

一、県指定のものその他

(一) 身延山久遠寺水鳴楼前庭久遠寺境内（巻首写真参照）

水鳴楼前庭は、鶴亀蓬菜様式の池泉庭園で、文明六年（一四七六）身延

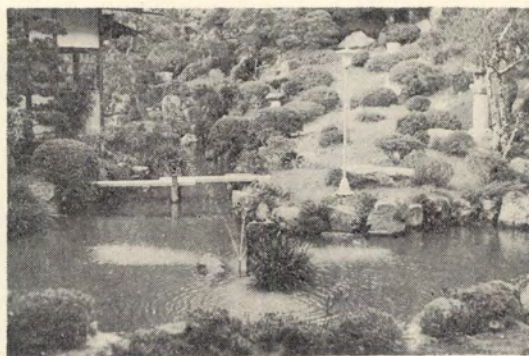
月二十三日上条河原で大敗し、福島一類をはじめ四千余人討死し、残衆翌二年正月十四日身命を乞って帰国したと、塩山向岳寺第九十五世天真源和尚の手記

山第十一世日朝上人代の作庭とも考えられ、旧書院に面した身延山の一角、大自然に人口の美を加え、遙かに鷹取山の翠緑に対し、山水の風趣揃すべき名園である。山上の奇巖より涼々として落下する飛瀑は長舌泉、満々としたたえられる池は真如海、池の中央の島は寿量島として松のみどりもこまやかに、浄身殿、白象殿、青獅巖等呼応して布置の美を極めてい

る。（巻頭写真参照）

昭和四十四年九月十二日町指定

(二) 覚林坊の庭園 身延東谷覚林坊境内



覚林坊の庭園

この庭園は、身延山第十一世日朝上人の隠居所覚林坊の庭園で、元禄年間（一六九〇頃）同坊第十六世日俊上人代の作庭で、室町時代の規則的な中にも庶民的な感覚を覚える式のものである。三尊石の下、上の滝、下の滝より落下する水は心字の池に満ち、真鯉、緋鯉の遊泳するあり、拜石のあたり、松、桜、あらゆる繁茂する様、また心字池を中心に灯籠、奇石と古松かしわ、つつじなどの配置妙をきわめ、雅趣に富んだ庭園である。

昭和四十一年六月一日町指定

(三) 七面山頂の御来光 七面山隨身門前

夏なお肌寒い七面山で、未明に床をけって御来光を拝する参詣者は多い。



七面山頂よりの御来光（彼岸の中日）

春秋彼岸の中日には富士山の頂の中心より昇る御来光を拝することができ
る。

第三節 文化財

一、文化財保護法により指定のもの

(一) 国宝、絵画

- ア、絹本着色夏景山水図
 縦 一二六・九センチメートル 横 五四・五センチメートル
 身延山久遠寺 藏
 時代 北宋時代

久遠寺の本図は胡直夫（一〇八二—一一三五）筆と伝えるが、これら三

明けやらぬ天地の間を、東の方からだんだん紅色を加えて来、はてしない雲は脚下に広がり、連山を埋め尽して高山だけが鳥のように山頂を少しづつ現わしている。

やがて富士山のほとりから、金箭、銀箭と思われるような光がさしはじめ、太陽は密雲を破って躍り出る。その景は筆舌にあらわしがたく、雄大な景観、荘厳な光景は何人も襟を正して敬虔の心で宇宙の神秘、創造主の靈力に心をうたれる。

幅（京都府金十院所蔵の秋景・冬景山水図と併せて）は鑑蔵印や法量をひとしくし、さらに筆法も同じであり、もと四季山水図四幅対の別れたものと思われる。

簡略な構図と僅少な着彩のなかに、きびしい写実的態度を見せ、しかも豊かな詩情の表現と適度の装飾性をも兼ね備えており、誠に東洋山水画中の名作といふべきである。おそらく徽宗朝頃の山水画の典型と考えられ、その高雅な気品と澄明な画境は、伝徽宗筆の伝称の生ずるゆえんでもあるう。

金地院の伝来は付属書翰によると、足利將軍家より大内氏へ伝わり、さらに天竜寺策彦より金地院に伝わったことが知られ、同時に足利氏を出る時はすでに二幅一対であったことも知られる。

久遠寺本は寛文十二年（一六七二）八月十三日遠州掛川の太田資宗から久遠寺に寄進されたものであることが、箱の蓋裏にかかっている。なお鑑蔵印の「仲明珍玩」と「盧紙家藏」の二印は、ともに明初を下らない中国のものである。（明治三十八年四月四日指定）（巻首写真参照）

(二) 重要文化財、書跡

ア、宋版社記正義

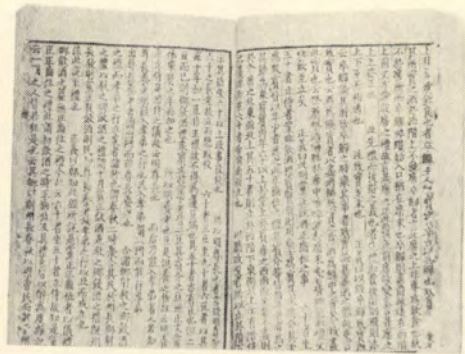
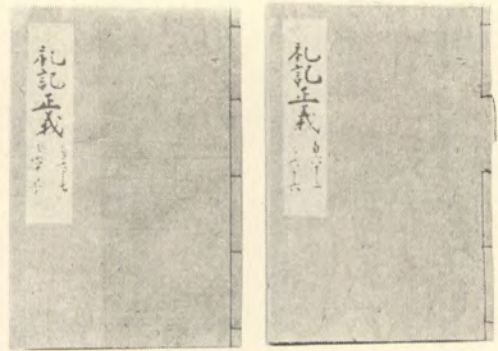
自卷六十三至卷七十 二冊

身延山久遠寺 藏

社記には古来「大載」「小載」の二本があり、本載記には後周の盧辨ろへんの注のみであるが、唐の太宗貞観十二年（六三八）孔穎達こうえいだつをして五経正義とともに、小載記により礼記正義十三卷を作らしめた。しかるに身延文庫本は更に六十三巻以後七十巻に至る八巻の増補ある珍本である。

身延本には、毎巻の初に「身延文庫」の黒長印があり、六十三巻以下の毎巻の内題に「唐国子祭酒上軍曲阜開国子臣孔穎達等奉勅撰」とある。現本は縦二七・三センチメートル、横一八・六センチメートル、厚さ一五・一センチメートルで、両巻の内容は左の如くである。

六十三卷子曰至唯修、正義曰云々十六枚、六十四巻問喪第三十五、正義曰十五



宋版礼記正義

枚、六十五卷三年間第三十八、正義曰十三枚、六十五卷儒行四十一、正義曰十五枚、以上 上巻

六十七卷子曰聽訟吾猶人也、正義曰九枚、六十八卷冠義第四十三、正義曰十六枚、六十九卷射義第四十六、正義曰十一枚、七十卷燕義第四十七、正義曰十七枚、以上 下巻

最後に「貞婦者若無此事則非孝子一弟弟貞婦也故云可得而学焉也、第七十巻」とあり。毎紙半葉十五行、各行二六、二七、二八字で一定しない。本文初句三四字を標記し右のように「正義曰」と注し、毎節の終に何字分かを明けた単疏本である。下巻の巻末より二紙の裏七行より刊記となり、孟佑の書、劉文蔣等初校五人、袁柄寺再校七人の次に「淳化五年(九九四)五月日」呂蒙心等一六人の校勘諸臣の官名が詳記せられている。又本文中諱を避けて敬殷の字は必ず欠画し、意諺諷の字は或は欠画し、或は欠画しないものもあるが、字体は到直古雅、摺印すこぶる鮮明で、南宋の初刻と鑑定せられている。

礼記正義七十巻は、北宋咸平二年(九九九)祭酒邢昺によって新たに施印せられたが、今日これを伝えたい、しかもこの本の疏文は、皇侃、能安生によって経注に付せずして単行であるのは、貞観正義の旧式を存するもので、零巻ながら、古経の面目を知る希観の珍籍である。

この本は、表紙に「礼記正義 自六十三 至六十六」「礼記正義 自六十七 至七十畢」と墨書の表題があり、由来は不明であるが、おそらく往年金沢文庫より伝えられたものであろう。

本書と本朝文粹、弘決外典抄は昭和三年六月三日徳富蘇峯参詣の折由緒ある稀有の珍書と驚き、本書の裏打をされ、また、影写複本を作られた。昭和十五年(一九四〇)五月三日、重要文化財に指定された。

イ、紙本墨書本朝文粹

身延山久遠寺 蔵

本朝文粹は漢文集で十四巻であるが久遠寺蔵は一卷(第十二巻)を欠いている。撰者は藤原明衡で長暦「一〇三七―九」、寛徳「一〇四四―五」頃の撰である。著者は、姚鉞編の唐文粹によったものである。嵯峨帝の弘仁年中「八一〇―二三」より後一条帝の長元年中「一〇二八―三六」に至る一七代二百年間の文人の文辞三九類四百二七編を収めてある。当代文辞の粹を集め後世の典範であるばかりでなく、後世文学への影響も甚大である。

本書は北条時宗の蔵書を筆写し、最明寺禅門の時清原教隆によって加点点させたもので、建治二年(一二七六)閏三月書写の奥書があり元和元年(一一六一)徳川家康に借り出され、崇伝道春の斡旋で五山の僧に写させたという。各巻とも縦は二九・四センチメートルで、長さは巻によって異なるが、大体一九・〇〇メートルで従って総長二百メートル以上に及ぶ珍らしい書跡である。昭和三十一年六月二十八日重要文化財に指定される。(巻首写真参照)

(三) 天然記念物

ア、上沢寺のお葉付イチョウ

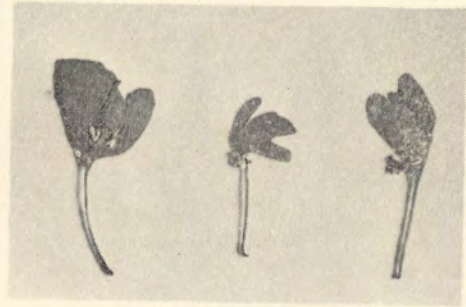
下山 上沢寺境内



本国寺のお葉付いちょう



八木沢のお葉付いちょう



八木沢のお葉付いちょうの実

である。

樹齢は上沢寺のも、
本国寺のも共に七百年
近いものといわれている。

ウ、八木沢のお葉

付イチョウ

上八木沢

山神社境内

根元の周囲 三・九

四メートル

目通り幹囲 三・〇

〇メートル

樹 高 二五・〇〇メートル

昭和十五年（一九四〇）七月十二日指定さる。

イチョウの雌株が結実するには、雌株の花粉から受精を必要とする。然るに雌株は、実をつけないから無用の長物として亡ぼされる。

身延地方を中心として、富士川沿岸はイチョウの木が多数あるが雌株は稀である。

このお葉付イチョウは、雌株で、葉上に葯をつけたものであり、明治二十九年（一八九六）四月十七日藤井健次郎博士によって発見され、ひろく欧米の植物学界に紹介された有名な木である。これは珍らしい種類で、お葉付イチョウの雌株で指定されたものはこれだけであり、重要な学術研究資料で樹齢は約三百年と推定される。

国の天然記念物に指定されたお葉付イチョウは、七本あって、そのうち三本が身延町にある。他の四本は、

根元の周囲 七・五メートル

目通り幹囲 六・六〇メートル

樹 高 二三・〇〇メートル

昭和四年（一九二九）四月二日指定される（巻首写真参照）

イ、本国寺のお葉付イチョウ

下山 本国寺境内

根元の周囲 六・四二メートル

目通り幹囲 五・四〇メートル

樹 高 二四・〇〇メートル

昭和四年四月二日指定される。

この二本のイチョウは、普通の結実と趣きを異にして葉の上に結実する変り種で、これについて明治二十四年（一八九〇）七月白井光太郎博士が葉上種子の出来る事実を発見し、学界に発表された植物学上貴重な資料であって、その後藤井健次郎博士等の学者によって研究され指定されたもの

早田のお葉付イチョウ
 白旗山八幡宮のお葉付イチョウ
 杉森神社のお葉付イチョウ
 了徳寺のお葉付イチョウ
 となつてゐる。

エ、身延町仏法僧繁殖地

身 延 町

仏法僧渡来生息地として、宮城県狭野神社、岐阜県州原神社、長野県御岳村若宮八幡社の三カ所と共に昭和十二年（一九三七）十二月二十一日指定された全国的に著名な渡来繁殖地である。仏法僧は古来「仏法僧」の三宝を唱うと称せられ、一名「三宝鳥」とも呼ばれている。平安朝以来幾多の文献にあげられ、よくいいはやされたものであるが、中村幸雄が鳥獣調査のため海外各地を巡遊中、仏法僧はいかに月明の夜といえども夜間は活動しないこと、更に昼間も「ブッポウソウ」とは鳴かず、ただ「ゲゲ」と



仏法僧とコノハズク（中央）

か、「ギャギャ」とか鳴くのみであることを確認し、また東八代郡御坂山塊神座山で「ブッポウソウ」と鳴くのは「コノハズク」であることを確かめ学界に報告しその誤りを正した。

これは仏法僧が「仏法僧」と鳴くと解し、その幽幻神秘的な鳴声が珍重され霊鳥とまで謳われて、その渡来繁殖地を天然記念物に指定した精神に反し、仏法僧の存在が疎んぜられるように考えられるが仏法僧は日本国に渡来する夏鳥中美麗な点において、優位を占めて

おり、且つ渡来数が極めて少なく、その食性より見ても「カナブンブ」「コガネムシ」「タマムシ」「ハンノキハムシ」等の害虫を捕食して、農林、園芸、果樹等の生産を助ける有益鳥であるから依然として既定繁殖地は天然記念物として保護されている。

オ、カ、モ、シ、カ

山梨県一円

最近本町内にも生息が目立っているし、詳細の記述は第二編第三章生物第二節身延町周辺の動物の部にあるので省く。

二、県指定のもの

(一) 建 造 物

ア、八幡神社本殿

身延 上の山

二間社入母屋造り 正面一間向拝

軒唐破風 柿葺

身舎 間口 二・五〇メートル

奥行 二・一メートル

向拝 間口 二・五〇メートル

奥行 一・六三メートル

八幡神社は当初梅平に鎮座したもので、社記によれば、波木井郷の総鎮守であつて日蓮聖人が崇敬した祠であると由緒が伝えられている。その後現地（上の山）勧請に伴い本殿も移建したものとわられている。

本殿は慶長年間（一五九六）浅野右近大輔忠吉の建立したものと伝えられているのを、寛文年間（一六六一）に今の社地に移建されたものである。

本殿は桃山時代の特色を示す優美な建築であつて、特に木鼻の彫刻、兎毛通、桁隠、大瓶束、三花懸魚等細部の表現が現われており、総じて仕口は慎重、技法は優秀、特に向拝、身舎に金箔押ししの残存するあたり、簡素



上ノ山八幡神社本殿

の中にも裝飾性の加味されたすこぶる格調の高い建築で、本町における室町期から桃山時代にかけてのこの種建築物として、県下稀に見る洗練された建築美をもつ貴重な遺構として、本県郷土史家の推奨する建造物である。

昭和四十一年五月二十九日指定された。

甲斐国大井庄
最勝寺之洪鐘
弘安六年癸未

八月日時世
当寺住職長老
比丘空円

大工沙弥十念

と刻してある。

この鐘が身延山にあるについては富士川出水のとき、流れて来たのを拾って寄進したという伝説もあるが、鎌倉時代に地頭の大井庄司より寄進せられたものであると見るのが至当であろう。

この鐘は、かつて火災にかかったものらしく、その中帯以下の鐘肌にただれの跡が見られ、口径にゆがみも見られ、ことに駒の爪の部分の一部がいたんでいるのを見ても推察される。

またこの鐘貴重なのは、その規矩割である。池の間は縦五九・一〇センチメートルという他に全く類例のない長さで、したがって中帯以下は大変圧縮されている。鐘身の高さを九五・〇〇センチメートルと推定して百分比を示せば

上帯より乳の間まで

二一・二パーセント

池の間

六三・一パーセント

中帯より下端まで

一五・七パーセント

で、この鐘の規矩割と、それから生じた撞座の位置の低いことは、他に類例のない珍しいもので本邦唯一のものといつてよい。

大工沙弥十念が甲斐に住んでいた鋳物師であることや、この鐘の規矩割のことや、また甲斐における最古のものと思われる点からも、貴重な銅鐘であるから昭和三十四年二月九日指定された。(巻首写真参照)

イ、銅鐘(朝鮮鐘)

身延山 久遠寺 蔵

(二) 工芸

ア、銅鐘

身延山 久遠寺 蔵

現在久遠寺の宝物殿に陳列されている弘安(鎌倉時代)の古鐘で、口径六六・四センチメートル、口辺の厚さ六・四〇センチメートルであるが遺憾ながら上帯の上部から上が欠けている。したがって現鐘身は、長さ九五・〇〇センチメートル、短いところで八一・八〇センチメートルである。推定によると復原で鐘身九五・〇センチメートル内外で、竜頭までの総高一一一・二〇センチメートル位と思われる。

陽鑄鐘銘は雅致に富んだ字体で

諸行無常

是生滅法

生滅滅已

寂滅為楽



朝鮮鐘

宝物殿に陳列されてあるこの鐘は、銘によると万治三年（一六六〇）中嶋氏が寄進したものである。現在龍頭と旗挿を欠くが、笠形上までの高さは五七・六〇センチメートル、

口径は二八・八〇センチメートルある。笠形の周辺には蓮弁が放射状に二十六個ならんでいる。上帯の幅は二・七〇センチメートル、下帯は三・六〇センチメートルで、どちらにも唐草模様が施してある。乳廓は四カ所、各幅は一・五センチメートルで簡素な唐草模様である。帯を三方にめぐらし、内に乳が九顆ある。

撞座は二カ所、径は約七・〇〇センチメートル、二つの撞座に纏衣を上方にひるがえした暢びやかな飛天が鑄出されている。原銘はないが、次のような追刻銘がある。

大明之推鐘（背面乳廓の間）
身延山什物（前面乳廓の間）
万治三年庚子

十月十二日
施主

中嶋氏

茶屋長意

法号円応日足（乳廓下の撞座と天人の間）

この鐘の鑄造年代は弘安より古く、鎌倉時代の初期と推定されている。昭和三十五年十一月七日の指定である。

ウ、磬

下山 本國寺 藏

磬は、中国に興った一種の原始楽器で、後世典儀に使用され、唐初の頃から仏具に転用されたという。

わが国ではいつ頃から使われたかは明確でないが、すでに奈良朝時代法隆寺、大安寺などの資材帳にも散見される。

平安時代密教の興るにつれ必須の法具として広く用いられ、その後鎌倉、室町時代と漸次盛んに行なわれて現在にいたっているが、大小さまざまに時に肩間二八・八〇センチメートルにも及ぶ江戸初期（一六七四頃）の覚林坊両面孔雀文磬のような巨大なものもある。

本國寺所藏のこの磬は、両面製の孔雀文磬で、上縁六弧、下縁五弧で構成され、胎厚は総体ほぼ等厚で比較的厚作である。撞座は径は大きく、造成は剛健でしかも精緻、極めて典型的な胡桃式重弁蓮華座で、その左右に昂尾式の優美な孔雀が相対して配されている。刻名によれば、和泉国塩穴蓮華寺の什物であったことがわかるが、この寺に伝来の由を知ることができない。他の面に「延元四年五月二十三日」とあり、鎌倉時代の優作のほまれが高い。

銅製で、絃二〇・五〇センチメートル、博八・三〇センチメートル、肩間一八・〇〇センチメートル、撞座径四・五〇センチメートル、股入三・七〇センチメートルである。

昭和三十五年十一月七日指定される。（卷首写真参照）

(三) 絵 画

ア、絹本着色穴山信友夫人像 下山 南松院 藏

縦八一・三〇センチメートル、横三六・〇〇センチメートル、掛軸装穴山信友夫人は、武田信玄の姉で穴山梅雪の母である。永禄九年（一五六六）四月没して南松院葵庵理誠大師を法諡された。

本図は菩提追善のため同年十二年描かれ、天桂玄長（大泉寺開山）が梅雪の請に応じて著賛している。筆者は武田逍遙軒と伝えており、逍遙軒



穴山信友夫人像

が、いづれにせよ描写は優秀、像主の面影をよく伝えており、数少ない當時武家婦人肖像画の珍重すべき作例といえよう。

昭和四十年八月十九日指定される。(巻首写真参照)

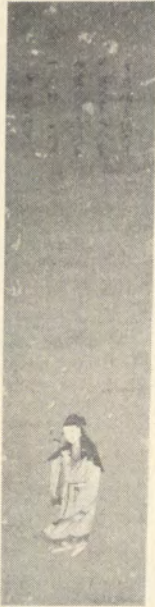
イ、紙本着色渡唐天神像

縦九二・五〇センチメートル、横二二・〇〇センチメートル、掛軸装

渡唐天神像としては普通の像容であるが、精緻描写になっており、その画風より見れば、筆者は狩野派に属すると思われる。図中に印章一顆が押捺されてあるが印文は不詳である。天竜寺妙智院の策彦の著賛よりして、おそらく策彦を師とした穴山信友夫人の遺愛の品であったとも考えられよう。

製作年代も賛者策彦の没する前(天正七年以前)室町末期と推察される。

昭和四十年八月十九日指定される。



渡唐天神像

ウ、絹本着色桃隠和尚像 一軸

下山 南松院 蔵

縦八九・〇〇センチメートル、横三七・〇〇センチメートル掛軸装

永祿九年(一五六六)穴山梅雪は亡母の菩提を弔うため、南松院を建立

第六章 史跡名勝と文化財

筆の長禅寺の武

田信虎夫人像と

も描写が相近い

ことが知られ

る。当否はにわ

かに決しがたい



桃隠和尚蔵 (南松院蔵)

した。その際開山として請ぜられたのが桃隠和尚である。

本図は画風から見れば地方作と思われるが、描写は色彩豊かで画趣は佳麗である。図上には、長禅寺二世春国光新の元亀元年(一五七〇)十一月の著賛があり、およその製作年代も知られ室町時代のものと思われる。

春国の賛は大泉寺武田信虎像(国指定重文)にも見られる。昭和四十年八月十九日指定された。

エ、紙本着色日蓮聖人図

大野 本遠寺 蔵

七面天女示現の図ともいう。狩野大藏卿の筆といわれ、長さ一二五・〇

〇センチメートル、幅九一・五

〇センチメートル

の図で身延山

にあったのを

お

万の方の懇望に

よって久遠寺よ

り譲り渡された

ものといわれて



日蓮聖人像 (本遠寺蔵)

裏面に、甲州河内大野山本遠寺常住承応二年癸巳孟春辰訴養珠院日心大姉奉修復写、当山第四世日近書判とある。

七二二

昭和三十五年十一月七日の指定である。

(四) 書 跡

ア、紙本墨書弘決外典鈔

表紙外二折五紙十枚 端本

表紙雁皮紙 用紙鳥の子

一紙七行 型罫紙一行一・七四センチメートル



弘決外典鈔

身延山 久遠寺 蔵

弘決外典鈔四卷は正暦二年(九九一)に村上天皇の皇子で、後、中書王と呼ばれた一代の碩学、中務卿具平親王が、唐僧湛然の止観輔行伝弘決十巻に引用される外典の出処を明らかにし、これを注釈した書で、天台止観の教学を修めるものにとり必読の文献とされていた。

身延山のこの書跡は、古くから久遠寺に蔵せられてきた弘決外典鈔写本で、(本能寺の変で京都からきた僧が納めたものか)かつては完本であったが現在は端本である。

以下二冊粘葉綴、上は表紙とも十六葉、下は同じく十葉で、表紙に上下共次のような墨書がある。左端に「弘決止観外典鈔上

花王蔵」

中央下方に二行に三字宛記された文字が墨で消されているが、右上「本

能寺」左下「円珠院」と判読出来る。

右端中程に「其の二」とあり、右下隅は「日純」と所有者らしい名を記してある。この本は金沢文庫所蔵の称名寺本弘決外典鈔〔弘安七年(一二八四)妙性写の奥書あり〕と共に最古の写本と考えられ、筆者年代は不明であるが、書体・書風・用紙その他を総合して鎌倉時代を下らないと推定されている。この写本の価値としては、これが弘決外典鈔の刊行の底本に用いられたことにある。十世紀末に撰述されたこの書は、天台学僧の筆写によって世に行なわれていたが、年久しく経るにつれて散佚してしまつた。ところが江戸時代に入り、多年にわたりこの書を検索していた多武峰寿命教院の沙門光栄が、宝永年間に至り久遠寺の経蔵においてようやくこれを発見し、同六年(一七〇九)六月向松堂なる書店をして刊行させたので、再び世に流行するに至つたのである。

昭和三年(一九二八)に至り、成篋堂が称名寺本を複製するに先だつこと更に二二〇年前である。これは久遠寺本の功績で、またこれを保存した身延山の力である。

惜しいことは貴重な典籍が完本でないことである。昭和三十五年十一月七日指定される。

イ、紙本墨書十如是御書卷子本一卷 大野山 本遠寺 蔵
長さ三九・四〇センチメートル、総長六〇・六〇メートル

作者 本阿弥光悦(一五五八―一六三七)は江戸初期の木工芸家で、深く日蓮宗を信じ、鷹ヶ峰壇林常照寺や甲斐の本遠寺と常に往復があつた。本書は開山日遠上人のために献じたものである。

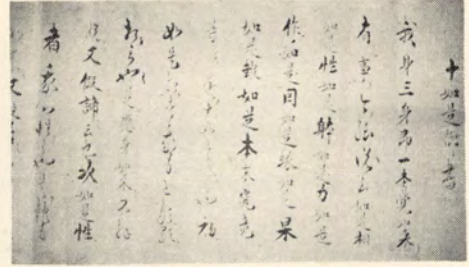
昭和三十五年十一月七日指定される。

なお、別に本遠寺に寛永三年(一六二六)七月五日書いた扁額、久遠寺に月づくしの和歌の屏風一双、下山土橋隆四郎所蔵の光悦歌巻物、覚林坊の行学院の額など光悦の書がある。

ウ、紙本墨書葵庵字号

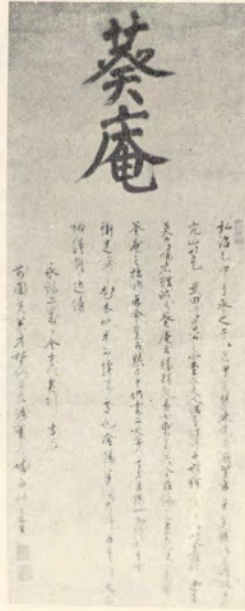
下山 南松院 蔵

縦一〇一・〇〇センチメートル、横五〇・三〇センチメートル 掛軸装



十如是御書(本遠寺藏)

葵庵字号は、生前永禄五年(一五六二)七月、師であつた策彦周良が夫人に葵庵理誠の名称を与えた由来を記したもので、画像とともに信友夫人をしのぶ貴重な資料である。室町時代の作で昭和四十年八月十九日指定される。



葵庵字号

(五)天然記念物

ア、身延山の千本杉

身延 上之山

種類 スギ、久遠寺所有で、面積は〇・八五ヘクタール、本数約二五〇本。材積数約八五〇〇石。樹齡二五〇年。樹の大きさは一様でないが、大きいものは、地上一・五メートルで幹囲二・五〇メートルから、三・八〇メートル、樹高は五四〜五五メートルある。

樹勢は極めて旺盛な美林であり、材積数は一ヘクタール当り一萬石で、造林学の権威中村賢太郎博士は材積数の多いことにおいて、東洋でもまれ

に見る美林であると激賞されている。このように千本杉は造林学上貴重な資料である。

昭和三十四年二月九日指定される。(巻首写真参照)
種類 イトザクラ
イ、鏡円坊のサクラ
梅平 鏡円坊境内



鏡円坊のサクラ

イトザクラ(シダレザクラ)の県下第一の巨樹は、小淵沢町松向神田のサクラであるが、それに比べて幹の太さ、樹形の美しさにおいては、およばないが、現在知られている範囲において、本樹はこれにつぐイトザクラでまれにみる巨木である。本樹は鏡円坊の本堂裏北に面した急斜面に立っているもので、その規模は根回り上地面ではかつて三・五〇メートル、地上八〇センチメートルで三・七五メートル、地上一・五〇メートルで四幹に分かれている。枝張りは東

約七・〇〇メートル、西約一〇・〇〇メートル、南約八・五〇メートル、北約一一・五〇メートルで、本樹の上部の枝はほとんど垂れないが、下部の枝は長くしだれている。樹高は約一三・〇〇メートルある。

一花序に二花もしくは三花をつけ、花色は淡紅色、花径二〇ミリメートル、まれに六弁のものを混じり、また旗弁のあるものもある。

花期は四月上旬でソメイヨシノよりも少し早い開花である。

幹に空洞もなく、枝先の枯損も少なく、風損も認められず、樹勢はさかんであって、樹齡四〇〇年乃至五〇〇年と推定される。

昭和三十八年九月五日指定される。

ウ、種之上のタカオモミジ

種類 タカオモミジ

種之上 熊谷義正所有

タカオモミジは別名イロハモミジとも呼ばれるものであるが、本樹は県下においても著しい巨木であり、気根状の出根がある点では奇木でもある。



種之上のタカオモミジ

熊谷義正宅の東

南一・五〇キロメートルにわさび田があり、その沢の沿岸に樹齢数百年を経過すると想定されるタカオモミジの巨木がある。その規模は、根回り五・〇〇メートル

トル、目通りの幹囲三・九〇メートル、樹高約二五・〇〇メートルで樹勢もまた旺盛である。

周囲はもとスギの大木の林を形成していたが、昭和三十年の雪害のため倒木が目立ち、落葉樹であるこのタカオモミジのみが残り得たもののだという。

本樹は巨木として県下における既指定のものよりもその規模が上まっているし、気根状の垂下物が樹幹に縫合接着している点でも興味深い。

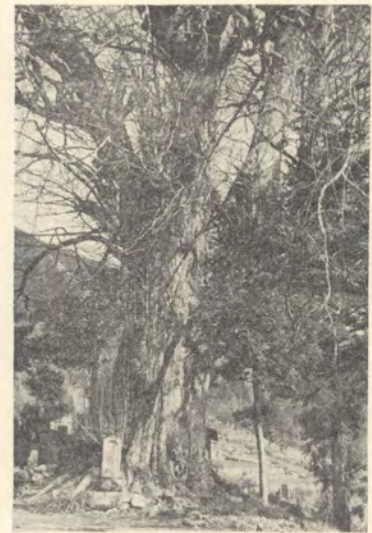
昭和四十一年五月三十日指定される。

エ、本妙寺のイチョウ

種類 イチョウ

門野 本妙寺境内

本妙寺境内のイチョウは稀に見る巨木で根回り一〇・四五メートル、目通り幹囲六・七五メートル、樹高約二七・〇〇メートル、枝張り東一三・五



本妙寺のイチョウ

な巨樹で、名木たるに価する。

寺の建立は応安五年（一三七二）二月八日で「開山正行房日如上人、本山六祖日院上人御代世」と過去帳に記されているので、本イチョウもその頃の植樹と考えられる。従って樹齢は五〇〇年乃至六〇〇年を経過したものと考えられる。

昭和四十一年五月三十日指定される。

種類 ヤマボウシ

オ、種之上のヤマボウシ

種之上 熊谷義正所有



種ノ上のヤマボウシ

ヤマボウシなる植物は、広く全日本に分布している、別名をウッキボウシ、コクワ、ダンゴキ、ヤマツカ、ヤマダワ等の方言名があつて住民に親しまれて

いる。

一般にその群落は大木は少ないが、熊谷義正所有のものはその規模が他に比して抜群である。すなわち根回り一・七〇メートル、目通り幹囲一・六〇メートル、翼長東西一〇・一〇メートル、南北一二・〇〇メートル、樹高約一六・〇〇メートルで、一宮町峰城山のヤマボウシより少々大きく、本樹種としてはおそらく県下随一の大木だと考えられる。



種ノ上のヤマボウシの花

箱根山には古来ヤマボウシが多く、本種は箱根山を代表する植物の一つにかぞえられているが、こうした大木は少ない。

熊谷義正所有のものは、イタリアカエデ、イロハモミジ等と混生していて、花季である六月には、きわだつて美しい大型の白花（総包）をつけている。

昭和四十二年五月二十九日指定

カ、甲斐白鼻心

山梨県一円生息

白鼻心はじゃ香猫科に属し、黒田長礼博士の「日本哺乳類図説」によれば、原産地は南支那広東（推定）および台湾で、海南島産もおそらく同一であろうと、その他近似亜種はセイロン・インド地方及び揚子江流域・インドシナ・マレー半島及びハワイにわたり十亜種に分れているとのことである。

甲斐の白鼻心は、かつて移入した白鼻心が野外に逃げて野生化したもので、山梨県以外では静岡県及び東京都下（何れも本県隣接地）より一〜二頭発見されただけであるのに、本県下には多数生息しており、明治三十二年（一八九九）以降昭和三十二年までに捕獲されたもの約二〇頭に及び、



甲斐白鼻心

なお近年になってしばしば捕獲されるので、昭和三十三年六月十九日県指定となったのである。

山梨県で生息の確認されたのは本町種之上であると山梨県政五十年誌にある。

本県産白鼻心は原産地のものと形態上に相違の点があるので亜種として分類し、甲斐白鼻心と命名されたのとことである。

本獣は御坂及び天子岳連山を中心として古くより生息していたらしく、夜行性であつて昼間は寝床の中によく眠り、なお二、三頭合宿の場合は非常に仲睦まじく重なり合つて眠っており、かつ毛が汚れたり、ぬれたりした場合はお互に相手の毛をなめ合う等、その愛情はこまやかであるが、見なれぬものが近づくとき奇声を発して威嚇するのである。

食物は野鼠・小鳥・仔兎・コガネムシ・クワガタ・カミキリ等森林の有害動物を捕食し、又樹木にのぼることも上手でアケビ・シラクチヅル・ヤマブドウ等の漿果を好み、さらに早春食物欠乏の時期には、農家付近に現われ、甘藷の貯蔵穴に侵入して求食中捕獲されたこともある。なお厳冬中はクマヤアナグマ同様一定期間冬蟄するようである。

身延町でも種の上外、大島、上八木沢、榛草里等で捕獲されたことがある。

三、町指定のものとその他

(一) 建造物

ア、身延山 総門

身延町 元町

寛文五年（一六六五）九月建立し、寛保元年（一七四一）日朝上人のとき改修し、安政七年（一八六〇）日楹上人代屋根替をした四脚門（高麗門）で、樗の角柱、瓦葺である。高さ九・三五メートル、間口六・三六メートル、奥行三・六四メートル、自然石を礎石として、柱正面幅八五・〇センチメートル、柱側面幅五六・〇センチメートルで規模広大である。第三十六世日朝上人筆の「開会関」の大額が掲げてある。開会とは一切衆生の仏性を開発させ、すべてまとまる意味で、この関門はそういう信仰の境地に入るしという意味である。



樋之沢坊の門

この門のそばに、日蓮聖人と南部実長公とが対面されたとき、聖人が、腰を掛けられた「宗租御腰掛石」がある。この辺一帯を逢島と呼び、かつて県史跡名勝地に指定されたこともある。

（巻首写真参照）

昭和四十四年九月十二日町指定

イ、樋之沢坊門

身延町西谷樋之沢坊境内

寛文年間（一六六一―一七二）の建立で四脚門、丸柱、茅葺で間口二・二五メートル、奥行二・〇〇メートル、高さ四・〇四メートル



開基堂

である。

昭和四十一年六月一日指定。

ウ、開基堂

（二重塔）

身延山久

遠寺境内

間口五・四五

メートル、奥行

五・四五メートル、高さ約九・一〇メートルの建造物で、文明四年（一四九三）十一月、日徳上人勧請により建立した二重塔で、明治二十四年（一八九一）第七十五世日修上人代、祖師堂西へ上之山から移転建築したものを更に昭和九年（一九三四）二月宝物殿の西に移し、丹塗りの古雅な

九輪露盤が中央が聳えている。ここに身延山開基南部六郎実長公の坐像が安置されている。

昭和四十四年九月十二日町指定

エ、本師堂

身延山久遠寺境内

間口一八・一八メートル、奥行一四・五四メートル。旧西谷檀林

講堂を明治八年（一八七五）一月

本山大火の応急復旧のために同年

三月今の仏殿納牌堂の地に移転建

築された。昭和三年（一九二八）納牌堂建設のため鶯谷のほとりに移され、後更に昭和十二年（一九



本師堂

した堂宇と伝えられ、西谷の法界堂（毛堂）とともに身延山内の最古の材料を使った堂宇といわれている。内陣は寛永年間（一六二四）に、内廊は



丈六堂

身延町 上の山
七・二七メートル四方の建物で、身延山第十世日朝上人が本山を西谷から現在の地に移転した時、明応三年（一四九四）に宗祖御庵室の柱をもって建立



鬼子母神堂

三七）現在の地に移転し、布教および信徒休憩所に充てられた。昭和十三年（一九三八）一大改修が加えられ堂内の規模旧観を一新、別に荘厳の奥殿が新築された。奥殿は、間口八・七九メートル奥行五・一五メートルで川端半兵衛の寄進で、昭和十四年五月竣成した。

ここには立像の釈迦像を安置し左右に本山歴代、脇仏間には直檀大檀那の位牌が祀られてある。昭和四十四年九月十二日町指定

オ、鬼子母神堂

三）に修築したものである。昭和四十四年九月十二日町指定。ク、七面山本殿



思親閣本堂

奥之院大孝菴境内
間口一〇・九〇メートル、奥行一二・七〇メートル。日蓮聖人が九カ年の間よく登山し、東の方故郷安房の空をおがみ父母を慕い、恩師の面影をしのび回向された地で、海抜一、一四八メートルの所に建立してある。先ず日朗上人によってお堂が建てられ、宗祖の大孝を懐く人々の丹誠によって、道も開かれ堂宇も建築されたが、身延山第二十四世日要上人のとき、前田家の寿福院の堂宇寄進があつて寛永八年完工、其の後幾度か改築して現今の堂は大正二年（一九一

天明年間（一七八一）に建立したものである。昭和四十四年九月十二日町指定。

カ、丈六堂

身延町 錦ヶ森

一〇・九一メートル四方の建物で、身延山第二十六世日遍上人代建立、寛永三十年（一六四三）完工した。丈六の釈尊像は京都市中院日護上人の作と伝えられている。堂内に奉祀してある千体仙はお万の方の寄進である。初め本山前庭にあつたのを、第二十八世日眞上人代寛文四年（一六六四）に今に移転したものである。昭和四十四年九月十二日町指定。

キ、思親閣本堂

奥之院大孝菴境内

身延町 七面山

海抜一、六九九メートルの七面山に建立された、七・二七メートルに七・三〇メートルの堂宇で、構造優雅典麗で、しかも絢爛豪華、極彩色の格天井、欄間に描く天女像も、また留魂丹精の作である。

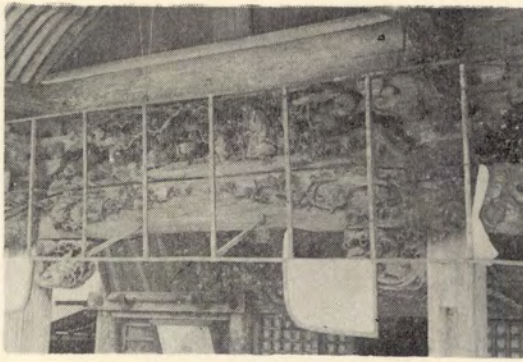
前に拝殿と幣殿があり、拝殿は一三・六四メートルに九・〇九メートル、幣殿は一〇・〇八メートルに八・一八メートルの神社建築の特殊形式で、一般建築様式の形を破った七面山本社独特の形式であるところから、通称七面造りと呼んでいる。大方の形式は入母屋造りの変形で四面鍔葺の入母屋破風となっている。どちらかといえば千鳥破風を四面に寄せ、棟は十字になっている。正面は全面軒唐破風となって現代建築の常識を無視した様式である。

延宝三年（一六七三）八月九日、本殿庫裡等を建立、前面「七面大明神」の額は、延宝七年（一六七五）九月関白鷹司房輔卿筆で「宝珠院」の額は、身延山第六十四世日潤上人の筆である。（巻首写真参照）

昭和四十一年六月一日町指定。

ケ、清正公堂

清住町遷泉坊境内



清正公堂欄間の彫刻

清正公堂は、文化年間（一八一〇七四）の建立の南谷教泉坊を現在の地に文政年間（一八二九）再建したもので、間口七・三一メートル奥行九・〇九メートルで檜の丸柱で瓦葺である。正面向拝は三・六四メートルに二・七一メートルで、本堂との間は、左上り竜、右下り竜で、つなぎ、仏がかくし彫りされていると伝えられている。



清正公堂

衛邦秀、喜道永秀、徳藏俊秀の小沢流彫工の名が彫ってある傑作である。

昭和四十一年六月一日町指定となる。

コ、大野山本遠寺本堂

身延町 大野

養珠院お万の方の寄進で、間口二一・八二メートル、奥行二五・四五メートル、瓦葺の大建築で寛永三年（一六二六）大工棟梁山田佐兵衛尉が池上新之丞指図によって建造されたといわれ時代を表わした豪壮な建造物である。

昭和四十一年六月一日町指定となる。

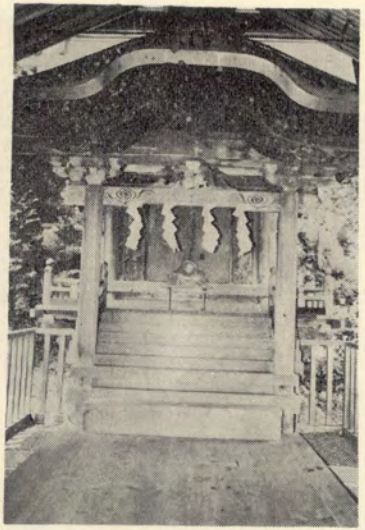
サ、一宮加茂神社本殿

身延町 下山

身舎 間口 二・〇二メートル
奥行 一・六三メートル
向拝 間口 二・〇八メートル



大野山本遠寺本堂の正面



一宮加茂神社本殿

奥行 一・四
七メートル

一間社流造り
檜材を使用し、
屋根は銅葺である。
身舎の表は
四手先、裏は二
手先、二段の斗
拱で支えられ、
蛙股の束の中に

彩色の菊の彫刻があり、左右の蛙股の束の中に鳳凰、向拝の蛙股の束には獅子の彫刻がある。社殿は紅穀、彫刻は呉須を用いて塗っており、桃山期の形式を模した建築物である。棟札によると、元和七年（一六二一）十二月念二日、棟梁竹下喜兵衛によって建築したものを、元禄二年（一六八九）石川伝右衛門、佐野甚左衛門、松村治兵衛等が修理し、更に昭和三十年石川信光、松木繁春、佐野富一等によって大修理され、檜皮葺を銅葺にした、拜殿は文久三年（一八六三）三月十九日、牛奥喜兵衛、石川市郎左衛門等によって建築、間口九・〇メートル、奥行五・五〇メートルの茅葺である。本社殿は下山大工の本町内に残した著名な建物として大い意義ある建築である。

昭和四十四年四月五日町指定となる。

シ、古仏高祖御厨子

下山 本国寺 蔵

間口 〇・九八メートル

奥行 〇・六九メートル

高さ棟まで一・九一メートル、台の高さ〇・一九メートル、屋根は厚さ三・〇〇センチメートルの板葺きで前妻造り、正面千鳥形破風、二手先造り上段は一センチメートル角六八本、下段は五八本、斗拱は三段で群青塗、柱は六・五〇センチメートルで金箔、正面左右の唐獅子、扉は観音開き朱



古仏高祖御厨子（本国寺寿蔵）

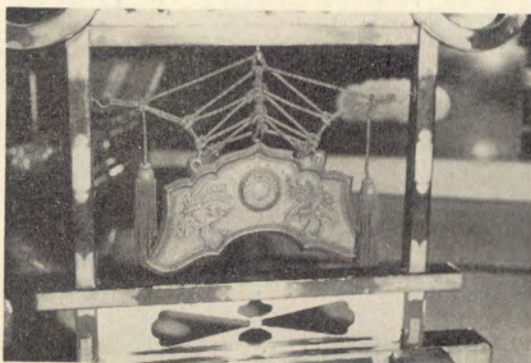
化七年（一八一〇）作の磐の台、佐野清治郎寛政年間作の須弥壇等、下山大工の優れた作品が配置されてある。
昭和四十四年四月五日町指定となる。

(二) 工 芸

ア、覚林坊の磐

身延町東谷 覚林坊 蔵

磐のことは本国寺の磐で説明したが、覚林坊の磐は、上縁六弧、下縁は三弧で構成され胎厚はほぼ等厚で比較的厚作である。規模は、肩間二八・八〇センチメートル、弦三五・五〇センチメートル、博一三・〇〇センチメートルという大きいもので、右孔雀、左鳳凰が配されていて、延宝六年（一六七八）五月の銘がある。



覚林坊の磐

昭和四十一年六月一日町指定となつた。

イ、穴山信友夫人使用の椀

身延町下山 南松院 蔵

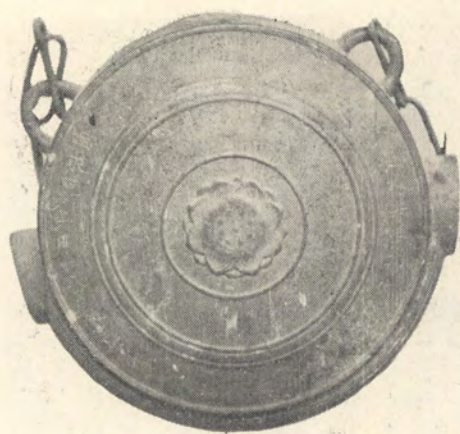
外側黒、内側朱、塗は幼稚であるが螺鈿をちりばめてある。永禄頃(一五五八)の甲州物の特徴をあらわした信友夫人使用の大小五箇の椀である。

昭和四十四年九月十二日町指定。

ウ、長谷寺の罎口

身延町下山 龍雲寺 蔵

古くは金鼓といったが、後世形の上から「ワニグチ」と呼ぶようになった。この罎口は径三六・〇〇センチメートル、厚さ九・〇〇センチメートルで



長谷寺の罎口



穴山信友夫人使用の椀

「菩提山長谷寺堯尊改之寛永四丁亥六月十八日施主下山村女中方治工沼上吉次」と鑄造銘をもつものである。

昭和四十四年九月十二日町指定。

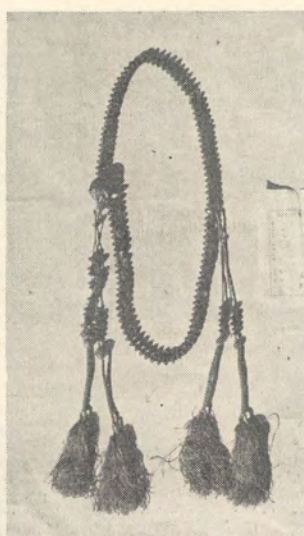
エ、一宮の数珠

身延町下山 一宮 蔵

材質 ボダイ樹

総丈一・〇五メートル、

主珠丈三七・〇〇センチメ



一宮の数珠

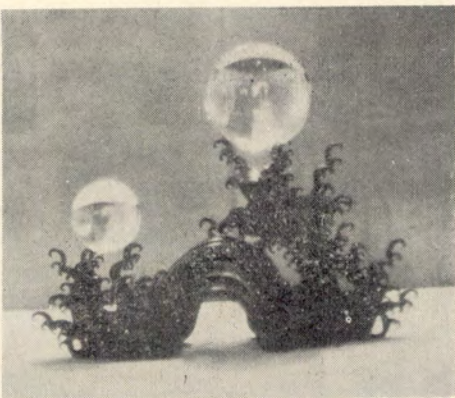
は華嚴宗の系統をひくものである。おそらく信玄公以前より造られていた特殊な数珠で、あるいは支那から渡来したものと見られる。

昭和四十四年九月十二日町指定。

オ、火玉、水玉の水晶

身延町下山 望月栄 蔵

日の珠、月の珠とも称し、火玉直径一〇・二〇センチメートル、水玉直径七・一〇センチメートルで幾分茶色を呈している。この水晶の珠は大小



火玉・水玉の水晶

二箇で、明治十三年(一八八〇)明治天皇山梨県行幸のみぎり、本県より献上したものを明治三十九年(一九〇六)伯爵田中光頭が拝受し、珍重所蔵していたのが望月家に伝わったものであって、稀に見る大きい水晶の珠である。箱の蓋の内側に、明治丙午年極月中旬拝受田中青山と墨書してある。原石は御岳神社の内藤宮司の所有したもので、下部で一抱半、高さ一

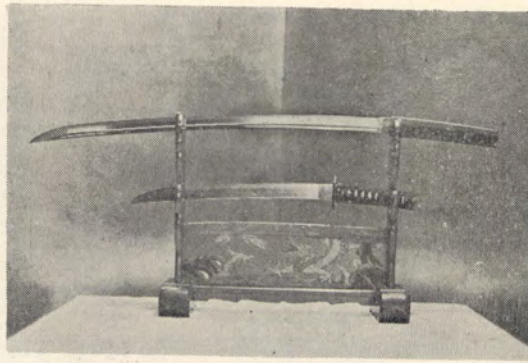
・三六メートルもある原石の上の部分で造ったものである。

昭和四十四年九月十二日町指定。

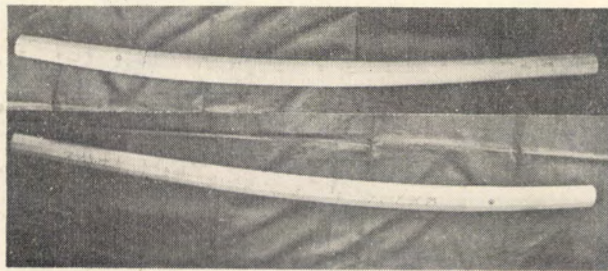
カ、太刀 一口

身延町下山 望月栄 蔵

無銘であるが、五郎入道正宗の作と鑑定されている。長さ六九・三九センチメートル、反り一・四五センチメートル、目釘穴三ツ、白鞘で鞘書に「五郎入道正宗、長二尺二寸九分、表裏樋有之磨上無銘也明治二十六癸巳三月審査記之洛北鷹峰隠士徳有齊光悦九世之劣孫六十八齡本阿弥長識代七百文」とある。



正宗の太刀と脇差（望月栄蔵）



正宗の名刀と鑑定した本阿弥長識のさや書

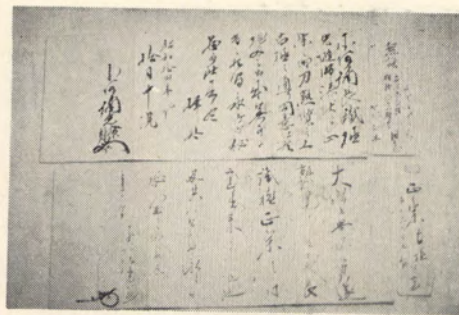
また、本阿弥光遜、本阿弥光瞭の長識の鑑定について同意書のある名刀である。
五郎入道正宗は嘉暦（一三二六―二八）頃の人で、刃文は五の目乱である。

昭和四十四年九月十二日町指定。

キ、脇指 一口

身延町下山 望月栄 蔵

銘秋広、長さ三七・七〇センチメートル、反り〇・六〇センチメートル、目釘穴二ツ、秋広は相州住で文和（一三五二―五五）頃の人であり、刃文



本阿弥光遜・光瞭の同意書

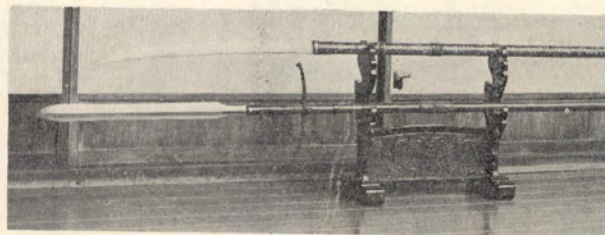
は五の目乱である。

昭和四十四年九月十二日指定。

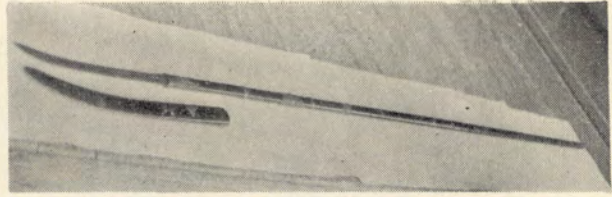
ク、大身槍 一振

身延町大野 青沼達明 蔵

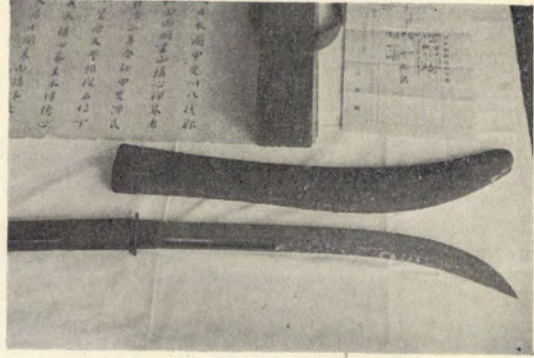
銘吉秀、嘉永七年寅二月作、長さ五三・九四センチメートル、反り〇、目釘穴二ツ、柄二・一八メートル、昭和三十六年十一月二十九日日本美術刀剣保存会より特別貴重刀剣として認定されている。
昭和四十四年九月十二日町指定。



大身槍と長巻（青沼達明蔵）



薙刀 (龍雲寺蔵)



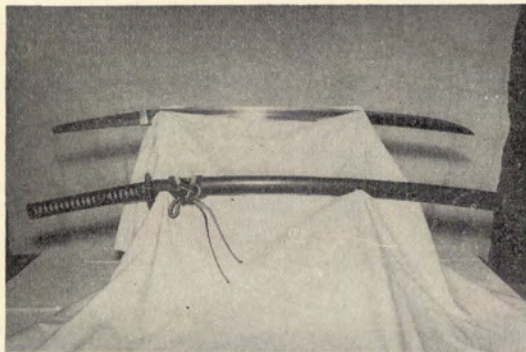
薙刀 (接心庵蔵)

ケ、薙刀 一振
 身延町下山 龍雲寺 蔵
 銘兼則、長さ三五・〇〇センチメートル、反り一・二三センチメートル、目釘穴一ツ、柄一・九六メートル、甲斐守穴山信繩夫人所持のものと伝えられている。兼則は美濃の住で永正(一五〇四—一〇)頃の人で今なおすばらしい切味をもっている。
 昭和四十四年九月十二日町指定。

コ、薙刀 一振
 身延町和田 接心庵 蔵
 無銘、長さ四一・〇〇センチメートル、反り一・三〇センチメートル、目釘穴一ツ、柄一・〇〇メートル(半分に切断してある)、貞治二年(一三六三)接心庵開基の小笠原大学頭義永が使用のものと伝えられている。戦後進駐軍に提出したのを、名刀の故をもって返還された薙刀である。



次家の太刀 (青沼達明蔵)



兼房の末古刀 (青沼達明蔵)

昭和四十四年九月十二日町指定。
 サ、長巻 一振
 身延町大野 青沼達明 蔵
 銘出羽大椽藤原国路、長さ五七・五七センチメートル、反り一・二一センチメートル、目釘穴二ツ、柄一・二七メートル、国路は寛永年間(一六三四—四三)の人で山城の住であり、刃文は五の目乱である。昭和三十六年六月四日、日本美術刀剣保存会より特別貴重刀剣として認定されている。
 青貝螺鈿柄薙刀拵 責金鉄地 唐草象嵌 翰朱塗 石突鉄は昭和三十六年六月四日特別小道具として、日本美術刀剣保存会より認定されている。
 昭和四十四年九月十二日町指定。
 シ、太刀 一口
 身延町大野 青沼達明 蔵
 銘次家、長さ六二・四三センチメートル、反り二・五八センチメートル、目釘穴三ツ。次家は承元(一二〇七—〇九)頃御島羽上皇に奉仕した

鍛冶の一人で備中（岡山県）青江の住で、八月の御番鍛冶である。刃文丁字乱。

現在残っている作品は極めて少なく、貴重な文化財である。古刀を取り扱っている人でさえ、この太刀を入れて全国で三口しか見ないといっている。昭和三十六年六月四日、日本美術刀剣保存会より特別貴重刀剣として認定されている。

金沃懸地梅唐草文鞘太刀拵 目貫梅花図銀地容彫 総金具銀地唐草文毛彫
昭和三十九年三月二十二日、日本美術刀剣保存会より特別貴重小道具として認定されている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

ス、末古刀一口

身延町大野 青沼達明 蔵

銘関兼房、長さ七〇・六一センチメートル、反り一・九八センチメートル、目釘穴二ツ刃文三本杉。兼房は美濃の住、永禄（一五五八―六九）頃の人である。昭和四十一年三月二十七日、日本美術刀剣保存会より特別貴重刀剣として認定されている。

茶石地塗鞘打刀拵 縁頭唐武者図 銘奈良春寿造 目貫鐘馗図赤銅地

鐔蝶図鉄頭変形

昭和四十年九月二十六日、日本美術刀剣保存会より特別貴重小道具として認定されている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

セ、太刀一口

身延町大野 青沼達明 蔵

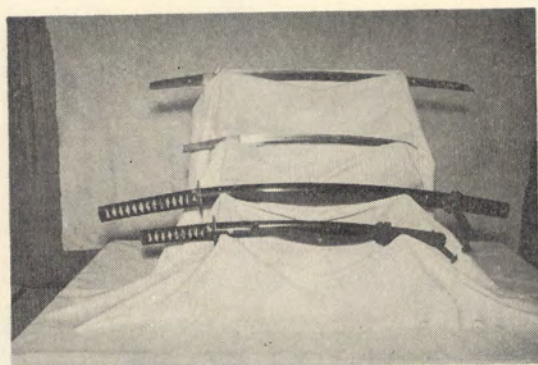
銘家次、長さ六三・九四センチメートル、反り一・五二センチメートル、目釘穴一ツ、家次は加賀の住、永正（一五〇四―二〇）頃の人である。刃文五の目乱。

昭和四十二年四月二十三日、日本美術刀剣保存会より特別貴重刀剣として認定されている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

セ、脇指一口

身延町大野 青沼達明 蔵



大 小（家次・無銘末三原）（青沼達明蔵）



脇差（忍者刀）青沼達明蔵

無銘（末三原）長さ四四・八五センチメートル、反り一・二一センチメートル、目釘穴一ツ。末三原は一四〇〇年より一五七三年頃までの備後の刀工の作で、刃文は直刃である。昭和四十二年四月二十三日、日本美術刀剣保存会より特別貴重刀剣として認定されている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

黒蠟色塗鞘大小拵 縁頭竹虎図赤銅魚子地 目貫虎図赤銅地 鐔竹虎図 鉄地丸形高彫 筭家紋唐草 小柄秋草図

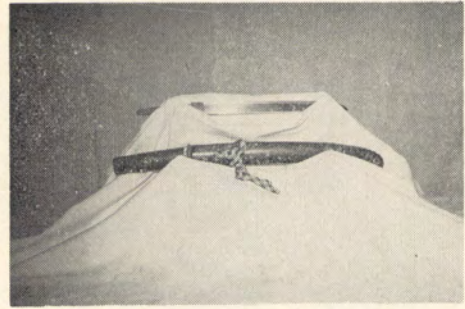
昭和四十二年四月二十三日、日本美術刀剣保存会より特別貴重小道具として認定されている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

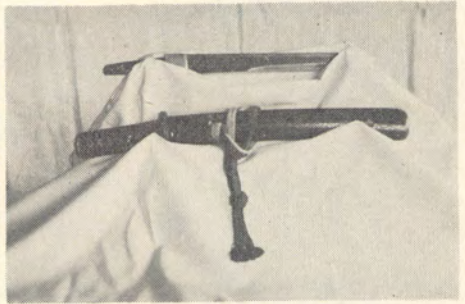
タ、脇指一口

身延町大野 青沼達明 蔵

銘近江高木住人久則花押天保口二口二月先勝。長さ三一・五〇センチメートル、内反り一・三六センチメートル、目釘穴二ツ、俗にいう忍者刀で



吉光の短刀 (青沼達明蔵)



寿秀の短刀 (青沼達明蔵)

刃の方に変曲した特殊のもので、刃文濡れ刃。昭和三十四年三月二十九日、日本美術刀剣保存会より特別貴重刀剣として認定されている。久則は甲府でも刀をうったこともある。

黒刻鞘脇指拵 総金具鉄地象嵌 小柄青銅魚子地

昭和三十八年十二月一日特別貴重小道具として日本美術刀剣保存会より認定されている。

昭和四十四年九月十二日指定。

チ、短刀 一口

身延町大野 青沼達明 蔵

銘吉光、長さ二四、三九センチメートル、反り〇、目釘穴一ツ。吉光は土佐の住、大永(一五二一―二七)頃の人である。刃文直刃鞘は塗り塗短刀拵で、昭和三十六年十一月二十九日特別貴重刀剣、特別貴重小道具として認定されている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

ツ、短刀 一口

身延町大野 青沼達明 蔵

銘寿秀、長さ二一・八二センチメートル、反り〇、目釘穴二ツ。寿秀は土佐の住、文化(一八〇四―一七)頃の人物である。刃文直刃。

雲形文塗鞘短刀拵 総金具布袋図 鑢銀地目貫犬図 赤銅地 鑢秋虫図 鉄地 小柄福禅図 鑢銀地

昭和四十三年三月三日、日本美術刀剣保存会より特別貴重小道具として認定されている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

テ、短刀 一口

身延町大野 青沼達明 蔵

銘兼先作、弘化四年八月日、長さ一八・三〇センチメートル、反り〇、目釘穴一ツ。兼先は因幡の住、弘化四年(一八四七)の作で刃文五の目乱、棟に樋があり刀身に梵字を刻してある。

昭和四十四年九月十二日町指定。

ト、太刀 一口

身延町塩之沢 鈴木正臣 蔵

銘備前長船住祐定、

長さ七〇・〇〇センチメートル、反り〇・九〇センチメートル、目釘穴一ツ。かつて進駐軍は刀剣類の提出をもとめ、その大部分を没収し優秀品だけを返した。この刀もその一として返還されたものである。

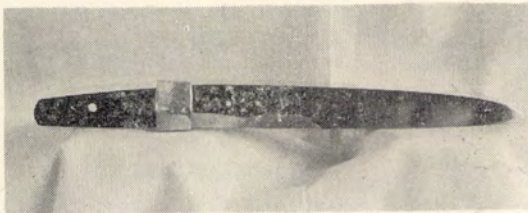
祐定の太刀 (鈴木正臣蔵)

昭和四十四年九月十二日町指定。

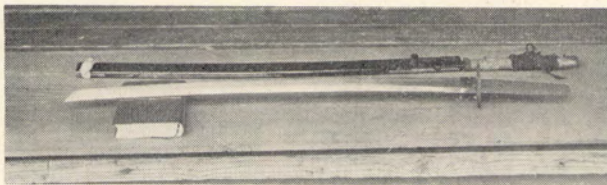
ナ、脇指 一口

身延町西谷

遠藤湛淳 蔵



兼光の短刀





穴山信繩使用の錠 (あぶみ) 竜雲寺蔵

し廣舎というか」とあり。多少年代のずれはあるが、千五百年代の刀工であったと思う。残念のことにその作品の現存するものの極めて少ないことである。(巻首写真参照)

昭和四十四年九月十二日町指定。

ニ、穴山信繩使用の錠

木質で、にかわ固め、漆塗り仕立である。

高さ 二六・五〇センチメートル

長さ 二五・〇〇センチメートル

幅 一二・〇〇センチメートル

穴山信繩使用の錠で、普通のものより大きく、飯田系図に「弓法相伝・五人張大勇力、荒馬乗り」とあるによっても、信繩がいかに偉大夫で剛勇の将であったかが知られる。

昭和四十四年九月十二日町指定。

銘甲州身延山廣舎、長さ四三・

二〇センチメートル、反り一・四

〇センチメートル、目釘穴一ツ。

白鞘である。廣舎は天文(一五三

二一五四)頃の人であるから、武

田信玄の活躍した時代の刀工であ

る。飯村嘉章著刀剣要覧によれば

「廣舎Ⅱ甲斐(天文)」「廣舎」刃

文直刃五の目湾心の足入りもあ

る」と記されており、なお甲斐国

志には「甲州身延廣舎慶長中(一

五九六一一六一四)の人なり、小

田舟原村に劍工内記なる者の墓所

というあり当村は身延の続なり蓋

とあり

身延町下山 龍雲寺 蔵

(三)彫 刻

ア、久遠寺日蓮聖人坐像

身延山 久遠寺 蔵

身延山大学の講堂に安置されている日蓮聖人坐像は、身長四〇・〇〇センチメートル、肩幅二九・〇〇センチメートル、膝幅三五・〇〇センチメートル、顔の長さ一四・〇〇センチメートル、顔幅一〇・〇〇センチメートル、檜材を使用した寄木造りで、日法上人作と伝えられる尊像である。

昭和四十四年九月十二日町指定。(巻首写真参照)

イ、久遠寺釈迦如来立像

身延山 久遠寺 蔵



久遠寺の釈迦如来立像



丈六釈迦像

総丈七五・〇

〇センチメー

ル、面長一三・

〇〇センチメー

トル、面幅一〇・

〇〇センチメー

トルの仏像で本

師堂奥殿に安置

せられ、踏分蓮

台上に立ってい

る。鎌倉時代の

作である。

昭和四十四年

九月十二日町指

定。

ウ、丈六釈迦像

身延山 上の山

総丈五・五八

一・五五メートル、面幅一・〇〇メートル肩幅一・七六メートルの仏像で、丈六堂に安置せられ、寛永年間（一六二四—一六四三）に京都鳴滝三宝寺中正院日護上人の作である。

昭和四十四年九月十二日町指定。

エ、三光堂金銅釈迦如来坐像

身延山上之山 三光堂境内

この釈尊の露坐仏は、六一・〇〇センチメートルの蓮華座の上に丈一・八二メートル、面長七〇・七二センチメートル、面幅五四・五五センチメートル、肩幅九三・九三センチメートル、膝幅一六〇・五九センチメートルある坐像で、京極信濃守高勝の寄進により明和九年（一七七二）造立した

金銅釈尊である。

昭和四十一年六月一日町指定と

なる。

オ、三門日荷上人像

身延山 久遠寺 蔵

日荷上人（六浦平次郎入道妙法禪門）像は、貞和四年（一三四八）八月四日京都四条の大仏師愛憎河島作之丞信紹の作で、首に日荷上人自筆と思われる「妙法」の二字が書かれてある。

総丈四五・〇〇センチメートル
面長一六・〇〇センチメートル、面幅一一・〇〇センチメートル、肩幅

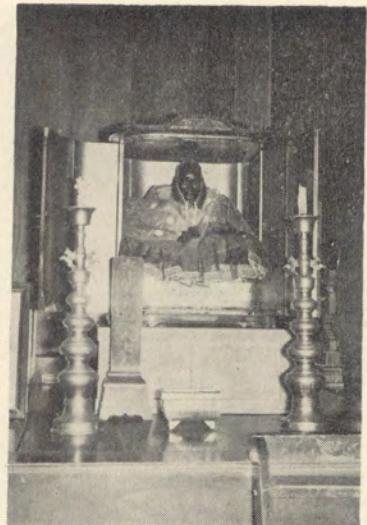
三〇・〇〇センチメートル、膝幅四九・〇〇センチメートルの坐像である。

昭和四十四年九月十二日町指定。

カ、三門二王尊像

身延山 久遠寺 蔵

定朝の作とも運慶の作とも称せられているが、身延山第三世日進上人代



日荷上人像

センチメートル、面幅三一・〇〇センチメートル、肩幅七五・〇〇センチメートル、布を張り漆をぬってある鎌倉時代の名作であると伝えられている。昭和四十四年九月十二日町指定。

キ、鏡円坊日蓮聖人像

梅平 鏡円坊 蔵

本像は、檜材を使用し総丈五〇・〇〇センチメートル、肩幅三五・〇〇センチメートル、面長一五・〇〇センチメートルで、面幅二〇・〇〇センチメートル、六老僧日興上人、中老僧日法上人の合作といわれている。台座の下面に自妙円寺 奉入当山

応安二年乙酉三月十六日

施阿闍梨月澄

寛永十九年壬午九月二十日

当房第□□

祖教円坊日守

敬營

六代日浣判

とあるので、妙円寺より移ったものと思われる。妙円寺は静岡県芝川辺にあった寺であったと思われるが今は判明しない。



三門二王尊像

昭和四十一年六月一日町指定となる。

ク、薬師如来像

帯金 静仙院下薬師堂 蔵

木造素地像高さ 一・一〇メートル、面長九・五〇〇センチメートル、面幅七・〇〇センチメートル、肩幅二五・〇〇センチメートル。

この像は木喰が八十二歳の高齡で日本を回国して故郷の丸畑（下部町）に帰るとき、身延を経て帯金に滞在した寛政十二年（一八〇〇）十月二十六日の作で、日本千体仏の一つである。

木喰の作はかくばったところがなく、「どこもかしこもまんなる」の彼



鏡円坊 日蓮聖人像

笑いは、飛鳥時代の仏像の微笑を思っておこさせる。

だがそれは堅苦しい形式の中の表情に生気を与える一つの工夫だったらしく、必ずしも普通に考える微笑ばかりを意味したものでなかった。

ところが木喰彫刻の笑いは、円満な心からくる真の微笑であって、木喰に至って初めて日本の仏像は笑ったといわれている。

昭和四十一年六月一日町指定となる。

ケ、南部六郎実長公坐像



南部六郎実長公坐像

身延山 久遠寺開基堂内

身延山開基堂の優美なお厨子の中に安置されている。檜の寄木造りで総丈五八・〇〇センチメートル、面長一五・〇〇センチメートル、面幅一一・〇〇センチメートル、肩幅三〇・〇〇センチメートル、膝幅四七・〇〇センチメートルの坐像で、左



木喰作の薬師如来像（静仙院）

の個性が作風にあらわれている。

笑顔をした仏像の多い木喰の造像の

手に経軸を持っておられる。かつて鏡円坊にあったのを本山に移し改めてここに安置したのである。

その昔南部師行等が興にのせ戦場を疾駆し、南朝のため忠勤をぬぎんてたと南部文書にある由緒ある尊い像である。

昭和四十四年九月十二日町指定。

コ、龍雲寺の十一面観音像

下山 龍雲寺 蔵



龍雲寺の十一面観音像

総丈台座共四六
・〇〇センチメー
トル、面長七・〇〇
センチメートル、
面幅五・三〇セン
チメートル、肩幅
一一・五センチメ
ートルで、行基作
とえられている。
大正十二年七月に

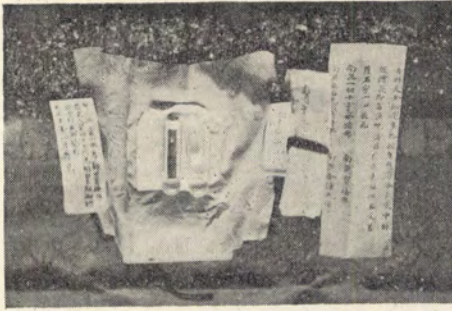
至り光明皇后の御頭髪と御襟掛の
舍利と伝えられる二品が胎内に秘
蔵されていることが発見された貴
重な観音像で金箔が施してある。

昭和四十四年九月十二日町指定

サ、長谷寺の十一面観音像

下山 龍雲寺 蔵

総丈台座共六〇・〇〇センチメ
ートル、面長九・〇〇センチメー
トル、面幅六・五〇センチメー
トル、肩幅一八・〇〇センチメー
トル檜の寄木造りで空洞である。首



光明皇后の御頭髪と御襟掛の舎利



長谷寺の十一面観音像

シ、降魔不動明王像

下山 龍雲寺 蔵

総丈台座共四七・〇〇センチメートル、面長五・〇〇センチメートル、
面幅三・五〇センチメートル、肩幅九・四センチメートル。



降魔不動明王像

龍雲寺が真言
宗であった頃の
本尊で弘法大師
の作と伝えられ
ている。これに
類似している仏
像が高野山に一
体あるとのこと
である。

昭和四十四年九月十二日町指定。

ス、南松院のいだてん像

下山 南松院 蔵

総丈七三・五〇センチメートル、面長八・二〇センチメートル、面幅
七・七〇センチメートル、肩幅一九・二〇センチメートルの御心体の観音
像は台座を含めて一六・七〇センチメートルの檜の一木造りで運慶の作と
言い伝えられている。いだてんの背後に、「御心体運慶の作文化七庚霜月



南松院のいだてん像

日新躰安置焉」と記してある。御心体は葵庵尼の看経仏と伝えられている。

昭和四十四年九月十二日町指定。

七、南松院の釈迦

仏

下山

南松院 蔵

総丈四〇・〇〇センチメートル、面長八・

四センチメートル

ル、面幅八・〇

〇センチメートル

ル、肩幅一九・

〇センチメー

トルの坐像で檜

の寄木造りであ

る。寺の言い伝

えはないが、江

戸時代の作で、



南松院の釈迦仏

均整のとれた仏像である。

昭和四十四年九月十二日指定。

ソ、本遠寺木造釈迦如来立像

大野 本遠寺 蔵

この仏像は総丈九七・七〇センチメートル、面長一一・〇〇センチメートル、面幅九・四センチメートル、肩幅二三・五〇センチメートル、で内

列のある檜の寄木造り、布張り漆箔の本格的な立像で、頭部内部にかすかにのこる墨書によって、今から七百余年前の文永三年（一二六六）五月法橋、覚慶等によって作られたものと知られる。

台座も時代は古く極めて精巧、厨子もまた工芸的価値の高い優れた品である。一説にこの像は、慶長十四年（一六〇九）本遠寺の創建以前からこの寺の庵寺に安置されてあったともいわれ、文永十一年（一二七四）日蓮聖人入延以前におけるこの地方文化を物語る貴重な文化財である。

昭和四十四年六月一日町指定。

タ、日 蓮 像

塩之沢 金龍寺 蔵

木造素地（樟材）

総丈 二五・〇〇センチメートル

面長 八・〇〇センチメートル

面幅 六・五〇センチメートル

肩幅 一一・〇〇センチメートル

膝幅 一八・〇〇センチメートル

像の背部に

千体内

聖朝安穩 増宝寿

日蓮大僧師 木喰五行菩薩

天下安楽 興正法 八十四歳花押

寛政十二庚申歳正月十二日成就

台座の裏に 五十歳 日得

奉読誦陀羅尼 南無日蓮大菩薩

開仏知見

寒中修業

と記されており、像の顔の円満な心からくる真の微笑は木喰ならずでは刻むことのできぬものである。

この像のみ、小刀、なた、鋸の四種類の工具で彫刻したものであろう。



木喰作日蓮像（金龍寺）

究家の小宮山清三も認めるところであり、また数多い上人の作品中、日蓮聖人像はただこの一体であることから貴重な文化財である。

チ、本国寺蔵木鼻の唐獅子

下山 本国寺 蔵

本像は上人が身延を経て帯金

静仙院に四十日

間いられたと

きの作品と思

う。いづれにせ

よ、その手法、

筆跡の木喰上人

であることは大

正末木喰上人研

釋材

右高さ

横

厚さ

左高さ

横

厚さ

この唐獅子は、明治八年（一八七五）国の重要文化財旧陸沢小学校を建築した松木輝殷の作品で、下山大工の堂宮建築として最後を飾る優れた技術を偲ぶ数少ない作品である。

なお高さ五五・〇〇センチメートル、横八〇・〇〇センチメートルの雲形も同様保存してある。

昭和四十四年四月五日町指定となる。



木鼻唐獅子（本国寺蔵）

(四) 書

跡

ア、墨書大般若波羅密多經 六百卷

下山 南松院 蔵

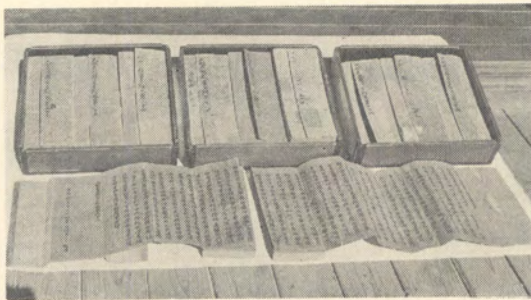
各巻縦二五・七〇センチメートル、横九・五〇センチメートル、厚さ一・八〇センチメートルの経本で、六百巻を百巻ずつ六つの箱に蔵めてある。康暦二年庚申（一三八〇）より至徳二年乙丑（一三八五）に至る間の奥書あるのを穴山伊守豆信友再修したものであり、経師高野山教順坊又助椽名員の名がある。天文十六年（一五四七）十月穴山信友が天輪寺に納めたものが南松院に移った経本である。

昭和四十四年九月十二日町指定。

ア、法華經 八卷

下山 南松院 蔵

応仁元年（一四六七）正月十五日の奥書のある。縦一五・二〇センチメートル、横五・〇〇センチメートル、八冊の厚さ一二・五〇センチメートル



墨書大般若波羅密多經

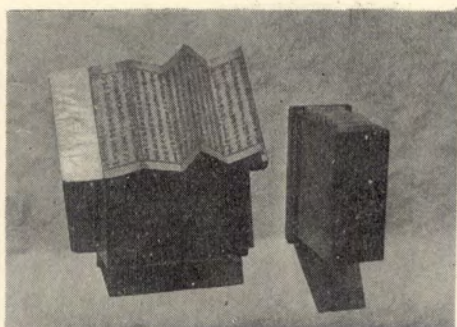


法華經開結 (本国寺蔵)

此為且後經者此經不可無也昔可也其之元經之十之重慶
 會後其善者若所不空願為改易之飲有後其於別
 慶長七龍專子三三三三
 沙門述

エ、刺繡の法華經 一卷
 下山 本国寺 蔵

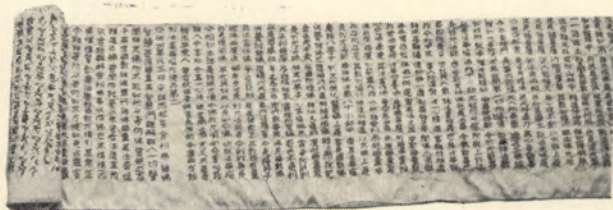
幅一三・五〇センチメートル、長さ五・五七メートルの白絹布に、紺糸で一センチメ



法華經八卷 (南松院蔵)

ルの経本で箱に収められ信友夫人葵庵尼所持のものである。
 昭和四十四年九月十二日町指定。
 ウ、法華經開結 十巻
 下山 本国寺 蔵

縦三一・〇〇センチメートル、横一〇・五〇センチメートル、厚さ各巻ともことなる折本である。
 この経本は身延山第二十二世日遠上人の出版で、巻末に学校妙玄庵常什慶長十七竜集壬子盛夏日と記してある。



刺繡の法華經 (本国寺蔵)

メートル角の字で縫いとった経巻で、はじめのところを、一七・〇〇センチメートル位切りとっておるのはお守にしたためである。
 序品第一見法大衆得未曾有より方便品第二終りまで、養珠院殿の丹念こめて縫った巻物で、刺繡経は全国稀のものでその信仰の深さには頭のさがる思いがする。

昭和四十四年九月十二日町指定。

オ、無量義經並に観普賢經の二品写経 下山 龍雲寺 蔵

法華經無量義經德行品第一
 幅二五・〇〇センチメートル、長さ八・三八メートル、初め一五・〇〇センチメートルは文珠菩薩のかけた理由が書いてあり、終り一二・〇〇センチメートルには文字がない。



法華經無量義經德行品第一

仏説観音賢菩薩行法經

幅二五・六〇センチメートル、長さ七・三五メートル、初め一五・〇〇センチメートルに文珠菩薩の図がかいてあり終り三センチメートルには文字がない。

両巻とも紺紙に金泥で書いてある経巻で、日蓮聖人の真筆ともまた所持したとも寺にいい伝えられているが、書体から見て所持していたものと思ふ。

武田信玄が身延山に強請し貰い受けて、二巻を竜雲寺に納め他の八巻は甲府の大泉寺に納めてある。

昭和四十四年九月十二日町指定。

カ、日蓮聖人書翰断片

梅平 近藤たねじ 蔵



日蓮聖人書翰断片(表)

この書翰断片

は日乾、日脱両

上人の裏筆で、

昭和四十一年六

月一日町指定と

なる。

キ、匠家雛形増補初心伝 六冊

下山 本国寺 蔵

文化年間から近年に至るまで、堂宮建築に従事する大工の必読書として全国的に著名の書である。文化九年(一八一二)の発行以来、版元も何回か変り明治になってからも出版されている。この書の内容は、

上巻二冊……高

欄の割りから

種の太さ、柱

の太さ、斗拱

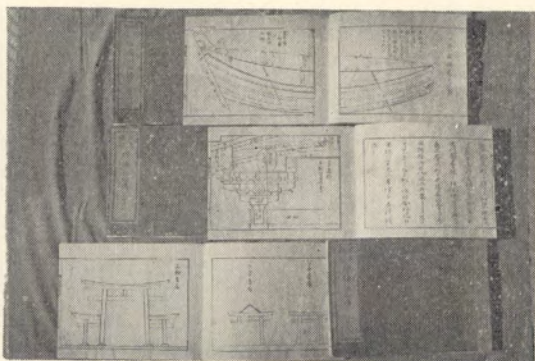
の割り方、隈

木檜様



日蓮聖人書翰断片(裏)

中巻二冊……きざはし、脇障子、扉前、屋根の仕方、箱棟



匠家雛形増補初心伝

(五) 天然記念物

ア、本遠寺の大クスノキ

身延町 大野本遠寺 境内

五〇メートル、

樹高約一六・六

〇メートル、枝

張り東約八・〇

〇メートル、西

約七・五〇メー

トル、南約一一

・五〇メートル

北約四・五〇メ

ートルで、枝は



本遠寺の大クスノキ

下巻二冊……鳥居、三間社、神

輿、玉垣

となつていて、本殿建築の木割りの順を基本として一応堂宮建築の標準を系統づけての書である。

この本の著者石川七郎左衛門は、源重甫、源重郷、源重豊とも称し、相当の頭脳と学力のある人であつて、稀に見る傑出した人物であつたことが想像される。

昭和四十四年八月十二日町指定。

南側に繁茂しているが北方は日光に背き寒風に吹かれるから充分にのびられない。

大野山本遠寺の創設は慶長十三年で（一六〇八）このクスノキはその当時または直後植えたものであろう。

したがって樹齡は三二〇年位と推定される。

本県のような寒地では珍しい大木で、おそよく県下一の大樹であろう。昭和四十一年六月一日町指定となる。

イ、常福寺のお葉付イチョウ

下山 常福寺境内

根元の周囲 六・九一メートル
目通り幹囲 四・一九メートル
樹 高 約二〇・〇〇メートル



常福寺のお葉付イチョウ

枝葉よく繁茂して樹勢旺盛である。これは根元に盛土をして保存せられ、且つ畑に接しているので根を踏まれることが少ないのによると思う。

ただ寺の火災の際に幹の一部が焼けているのは残念である。果実は普通、葉上共に顕著で顆粒もまた大である。

昭和四十四年四月五日町指定となる。

ウ、長谷寺のお葉付イチョウ

下山 竜雲寺所有

根元の周囲 九・三九メートル
目通り幹囲 三・九四メートル
樹 高 約二三・九〇メートル



長谷寺のお葉付イチョウ

長谷寺跡にあるイチョウで、地上七メートルで大枝を出し、幹は三またとなつて小枝が群生している。樹勢は旺盛であるが根は庭に拡がって露出しているところもある。

葉上結実、普通結実と相混じている。

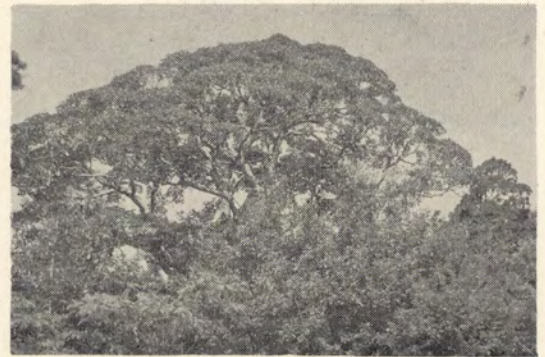
昭和四十四年四月五日町指定となる。

エ、神の平タブノキ

波木井一区 坂八幡神社境内

根元の周囲 三・四〇メートル
目通り幹囲 二・七〇メートル
樹 高 約一二・〇〇メートル

樹令約三百年ないし四百年と推定される。タブノキは暖地性の常緑の大高木で、本州、四国、九州の暖地の主として海岸に多い。五六月頃黄緑色の花を開き、初秋のころ実は黒紫色に熟し、果柄は赤色を帯びる。鳥によつてたやすく分布し、その分布は気候を示すものとして興味がある。別名



神ノ平のタブノキ

をイヌグスまたはタマグスともいい、本地方ではタマと呼んでいる。タブノキは富士川をさかのぼって北上し、富士川の兩岸標高約四〇〇メートルまでの地に分布し、身延が本県における北限となっている。

本樹は県下においてはタブノキの分布の北限にあり、その上相当の大木で、しかも自然の樹形を呈し、学術上きわめて貴重な資料である。昭和四十四年四月五日町指定となる。

オ、湯平のツクバネガン 湯平 八幡社境内

根元の周囲 三・八五メートル
目通り幹囲 三・六〇メートル
樹 高 約一四・五〇メートル



湯平のツクバネガン

この木は枝先に四枚葉がつきつくハネに似ているのでこの名がある。南部町の佐野川の上流と富沢町石合辺りの杉林の中に生えているが南巨摩には他に見

当らない。

本樹のようなものは山梨県としては珍しい大木である。

身延町にはアラガシ・シラガシ・ウラジオガシ、ツクバネガンの四種のカシがはえている。

昭和四十四年四月五日町指定

カ、清子のヤブツバキ 清子水久保 望月織重宅地

根元の周囲 二・五〇メートル
目通り幹囲 二・五〇メートル

樹 高 約八・五〇メートル



清子のヤブツバキ

あり、幹にはノキシノブがはえ、キツタ、カラスウリなどがからまつていて、主幹は枯れて枝の一本が現在主幹となっている。根が東西に約一メートルの高さで現われているが樹勢は旺盛で、花季は沢山の花をつけて見事である。

本樹は種類の巨樹として県下稀に見る貴重な椿である。昭和四十四年四月五日町指定となる。

キ、山田屋裏のお葉付イチョウ



山田屋裏のお葉付イチョウ

身延 山田屋裏

根元の周囲

五・八五
メートル

目通り幹囲

五・三〇
メートル

樹 高

約二五・
〇〇メー
トル

地上10メートル位のところから、南にのびた大きい枝に大きい気根が、その下の小さい枝に小さい気根が数本ずつ垂れている。樹勢は旺盛で、二三年生位のいぬかやが着生している。

昭和四十四年四月五日町指定となる。

ク、蓮華谷のお葉付イチョウ

元町 花の坊境内

根元の周囲 5・00メートル
目通り幹囲 5・00メートル
樹 高 約30・00メートル



蓮華谷のお葉付イチョウ

東西北に枝が著しく下垂している。主幹は枝が折れ老化の現象が樹肌に見られるが、三本の根元より生えた若木は枝葉旺盛に繁茂している。根が地上に

あらわれ殊に北の傾斜地に太い根がよく現われている。南天、のきしのび、木づたなどが着生している。お葉付の現象は少ない。

昭和四十四年四月五日町指定となる。

ケ、本遠寺のシダレザクラ

大野 本遠寺裏の傾斜地

種類 イトザクラ

本樹は大野山本遠寺庫裡裏の東面した傾斜地に立っているもので、その規模は根元周囲三・四〇メートル、目通り幹囲二・九〇メートル、地上約五メートルで三幹に分かれている。枝張りは東約一一・〇〇メートル、西約八・二〇メートル、南約九・〇〇メートル、北約八・二〇メートルである。



本遠寺のシダレザクラ

るが南東と北西にのびた枝は更に長く伸びている。

本樹は東面した上部の枝は多少枯れているが、他はよくしだれている。樹高は約一五・〇〇メートルである。

花期は三月下旬で他にさきがけて咲き、その美しさは賞賛的である。

幹に空洞もなく、枝先に少しの枯損を認めるが、樹勢は極めて旺盛である。

昭和四十四年九月十二日町指定

第七章 文芸と芸術

第一節 文芸

一、俳句

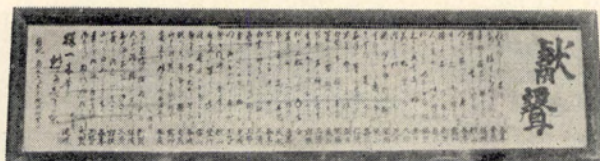
全山の紅葉錦に輝ける

日 静

身延の俳句は、大崩の寺に残る其日庵列山と、暁鳥亭百咄宗匠の選による奉額に文政八酉歳（一八二五）九月とあり、他の一面に一字庵霖旭と花王庵連曜兩宗匠選に嘉永五壬子（一八五二）大安日とあり、身延山上之山鬼子母神堂の天保年間（一八三〇年頃）のものもある。
これ等の額から考えて身延の俳諧はこの頃から盛んになったものである
うと思われる。

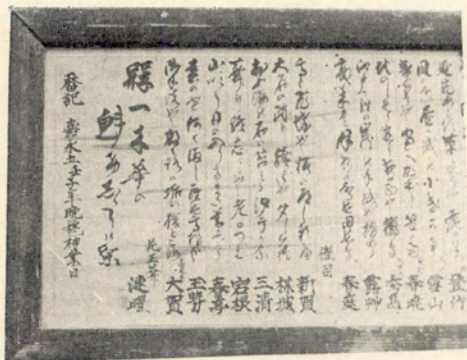
(一) 身延の俳人とその作品

一字庵—一世鳳州	池上 重兵衛
二世霖旭	望月 宗太郎
三世鷺村	松野 義路
四世米融	松野 喜一
五世松旭	志村 久一
六世仔兆	僧 侶
山彦庵—一世雨光	



大崩の金福寺にある句額

一世花中	松久庵—一世花笑
三世初音	二世美月
四世一華	春曙庵—一世花山
	二世花山
	三世花山
	花王庵—一世連曜
	遠藤梅洲
	梅廻本—一世松軻



同・部分

望月 儀兵衛	望月 清十郎	望月 京太郎	遠藤 正藏	笠井 美充	佐野 丑太郎	佐野 繁雄	佐野 正	遠藤 源十郎	今村 松吉
--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	------	--------	-------

お彼岸の太鼓朝から鳴りにけり

枕流

(二) 身延俳団

鏡香園竹風(田中孝一)初代団長として俳誌「仏法僧」を三十六号まで発行したが、第二次世界大戦のため休刊となった。戦後「雲海」と改め、二代松久庵美月(笠井美充)、三代梅廻本仙兆(山本金次郎)、四代昌笑庵仔兆(志村久一)、五代松久庵美月(再選)とつづき、二〇〇号に達している。

雲海誌友は他町村にまで及んでいる。

寺町の桜に宿を選びけり

石切りに疲れし身体干し布団

激しき雪静かな雪と降り積る

新らしくペン先も替え事務始め

風群を抜いてさゆらぎなきまでに

大炬燵離れて愛の便り読む

襟足の美しき女白き足袋

法鼓止めば合の静寂の又寒夜

運動会白き分列青き空

つなぐ手の伸び縮みして雪解道

月見草寝るをも惜しむキャンプ哉

眼に泌みる青葉若葉の旭を返す

月蒼く出水の怒濤靄の這う

紅梅や家点々と村貧し

卓上の花に松虫来て楽し

久方に笛の音流る小正月

大磯に波の碎ける良夜かな

梅三分乙女の望ひそと告ぐ

名の高き滝にひたりて雨を乞ふ

美流 紅石 千陽子 三三子 柳兆 孝信 玉泉 新し 九生 花城 曉風 辰敵 英夫 松風 秀臣 智恵女 醉子 勝久 美声

二世仙兆
天外庵—一世弘人
佐野 山本 金次郎

二世碧園
市川 清 弘

鏡香園—一世竹風
田中 孝一

二世秀兆
望月 秀雄

松琴軒—一世美月
笠井 美充

二世嶺兆
笠井 信明

清流庵—一世旭扇
望月 祥

二世三三三
望月 二郎

南松園—一世藍丘
小林 由太郎

二世枕流
小林 彦三

行く先を照らす枯野の月夜かな
落ちるとは思わぬ色の椿かな
する墨のうつるや梅の匂う月
元朝や甲斐に富士あり身延あり
一人前水も働く鳴子かな
月雪に優る眺めや花の中
嘴よせて子に餌をやる親雀
美しき俳泉塚や春の月
秋高し気も晴れやかの大自然
雲海の彼方に浮ぶ不二の峯
南天の実の赤赤と時雨哉
梅咲いて維摩のよとぞなりにけり
わけて香の深き今年や菊盛る
手をつけて飲みし跡あり岩清水
山の色田の色秋をしかと知る
初笑い豊に子等の寝覚め居り
濡れまじと思えば狭し露の道
動かさる影一ついて余寒の灯

寐旭 融旭 米旭 松旭 仔兆 雨光 花中 初音 一華 美月 花山 連曜 梅洲 松軻 仙兆 秀兆 嶺兆 旭翁 三七三

集い寄る羽音妖しく誘蛾灯
百合の香の流るる朝の小径かな
理髪舗の鏡の中の大夕立
県境の標識白し青嵐
霜続く野辺に唄立つ法の山

五浪
花峯
東晃
了声
耕子

(三) 身延山ホトトギス会

昭和二十七年創設、責任者は上田正久日で毎月一回例会を身延山宿坊で開いている。

例会にはホトトギス同人「裸子」主宰堤佛一佳の指導を受けて時には吟行会をも催し会員数は約三〇名ほどである。已に、高浜虚子、星野立子、高野素十、山口青邨等を招いて句会を催したこともある。上田正久日の句集「句道仏心」は昭和二十五年より昭和三十七年までの作品の中、四〇〇余句を載せたもので仏教者として特徴ある作風がにじみ出ている。

本山の技垂桜の庭を掃く
客殿に僧ざわめきて松の花
春の風屋上に入歩きをり
一と本の広き庭占め大ざくら
西谷の桜に埋もれて坊十戸
坊々に法鼓鳴り継ぎ明易し
西谷の梅に囲まれひそと住む
参拝の信徒もてなす冷やし麦
卯の花や参詣しげき御本山
師の坊の追悼供養春の宵
坊の庭鳩の歩みに春暮るる
峰々の修行太鼓や紅葉散る
住み馴れて仏の町に菊作る
老僧の尊き筆や花便り
番傘の僧のゆくえに花のあり

正久日
きよ
五百里
達子
志華絵
星光
稲花
多香子
螢光
東晃
芳蘭
冬月
南石
まさえ
照雄



身延を訪れた高浜虚子と身延山ホトトギス会の人々（武井坊にて）

鳥鳴いて谷間の春の出店旗
堂広し残る寒さに経を誦す
花の坂下り来し柚は無愛想
ここに又枝垂桜が松の中
線香の香はよきものぞ春の風
団参の勧誘はなし春の風
句のゆかり花のゆかりと重なりて
山門へ七夕の町つづき居り
高浜虚子等来身のときの句
本山の春の夕の詣で人

碌山
妙昭
春江
之妍
玉泉
ただし
美保子
耕子
高浜虚子

鐘聞いて水鳴楼に春惜しむ
七面の雲より落つる春の水
照らさるる皆僧ばかり虫かがり
仏法僧鳴く夜もあらな坊泊り

星野立子
山口青柳
高野素十
堤俳一佳

(四) 下山俳句会

下山本町松木仁三郎は古見豆人の指導をうけて俳句の道に入り、昭和十八年下山において朱日等とともに俳誌大富士に加入、下山俳句会大富士支部を結成毎月会員宅において句会を開き主幹豆人を年一、二度招いて修練につとめた。

昭和三十三年豆人の句碑

「天の川安房へ久遠に流れいて」

を本国寺境内に建立し、同時において記念大会を開催、参会者数十名盛大であった。

昭和三十四年豆人の没にあい、雲母に転じ支社となり再度主幹龍太を迎えて指導を仰いだ。

瞬けば秋光蝶となりにけり
鴨鳴いて小雪の谷をひろげけり
立冬の風に押さるる鶏の尻
大夕立馬糞をほぐし上りけり
胎動に穂麦の青さ見ていたり
行水におしろいの花ほの白し
緑陰に子を負い寄りし老婆たち
夏の虫思案の壁の白すぎで
坂東太郎花に荒々しき別れ
空梅雨や壁の割目に蜘蛛の糸
うそ寒や台風の目の大きな陽
別るるも会うもこの辻椿咲く
ちちははの声のかへらぬ法師躰
女工らの素顔に董うつりけり

素人
柚高
朱月
一善
希佐女
和女
一史
草半
爽星
秀河
雪魚
素吟
積水浪
貞女

冬銀河黄河はいまも濁りをらむ
雲垂るる道暑し女蛇を打つ
炎天や真白きベツト傍観す
死はすでに定まる舌に黒ぶどう
蜂疲れをり美しき夕焼に
父ねむる土より重く雪降れり

延麓
岳春
高尾
白路
白燕
学梁

(五) 豊岡公民館文芸サークル作品

八十年見なれし山は緑して
麦の秋そここ小さき部落見ゆ
朝曇りはるか水鶏の遠たたき
都入り入学の子とつれだちて
藤の花下刈りの手をしばし止め
土手に並ぶ写生の児等に春の風
枯草の中に見かけし路のとう
勝手より柏餅よと児等と呼ぶ
暮れなすむ平和の里の春の雨
山吹き車窓に楽し甲斐に入る
長梅雨やはたるぶくろは深く垂る

大木
柴山
曉風
茂久
吉久
嘉久
つや子
喜代子
迪子
申子
耕子

(六) 身延の句碑

ア、俵石句碑

所在地 身延元町岩の鼻
建立 天保二年辛卯仲夏

御命講や油のような酒五升
此の山の茂りや妙の一字より
法華経とのみ山彦も鳥の音も

芭蕉
蓼太
完来

イ、梅ヶ丘句碑

所在地 身延上之山梅ヶ丘



俵石の句碑

建立 昭和十四年四月

訪ふ人の心のままに梅かほる

如々

ウ、山梨十景句碑

所在地 身延山菩提梯畔

建立 昭和二十七日十一月一日

法鼓鳴り全山の霧動き初む

水心子

エ、芭蕉句碑（今は流失してない）

所在地 丸滝不動滝畔

建立 不詳

酒のみにかたらむかかる滝の花

芭蕉

オ、芭蕉句碑

所在地 光子沢谷津

建立 不詳

春も漸けしきととのふ月と梅

芭蕉

カ、豆人句碑

所在地 下山本国寺境内
建立 昭和三十三年三月三十日

天の川安房へ久遠に流れぬて

豆人



豆人の句碑

キ、俳泉塚句碑

所在地 梅平笠井美充邸内

建立 昭和二十八年四月

万まで趣味に榮えて親子皇沙

美月

同邸池のほとりに、故宗匠だちの辞世の句碑がある。

起されて居る寝心や春の雨

寒牡丹こもりそこねて仕舞いけり

別れても亦逢う春の待たれけり

虫さまざま寂深みたる夜なりけり

花笑
竹風
弘人
嵐山

一一、短歌

本町における短歌について、町内グループ活動の状況を訪ねながら、遠い昔の有名和歌を記述する。

(一) 短歌グループ

ア、須曾乃短歌会身延支部

昭和三十七年一月二十一日十九名で発足、現在須曾乃短歌会同人佐野八千代支部長を中心に会員三十名を数え、毎月一回研究歌会を開いて精進を重ねてその作品を機関誌須曾乃に投稿。また吟行歌会もし、日に日にびて行く会である。

八十戸の陸の孤島のごとき村へバス通さんと衆はげみおり

牛久保 耕子

万緑の樹下を過ぎ来て汗ふけば花に出あいぬ桐のむらさき

高橋 つえ子

のぼり来し寺庭に冬をふかれいつ四季咲く桜のいとも小さかりき

藤田 武子

かなしきまでに静かにかまえ寒空にたえて久しき二分咲の梅

柳沢 みよ子

降り侍ちて館山駅前南国のムード盛り立つ大き蘇鉄に

鍋島 八州子

ラッパ水仙の花はいとほし何げなく乳吸う吾子の唇に似て

佐野 玉泉

あじさいの幼き花に降る雨とゆすら梅の可隣さよ六月の詩

相河 千代

花嫁に添いて歩ゆめば川添道に春を息づくふきのとう萌ゆ

佐野 八千代

将と兵無事に帰りてここに集う酒飲む程に手をとりに泣く

池上 ただし

イ、下山短歌会

遠藤素人(重利)主宰で、昭和三十六年十一月創立、会員五十六名で下山、角打、塩之沢にて月例会を開き、機関誌「南風」を毎月一回発行(昭和四十三年九月第八卷第四号)している。

切々とむねにしみ入るものありて雲流るるを黙止し目守りぬ

望月 宗

上塗りのその手さばきのみごとさよセメン塗る人よき妻ありて

遠藤 道子

からからと声高らかに笑ふ人ひさびさに来てわれをなぐさむ

遠藤 まつじ

灯をこひてまぎれ入りたるひぐらしのなにをあはれに羽はたきつづく

石川 寿恵

姉に荻妹に萩と名づけたるみおやのこころ問はで別れぬ

合田 はぎの

水芭蕉咲きたりといふ岩清水こころひかれてのぼり来にけり

前田 一京

風に乗りて父のみたまの帰りけむ軒の提灯ゆれやますけり

鈴木 巴

秋雨のそほ降る宵の部屋ぬちは磨る墨にはふ身に泌むほどに

市川 清

百日紅白き花房風そひて今を盛りと咲き誇りけり

望月 すわの

水盤の前に座りてしばらくを菊の香りにひたりゐにけり

望月 幸恵

無惨にも機体はくだけ飛び散りて水漬く屍は見えずありとふ

遠藤 静枝

沈黙の叡智のひらめき放ちつつ白百合朝を庭に咲き出づ

佐藤 とき子

今日はどこ明日はどこへとあきなひの行く先き先きをおもう毎日

佐野 かつ代

萱の根を堀れば青き芽育ちのし春のいぶきを待つ草にして

川窪 リエ

早春の光をあびて夫の押す耕耘機まぶしく光りをかへす

天野 和子

刈る萱の中にまじりて山萩の花こぼるれど鎌まきよする

伯耆 よし恵

故郷の歌のリズムのなつかしき四十年はいつ去りゆきし

望月 富恵

幾歳を待ちわびたりし今日の日ぞうれしさあまりて涙のみ湧く(子の結婚)

望月 くに子

よべ活けしエリカの花のこまやかさあさひをうけて色あざやかに

佐野 嘉津恵

徹りたる強きこころの無きところ自治も自由もなにあらめやも

遠藤 素人

ウ、か おり 会

帯金小学校PTAの有志のグループで、望月三枝子を中心に毎月一回歌会を催し、歌を通じて心のふれあいを求めている。

訪問着輝くばかり着こなして二女めぐみ今日成人式なり

大久保 としみ

コスモスの花一輪を浮かべつついずこへ水の流れゆくらん

伊藤 香之枝

青空を映して楽し露天風呂寄せ合う肩に萩の花散る

高山 民子

結婚の記念日なりと吾が夫は真珠のネックレス買ってくれたり

依田 智恵子

仏壇の吾子の写真ながめつつ心ゆく迄泣きし吾なり

伊藤 京

ひたむきに友と詠みたる歌なりきよき思い出したためおかん

高野 とし子

病床のわれ見舞われるグループの顔、顔、顔に涙ぐみたり

深沢 君江

とりどりに咲きそいたる花々に種を送れる友を偲びぬ

高山 たまき

団子花かざればこも小正月のけはいあたりに満ち満ちて来ぬ

千須和 香悦子

それぞれにポーズをとりて並びいるカメラの前のあどけなき顔

吉野 秋子

大学の自治を論ずる吾子三人おのおのにもゆずることなく

望月 三枝子

エ、美知思波身延支部

昭和二十四年、清水利喜子、松野光代、森田幸子、中山トモヨ達が中心となり美知思波身延支部を結成した。

飯富の若尾武雄や先輩を招いて毎月一回歌会を開催し作歌、歌評等の指導をうけた。また、美知思波主催の吟行等にも参加し勉強を読けた。

吾が庭の畑のいくま堀りならし今まき終えむ草花の種

清水 利喜子

野呂川の谷間に湧きし朝霧が仙丈ヶ岳をおおいて登る

望月 勅雄

山腹の家にいつとせ棲みつきぬ屋根低くして展けたる視野

一宮 興一

土を堀り石を重ねしカマドにてフライパンの油すでに沸騰す

松野 光代

一とこりに吹き寄せられて物干の洗濯物のぬれて居りたり

森田 幸子

紅生姜刻みつつみて君を恋う今宵ひそかに逢いたかりけり

小笠原 美恵子

雨だれのしきりに聞ゆる土間にゐて兄は草履を編みつつけており

市川 和正

廻廊をくぐりてゆけば蟬しぐれほしいままる寺の庭なり

大原 はるえ

いらだてる思は言はじ水仙の小さき花に眼をそそぎおり

中山 トモヨ

包丁を持つ手危ふく瓜きざむこの音を誰かきいているべし

窓あけて臥しつづつ見ゆる崖の上肺病起きろとトラックが行く

裏畑にこぼれ穂拾う鶏は雨降るなかに尻を下げつつ

層雲の上にすみたる月ありて白サフランの花のへに来つ

オ、そ の 他

一代の輪贏かまいたいをかけてわがつくる城のかまえに似たる池哉

(二) 身延を歌った和歌

立わたる身のうき雲もはれぬべし妙の御法の鶯の山風

なにゆゑにくだきし骨の名残ぞと思へば袖に玉ぞ散りける

雨しのぐ身延の里の柴垣にすたちはじむる鶯のこゑ

山河の滝津瀬よりもいきほひは流れてはやき老の浪かな

来て見れば袖に涙の時雨沢なき遠き日の跡と思へば

梅の花みのぶの沢ににはいてはむかしながらの春のしのぼる

甲斐はよし身延の山に日蓮のいともありがたきお骨を置く

巻き立つや眼下はるけくこもりたる霧ひとところ乱れむとして

市川 田津

赤池 慶四郎

鈴木 恭子

穴山 節子

松野 大椿

日蓮 聖人

元政 上人

西行 法師

日遠 上人

養珠 院殿

姉崎 正治

吉井 勇

若山 牧水

名木の枝垂れざくらは葉となりてふかぶかと雨の中に鎮もる(身延山)

おのづから世俗のちりのあらわれて濃霧の中をのぼるゴンドラ

(三) 身延の歌碑

中大路 佳郷
中大路 千代子

所在地 身延山三門わき慈濟

橋のほとり

建立 昭和三十六年十月二

十二日

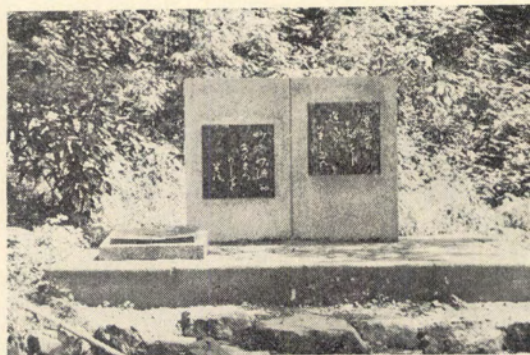
塵点の劫をし

過ぎていましてこの

妙のみ法にあいまつりしを

賢治

宮沢賢治の歌碑 (身延三門内)



昭和文壇に輝く巨星である宮沢賢治の作品は、宗教と文学と科学を融合させた特異のものである。

この歌は宮沢賢治が病床でつづり死後に発見されたいわゆる「最後の手帳」にはさんであった紙片に

書いてあったもので、自分の死期の迫ったのを感じた賢治が、今生において法華経に遭遇したのを無上の喜びとしてしたためたものである。

三、漢 詩

望月 鷲溪

○帰景口号

万死経来身世艱

○選筆所感(大正六年)

平生私淑在前賢

豈期生再入郷関

回頭十有余年夢

今日秋晴滿峽山

○到身延

山上靈場絶世塵

太平橋上梵声新

即身成仏非吾志

生死唯期報国民

一劍磨来二十年

恰好桜桃迎我日

春風又向故郷空

小林 峻山

○祝於身延新庁舎之竣工賦呈(身延新庁舎の竣工を祝し賦して呈す)

日蓮聖境鷲峰傍(日蓮の聖境鷲峰の傍ら)

愛見水明山紫郷(愛し見る水明山紫の郷)

新庁巍然極輪奐(新庁巍然として輪奐を極む)

包蔵町政万年光(包蔵す町政万年の光)

○敬老会場表於感謝

官遊回首幾春秋(官遊首を回せば幾春秋)

歲過杖朝林尚遒(歳は杖朝を過ぎて林遒し)

敬老会場喜何極(敬老会場喜び何ぞ極らん)

感銘溢淚自然流(感銘溢れて涙自然に流る)

佐野 示羊

示羊は水戸浪士前木理左衛門藤原利房について七歳から十二歳まで漢学を学び漢詩に心を惹かれ漢詩を友とするに至っている。

○恭賦恩賜林御下賜五十周年記念

累年災害達天宸(累年の災害天宸に達す)

聖德無辺雨恵仁(聖德無辺恵仁に雨ふらず)

五十周年山蔚徒(五十周年山蔚徒)

咽皇恩百万県民(皇恩に咽びなく百万の県民)

○新年即事

富川千古碧流同(富川千古碧流同じ)

踰躓十年秃白翁(踰躓す十年秃白の翁)

万里延々長堤春(万里延々長堤の春)

帰鳥相逐入篁中(帰鳥相逐いて篁中に入る)

松野 大椿

大椿は茅原華山を師とし、作詩に情熱を打ち込み、その数、千余首に及んでいる。最近の作二首

○水産省新設論稿了賦律三首録其一(水産省新設論の稿了り律三首を賦し其の一つを録す)

一代辛酸世路殊(一代の辛酸世路殊なり)

敢傾卑陋問江湖(敢て卑陋を傾けて江湖に問はんとす)

書繙万卷懷辛鶴(書は万卷を繙きて辛鶴を懷ふも)

躬跨三朝喟腐儒(躬は三朝に跨り腐儒を喟く)

黃鳥頻吟通水底(黃鳥頻りに吟じて水底にも通い)

皓花初笑照山隅(皓花は初めて笑い山隅を照す)

微言獻替輪功未(微言の獻替功を輪せしや未や)

静眺游魚独守愚(静に游魚を眺めて独愚を守らん)

○述懷

避俗椿山奥(俗をさく椿山の奥)

創池草里頭(池をつくる草里のほとり)

白雲孤鶴憩(白雲孤鶴いこい)

碧水万鱗游(碧水万鱗およぐ)

拓地男兒業(地をひらくは男兒の業)

済民君子愛(民を済ふは君子の愛)

如今鮮自在(如今鮮自在なり)

何羨翰郎舟(何ぞ羨まんや翰郎が舟)

市川 甲陽

○偶成

蕭々落木富川頭(蕭々たる落木富川頭り)

殷々鐘声出谷幽(殷々たる鐘声谷より出でて幽なり)

回首乱山重疊処(首を回せば乱山重疊の処)

雲流忽認酒家樓（雲流忽ち認む酒家の楼）

○昭和二十三年

徒送余生野水浜（徒に余生を送る野水の浜）

煮餅茅屋樂清貧（茅屋に餅を煮て清貧を楽しまん）

山川瑞色春將動（山川の瑞色春將に動かんとなす）

恭拜初陽一介民（恭しく初陽を拜す一介の民）

四、その他の

山内 一史

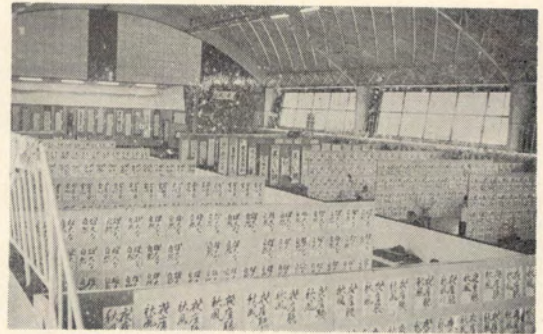
下山の山内家に生をうけ、市川大門町に齒科医を開業、若くしてこの世を去ったが多くの文人と交り「熟柿」、その他数編の著書にその天稟を現わし、峡中文壇にその名を馳せた一史は身延が生んだ逸材である。

第二節 書道

一、身延山全国書道展覧会

昭和二十三年、身延山全国書道展が、加藤雲洞（松戸市）後藤松溪、市川雲溪等の努力により、身延山久遠寺主催のもとに祖山学院（現身延山短期大学）を会場として開催された。爾来、中里日応、若尾雲峯、野島小舟、池上荒一、佐野淳司、佐野越堂、長田白水、依田竹邸、望月七弥等の協力により一五カ年間つづけられ、本町書道教育の振興に大きな足跡をのこした。

昭和二十八年、身延町教育委員会が発足し、中里日応が教育長に就任したのを期に、教育委員会がこれを主催し、二十九年、山梨県教育委員会と



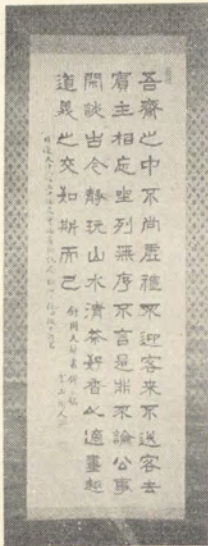
身延山全国書道展覧会

○○○点を越える盛況をつづけた。

しかしながら、昭和三十七年、第十五回展を最後に種々の事情により中止のやむなきにいたった。

二、過去の書道家

釈 雲山 大野山本遠寺第四十一世住職で昭和三年（一九二八）より昭和十一年

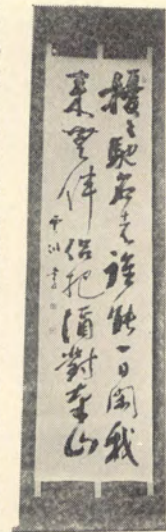


筆の雲山 釈

（一九三六）までその職にあつた。当時、昭和の三筆といわれその能筆をうた

われた。しかし本町に在住することが少なかったもので、その墨跡はすくない。

加藤 雲洞 日蓮宗僧侶 昭和五年より十五カ年間、本町に在住する。



筆の洞の雲加藤 (市川博蔵)

その間、身延山祖山学院、県立身延中学校で書道の教鞭をとるかたわら塾を開

いて指導にあたり、書道の町としての名声を高からしめた。その薰陶を受けた人々が現在身延町書道の中心となっている。松戸市に転居後も第一回身延山全国書道展より、第十五回までその中心として指導された。また、日本書道院の総務として書道界に貢献された。昭和四十二年、松戸市において逝去する。

三、現在の書道家

市川 雲溪 加藤雲洞に師事する。日本教育書道連盟審査員、日本教育書道連盟能力検定試験委員、大阪書道研究研精会総務として活躍するかたわら、塾を開き指導に専念している。

中里 日応 加藤雲洞、上田桑鳩に師事する。身延山短期大学、県立身延高等学校の書道指導を担当のかたわら塾を開き、近隣子弟の指導にあたっている。

若尾 雲峰 加藤雲洞に師事する。身延小学校教諭、身延高等学校書道講師を歴任し、現在塾を開き、児童、生徒の書道指導に専念している。

望月 松洞 市川雲溪に師事する。特に役場職員と余暇を利用して書道を修練しその技術向上を図り、身延町が山梨県町村事務能率増進協議会書道の部に優秀な成績を収めているのはその指導に負うところが多い。かつて塾を開き児童、生徒の書道指導に貢献した。

第三節 絵画と写真

町内にある有名絵画は一応文化財の美術品の項に載せてあるのでここでは省略する。

現在本町内で画筆をとる人は例年の町文化祭などへ出品した山岸一弥、深沢平、若林光男、鈴木俊男、鈴木富治、武藤じゅんこ、深沢公夫、松田虎男、古屋久恵、他佳野松江、深沢みさを、小林月溪等があり、グループ活動では、山岸一弥、望月は恒、望月勅雄等で県文化祭出品の意欲に燃えている。

写真クラブ「身延ミラー」

身延町内の写真愛好家十二名により、昭和三十八年に結成されたクラブで、全日本写真連盟の傘下にある、山梨写真文化連盟の支部として、各種



作品「雪の久遠寺」撮影 遠藤能明

コンクールに出品するなど活発に活動している。
昭和三十八年にはクラブとして、山梨写真文化連盟コンクールで第一位を獲得したほか、会員の中には、一流のコンテストに優秀な成績をおさめているものが少なくない。会長は遠藤能明である。

第四節 彫刻

下山大工には彫刻の名手も数多くあったが、現存している彫刻物から見て先づ第一に指を屈するのは、石川久左衛門の下山本国寺のお厨子、石川七郎左衛門の下山南松院の武田門の額「正福山」下山龍雲寺所蔵の唐獅子等からその手腕の程がうかがわれる。また下山新町の青木文蔵の横根八幡宮のお厨子の彫刻、それに小沢一仙にゆかりのある小沢半兵衛の清住町清正公堂向拜の木鼻等も逸品のほまれが高い。



下山・松木輝殷の作品（本国寺蔵）



下山の一宮加茂神社本殿の欄間

日法上人も久遠寺の日蓮聖人坐像、鏡円坊の日蓮聖人像等優れた作品を

残されている。

なお、近頃の人で仏像彫刻師として、小松光重は東京の生れであるが、本山関係の彫刻に専念し、昭和四十二年死亡した。

池上祐太郎、池上延次、原田喜孝、佐野直治等、その作品は身延に多く現存している。

第五節 音楽

一、身延町の音楽

身延町の音楽が盛んになり、世に認められるようになったのは、やはり学校音楽が皮切りであろう。

昭和三十年ころ、身延小学校教諭の近藤博の指導によって、器楽合奏のクラブ活動がはじめられ、県下の大会にも出場するようになった。

昭和三十三年ころからは、身延中学校教諭の渡辺正己を中心に身延小・中学校や、身延高校のブラスバンド部で、器楽に合唱に音楽活動が活発になり、さらに町内の各学校もこれに呼応し、音楽教育に力を入れるようになった。

昭和三十七年ころになって身延町を「音楽の町」にしようとの声があがり、青年団の合唱グループも現われた。これを町民全体のものにしようとして、身延町音楽愛好会が誕生し、事務局長に深沢徹が就任し、会員も教師・商店主・保母・店員・主婦・会社員なり六〇余名となり、レコード収集家の畑野稔・佐野利雄も加わり、定期的にレコード鑑賞会を開いた。

この会はやがて渡辺正己・佐野隆子・近藤博等の指導によって、合唱の練習もはじめるようになった。

また、身延町青年団連絡協議会では、身延中央公民館で合唱と、演劇の



身延小学校器楽部の演奏

青年祭を聞くなど身延町の音楽は、一段と盛況を呈するようになった。

やがて、第一回の身延町民音楽祭につづいて昭和三十八年には、東京立正高校のブラスバンドを招いて、第二回の町民音楽祭も開催された。

一方学校の音楽については、昭和三十七年度に豊岡小学校清子分校は、文部省の指定によりへき地における情操教育と

して、音楽について研究しその成果を発表した。また身延小学校は、器楽合奏で県内のみならず、全国大会にも出場し優秀な成績をおさめている。

昭和四十年には身延町文化協会が結成され、以来年々文化祭が開催され、音楽祭にかわってその行事の一つに、音楽がとり入れられている。

今後の課題として、文化協会が中心になり、町内の音楽愛好家を結集し、リーダーをも育て、名実ともに「音楽の町」としたいものである。

なお、身延町独特の歌題目をはじめ、日蓮聖人のゆかりの歌をも宣伝すべきであろう。

二、本町出身の音楽家

山田宗次郎

身延仲町に生れ、現在コロムビアレコード会社の指揮者など勤めている。

渡辺 正巳

山梨師範出身で、富里小学校・山梨大学付属小学校・身延中学校等に勤務し、山梨県教育委員会の指導主事となり、昭和四十一年早川南小学校長となった。

指導主事在任中、文部省の命により、音楽指導のため沖繩へ派遣されたことがある。

身延町婦人会歌をはじめ、多数の作曲がある。

なお現在県下小・中学校音楽研究連盟の会長である。

望月 真也

旧性遠藤、現在教寄屋橋ビヤホールニュー東京に勤務し、同店の全国四十数カ所の支店楽手に得意の器楽の指導をしている。

なお、幼時よりアコーディオンを得意としていた。

第六節 舞 踊

ヨネヤマママコ

東京教育大学体育学部の出身で、昭和三十年に「雪の夜に猫を捨てる」の創作で舞踊界にデビューし、昭和三十一年金田一京助のアイヌ民謡ユーカラの「ハンチキキ」四幕の大作を成、昭和三十四年NHKの「私はパッパ」で一般に知られ、昭和三十七年渡米、昭和四十二年自作自演の短編映画を完成、各大学にパントマイムを教える。

コマーシャルにも出演し米人に知られている。



舞踊家ヨネヤマ・ママコ

藤間法素娥（望月房江）

藤間新流の宗家藤間観素娥の直弟子で本県舞踊界の名手として、多くの人々を指導しており、門下生は一〇〇名を越え、身延町波木井に研究所を開設している。同師の振り付けに身延山関係の歌として次のような代表作がある。

- ああ日蓮（作詞、藤間哲郎、作曲、桜田誠一）
- 大鼓音頭（作詞、作曲ともにああ日蓮に同じ）
- 身延山讃歌（作詞、細井鶴郎、作曲平川英夫）
- 七面山奉讃歌（作詞、星野一俊、作曲、小西潤）
- お題目音頭（作詞、藤井日静 作曲、名木秀夫）

一門弟子中に名取八名をかぞえ、町内には藤間繁素娥（望月亜子）藤間延素娥（佐藤妙子）藤間晶素娥（深沢初江）藤間博素娥（諏訪博子）が在住している。

身延山藤間会

藤間勘妙己を三島市より招いて、昭和三十七年四月に発足東谷寛林坊を会場として、毎月一週間連続して藤間流日本舞踊を修業している。同好者



藤間法素娥

ワイトブロンズ賞、日本映画記者会賞、NHK映画賞、ブルーリボン賞、キネマ旬報賞、日本映画の主演女優賞等を受賞している。

第七節 華道、茶道、筆曲

一、華道（第四章第八節私塾参照）

種部 かつ（華道家元池の坊）

昭和元年（一八二六）より教授をしている。毎年三月家元主催の東京都美術館の華道展に出品し、家元より総華督の称号を許されている。

山田 一雪（松山古流社中）

師範者だけで月一度研究会をし、また野外稽古等もしている。門下生三人を数える。

池上 一照（日本華道古流家元顧問）

昭和十六年（一九四一）古遠州流生花に入り、二十一年日本華道古流に

は十五名で年一回発表会を開いている。

本町出身の芸能人

若尾 文子（昭和八年十一月八日生）

第二次世界大戦中は母とともに父の郷里清子へ疎開した。

後大映の女優となったが、疎開当時通学した清子分校を忘れないで図書や羽子板を贈ったことがある。身延山で結婚式を挙げたことは有名である。ホ

入門、師範、正師範、会頭職を経て四十三年一月顧問職を許されている。現在は梅平の自宅で華道指導に携っているとともに、研究会を開きまた流展に参加して研究に余念がない。

門下生の師範坂本一操は昭和三十年頃より華道の研究に入り、現在自宅で同好者と稽古に研究に没頭して、四十二年度の流展に準優勝して家元からその努力を認められた。

上杉 一友

昭和三十一年より、青年学級・婦人学級・青年団等を指導したが、現在は大島青年学級生とともに、農村にふさわしい活花の研究に身をうちこんでいる。

前田 一京

昭和三十二年頃から、大河内婦人会・下山婦人会・下山青年団・塩之沢・大島・角打の各婦人会の指導に寧日ない活動をつづけている。

二、茶 道

山田 宗由（裏千家今日庵社中）

年二度茶会を行なっている。

今村 和子（裏千家今日庵準教授）

昭和四十年十二月まで茶道教室を開いていたが家事の都合で現在は休止している。

青沼 節代（裏千家今日庵師範）

大野にて茶道教室をひらいている。

三、箏 曲

大沢 園絹（身延箏曲研究会・師範）

情操教育の一端にもと思いをはせて昭和二十八年から町内有志や、身延



大沢園絹の箏曲演奏

列社正師範を免許された。昭和三十六年九月お茶の水池の坊学園に入學し、目下秀列社大師範を旨とし勉強中。
昭和三十七年から東京都本郷で、昭和三十八年から郷里身延でも教授している。門下生は合計四〇名である。

高校生を指導している。三十七年一月身延山年頭会の式典に奉納演奏をして以来毎年つづけている。

野村 秀浩（浩子）

昭和三十三年八月準師範免許

昭和三十五年六月師範免許

昭和三十五年四月の開軒記念演奏会をはじめ、たびたび演奏会を開催している。

現在三〇余名の門弟とともに、その道に精進している。

佐野秀七七（七七子）

昭和二十四年三月高橋秀清に師事し、昭和三十六年十二月家元秀